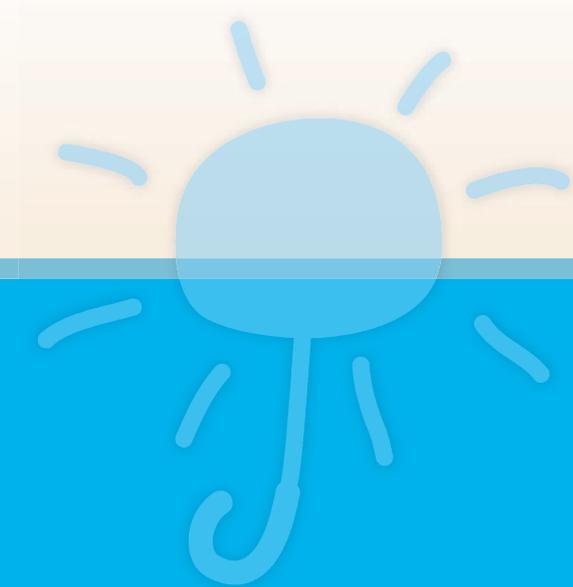


# 法テラス白書

令和2年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著





# 法テラス白書

## 令和2年度版

日本司法支援センター 編著

# 法テラス 運営理念

## 使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

## 心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

## 行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

## 法テラス白書（令和2年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務を実施し、さらに法テラス震災特例法が令和3年3月31日に役目を終えるまで、東日本大震災法律援助を実施してまいりました。

国民の司法アクセスニーズの増大・多様化とともに業務は拡大しており、平成28年7月から大規模災害に関する被災者法律相談援助を、平成30年1月から認知機能の十分でない方々に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助を開始し、また、国選弁護関係でも、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。これまで多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に創立から15周年を迎えることができましたことを、深く感謝申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が国民の社会生活に深刻な影響を及ぼしました。当センターにおいても、対面による情報提供や法律相談の運営等について一時縮小等を余儀なくされましたが、利用者等の感染予防策を徹底するなどして、各種業務の継続に努めました。法律相談については、令和2年5月から、電話等を活用した法律相談を実施しており、また、同感染症に関するQ&Aをホームページに掲載するなど迅速な情報提供を行っています。

また、令和2年度も自然災害が頻発し、引き続き被災者支援に取り組みました。前年度から継続の令和元年台風第19号の被災者法律相談援助を令和2年10月まで実施したほか、令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助を同月から実施し、被害に関する法制度等について、ホームページを活用するなどして情報提供にも努めました。

さらに、令和2年7月には政府が開設した外国人在留支援センター（FRESC /フレスク）内に法テラスの国際室を新たに設置し、多言語情報提供サービスでは、令和3年1月からインドネシア語を加えて10言語に拡大するなど、外国人対応についても充実を図っています。

本白書では、このような令和2年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、第1に東日本大震災における被災地出張所に関する取組、第2に昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に関する取組、第3に外国人への法的支援に向けた取組について取り上げました。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題をはじめ、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が求められています。皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子

# 目次

法テラス運営理念	2
法テラス白書(令和2年度版)の発刊に寄せて	3
<b>■法テラスの概要</b>	8
1. 概要	8
(1) 設立	8
(2) 組織	8
(3) 主な業務	9
(4) 事務所	10
(5) 予算・決算の概要	12
2. 主な業務の概況	13
3. グラフでみる法テラスの15年	14
<b>■法テラスのあゆみ</b>	16
1. これまでのあゆみ	16
2. 令和2年度の主な出来事	18
<b>特集1 東日本大震災と法テラス被災地出張所</b> —被災者と司法をつなぐ架け橋に—	
第1 震災直後の動き	20
第2 被災地における法律問題と司法アクセス障害	21
第3 法的支援体制の整備	22
第4 もっと身近に —情報と心理の壁をなくすために—	25
第5 被災地出張所の活動とその教訓	29
寄稿1 司法に期待する被災地支援	32
寄稿2 弁護士と自治体 —東日本大震災・原発事故から—	34
<b>特集2 令和2年度の新型コロナウイルス感染症</b> <b>に関する法テラスの取組</b>	
第1 法テラスにおける対応	36
第2 業務の状況について	37
第3 その他の取組について	40
<b>特集3 外国人への法的支援に向けた</b> <b>法テラスの取組</b>	
第1 日本に暮らす外国人の状況と 法的支援の必要性	41
第2 法テラスのこれまでの取組	42
第3 法テラスの新たな取組	44
第4 各地の現場における取組	48
<b>1. 情報提供業務</b>	
1-1 令和2年度における業務の概況	49
(1) 利用者の利便性向上のための取組	49
(2) 品質向上のための取組	49
(3) 多言語での情報提供	50
(4) 法教育の取組	50
1-2 業務の概要	51
1-3 問合せ件数	52
(1) サポートダイヤル	52
(2) 地方事務所	53
1-4 問合せの傾向	54

(1) サポートダイヤル	54
(2) 地方事務所	57
1-5 認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)	58
1-6 利用者の地域分布	60
(1) サポートダイヤル	60
(2) 地方事務所	61
1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)	62
1-8 多言語情報提供サービス	63
(1) サービスの概要	63
(2) サービスの仕組み	63
(3) 問合せ件数	64
(4) 問合せの傾向	65
(5) 認知媒体	65
(6) 利用者の地域分布	66
1-9 法教育	67
<b>2. 民事法律扶助業務</b>	
2-1 令和2年度における業務の概況	70
(1) 法律相談援助及び代理援助の概況	70
(2) 電話等法律相談援助を開始	70
(3) 令和2年7月豪雨の被災者に対し、 被災者法律相談援助を実施	70
(4) 特定援助対象者援助事業の状況	70
2-2 業務の概要	71
1 民事法律扶助業務	71
2 特定援助対象者援助事業	73
(1) 特定援助対象者法律相談援助	73
(2) 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大	73
3 被災者法律相談援助	73
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移	74
2-4 法律相談援助の状況	75
1 法律相談援助の状況	75
(1) 実施状況	75
(2) 法律相談援助利用者の属性	77
2 特定援助対象者援助事業の状況	78
特定援助対象者法律相談援助の実施状況	78
3 外国人向け法律相談の状況	79
2-5 代理援助・書類作成援助の状況	80
(1) 実施状況	80
(2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性	81
2-6 代理援助の状況	83
2-7 書類作成援助の状況	85
2-8 立替金の償還(返済)	86
(1) 償還	86
(2) 立替金の免除	86
2-9 不服申立てと再審査申立て	87
<b>3. 国選弁護等関連業務</b>	
3-1 令和2年度における業務の概況	99
3-2 国選弁護関連業務	100
(1) 業務の概要	100

(2) 国選弁護制度	100
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	102
(4) 国選弁護人候補の指名通知	103
(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	106
(6) 国選算定基準の改正	108
3-3 国選付添関連業務	109
(1) 業務の概要	109
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	111

## 4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4-1 令和2年度における業務の概況	117
(1) 常勤弁護士とは	117
(2) 司法ソーシャルワークに関する業務	117
(3) 被災地での活動	117
4-2 業務の概要	118
4-3 常勤弁護士の配置	118
(1) 配置	118
(2) 司法修習直後の者からの採用	120
4-4 常勤弁護士の確保	121
4-5 司法過疎地域事務所の設置	122
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	123
(1) 実務研修	123
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	126

## 5. 犯罪被害者支援業務

5-1 令和2年度における業務の概況	127
(1) 犯罪被害者支援業務の概況	127
(2) DV等被害者法律相談援助業務の概況	127
(3) 研修等の実施	128
5-2 犯罪被害者支援業務の概要	129
5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等	131
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル	131
(2) 地方事務所	135
5-4 DV等被害者法律相談援助業務	140
5-5 被害者国選弁護関連業務	144
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度の概要	144
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	145
5-6 被害者参加旅費等支給業務	147
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	147
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	148

## 6. 災害対応

6-1 法テラスにおける災害対応	149
1 東日本大震災への対応	149
2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助	150
3 被災者への情報提供	150
6-2 令和2年度における災害対応	153
1 令和2年度の災害	153
2 令和2年7月豪雨への対応	154
(1) 令和2年7月豪雨における 被災者法律相談援助業務の実施状況	155

(2) 令和2年7月豪雨における 情報提供業務の実施状況	157
3 令和元年台風第15号及び第19号への対応	158
(1) 令和元年台風第19号における 被災者法律相談援助業務の実施状況	158
(2) 令和元年台風第15号・第19号における 情報提供業務の実施状況	160
6-3 東日本大震災対応	161
1 震災法律援助業務の実施状況	161
(1) 業務の状況	161
(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移	165
2 被災地出張所における「よろず相談」	167
3 法テラス災害ダイヤル (震災法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)	170

## 7. 受託業務

7-1 業務の概要	171
日本弁護士連合会委託援助業務	171
(1) 業務内容	171
(2) 援助要件等	173
(3) 業務実績	173
(4) 援助費用	173

## 8. その他

8-1 組織	176
(1) 本部と地方事務所の組織	176
(2) 事務所	177
(3) 根拠法	180
(4) 主務大臣	180
(5) 資本金	180
(6) 役員の状況	180
(7) 職員の状況	180
8-2 法テラスの認知状況	181
(1) 認知状況の推移	181
(2) 性別・年代別認知度	182
(3) 認知経路	183
8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声	184
8-4 審査委員会	188
(1) 審査委員会とは	188
(2) 審査委員会の審議事項	189
8-5 顧問会議	190
(1) 設立の趣旨	190
(2) 顧問会議メンバー	190
(3) 顧問会議の開催状況	190
8-6 地方協議会	191
開催の目的、状況	191

## 法テラス用語の解説

## 法テラスの刊行物

# 資料目次

## 特集1 東日本大震災と法テラス被災地出張所 —被災者と司法をつなぐ架け橋に—

## 特集2 令和2年度の新型コロナウイルス感染症に 関する法テラスの取組

資料	特集2-1	民事法律扶助法律相談援助件数の推移	37
資料	特集2-2	DV等被害者法律相談援助件数の推移	37
資料	特集2-3	令和2年度民事法律扶助法律相談援助の 事件別内訳(面談・電話等)	38
資料	特集2-4	新型コロナウイルス感染症の影響にかかる サポートダイヤル問合せ件数の推移	39

## 特集3 外国人への法的支援に向けた法テラスの取組

資料	特集3-1	令和2年度外国籍利用者に対する 法律相談援助の国籍別、事件別内訳	43
資料	特集3-2	Web会議システム等を利用した 多言語法律相談通訳サービスの流れ	44
資料	特集3-3	国際室における問合せ総件数	46
資料	特集3-4	国際室における問合せ内容分野別内訳	46

## 1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	51
資料1-2	サポートダイヤル問合せ件数の推移	52
資料1-3	地方事務所問合せ件数の推移	53
資料1-4	サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	54
資料1-5	令和2年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた 利用者の性別、年代	55
資料1-6	令和2年度サポートダイヤル問合せ分野別の 男女比(上位30分野)	56
資料1-7	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	57
資料1-8	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	58
資料1-9	地方事務所認知媒体内訳の推移	59
資料1-10	令和2年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	60
資料1-11	人口1万人あたりの令和2年度サポートダイヤル 問合せ件数(都道府県別)	60
資料1-12	令和2年度地方事務所別の問合せ件数 (電話・面談の合計数)	61
資料1-13	人口1万人あたりの令和2年度 都道府県別問合せ件数(電話・面談の合計数)	61
資料1-14	令和2年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	62
資料1-15	令和2年度地方事務所紹介先関係機関内訳	62
資料1-16	多言語情報提供サービスの流れ	63
資料1-17	多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移	64
資料1-18	令和2年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳	65
資料1-19	令和2年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳	65
資料1-20	令和2年度利用者居住地別多言語情報提供サービス 問合せ件数(上位20都道府県)	66

## 2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続(全体の流れ)	72
資料2-2	特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ	73
資料2-3	契約弁護士数の推移	74

資料2-4	契約司法書士数の推移	74
資料2-5	法律相談援助件数の推移	75
資料2-6	法律相談援助の事件別内訳の推移	76
資料2-7	法律相談費の推移	76
資料2-8	令和2年度法律相談援助利用者の性別、年代	77
資料2-9	特定援助対象者法律相談援助件数の推移	78
資料2-10	令和2年度特定援助機関別相談実施件数	78
資料2-11	令和2年度申入対象者の資力状況	79
資料2-12	令和2年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳 (一般相談との比較)	79
資料2-13	令和2年度外国人専門相談実施件数	79
資料2-14	代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移	80
資料2-15	令和2年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代	81
資料2-16	代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入(月額)の推移	82
資料2-17	代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移	82
資料2-18	代理援助の事件別内訳の推移	83
資料2-19	代理援助立替金実績の推移	83
資料2-20	代理援助事件の結果別内訳の推移	84
資料2-21	書類作成援助の事件別内訳の推移	85
資料2-22	書類作成援助立替金実績の推移	85
資料2-23	立替金償還実績の推移	86
資料2-24	立替金償還免除実績の推移	86
資料2-25	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	87
付表2-1	契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移(地方事務所別)	88
付表2-2	契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移(地方事務所別)	90
付表2-3	法律相談援助件数の推移(地方事務所別)	92
付表2-4	令和2年度法律相談援助の事件別内訳(地方事務所別)	94
付表2-5	代理援助・書類作成援助件数の推移(地方事務所別)	95
付表2-6	令和2年度代理援助の事件別内訳(地方事務所別)	96
付表2-7	令和2年度代理援助事件の結果別内訳(地方事務所別)	97
付表2-8	令和2年度書類作成援助の事件別内訳(地方事務所別)	98

## 3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護等関連業務の概要	100
資料3-2	勾留状が発付された被疑事件のうち 国選弁護人が付された割合	101
資料3-3	通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合	101
資料3-4	刑事事件の流れと国選弁護制度	101
資料3-5	被疑者国選弁護事件の対象範囲	102
資料3-6	国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移	103
資料3-7	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	104
資料3-8	被疑者国選弁護事件受理件数の推移	105
資料3-9	被告人国選弁護事件受理件数の推移	105
資料3-10	被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び 多数回接見加算報酬	106
資料3-11	被告人国選弁護事件(裁判員裁判事件以外)の基礎報酬	107
資料3-12	裁判員裁判事件の基礎報酬	107
資料3-13	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	107
資料3-14	少年事件の流れと国選付添制度	109
資料3-15	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移	110
資料3-16	国選付添事件受理件数の推移	110
資料3-17	一般保護事件のうち国選付添人が付された割合	111
資料3-18	国選付添人の基礎報酬	112

資料3-19	実質審理期日に対する加算報酬	112
付表3-1	国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	113
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	114
付表3-3	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	115
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	116

## 4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	119
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	120
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	122
資料4-4	常勤弁護士に対する研修実施状況	124

## 5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の流れ	129
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	130
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移	131
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移	132
資料5-5	令和2年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳	133
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移	134
資料5-7	地方事務所問合せ件数の推移	135
資料5-8	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	136
資料5-9	令和2年度地方事務所紹介先関係機関内訳	137
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	138
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)	138
資料5-12	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移	139
資料5-13	令和2年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳	139
資料5-14	DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ	140
資料5-15	DV等被害者法律相談援助件数の推移	141
資料5-16	令和2年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳	141
資料5-17	令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別	142
資料5-18	令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代	142
資料5-19	児童向けポスター及びポケットカード	143
資料5-20	DV等被害者援助弁護士数(地方事務所別)	143
資料5-21	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	144
資料5-22	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	145
資料5-23	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移(地方事務所別)	145
資料5-24	選定請求件数及び罪名内訳	146
資料5-25	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と 国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)	146
資料5-26	被害者参加旅費等の支給の流れ	147
資料5-27	被害者参加旅費等支給実績の推移	148

## 6. 災害対応

資料6-1	法テラス災害対応年表	151
資料6-2	災害時に利用できる制度の比較	152
資料6-3	令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の月別件数の推移	155
資料6-4	令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の事務所別件数	155
資料6-5	令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の事件別内訳	156
資料6-6	令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の実施場所別内訳	156
資料6-7	令和2年7月豪雨に関する問合せ月別件数の推移	157

資料6-8	令和2年7月豪雨に関する問合せ分野別内訳	157
資料6-9	令和元年台風第19号被災者法律相談援助の月別件数の推移	158
資料6-10	令和元年台風第19号被災者法律相談援助の事務所別件数	159
資料6-11	令和元年台風第19号被災者法律相談援助の事件別内訳	159
資料6-12	令和元年台風第19号被災者法律相談援助の実施場所別内訳	160
資料6-13	令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ分野別内訳	160
資料6-14	震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成 援助件数の推移	162
資料6-15	震災法律相談援助の年度別事件別内訳の推移	164
資料6-16	震災代理援助の年度別事件別内訳の推移	165
資料6-17	震災法律援助契約弁護士数・ 震災法律援助契約司法書士数の推移	166
資料6-18	被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移	167
資料6-19	法テラス災害ダイヤル(震災 法テラスダイヤル、 被災者専用フリーダイヤル)問合せ内訳の推移	170

## 7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	172
資料7-2	令和2年度申込受理件数(地方事務所別)	174
資料7-3	事業種別申込受理件数の推移	175
資料7-4	事業種別受託業務援助費用の推移	175

## 8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	176
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	177
資料8-3	名称認知度及び業務認知度の推移	181
資料8-4	認知状況の推移	182
資料8-5	認知経路の内訳の推移	183
資料8-6	苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移	184
資料8-7	令和2年度業務別苦情内訳	185
資料8-8	苦情等取扱結果の推移	185
資料8-9	令和2年度「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介	186
資料8-10	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	188
資料8-11	審査委員会議決の内訳	189
資料8-12	令和2年度地方協議会開催一覧	191

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書において、日付の注記のないものは、令和2年3月31日現在の内容を掲載している。

注記3：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」は、「東日本大震災」

「平成28年(2016年)熊本地震」は、「平成28年熊本地震」

「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」は、「平成30年7月豪雨」

「令和元年台風第15号(令和元年房総半島台風)」は、

「令和元年台風第15号」又は「台風第15号」

「令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)」は、

「令和元年台風第19号」又は「台風第19号」

「令和2年(2020年)7月豪雨」は、「令和2年7月豪雨」

## 1. 概要

### (1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。

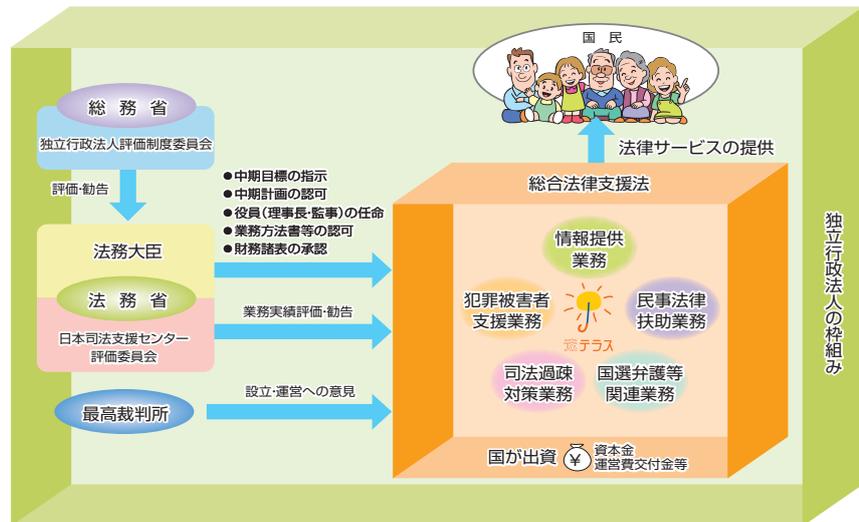
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

### (2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



## 通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

## (3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①総合法律支援法第30条第1項、②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）、③総合法律支援法第30条第2項において次のように規定されている。

### ① 総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

#### ア 情報提供業務（49ページ：1 情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

#### イ 民事法律扶助業務（70ページ：2 民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず法律相談等（平成30年1月24日施行）、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

#### ウ 国選弁護等関連業務（99ページ：3 国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（平成30年6月1日施行）。

#### エ 司法過疎対策業務（117ページ：4 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

#### オ 犯罪被害者支援業務（127ページ：5 犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や

関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払・算定及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず法律相談を実施する業務が追加された(平成30年1月24日施行)。

## 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者、生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

(活動例)

- ・福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- ・福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- ・地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

## ② 法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（149ページ：6 災害対応 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域（東京都を除く）に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

## ③ 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（171ページ：7 受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

## (4) 事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国108か所に事務所を設置（令和3年3月31日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

### ① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

## ② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

## ③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所（宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙））を設置。

## ④ 地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和3年3月31日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	① 地方事務所 (本所)	② 支部	③ 出張所	④ 地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所  都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所  川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	岩手に2か所（震災対応） 宮城に3か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 東京に2か所 大阪に1か所  気仙・大槌（岩手）、東松島・山元・南三陸（宮城）、二本松・ふたば（福島）、上野・八王子（東京）、堺（大阪）	34か所  八雲・江差（函館）、むつ・鱒ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・杵岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所  下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

（注1） 地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

（注2） 被災地出張所である法テラス大槌、法テラス東松島、法テラス山元、法テラス南三陸及び法テラス二本松は、令和3年3月31日をもって閉鎖

## (5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

### 法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運営費交付金	15,396	15,391	15,861	15,820	15,191
国選弁護人確保業務等委託費	15,478	16,851	16,914	17,042	16,945
合計	30,874	32,242	32,775	32,862	32,136
対前年伸び率	△ 0.99	4.43	1.65	0.27	△ 2.21

(注) 平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。

### 法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
<b>収 入</b>					
運営費交付金	15,117	15,396	15,391	15,861	15,820
事業収入（民事法律扶助償還金等）	11,469	11,859	12,206	11,744	12,009
補助金等収入	69	46	45	55	38
受託事業収入	17,411	17,014	17,950	17,857	17,591
その他収入	1,119	1,495	1,667	1,505	1,541
計	45,185	45,811	47,260	47,022	47,000
<b>支 出</b>					
事業経費	32,319	32,928	33,705	33,254	31,782
一般管理費	3,503	3,717	4,061	3,353	3,533
人件費	7,911	7,737	7,875	8,665	8,796
計	43,733	44,382	45,642	45,272	44,111

(注) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	支出
運営費交付金	事業経費
事業収入	一般管理費
補助金等収入	人件費
受託事業収入	
その他収入	

独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの

民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など

国民からの寄附金など

受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの

運営費交付金の繰越分など

民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など

事務所賃借料、広報周知費など

給与、賞与及び法定福利費など

## 2. 主な業務の概況

平成28年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

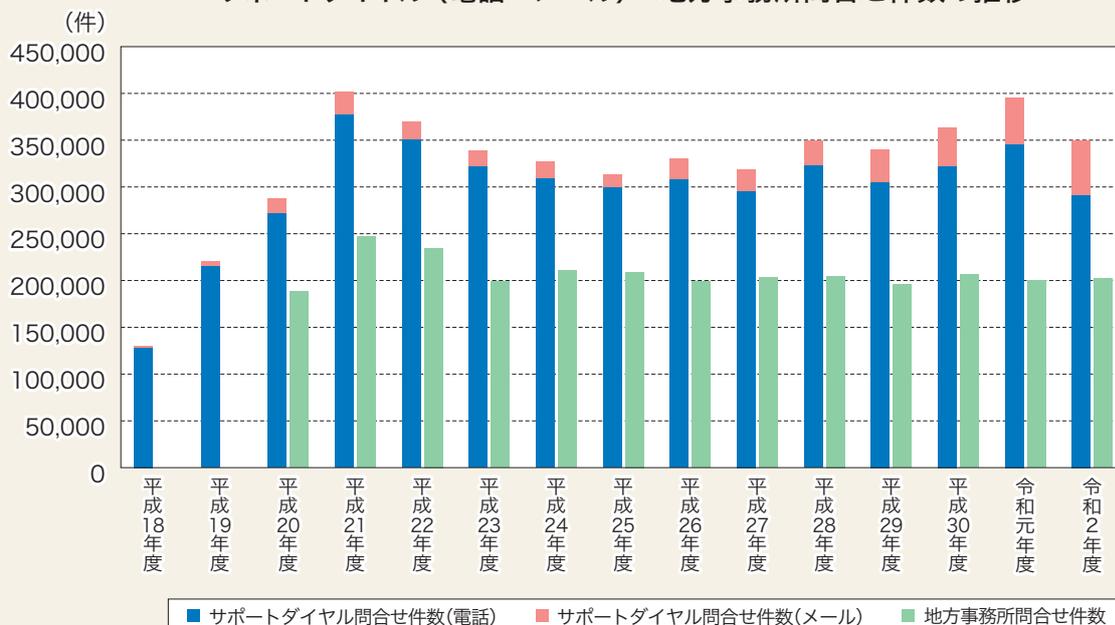
業 務	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
<b>情報提供業務</b>					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	322,595 件	305,130 件	322,150 件	345,623 件	291,194 件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	27,004 件	34,214 件	40,559 件	49,477 件	58,339 件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	349,599 件	339,344 件	362,709 件	395,100 件	349,533 件
地方事務所問合せ件数	204,837 件	196,135 件	206,269 件	200,333 件	202,211 件
<b>民事法律扶助業務</b>					
法律相談援助件数	298,220 件	302,410 件	314,614 件	315,085 件	290,860 件
代理援助件数	108,583 件	114,770 件	115,830 件	112,237 件	105,630 件
書類作成援助件数	3,877 件	4,278 件	3,522 件	3,309 件	3,476 件
契約弁護士数	21,885 人	22,346 人	23,371 人	23,740 人	24,028 人
契約司法書士数	7,193 人	7,294 人	7,440 人	7,453 人	7,500 人
<b>国選弁護等関連業務</b>					
被疑者国選事件受理件数	66,579 件	63,839 件	78,780 件	80,145 件	76,073 件
被告人国選事件受理件数	56,388 件	53,655 件	53,862 件	53,010 件	50,076 件
国選付添事件受理件数	3,427 件	3,417 件	3,489 件	3,325 件	2,941 件
国選弁護人契約弁護士数	27,667 人	28,585 人	29,297 人	30,160 人	30,897 人
国選付添人契約弁護士数	14,272 人	14,867 人	15,177 人	15,501 人	15,886 人
<b>司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務</b>					
常勤弁護士の配置数	232 人	215 人	198 人	201 人	194 人
司法過疎地域事務所の設置数	35 か所	35 か所	35 か所	34 か所	34 か所
<b>犯罪被害者支援業務</b>					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	12,014 件	13,461 件	15,145 件	15,343 件	14,309 件
地方事務所問合せ件数	13,825 件	12,717 件	14,035 件	11,262 件	10,768 件
精通弁護士紹介件数	1,677 件	1,705 件	1,795 件	1,355 件	1,252 件
被害者参加旅費等請求件数	2,912 件	2,685 件	3,111 件	2,818 件	2,758 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	511 件	561 件	635 件	595 件	691 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	4,709 人	5,038 人	5,250 人	5,440 人	5,570 人
<b>震災法律援助業務</b>					
法律相談援助件数	52,995 件	53,433 件	54,765 件	50,944 件	47,101 件
代理援助件数	471 件	219 件	216 件	100 件	678 件
書類作成援助件数	31 件	29 件	0 件	36 件	4 件
震災法律援助契約弁護士数	3,134 人	3,197 人	3,231 人	3,259 人	3,260 人
震災法律援助契約司法書士数	1,205 人	1,224 人	1,219 人	1,236 人	1,237 人
<b>受託業務</b>					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	22,444 件	22,206 件	15,158 件	12,374 件	10,688 件
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数	0 件	1 件	0 件	0 件	-
（注）中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は令和2年3月末で終了					

## 3. グラフでみる法テラスの15年

### 情報提供業務

サポートダイヤルへの問合せについて、令和2年度のメールによる問合せ件数を平成19年度と比較すると、約10倍と大幅に増加した。また、地方事務所への問合せ件数は平成24年度以降20万件前後で推移している。

サポートダイヤル（電話・メール）・地方事務所問合せ件数の推移



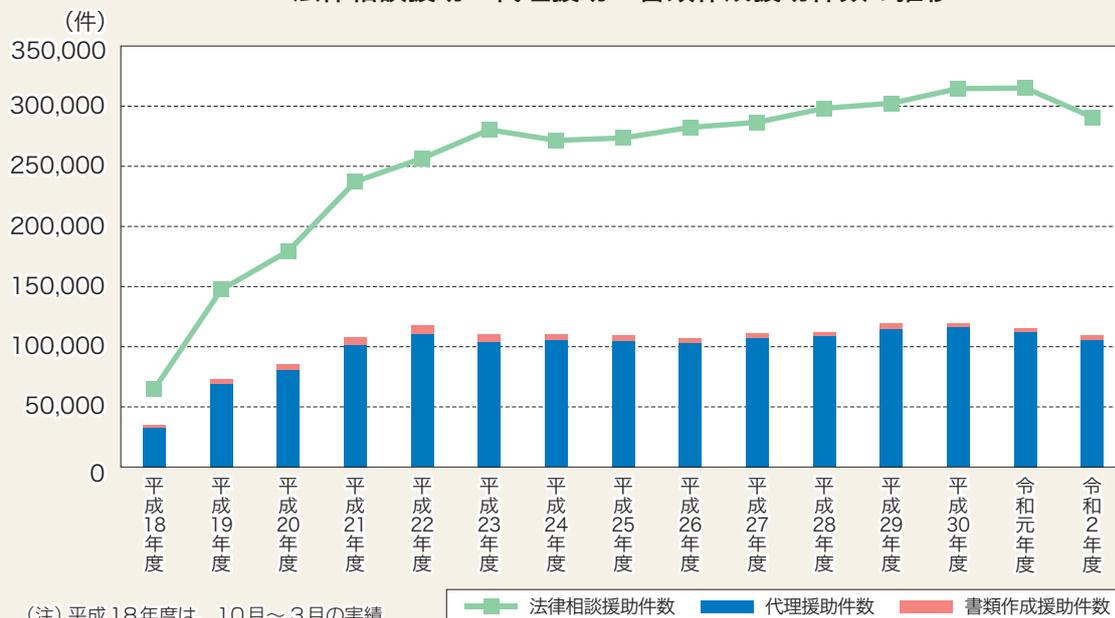
(注1) 平成18年度は、10月～3月の実績

(注2) 平成19年度以前は、サポートダイヤルと地方事務所異なる情報提供システムを使用しており正確な集計比較が難しいため、地方事務所についての統計は平成20年度から掲載している。

### 民事法律扶助業務

法律相談援助件数は平成22年度に25万件を超え、その後も増加傾向であったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、減少した。代理援助件数は平成21年度に10万件を超え、その後は横ばいで推移している。書類作成援助件数は平成22年度に7千件を超え、その後は減少傾向である。

法律相談援助・代理援助・書類作成援助件数の推移

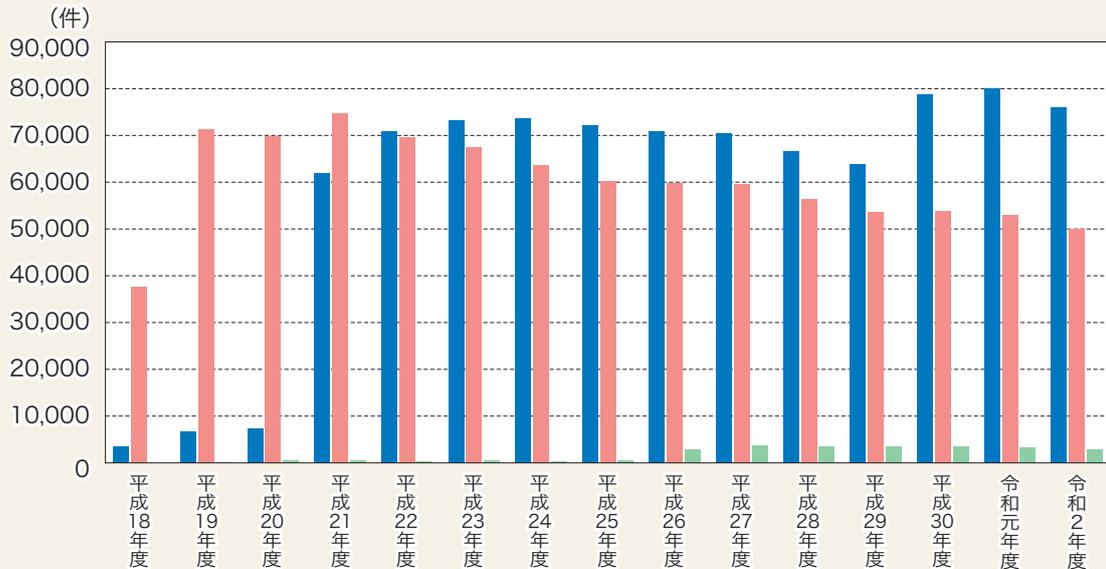


(注) 平成18年度は、10月～3月の実績

## 国選弁護等関連業務

国選弁護関連業務は平成18年10月に開始し、被疑者国選事件については、平成21年5月、平成30年6月にその対象事件の範囲が順次拡大したため、増加した。被告人国選事件は、平成21年度以降緩やかな減少傾向にある。国選付添関連業務は平成19年11月に開始し、その後、平成26年6月に対象事件の範囲が拡大したため、増加した。

被疑者国選事件・被告人国選事件・国選付添事件受理件数の推移



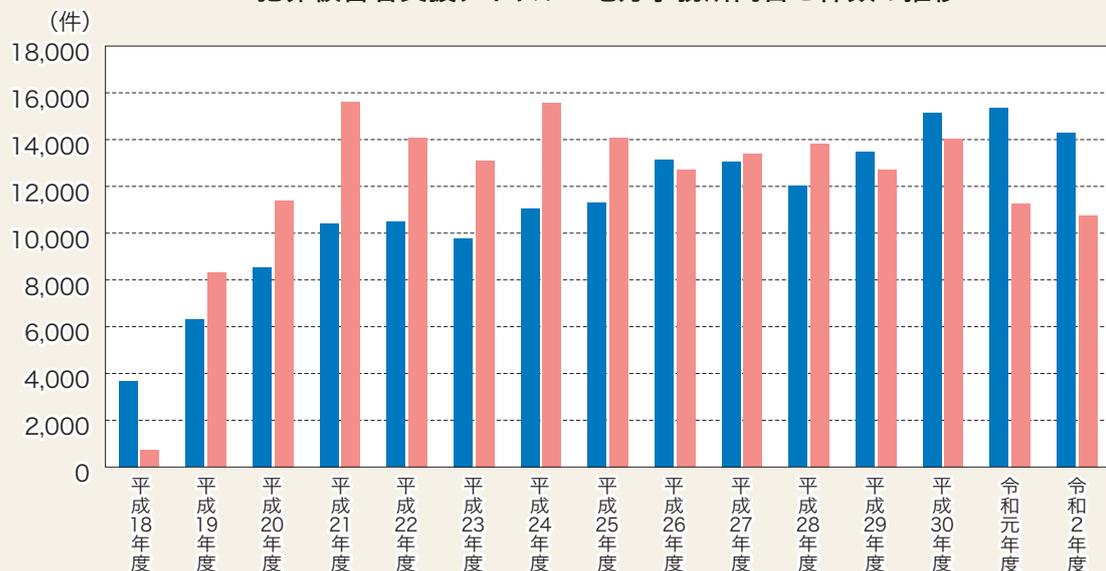
(注) 平成18年度は、10月～3月の実績

■ 被疑者国選事件受理件数 ■ 被告人国選事件受理件数 ■ 国選付添事件受理件数

## 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル」及び地方事務所の問合せ合計件数は、平成21年度以降2万6千件前後で推移している。「犯罪被害者支援ダイヤル」は徐々に認知され、その利用件数が増加している。

犯罪被害者支援ダイヤル・地方事務所問合せ件数の推移



(注) 平成18年度は、10月～3月の実績

■ 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数 ■ 地方事務所問合せ件数

## 1. これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
平成19年	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所 多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	総合法律支援法の一部を改正する法律公布
	7月1日	総合法律支援法の一部を改正する法律の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	総合法律支援法の一部を改正する法律の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護制度の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了

## 2. 令和2年度の主な出来事

令和2年 5月11日	<p><b>新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等による法律相談援助」開始</b></p> <p>法務大臣の認可を得て業務方法書を改正し、非常時において面談による法律相談の代替として、「電話等による法律相談援助」を可能にし、順次運用開始。</p>
7月3日～31日	<p><b>令和2年7月豪雨発生</b></p>
7月10日	<p><b>「令和2年7月豪雨Q&amp;A」を作成し、ホームページに掲載</b></p>
7月14日	<p><b>令和2年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始</b></p> <p>総合法律支援法に基づく特別措置の適用を受けて、被災者に対する無料法律相談を開始。併せて法テラス災害ダイヤルによる情報提供も利用開始（令和3年7月2日まで）。</p>
7月6日	<p><b>「外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)」にて、法テラス本部国際室が業務を開始</b></p> <p>複数の政府機関が入居する「外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)」で、法テラスの新部署「国際室」が業務を開始。外国人の在留支援に関わる他の入居機関と連携しながら、外国人に対する法的支援業務を実施している（設置は7月1日付け）。</p>
10月10日	<p><b>法テラス兵庫法律事務所開設</b></p> <p>都市部における司法アクセスのより一層の充実を図るため、兵庫県内2か所目となる「法テラス兵庫法律事務所」（神戸市）を開設。</p>
令和3年 1月4日	<p><b>多言語情報提供サービスの通訳言語が9言語から10言語に拡大</b></p> <p>外国人向けの「多言語情報提供サービス」の対応言語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・タイ語）に、インドネシア語が追加。</p>
2月19日	<p><b>Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始</b></p> <p>地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応えるため、Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービスを導入し、順次運用開始。</p>
3月9日	<p><b>京都コンgresにて法テラス主催サイドイベントを開催</b></p> <p>「第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）」にて、「誰ひとり取り残さない司法アクセスを全ての人へ法的ニーズ調査、依頼者中心型アプローチ及び司法ソーシャルワークに関する世界的視点」をテーマとした基調講演、パネルディスカッションを実施。Web同時配信及びオンデマンド配信された。</p>
3月31日	<p><b>「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了</b></p> <p>平成24年4月より、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）」に基づき、東日本大震災の被災者に対して、震災法律援助業務（無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替）を実施。同法は2度に渡って延長されたが、令和3年3月31日に失効した（被災地出張所7か所のうち「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖した）。</p>



## 特集1

# 東日本大震災と法テラス被災地出張所 —被災者と司法をつなぐ架け橋に—

はじめに

- 第1 震災直後の動き
- 第2 被災地における法律問題と司法アクセス障害
- 第3 法的支援体制の整備
- 第4 もっと身近に —情報と心理の壁をなくすために—
- 第5 被災地出張所の活動とその教訓

おわりに

寄稿1 司法に期待する被災地支援

福島民報社編集局社会部長兼編集庶務部長・斎藤 靖

寄稿2 弁護士と自治体—東日本大震災・原発事故から

公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員 今井 照

## 特集2

# 令和2年度の新型コロナウイルス 感染症に関する法テラスの取組

- 第1 法テラスにおける対応
- 第2 業務の状況について
- 第3 その他の取組について

## 特集3

# 外国人への法的支援に向けた 法テラスの取組

- 第1 日本に暮らす外国人の状況と法的支援の必要性
- 第2 法テラスのこれまでの取組
- 第3 法テラスの新たな取組
- 第4 各地の現場における取組

# 特集 1

## 東日本大震災と法テラス被災地出張所 —被災者と司法をつなぐ架け橋に—

### はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」）は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、想像を絶する被害をもたらした。未曾有の災害の混乱の中で、法テラスは、「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」という基本理念を被災地においても実現すべく、岩手県、宮城県、福島県内の被災地7か所に「法テラス被災地出張所」（以下「被災地出張所」）を開設した。被災地出張所は、令和3年3月31日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）の失効に伴い、7か所のうち5か所が閉鎖となったが、その間、日々自治体・弁護士会・司法書士会などの関係士業団体等と連携しながら、様々な活動に取り組んだ。

東日本大震災の過酷な状況下で展開された被災地出張所の活動は、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」）などその後の法テラスの災害対応・被災地支援の基礎を成す経験となり、司法アクセス障害解消のための貴重な教訓を得ることとなった。

本稿では、そのような被災地出張所の活動について、当時の被災地出張所職員らの証言を交えながら紹介する。

### 第1 震災直後の動き

法テラスは、震災発生翌日の3月12日、法テラス本館内に「東日本大震災対策本部」を設置し、東北地方をはじめとした各地方事務所の人的・物的被害状況の把握や国選弁護等各業務体制を確認の上、その後の被災者支援に関する検討を始めた。

被害状況が深刻、甚大かつ広範囲なことから、第一に被災者支援に係る法的な各種情報の提供が必要と考えられた。そこで、震災発生から約2週間後の3月23日から、法テラスは各関係機関との共催で、被災者を対象とした電話での情報提供を順次開始した。また、3月末には、避難所等での民事法律扶助業務による巡回・出張法律相談等も開始した。

また、法テラスは、従来の情報提供業務の体制整備も進めた。5月には被災したコールセンター（仙台市）における法テラス・サポートダイヤルの通常業務を再開、11月には「震災 法テラスダイヤル」（現：法テラス災害ダイヤル）を開設して、被災者への情報提供を充実させた。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」）、日本司法書士会連合会、各地の弁護士会等も、被災直後から阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）など過去の大災害の経験を踏まえ、全国各地で相談会等を開始し、法テラスなどとの連携を強化して、被災者が直面する問題点やその改善要望などを、国に積極的に提言する活動を始めた。被災地の復興、そして被災者支援のために、司法全体が大きく動き始めた。



情報提供の一環として制作した「法テラス・東日本大震災相談事例Q&A集」、10万部が被災自治体等に配布された。

## 第2 被災地における法律問題と司法アクセス障害

被災直後は、着のみ着のまま避難した混乱状況等から、被災者が「法律問題」を自覚することは少なかった。しかし、時間が経過し、被災直後の混乱が少しずつ落ち着くと、相続、家族問題、近隣トラブル、住宅ローンなどの様々な法律問題が徐々に顕在化していった。

一方で、甚大な被害が生じた地域は、東北地方太平洋沿岸部を中心に県庁所在地等から遠隔の地で、弁護士等法律専門家へ地理的にアクセスしにくい、いわゆる司法過疎地であり、従前から法的支援が届きにくい地域であった。これに加え、震災により交通インフラが崩壊した被災地では移動手段も乏しく、遠方の相談場所に行くことができない方も想定された。さらに、司法過疎地であった被災地では、困りごとは家族や役場等に相談するものであるという認識が強く、地域住民にとって、法律専門家への相談に対する心理的な壁があることも想定された。

法テラスは、このような状況にある被災地で、法的支援・司法アクセスの拠点となる被災地出張所を設置する構想の実現を進めていた。

※被災地出張所職員等の証言（以下（ ）内は被災地出張所名など）

- ・初めの数か月は被災者にとって法律相談などできる状態ではない。それができるようになったのは仮設住宅に入居してからだった。（気仙）
- ・被災者の焦る気持ちや不安な気持ちを取り除いて、いま対応が必要かどうか情報提供した。（法テラス宮古法律事務所）
- ・相談の資料として持参されたものが泥だらけだったり、海水に浸かっていたりする状況を見て、相談に来るだけでも大変な状況だということが推測された。（法テラス宮古法律事務所）
- ・家族が死亡・行方不明・家が流されたことによる登記・相続問題といった相談が多かった。（多数）
- ・配偶者が精神的に不安定な状況になってしまったことから生じた離婚もあった。（気仙）
- ・福島原発事故の賠償金が家族に分配されないことによる家族間の問題が生じた。（ふたば）
- ・福島原発事故の影響でいまだに心を病んでいる相談者も多い。（ふたば）
- ・震災10年目を迎えた時点でも、自宅再建に伴う建築トラブルの相談が度々あった。（東松島）

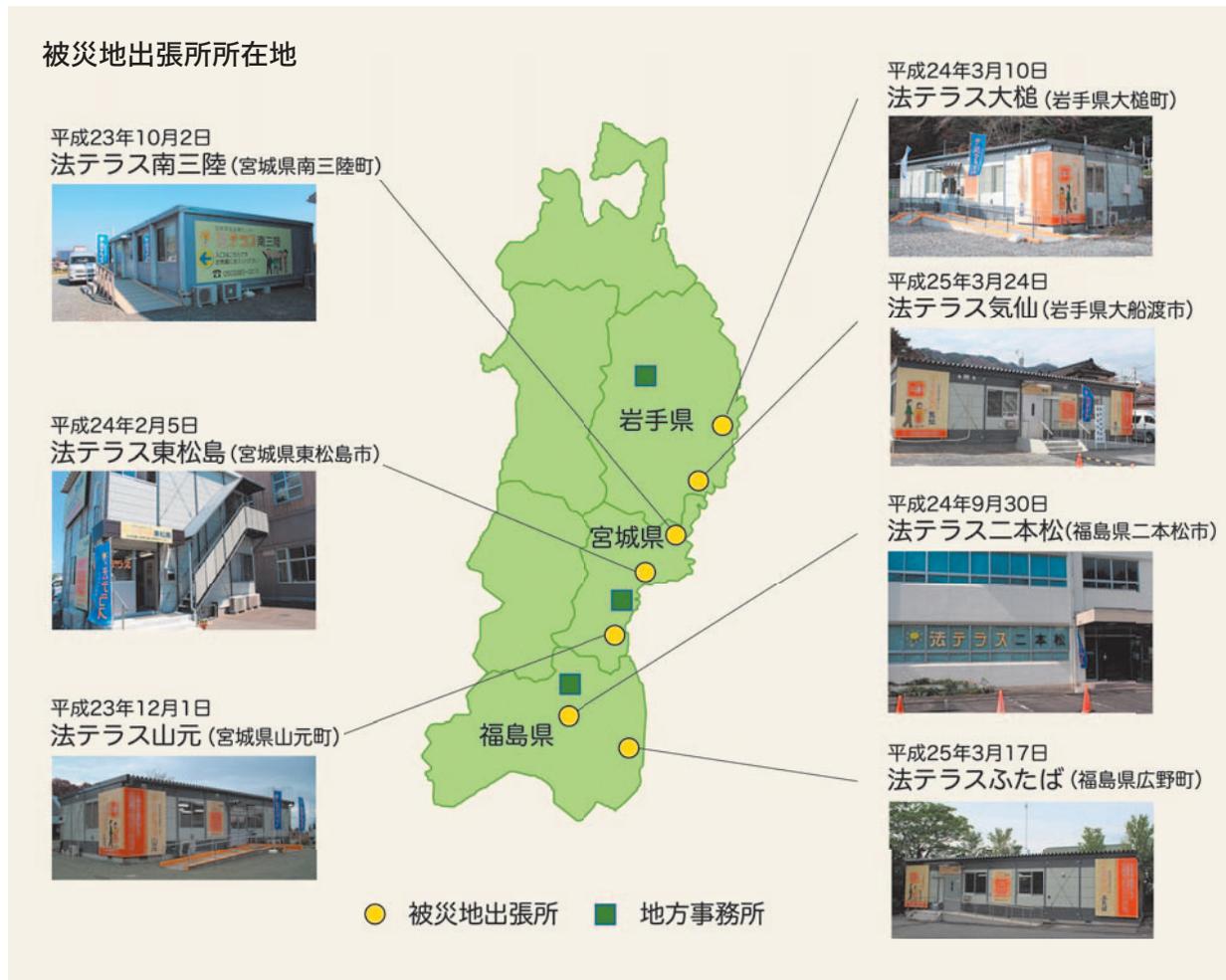
### 第3 法的支援体制の整備

#### (1) 法テラス被災地出張所 —法的支援の拠点開設—

法テラスは、被災地出張所開設の実現に向け「被災者支援特命室」を設置し、被災地出張所の候補地の選定、法務省や日弁連、被災地の弁護士会、自治体等との調整・交渉などを進めた。そして震災から約半年後の平成23年10月には、1か所目の被災地出張所として宮城県に「法テラス南三陸」を開設した。これに続いて、同年度中には、「法テラス山元」（同年12月）、「法テラス東松島」（平成24年2月）、また、岩手県に「法テラス大槌」（同年3月）が開設され、被災地出張所の活動が各地で徐々に始まっていった。その後平成25年3月までに、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所はいずれも、津波の被害が甚大であった太平洋沿岸部や福島原発事故の被災者が多く住む地域に置かれた。

被災地出張所の職員には、地域事情に詳しい地元の元役場職員などが採用された。職員の中には、被災者も多かった。家族が津波に流されいまだ行方不明、仕事仲間のうちただ一人生き残った、津波で自宅が全壊し応急仮設住宅（以下「仮設住宅」）への入居を余儀なくされた、という職員もいた。

- ・「自分たちと同じ被災者であるあんたがたでよかった」と利用者から言われた。（南三陸）
- ・自分も被災者であり、復興のために何かしたいという気持ちだった。（多数）



## (2) 法テラス震災特例法 ―資力要件の壁の解消―

被災者支援を進めるに当たり大きな壁となったのが、「資力要件」であった。当初、避難所等で実施していた無料法律相談は、民事法律扶助業務の下に行われており、家族の状況に応じて収入や資産が一定の基準以下であること等が、利用の要件であった。そのため、法律相談の受付時には、過酷な状況下にある被災者に対し収入や家族状況等を聴取する必要があった。これは聴取される被災者にとっても被災地出張所職員にとっても重い負担となり、法的支援の提供において大きな障害になっていた。

こうした問題点を解消し、被災者が法的支援をより円滑に受けられるようにしたのが、震災から1年後の平成24年3月23日に制定、同年4月1日に施行された法テラス震災特例法である。これにより、法テラスは新たに「震災法律援助業務」を開始し、法律相談については、震災当時、被災地に住居等があった方であれば、資力を問わず無料で受けられるようになった（震災法律相談援助）。このほか、被災者の実情に沿った特例措置が設けられたことで、被災者はより法的支援を受けやすくなり、被災地出張所の活動もより本格化した。

なお、この法テラス震災特例法は、日弁連や地元弁護士会・地元自治体等の声が国会に届けられて立法につながったものである。また、法テラス震災特例法は当初3年間の時限立法であったが、現地の強いニーズに応えるべく期限の延長措置がなされ、令和3年3月31日までの9年間、法テラスの被災者支援活動の大きな支えとなった。

※法テラス震災特例法及び震災法律援助業務の詳細は、「6 災害対応」参照。

- ・家族を亡くした方への資力確認は、「なぜそんなことを確認するのか」といった利用者からの反発を招いた。被災者の心情に配慮した対応を心掛けたが、制度上の限界とはいえ特例法が施行されるまでの間、非常につらかった。（東松島）
- ・法律相談受付時、利用者から「申込書に書いた収入などの情報は、どこに出されるのか」などと言われた。（南三陸）
- ・特例法ができて、活動しやすくなった。（山元）

## (3) 法テラス号 ―距離の壁の解消―

当時、被災地での被災者支援を検討するに当たり、もともと交通インフラが整っていない、又は震災により交通インフラが崩壊し、交通手段が乏しい地域の被災者に対して、どのように法的支援を届けるか、という問題があった。そこで、法テラスは、車内で相談できる移動相談車両を全被災地出張所に配備することとした。車内は椅子やテーブルが置かれ、対面で相談できる構造とした。

この車両は「法テラス号」と名付けられ、被災地出張所の移動相談場所として、また、被災者や関係機関に法テラスを周知する際の広報車として活用された。特に、被災地出張所までの交通手段がない方や、高齢・身体的な事情などで相談に来られない方に対するアウトリーチの手段として、活躍することとなった。



活躍した法テラス号

巡回・出張法律相談等の際は、被災地出張所職員が同行の上、法テラス相談を担当する弁護士が法テラス号で相談希望者の地域まで出向き、車内又は自宅等で法律相談を実施した。相談者の中には、法テラスの利用を近所に知られたくないという方もおり、その場合は、車両に貼られた「法テラス」のステッカーを外して訪問した。

なお、後に発生した熊本地震の被災地でも、この法テラス号を活用したアウトリーチの手法が採られることとなった。

- ・仮設住宅に御高齢で寝たきりの方がいた。弁護士が枕元で相談したところ、号泣して喜ばれた。(南三陸)
- ・「遠くて不便なところに相談車で来てもらいありがたい」と毎回感謝された。(東松島)
- ・法テラス号で地域を走ることで広報にもなり、車両を見た方から法律相談の予約が入ったこともあった。(南三陸)
- ・車をお持ちでない方、持っても時間が取れない方、一人一人が相談に来られない様々な事情を抱えていることに、改めて気付かされた。(気仙)

#### (4) よろず相談・関係機関との連携による相談会 —相談体制の充実—

被災地では、法的な問題に関連して、登記、行政手続、社会福祉、税金など多様な相談ニーズが予想された。そこで、地元自治体や消費者庁、国民生活センター等と連携し、関係士業団体（司法書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、社会福祉士）の協力を得て、各種専門士業による「よろず相談」を各被災地出張所で開始することとなった。これにより、被災地出張所は、関係士業団体の協力に基づいたワンストップサービスを提供することも可能となった。このよろず相談は、自身が抱える問題が「法的」なのかそうでないのか戸惑い、相談すること自体を躊躇する被災者にとって、法テラスに相談に来ていただく契機にもなった。

その他、法テラス南三陸など複数の被災地出張所では、内閣府男女共同参画局との連携事業として女性の悩みごとに関する相談や、法テラス大槌では、岩手医科大学が運営する岩手県こころのケアセンターの相談場所としても活用された。

- ・よろず相談に何度もつないで相談して、を繰り返し、最後は解決に至った方がいた。「本当にありがとう、ここに通ったおかげだ、相談を受けてよかった」とわざわざ報告に来られた。(二本松)
- ・相談受付時に法律相談が適切なのか判断に迷うことがあった。このような時は、よろず相談で相談者の訴えを整理した上で、法律相談を促したり、自治体等の該当窓口を案内したりした。(山元)

## 第4 もっと身近に一情報と心理の壁をなくすために一

被災地出張所では、震災法律援助による無料法律相談やよろず相談、女性の悩みごと相談といった相談会等が実施され、さらには法テラス号による仮設住宅等へのアウトリーチも進められた。一方で、もともと司法過疎地で法律相談の習慣がなかった被災地では、その問題が法律で解決できることを知らない、どこに相談に行けば良いかわからないという「情報の壁」があった。さらには、弁護士等に相談することは「慣れていない」、「敷居が高い」、「弁護士に自分の話が通じるのか」、「こんなことを相談してもいいのか」といった、相談することに抵抗があるという「心理の壁」もあるようだった。



仮設住宅一軒一軒に、手渡してチラシを配った。

法テラスの認知度も、極めて低い状態であった。

そこで、被災者に「法テラス」をいつも身近に感じ、安心して利用いただくために、被災地出張所では職員同士が知恵を出し合い、地域に溶け込む取組を進めた。

- ・司法過疎地であり、弁護士に慣れていない。(大槌)
- ・「家庭の困りごととは他人に相談するものではない」という風潮があった。(南三陸)
- ・これまで、相談場所がなかった、相談するという意識も薄かった。(ふたば)

### (1) チラシ

まずは、チラシやニュースレターを作成して、仮設住宅を中心に配布することから始めた。

被災地出張所職員たちは、どの地域にどれくらいの規模の仮設住宅があるかを調べ、法テラス号に乗り込み、地図を頼りに、毎日のように一軒一軒チラシ等を配ってまわった。震災により交通インフラが崩壊した状況下では、「法テラス号」が活躍した。このチラシ等の配布は、被災者が仮設住宅から公営住宅等に移り住んだ後も、継続して行った。

仮設住宅には他の支援団体のチラシも配られ、法テラスのチラシが埋もれてそのまま捨てられてしまうこともあった。そこで、「法テラスとは、こういうところですよ」、「こんなことでお困りごとはないですか」と声を掛けながら、手渡して渡すことにした。

しかし、当初はチラシを受け取ってもらえないことも多かった。直接手渡そうと訪問しても、怪しまれてドアを閉められることもあった。これでは、法テラスを知ってもらうことはできず、せっかくの法的サービスも利用してもらえないと考えた。

The image shows three brochures. The top one is '法テラス南三陸「ほろっと」News' with a headline 'ふるさどがあるから！'. The middle one is '法テラス大槌の無料相談' with the headline '悩んでみませんか？'. The bottom one is '法テラス気仙 5月の相談日' which is a calendar for May with dates and names of lawyers.

工夫を凝らしたチラシ（気仙・大槌・南三陸）

そこで、被災地出張所は自治体との連携を追求した。法テラスの業務を説明するだけでなく、自治体広報誌と一緒に法テラスのチラシ等を配布してもらったり、広報誌に法テラス情報を掲載してもらうなどした。

自治体を通じた広報を地道に継続した結果、法テラスの認知度が徐々に高まっていった。それに伴い相談件数は増えていき、法律相談とよろず相談を合わせて1年間で1千件を超える被災地出張所もあった。

- ・選挙期間中、選挙運動と間違われた。法テラス号で巡回中、オレオレ詐欺犯に間違われ、警察車両に取り囲まれたこともあった。(南三陸)
- ・宗教団体の勧誘と間違われて、ドアを閉められた。(ふたば)
- ・話を聞きながらチラシを配布したため、顕在的なニーズだけでなく潜在的なニーズにも気づくことができた。(東松島)
- ・仮設住宅で身近な方には話せなかったことも、第三者だと話やすいこともあり、涙ながらに話された被災者もいた。(東松島)
- ・「復興の第一歩は法的解決から」といってアピールした。(南三陸)
- ・チラシは電波状況が悪い被災地やインターネットが利用できない方には、有効な情報源であった。特に高齢者などスマートフォンを使えない方には重要である。(多数)
- ・今すぐにはその情報が必要でなくても、チラシがあれば必要な時にいつでも見ることができる。(大槌)
- ・たくさんのチラシの中でもパッと目が留まるようなデザインや内容を心掛けた。フォントをわかりやすくする、具体的な事例を入れる、季節感を出すなどした。(多数)
- ・徐々に街が整備されるにつれ配布場所を変えた。美容室・理容院(気仙)、道の駅(南三陸)、ショッピングセンター・公民館(大槌ほか)、スーパーでは名刺サイズのカード(二本松)を配布。
- ・チラシを配る際には、人の姿が見えなくても声をかけた。(気仙)
- ・各町内会の掲示板に、ポスターやチラシを掲示してもらった。(東松島)

## (2) 図書館

自治体等の図書館との連携を図った被災地出張所もあった。被災地出張所の区域内の複数の図書館の一角に法テラスコーナーを設けてもらい、法テラスのチラシやリーフレットを並べた。

- ・図書館にコーナー設置を申し入れた。雑誌や新聞が手に入らないことから、図書館に情報を求めに来られる方がいた。(東松島)



図書館に陳列された法テラスリーフレット(東松島)

## (3) 防災無線

防災無線は地域全戸に伝えられる媒体である。役所に依頼して、チラシの内容等を放送してもらう被災地出張所もあった。

- ・出張所の閉鎖も防災無線で周知したところ、「最後だから勇気を振り絞って来ました」という方が結構いた。市民の皆さんに惜しまれながら閉鎖になるのだなと思い、うれしかった。(南三陸)

## (4) ラジオ

ラジオは、災害などの非常時、情報を得るための重要な媒体である。被災地出張所職員が、地域のラジオ番組に定期的に出演し、法テラスの業務や法制度情報を紹介するなどした。

- ・平成24年6月から約9年間、FMラジオ石巻「暮らしのQ&A」の放送枠をもらい、毎月2回、3人の職員が交代で情報提供した。(東松島)
- ・震災直後に開局したFMラジオ「りんごラジオ」・「FM あおぞら」に出演交渉した。出張所開所から「りんごラジオ」には5年4か月、「FM あおぞら」には4年4か月の間、月1回出演した。毎回緊張したが、法テラスを身近に感じてもらいたいと思い、話す内容を考えた。(山元)

## (5) リレーセミナー

弁護士や税理士、社会福祉士など各種専門士業による士業セミナーを独自で企画・開催した被災地出張所もあった。セミナー後に法律相談やよろず相談を利用される方もいたり、セミナー開催が法テラスへの相談の契機となった。

- ・月替りで各種専門士業によるリレーセミナーを被災地出張所の会議室で開催し、盛況だった。毎回テーマを決めてチラシを作り、集客した。この取組が起点となり、新聞や各自治体の無料記事にも掲載され、認知度の向上につながった。(二本松)

## (6) 祭り

地元の祭りやイベントへも積極的に出展した。祭りやイベントには全国からの応援ブースもあり、多数の支援団体が出展していた。被災地出張所は、広報用のグッズやチラシを配布して法テラスの業務をPRした。

祭りは、被災者と支援者という垣根がなく、気軽に立ち寄ってもらえる貴重な機会であったため、ブースに来られた方に「何かお困りごとはないですか」と積極的に声を掛けた。必要な情報提供を実施して、法律相談につながることも多かった。

- ・お祭りでは直接多くの被災者と話せる。(気仙)
- ・法律相談の空き状況の分かる予約表を用意して、相談の受付を行った。(山元)
- ・浪江のお祭りでは事前に連絡してブースを開設した。一見にぎやかだが、悩みを持っている方がほとんどだった。(二本松)



祭り出展時の様子 (ふたば)

## (7) 地域の催し

被災者に法テラスをもっと身近に感じていただくために、被災地出張所は、地域住民と触れ合う機会を大事にした。関係機関や仮設住宅が定例で実施する催しや集まりにも、積極的に参加した。

- ・仮設住宅で実施されるお茶会に率先して参加した。毎回顔を出すことで、だんだん打ち解ける関係になった。(南三陸)
- ・お茶っこ会や楽々体操に参加して一緒に取り組むうちに、心が和んで職員に悩みごとをそっと打ち明けたり、被災地出張所に相談に来られる方も増えていった。(大槌)

## (8) 被災地出張所の雰囲気作り

被災地出張所内の雰囲気作りも心掛けた。相談者の緊張がほぐれるように、被災地出張所内が明るく和やかになるよう様々な工夫をした。

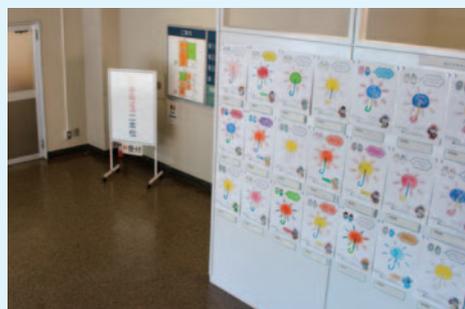
特に、初めて来所する相談者は緊張されている方が多く、職員は相談前に「大丈夫ですよ」、「先生は優しいですから安心してください」と声を掛けた。相談者の不安や悩みを事前に聞いて、相談内容を整理した。そして相談後も「どうでしたか」と声を掛けた。

また、被災地出張所の職員は毎朝朝会を実施して、情報共有やその日の役割分担を確認した。お互いを支えあいスムーズな業務運営を心掛けた。

- ・相談者が出張所に入ってくる際、緊張で顔がこわばっていたり、相談申込書を書く際に手が震えている方もいた。(多数)
- ・相談に来たのに「やっぱり帰る」と帰ろうとする方がいて、職員が声を掛けて引き留めた。(大槌)
- ・つらい被災体験から動揺して相談内容がまとまらない方もいた。相談前に職員が声をかけて相談内容をまとめるなどして、相談をスムーズに受けられるようにした。(南三陸)
- ・小学校から職場見学の依頼があり、法テラスのことを分かりやすく説明した。見学後、小学生からの感謝状をいただき、出張所内に飾った。(山元)
- ・仮設住宅の避難者が撮影した写真、趣味のアート作品、絵画などを出張所内のロビーに飾りロビー展を開催し、好評だった。園児に法テラスの傘マークの塗り絵を塗ってもらって飾った際は、園児の両親や幼稚園の先生に法テラスの周知もできた。(二本松)



出張所に飾られた小学生からの手紙 (山元)



ロビーに飾られた幼稚園児の塗り絵 (二本松)

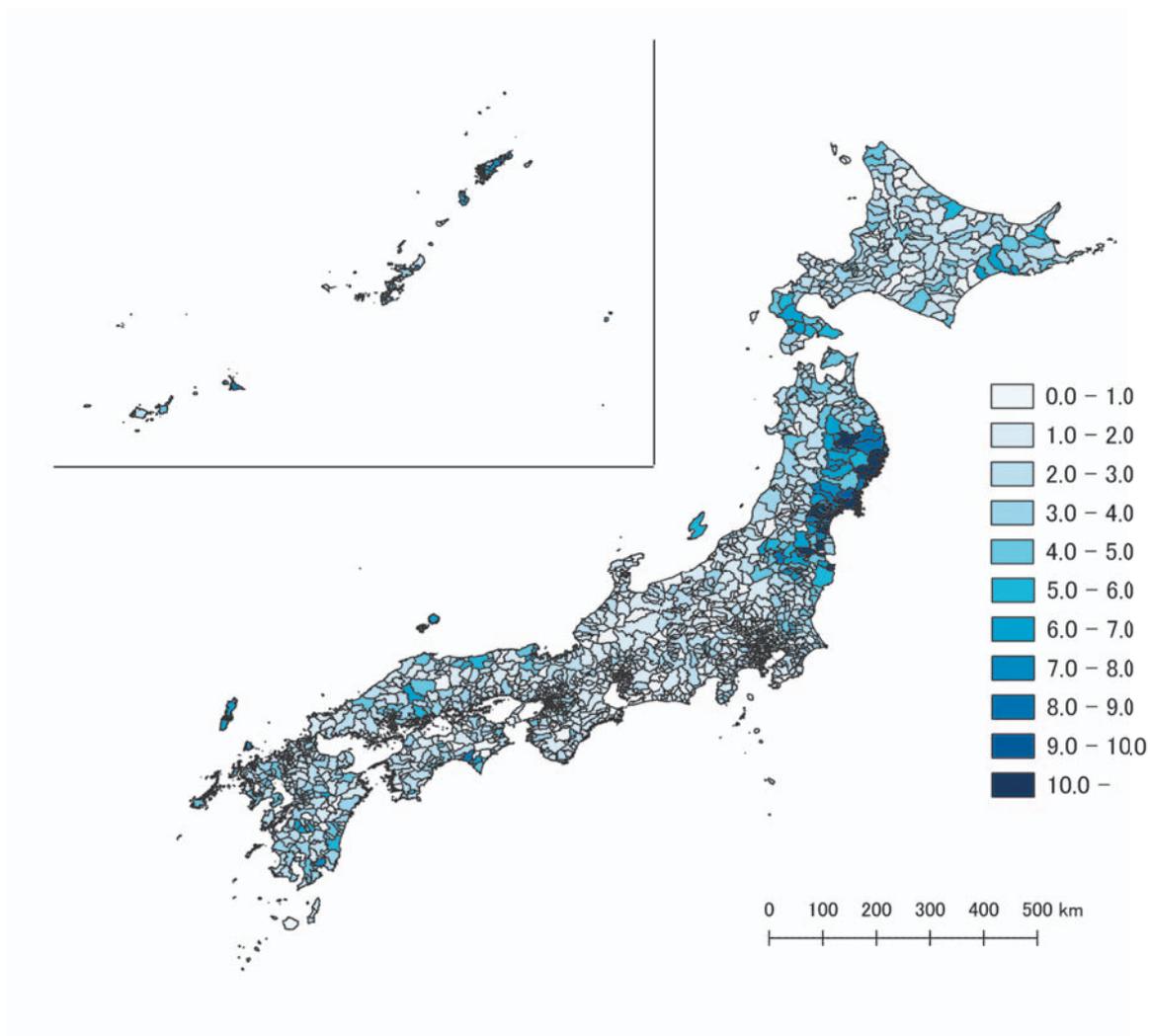
## 第5 被災地出張所の活動とその教訓

### (1) 地図で見る法律相談実施状況

下の地図は、平成30年度における民事法律扶助の法律相談援助及び震災法律相談援助の件数（人口1000人あたり）を示したものである。相対的に利用の多い地域を濃い色、利用の少ない地域を薄い色で着色している。一見して分かるように、東日本大震災の被災地である東北地方太平洋沿岸部、特に被災地の中でも被災地出張所が設置された周辺地域の色が、顕著に濃くなっている。

これは、法テラス震災特例法によって、法テラスの通常のサービスである民事法律扶助業務における資力要件を取り払い、岩手県、宮城県、福島県の3県に合計7か所設置された被災地出張所の活動により、被災地出張所が設置された周辺地域での司法アクセスにおける距離・情報・心理の壁が下がった結果であると考えられる。

人口1000人あたりにおける民事法律扶助法律相談援助及び震災法律相談援助件数



## (2) アウトリーチ

被災地では震災により交通インフラが崩壊し、被災者は仮設住宅等への入居を余儀なくされる。さらに、被災者は、財産や家族・親しい人を失い、先のことを考えられない状況下にあることから、不安に感じる毎日の背景にある事実関係を冷静に分析し、問題点を把握し、解決のために相談するという行動を取ることが難しい。仮にそのような行動を取ろうと思っても、交通手段が乏しい上、どこに相談に行けば良いかも分からない状況であるため、支援者が積極的に被災者にアプローチし、サポートするアウトリーチが一層重要になる。

ここで、法テラスが、東日本大震災の被災者及び原発事故被害者の法的ニーズを明らかにし、被災地における法的支援の仕組みやサービスの改善を図るため実施した被災各地の住民に対するアンケート調査、「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」(以下「被災者等ニーズ調査」)について触れておく。

法テラスは平成24年11月から12月に、仙台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民及び二本松市にある浪江町の仮設住宅の住民に対する書面アンケートを行い、さらに、平成25年5月から7月にかけて法テラスの専門員(当時)である弁護士が仮設住宅を訪問して、24名の面接調査を実施した。

被災者等ニーズ調査では、被災地出張所が設置されていない地域と比べると、被災地出張所が設置された周辺地域の住民の法律専門家への相談率が高いことが分かった。これは、被災地出張所の開設やその地道なアウトリーチ活動により、地域住民に法的サービスの有用性や法律相談の制度等の周知が進んだことによるものである。こうしたことから、被災者等ニーズ調査は、アウトリーチにより法的需要を掘り起こす可能性を確認するとともに、当事者にニーズを気付かせるような積極的な働き掛けを含む活動の必要性を指摘している。

「第4」で紹介した被災地出張所の活動はアウトリーチの実例であるが、災害時に限らず様々な場面にも応用できると考えられる。

## (3) 自治体との連携

「困ったことがあると、地域住民がまず相談するのは役所の窓口である。なにかあれば自治体へ、という意識が強くあり、自治体には必然的に様々な情報が集まってくる。災害時においても、自治体は地域住民が頼りにする最も身近な機関であり、災害に関する情報量や住民への影響力は、司法の比ではない」。これは、被災自治体に任期付職員として派遣された法テラス常勤弁護士の述懐である。

このような自治体の地域住民への影響力を考えると、司法は単独で動くのではなく、サービスの提供や制度構築等においても、自治体との連携が非常に重要であると言える。

被災地出張所は、広報活動における自治体との連携を通じ、相談内容に応じて相談者を適切な窓口に紹介しあうなど、「顔の見える」関係を構築した。被災地出張所の活動は、法的サービスの住民への実効性を高めるためには自治体と司法との連携が重要であることを浮き彫りにした。

なお、被災自治体への常勤弁護士の派遣は、法テラスが日弁連等と協議の上、平成25年4月から行ったもので、合計5名が自治体の復興事業における法的課題などへの対処にあたった。



報告は2度にわたって取りまとめられた。  
(被災者等ニーズ調査)

## おわりに

法テラス震災特例法の制定・施行に約1年間の期間を要したことから、被災者等ニーズ調査は、今後の大災害発生時における早期の法的支援を開始するための法整備の必要性を指摘していた。こうしたことを背景に、平成28年6月3日に公布された改正総合法律支援法では、新たな制度である、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談「被災者法律相談援助」が創設された。この制度は、熊本地震をはじめ、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨において適用され、法テラスの被災地における法的支援の基盤を成している。

東日本大震災後、毎年のように発生する大規模災害において、法テラスはこの制度運用と合わせて、被災地を管轄する地方事務所、本部、関係機関等と法的支援体制・情報共有体制を構築するとともに、アウトリーチ活動を充実させてきた。例えば、平成30年7月豪雨では、甚大な被害が及んだ広島県において、広島弁護士会、法テラス広島法律事務所に勤務する常勤弁護士、その他関係士業が、災害発生直後から連携を取り合い、自治体からの応援要請に対して速やかに相談担当者を派遣した。また、法的な問題については、弁護士会・司法書士会の相談会において、被災者法律相談援助の利用が促され、被災者が抱える様々な問題に迅速に対応した。このような活動は、東日本大震災が契機となったものだった。

被災地出張所の活動は、司法過疎地であり、大震災によって社会インフラが崩壊した厳しい状況下にあった被災地において、限られた人員にもかかわらず、自治体や関係士業団体等と連携するとともに様々な工夫を凝らしたアウトリーチの手法を最大限に活用しながら、法テラスの理念を実現しようとする試みであった。その活動は貴重な経験として、今後の法テラスに引き継がれるべきものである。

## 司法に期待する被災地支援

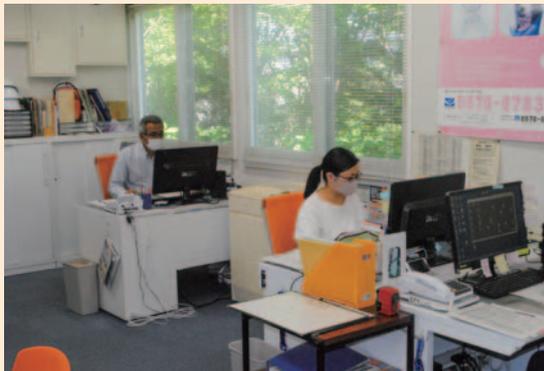
福島民報社編集局社会部長兼編集庶務部長・斎藤 靖

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から3月で丸10年が経過した。今も3万4千人余りの福島県民が県内外で避難生活を送っている。9月3日時点で福島県内の震災と原発事故による震災（原発事故）関連死は2330人に上り、津波や地震などによる直接死の1605人を上回る。増え続ける関連死の数は岩手、宮城両県と比べて突出し、長期化する避難生活の過酷さを物語っている。

この10年間、司法が被災者支援で果たしてきた役割は大きい。2012（平成24）年4月施行の法テラス震災特例法に基づき、日本司法支援センター（法テラス）が福島県の二本松市と広野町の2カ所に設けた出張所では、東京電力への賠償や裁判外紛争解決手続（ADR）、不動産、多重債務、家事問題など被災者から寄せられる様々な相談について、専門家がワンストップで対応してきた。法テラス震災特例法の失効に伴い、二本松出張所は今年3月末で閉鎖されたが、広野町のふたば出張所を4月以降も存続させたことは英断だ。「被災地を忘れない」という法曹界からの強いメッセージと受け止めたい。

弁護士過疎地域の双葉郡にある広野町のふたば出張所は、帰還した住民や帰還を考えている住民にとって心強い存在となっている。職員が常駐し、弁護士と司法書士による無料法律相談を実施している。2013年度から2019年度までの無料法律相談の件数はそれぞれ年間300件台で推移し、2020年度は弁護士の相談日を増やしたこともあって過去最多の403件（速報値）に上った。広野町の70代男性は「身近で気軽に相談できる窓口として、広野町をはじめ双葉郡内の住民から頼りにされている」と話す。

福島県内では原発事故で政府が設定した避難区域のうち、原則として立ち入りが制限されている帰還困難区域を抱えるのは7市町村ある。住民登録は合わせて約2万2千人に上る。このうち6町村の一部地域は特定復興再生拠点区域（復興拠点）に認定され、避難指示解除と住民の居住再開を目指している。



法テラスふたば出張所で職務に当たる職員



福島県広野町にある法テラスふたば出張所

今後、住民帰還が進めば、相談が増えることも予想される。年月の経過とともに住民が抱える問題は変化している。ふたば出張所には住民の悩みを丁寧に吸い上げ、生活やなりわいの再建を後押しするよう求めたい。避難者が全国に及んでいるため、各地の法テラスとの連携も重要だろう。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、オンラインなどを活用した相談機会の確保も求められる。

寄稿1

未永くふたば出張所を存続させ、被災地の復興を支えてほしい。

司法全般に目を向ければ、原発事故の損害賠償は十分とはいいがたい。東電の賠償の基準となる原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の中間指針に対し、被災者からは現状に即していないとの声が上がっている。ADRを集団で申し立てした場合、東電が中間指針を理由に和解案を拒否するケースも目立っている。

一方、原発事故の被災者が慰謝料などを国や東電に求めた集団訴訟では、東電に国の中間指針を上回る賠償を命じる判決が相次いでいる。訴訟が長期化する中、判決確定を前に亡くなる原告もいる。被災者の早期救済に向け、最高裁は国と東電の責任や、中間指針の妥当性について統一判断を示す時期に来ているのではないかと。

今なお古里に戻れず、理不尽な避難生活を強いられている被災者にとって司法は希望の光だ。司法が被災者に寄り添い続けるよう期待する。

斎藤 靖（さいとう・やすし）。福島県須賀川市生まれ、中央大学文学部卒。1992（平成4）年に入社し、本社報道部、郡山本社報道部、本社社会部（県警本部、司法担当）、小名浜支局などに勤務。本社社会部キャップ（県警本部、司法担当）を経て2017年から報道部デスク、2019年8月から社会部長、2020年4月から社会部長兼紙面管理部長、2021年4月から社会部長兼編集庶務部長

## 弁護士と自治体—東日本大震災・原発事故から

公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員 今井 照

2017年3月までの18年間、私は福島大学に勤務していた。その間に東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所苛酷事故を経験する。私個人は、降りかかってくる火の粉を払う程度のことしかしてこなかったが、それでも身の回りの様々なことが変化した。

ここではそういう経験の中で見聞してきた自治体と司法に関する3つのエピソードを紹介したい。第一は任期付公務員弁護士について、第二はADR（裁判外紛争解決手続）をめぐる行政と弁護士の活動について、第三は福島県弁護士会の声明についてである。

これまでも大規模な自治体の法務部に弁護士資格を有した職員が勤務している事例はあった。しかし近年注目されているのは任期付職員として弁護士を雇う自治体が増えていることである。毎年の『弁護士白書』から最近10年間の任期付公務員弁護士を集計してみた（図）。

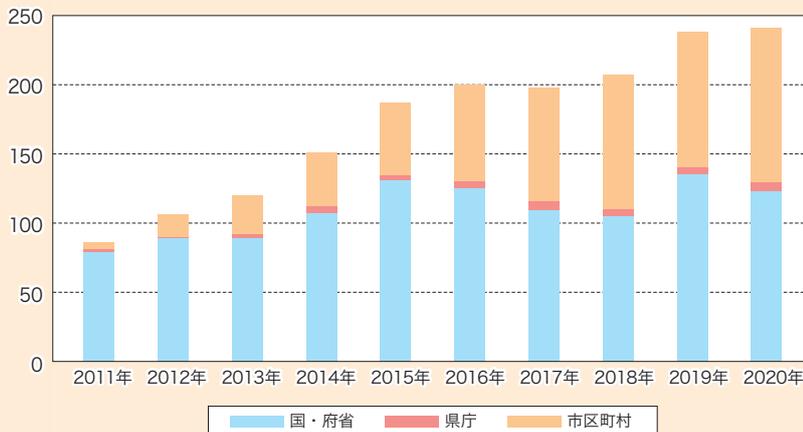


図 任期付公務員弁護士数の推移（各年6月1日現在）  
〔出所〕各年版『弁護士白書』日本弁護士連合会から筆者作成

全体として右上がりに増加しているが、とりわけ市町村における任期付公務員弁護士は、2011年にはわずか5人だったところ、2020年には112人と大幅に増加している。根拠となる地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は2002年に成立しているの、制度そのものも20年にも満たないが、特に弁護士に限ってみれば、活用され始めたのはつい最近であることが分かる。

このうち、岩手県、宮城県、福島県では、2015年から2017年までの最大時で10人の任期付公務員弁護士が自治体で働いている。3県ともに、沿岸部の津波や原発事故の被災地にほぼ集中している。例えば、福島県では相馬市、南相馬市、浪江町に勤務している。

その職務は多岐にわたるであろうが、大きく分ければ役所としての法務活動と市民に対する法務相談になるであろう。場合によってこの両者は二律背反の関係にもなりうるの、それなりにナーバスな対応が求められるに違いない。

とりわけ原発事故被災地ではADRへの対応が業務の一つとなる。原発事故被災者に対しては一定の基準で賠償が支払われることになっているが、基準そのものへの不満はもとより、個別事情が斟酌されないことから、原



今もなお人が住めない帰宅困難区域は山手線内面積の五倍もある。

## 寄稿2

子力損害賠償紛争解決センターへのADR制度が設けられている。しかしほとんどの市民にとってはここに「法の壁」が存在する。

そこで浪江町ではADRへの集団申立てを町全体として取り組んできた。原発被災地自治体の中でも画期的な取組であった。だが東京電力は原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を数度にわたって拒否し、結果的に浪江町の取組は実らずに終了した。

南相馬市ではADR申立てを望む市民に対し、役所内に任期付弁護士を雇用して相談にあたることとした。市全体として取り組むことはしないが、希望する市民に対して特別の配慮をしたのである。他の原発被災地では市民それぞれが弁護士に相談しながらADRの申立てを行っている。ただし必ずしも弁護士が身近にいる地域ではないので、多くの市民は示されるままの賠償で諦めるしかなかったと思われる。

もともと私は自治体政策を専門にしてきたので、原発事故に際しても自治体の政治・行政がどのように行動し、どんな課題にぶつかってきたかを調べてきた。その一部は『自治体再建－原発避難と「移動する村」』『原発事故－自治体からの証言』（いずれもちくま新書）にまとめてきた。

その過程で非常に感激したのは、2018年2月24日に福島県弁護士会が出した「避難指示等の解除等に伴い原発事故被害者の自由な選択を保障すること及び事故惹起にかかる国と東京電力の責任を踏まえた新たな支援施策を求める決議」だった。ここには、原発被災地と被災者に関する様々な困難が弁護士会自身の調査で明らかにされ、その上で次のように記されている。

「これらの困難に直面しているのは被害者だけではない。自治体そのものや自治体職員も同様に困難に直面し、その中でできる限りの努力を行っている。しかし、これらの困難は、各自治体や地域住民に、いわば理不尽に押しつけられたものであって、各自治体や地域住民らの努力のみによって解決することはできない。各自治体や地域住民に対する支援策の策定と着実な実行が求められる。」

こうした状況を踏まえ、国に対する具体的な要求として「①原発事故被災自治体に対する職員定数基準等の弾力的運用を立法化するなどして、被災自治体が増大する業務量に見合った職員数を確保雇用できるようにすること、②地方交付税の重点配分などにより、結果として住民人口の減少した被災自治体に対しても十分な財源を確保すること、③本件原発事故についての自治体そのものの被害についての賠償基準を策定すること、また、被災者個人等に還元できない地域コミュニティの共有財・公共財についての賠償基準を策定し、個人等に代わって自治体がこの賠償を受領し、地域の復興や住民福祉の向上に利用できる仕組みづくりを行うなど、自治体そのものに対する積極的な支援を行うこと」が掲げられている。それまでも、あるいはそれ以後もこうして原発事故や災害を自治体の問題として捉えたのはこの決議以外に知らない。

表面的に見れば、被災者やその支援者である弁護士にとって、自治体は要求する対象である。しかし現地を観察すれば、自治体の政治・行政の再建こそが被災者の生活再建や被災地の復旧復興への橋頭保になり得ることを感じ取られたのではないかな。もちろんそのためには自治体の政治・行政を市民がガバナンスしなければならない。福島県弁護士会の決議が自治体のあり方を再考する画期になってほしい。



避難の長期化により建物の解体が進み  
空洞化する浪江駅前の中心市街

今井 照（地方自治総合研究所主任研究員）。東京都立学校事務、東京都大田区役所を経て、1999年から福島大学行政政策学類教授（公共政策論）。2017年から現職。10年間にわたる朝日新聞社との原発避難者共同調査をまとめた『原発避難者「心の軌跡」』（公人の友社）を2021年春に公刊した。その他の主著『自治体再建－原発避難と「移動する村」』『地方自治講義』『原発事故－自治体からの証言』（いずれも、ちくま新書）。

# 特集2

## 令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの取組

### 第1 法テラスにおける対応

#### (1) 業務継続

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内の感染者が確認され、その後全国に拡大した。これまで、3度の緊急事態宣言が発出され、累計感染者数は90万人を超えた（令和3年7月29日現在）。

緊急事態宣言の中であっても、法テラスの業務のうち、国選弁護等関連業務（被疑者・被告人等に裁判所が選任する国選弁護人となる弁護士を指名通知する業務）など一部業務は遅滞なく行った。

#### (2) 電話等による法律相談援助開始

一方、弁護士等による口頭の法的助言を「対面」で行う方法を前提としていた民事法律扶助業務等の各種法律相談援助は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染者数の多い地域を中心に、縮小・中止せざるを得ない事態となった。

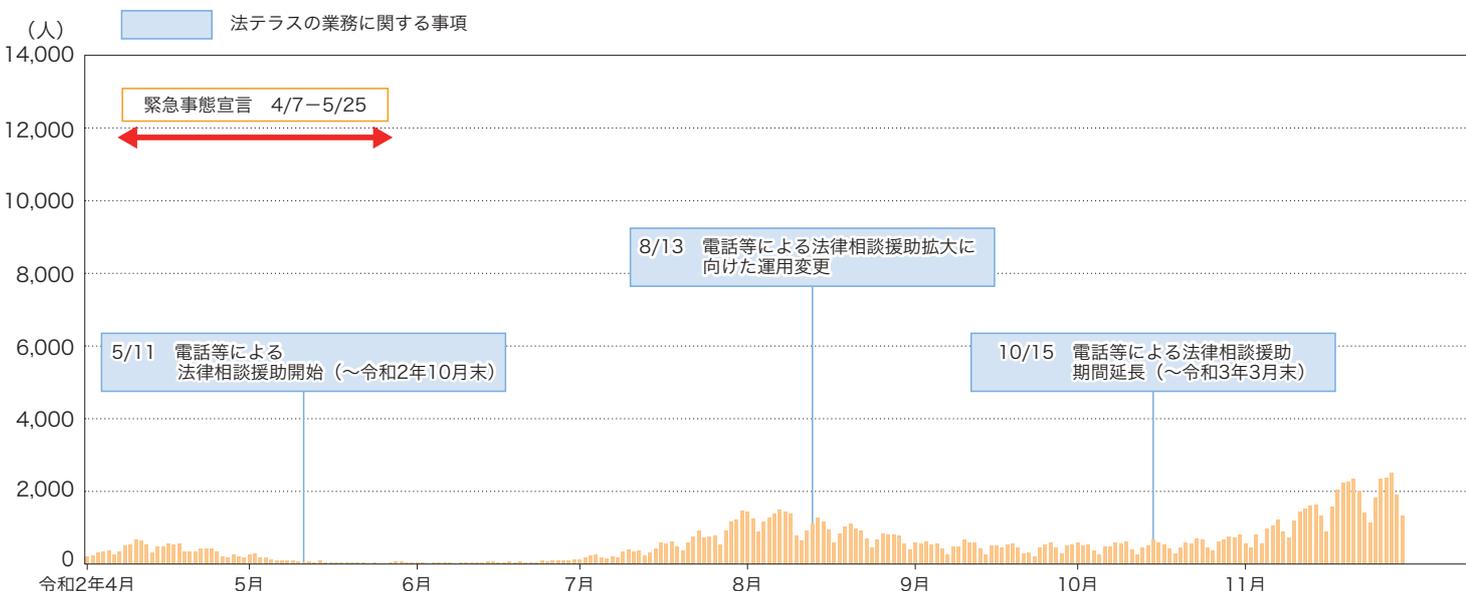
そこで、法テラスの業務に関連する事項を定めた業務方法書を法務大臣の認可を得て改正し、期間を定めて電話やテレビ電話などによる法律相談援助業務（電話等法律相談援助）を行えるようにした。令和2年5月11日以降、準備の整った地方事務所から順次、当該援助業務を開始した。

令和2年7月に再び新規感染者数は増え始め、令和2年8月には、当初、法テラスを介しての受付に限定する運用から、一定の条件の下で弁護士等の事務所での受付分にも適用を広げ、利用者の利便性を高める運用とした。

この電話等法律相談援助が可能となったことで、司法アクセスの向上という効果も見られた。

電話等法律相談援助の実施期間は、当初、令和2年10月末までとされていたところ、その後の感染拡大の状況により、3度の延長を経て、令和4年3月末までとなっている（令和3年10月現在）。現在も、多くの地方事務所で、感染症拡大の状況や実情に応じ、面談による法律相談と併用して実施されている。

新型コロナウイルス感染症陽性者数の推移（令和2年4月1日から令和3年7月31日）



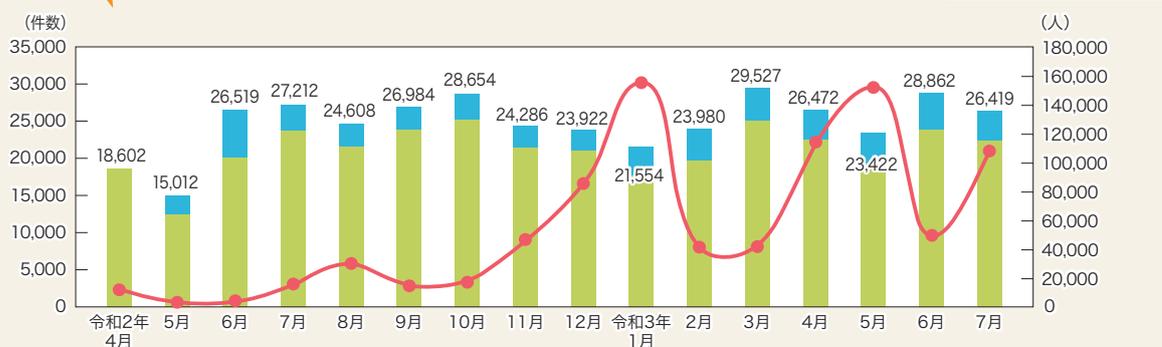
## 第2 業務の状況について

### (1) 各種法律相談援助の実施状況

民事法律扶助法律相談援助件数は、感染リスクを回避するために面談による法律相談援助を縮小せざるを得ない状況が続いたことから、1年間の実績は、過去5年間で最も少ない結果となったが、電話等法律相談援助を開始したことにより、前年度月平均（令和元年度約26,000件、令和2年度約24,000件）を上回る実績となった月もあった。電話等法律相談援助は、令和2年6月をピークに一時的に減少したが、その後の感染状況の悪化や再度の緊急事態宣言の発出によって件数が再び増加し、令和2年度の累計件数は4万件を超えた。電話等法律相談援助件数を地域別に見ると、その利用割合は、感染者数の多い地域にある法テラス東京・法テラス神奈川・法テラス沖縄などでは3割を超えた。

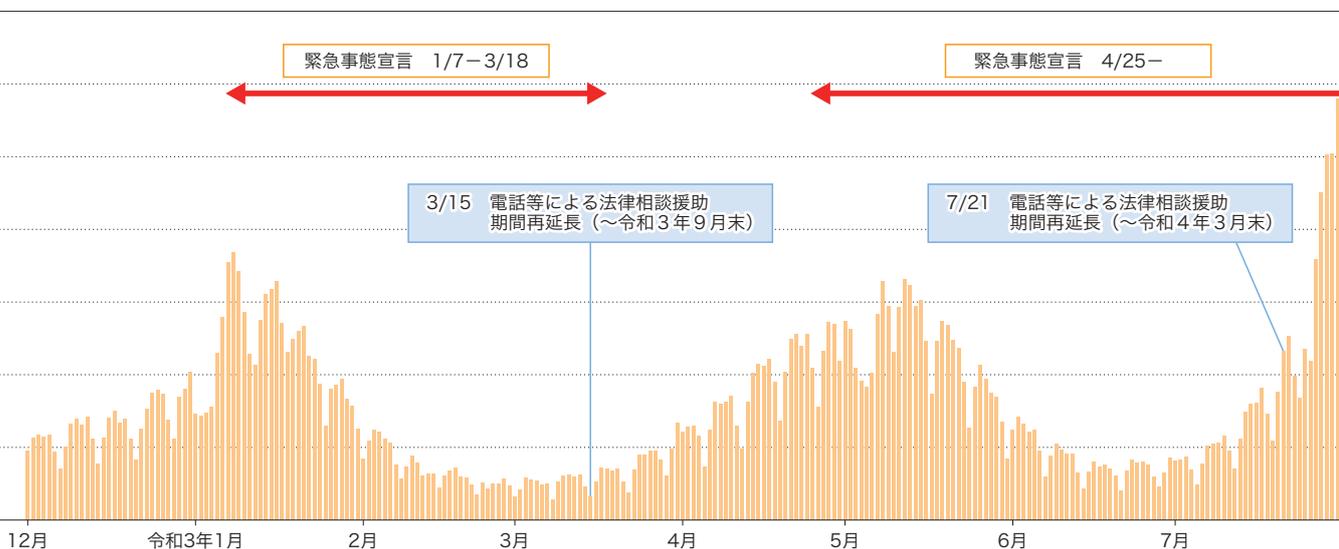
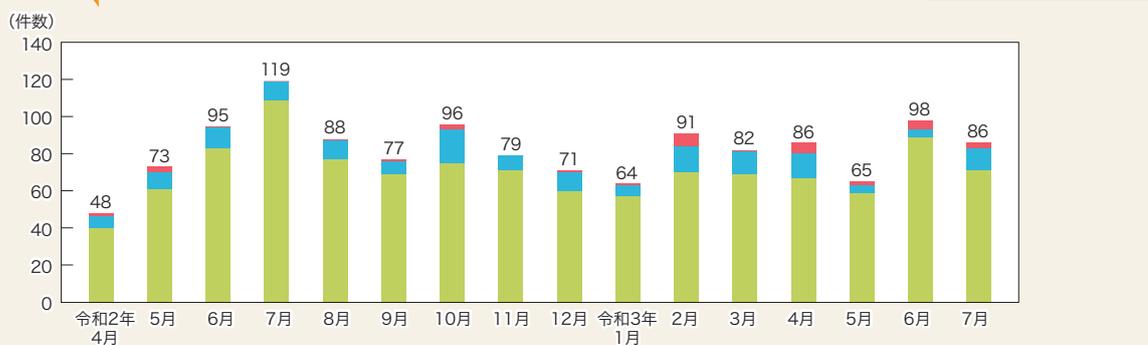
資料 特集2-1

民事法律扶助法律相談援助件数の推移  
（※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値）



資料 特集2-2

DV等被害者法律相談援助件数の推移  
（※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値）

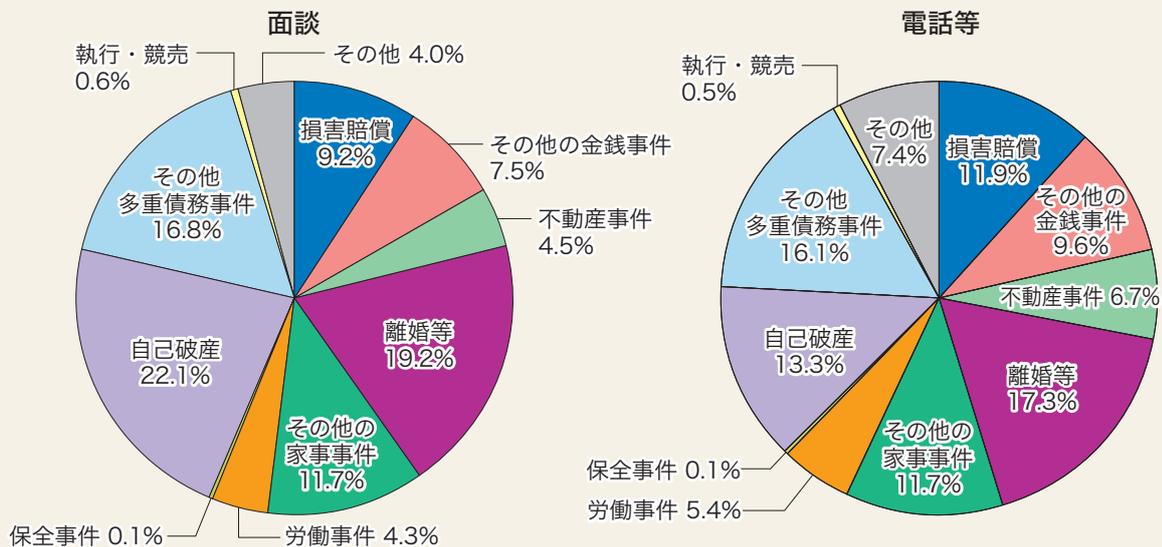


DV等被害者法律相談援助件数は、4月に前年度比6割程度に減ったが、6月・7月には大幅に増加し、令和2年度の実績は前年度比118%増となった。

民事法律扶助法律相談援助の事件別内訳を見ると、例年通り、離婚・自己破産を含む多重債務事件で全体の約6割を占める。多重債務事件のうち自己破産に関する相談は、面談による法律相談援助では22%である一方、電話等法律相談援助では13%と低くなっている。

多重債務事件の件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大きく増加すると考えられていたが、事件別の傾向や件数に大きな変化は見られなかった。これには持続化給付金など国や地方公共団体による各種支援が続いているため、法的トラブルとして顕在化していない可能性がある。

資料 特集2-3 令和2年度民事法律扶助法律相談援助の事件別内訳（面談・電話等）



## (2) 償還猶予・月額減額について

代理援助・書類作成援助を利用し、毎月法テラスへ償還（返済）している方に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを理由とした収入減の場合の償還猶予や償還月額の減額の申請手続について、申請書書式と共にホームページに掲載した。令和2年度の全国の申請件数は前年比116%増の約5万9000件に上った。

## (3) ホームページに掲載する情報の充実

ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度の情報やQ&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行った。支援制度等の変更に合わせて、随時、掲載する情報の修正を行っている（令和2年度末時点で42項目）。また、外国語話者のために、新型コロナウイルス感染症Q&Aの一部を10言語に翻訳してホームページに掲載した。

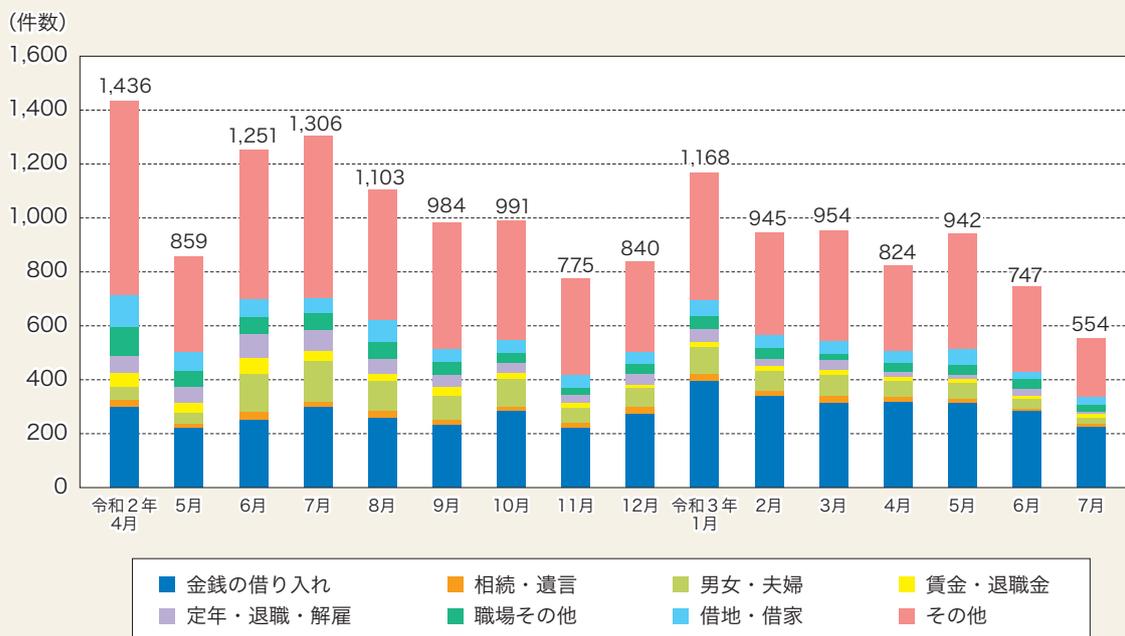
#### (4) 法テラス・サポートダイヤルにおける対応状況

情報提供件数も過去5年間で最も少なかったが、これはオペレーターの人員を減らして配置し、かつ業務時間の短縮及び土曜営業の一時休止をした影響と考えられる。一方、メールによる問合せは前年度比118%と大幅に増加した。

新型コロナウイルス感染症に関連する問合せは、令和2年3月頃から急増した。借入に関する問合せは常に最多で、4月～6月は退職や解雇などの職場に関するものが次いで多く、離婚や相続など家族に関するものが6月以降から増えている。

資料 特集2-4

新型コロナウイルス感染症の影響にかかるサポートダイヤル問合せ件数の推移  
(※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値)



#### (問合せ例)

「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を理由に内定を取り消されてしまった。」

「被相続人が海外で亡くなったが、渡航できず相続放棄すべきか判断ができない。熟慮期間の延長をしているが、再延長が認められるか。」

「配偶者の暴言がひどくなった。離婚したいが応じてくれない。」

「経営していた飲食店を閉店することとなった。債務整理についてローン減免制度のガイドラインを利用したい。」

「大学から、感染した場合は強制的に留年になるとメールが届いた。アカデミックハラスメントに該当するか。」

## 第3 その他の取組について

### (1) 関係機関との連携活動等

毎年、法テラスの各地方事務所で地方公共団体などの関係機関を招いて集合形式で実施している地方協議会や、関係機関職員等を対象とした業務説明会なども、従来の方法では実施が難しく、規模の縮小や、オンラインを利用したリモート形式への変更を余儀なくされた。

例えば、法テラス栃木では、宇都宮市内の地域包括支援センター24名の方を対象に、特定援助対象者法律相談援助を中心とした民事法律扶助業務の実施状況及び常勤弁護士の活動実績の報告を行った。

法テラス徳島では、情報提供業務と民事法律扶助業務について予め質問事項を送付するなどして準備を行い、福祉機関4名の方とオンラインでつなぎ、質疑応答を行いやすい少人数での開催とした。



リモートでの地方協議会の様子（法テラス徳島）

### (2) コロナ相談会

新型コロナウイルス感染症関連の法律相談会も各地で開催された。

法テラス広島では、弁護士・司法書士のほか、行政書士・税理士など士業が担当する予約不要の電話相談会を実施した。当日、テレビで相談の様子が報道されたこともあり、相談希望の電話は受付終了時間まで続いた。

法テラス山梨では、4会場で計5回の相談会を実施した。土曜日・日曜日の開催で、市の広報誌に掲載されたこともあり、当初予定した36枠の相談枠は全て予約で埋まった。

## 特集3

# 外国人への法的支援に向けた 法テラスの取組

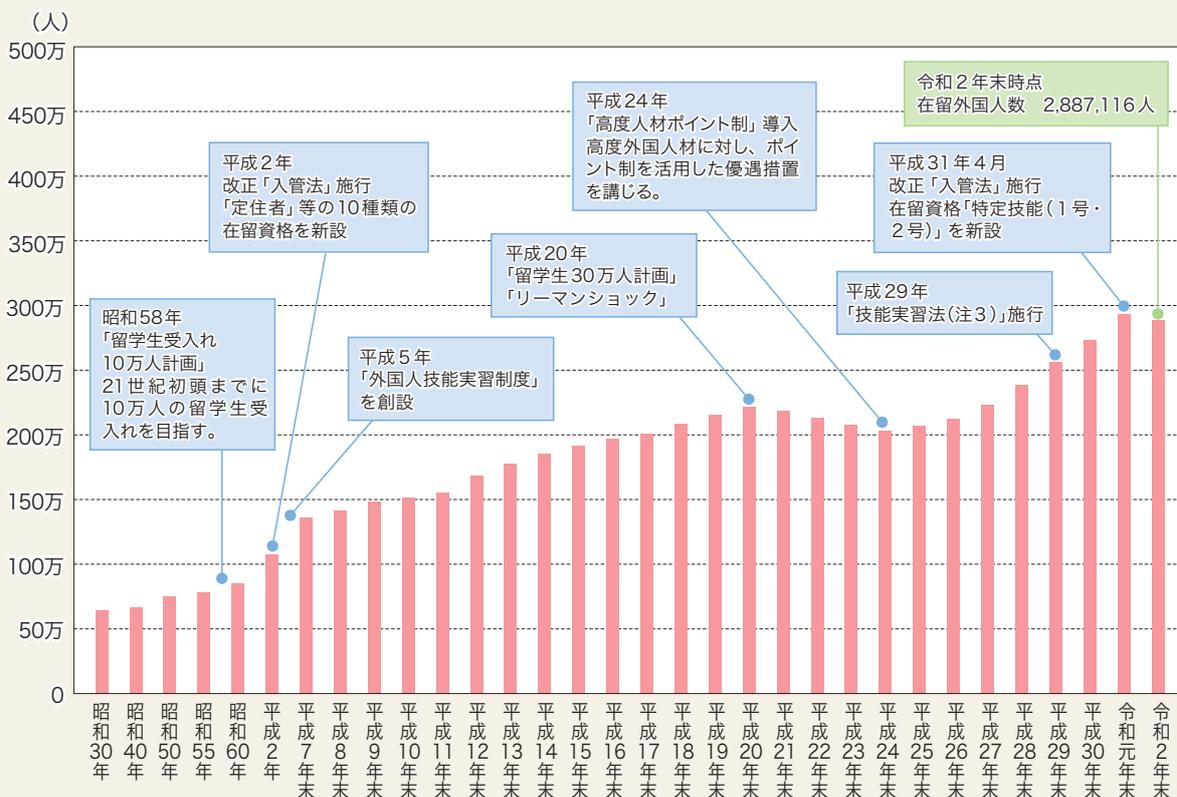
## 第1 日本に暮らす外国人の状況と法的支援の必要性

日本における在留外国人は、1980年代半ば以降、政府による外国人材の受入れに関する様々な施策の推進や世界的なグローバル化の潮流を背景に増加を続け、令和元年末には過去最多の約293万人となった。令和2年末時点においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う入国制限等が影響し、約288万人と減少したものの、このうち日本で就労する外国人数は、令和2年10月末時点で172万人となり、過去最高に達した。

在留外国人をめぐる近年の大きな動きとしては、少子高齢化による国内の生産年齢人口の減少に伴う人材不足への対応として、「骨太の方針2018」(※1) などを受けて、平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)(※2) の改正法が施行されたことが挙げられる。これにより、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れるための新たな在留資格(特定技能1号・2号)が創設され、今後、新型コロナウイルス感染症の収束後には、在留外国人は再び増加するものと見込まれている。

そのため、政府においては、在留外国人が日本人と同様に公共サービスを受容し、安心して暮らせる環境を整備するため、平成30年から「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(※3)を策定し、毎年度改定を行うなどして、施策の充実を図っている。

在留外国人をめぐる施策の動きと在留外国人数(旧外国人登録者数)の推移(注1・注2)



(注1) 図表は、出入国在留管理庁の「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」統計データを基に加工して作成

(注2) 在留外国人数(旧外国人登録者数)は、各年12月末時点の数値

(注3) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」

国内で暮らす外国人の増加に伴い、外国人が直面する法的トラブルも多様化・複雑化している。外国人がこれらの問題を解決するためには、言語の壁だけでなく、日本の法律や制度に関する知識の壁もあるため、日本人と比べて、より困難な状況となっている。

法テラスは、平成18年4月の設立以降、総合法律支援法に基づき、日本人だけでなく、日本に暮らす外国人も、より一層司法を身近に利用できる体制を整備するための各種支援に取り組んできた。しかしながら、在留外国人の人口増加に伴い、社会全体が外国人との共生社会の実現に向けて歩み始める中、法テラスも、更なる外国人支援の拡充に向けて、これまで以上に積極的に取り組む必要がある。

例えば、前述の「骨太の方針2018」を受け、平成31年4月から令和2年3月にかけて開催された「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」(※4)では、関係行政機関が集まって在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを途切れることなく確保するための対応策についての議論が行われた。この会議の議論の取りまとめにおいては、法テラスを始め、裁判所、弁護士会等といった関係機関における連携強化を図る必要性や多言語対応の充実を図る必要性に言及されるなど、外国人支援のための法テラスの役割が期待されている。

本特集では、法テラスがこれまでに実施してきた外国人支援と、外国人に対するこれらの法的支援ニーズを踏まえて令和2年度から新たに導入した取組の概要とその実績について紹介する。

- (※1) 政府が毎年発表する、経済財政に関する基本方針の通称で、正式名称を「経済財政運営と改革の基本方針」という。「経済財政運営と改革の基本方針2018」は平成30年6月に閣議決定され、ここに中小企業・小規模事業者等における人手不足の深刻化への対応として「出入国管理及び難民認定法」を改正し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設することなどが盛り込まれた。
- (※2) 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、一部の規定を除き、平成31年4月1日に施行された。
- (※3) 政府により作成。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。
- (※4) 民事司法制度における課題への対応を検討するため、関係行政機関等の連携・協力の下、政府主導で開催された会議。

## 第2 法テラスのこれまでの取組

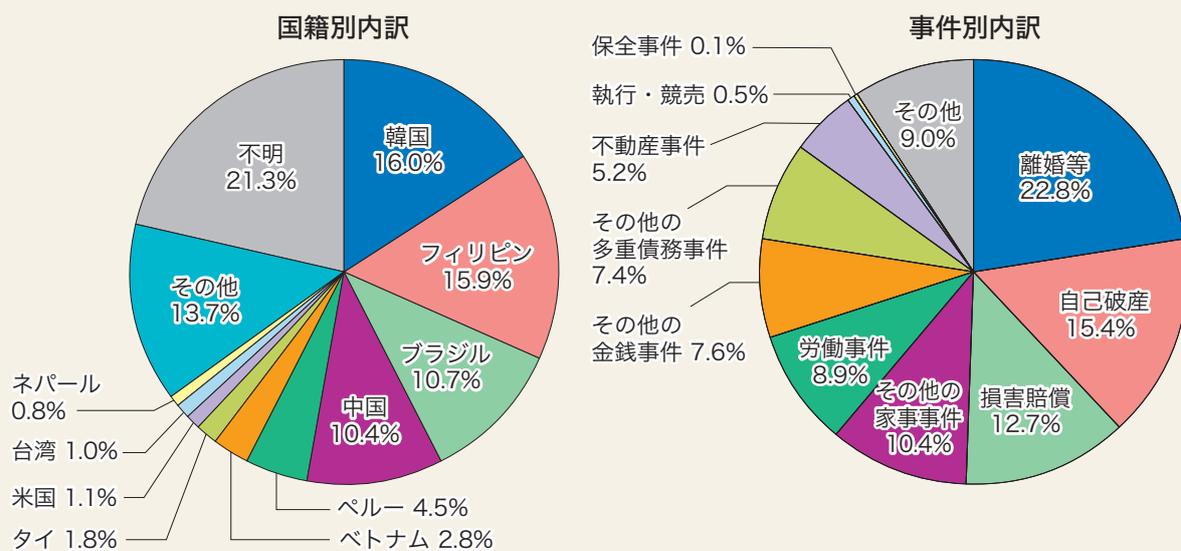
法テラスは、これまでも総合法律支援法第30条第1項に基づき、主に情報提供と民事法律扶助という2つの業務において、外国人支援を行ってきた。

まず、利用者からの問合せに応じて、法制度や相談窓口等に関する情報を無料で提供する情報提供業務では、利用対象者は特段限定されておらず、度々外国人からの問合せも寄せられていた。そこで、外国語話者にも対応するため、平成25年度から通訳業者を介した三者間通話による「多言語情報提供サービス」を導入した。当初は5言語のみであった対応言語についても、外国語話者によるニーズの増加や前述の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の求めに応じて徐々に拡充し、現在(令和2年度末時点)では、10言語での情報提供を実施している(実績については、64ページ【資料1-17】参照)。

また、経済的に余裕がない方を対象として、無料法律相談の実施や弁護士・司法書士費用等の立替えを行う民事法律扶助業務においては、「我が国に住所を有し適法に在留する」という要件を満たすことで、外国人も国民と同様、その援助対象者となることが定められている。そこで、特に外国人の法律相談ニーズが高い地方事務所では、通訳を配備した外国人向け法律相談を実施している（実績については、79ページ【資料2-13】参照）。そのほか、ワンストップセンターを始めとする全国の外国人支援機関約20か所（令和2年度末時点）を指定相談場所として設定するなどして連携強化を図り、効果的な支援体制の充実に努めてきた。

なお、令和2年度における外国籍利用者に対する法律相談援助件数（※）は4,259件であり、国籍別・事件別の内訳は資料特集3-1のとおりである。国籍別内訳をみると、韓国、フィリピン、ブラジル、中国の順となっており、これらの4か国で全体の半数以上を占めている。また、事件別内訳をみると、離婚や親子関係などの家事に関する相談が全体の約3割を占め、令和2年度の法律相談援助全体の事件別内訳（実績については、76ページ【資料2-6】参照）と比較してみると、外国籍利用者の方が労働に関する相談の割合が高いという特徴がみられる。

資料 特集3-1 令和2年度外国籍利用者に対する法律相談援助の国籍別、事件別内訳



（※）援助申込時に外国籍であることの申告があった利用者の法律相談援助件数。外国人向け法律相談件数（79ページ【資料2-13】参照）を含む。また、震災法律相談援助件数を含む。

一方で、訴訟に至らない行政手続、日本国内に住所を有していない又は適法に在留していない外国人の民事紛争は、民事法律扶助制度の援助対象とならない。もっとも、法テラスでは、在留資格の申請や更新、難民認定申請などを始めとする行政手続や在留資格を有しない等のために民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理等について、日本弁護士連合会からの委託を受け、外国人に対する法律援助及び難民認定に関する法律援助を実施している（実績については、175ページ【資料7-3】参照）。

### 第3 法テラスの新たな取組

前述の第1で触れたように、法テラスでは、在留外国人をめぐる社会的な動きと政府の施策、現場におけるニーズなどを背景として、従来から実施していたサービスを徐々に強化していくとともに、外国人の司法アクセス拡充に向けて令和2年度から新たに以下の取組を開始した。

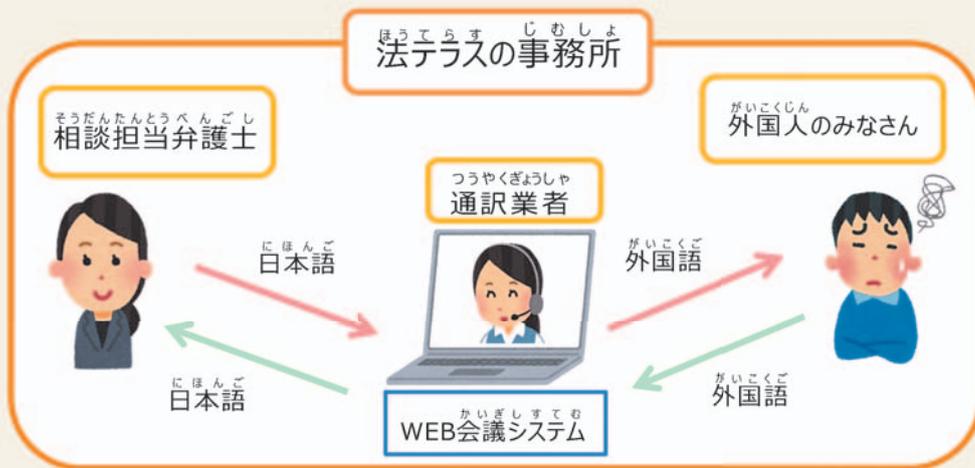
#### (1) Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービスの導入

これまで、全国の地方事務所で実施していた法律相談（以下「センター相談」）において、日本語を得意としない外国人利用者が通訳を必要とした場合、通訳人名簿の備付け状況や言語の希少性によっては、通訳人が十分に確保できない地方事務所があることが課題となっていた。そこで、センター相談について、令和3年2月から、新たにWeb会議システムを利用した多言語法律相談通訳サービス業務を導入し、遠隔通訳を介した法律相談が実施できるよう仕組みを整えた（利用の流れについては、以下【資料特集3-2】参照）。

本サービスで利用できる外国語は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の10言語となっている。

資料 特集3-2

Web 会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービスの流れ



#### (2) 多言語及びやさしい日本語による情報発信

前述の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、全省庁において外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語による情報発信を進めることが求められている。これを受け、令和2年8月には、出入国在留管理庁と文化庁により「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」が策定された。

そこで、法テラスもホームページにおいて、本ガイドライン等を参考に、情報提供業務や民事法律扶助業務に関する説明について一部「やさしい日本語」による表記を導入するなどの取組を行った。

このほかに、多言語情報提供サービスでは、令和3年1月からインドネシア語を新たに追加し、これにより、同サービスにおける対応言語は全部で10言語となった。

また、ホームページ上に掲載している多言語情報提供サービスの利用方法や新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを多言語（多言語情報提供サービス・多言語法律相談通訳サービスにおける提供言語と同じ10言語）に翻訳したり、民事法律扶助業務や犯罪被害者支援業務の概要とその利用方法に関するページを、特にニーズの高い5言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）へ翻訳するなどして、外国人向けに発信する情報の多言語化に努めている。

### (3) 「法テラス本部国際室」の開設と取組

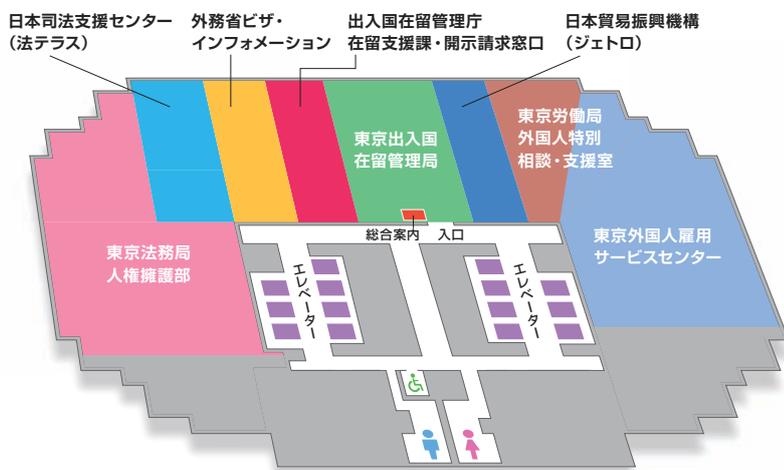
令和2年7月、法テラスは政府が新たに開設した「外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称:FRESC /フレスク）」（以下「FRESC」）内に新部署となる「法テラス本部国際室」（以下「国際室」）を設置した。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、4省庁8機関が入居している（「FRESCフロアマップ」参照）。

外国人が抱えているトラブルの中には、突然の解雇により、収入を絶たれた上に更に在留資格も失いそうになっているケースや、離婚に際し在留資格を変更する必要が生じ、更に母国の法律を調べなければならないケースなど、複数の課題が絡み合うものも少なくない。また、言語の壁や日本の法律・社会保障制度などに対する知識の不足から、相談が遅れて問題がより深刻化してしまうことも懸念される。

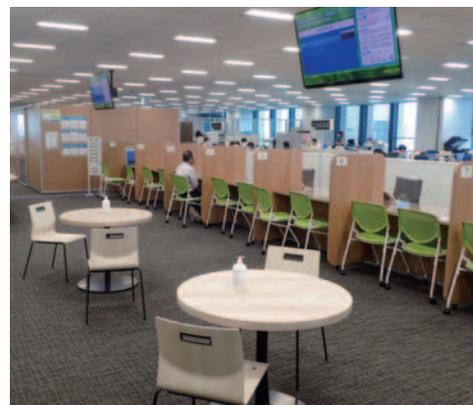
そのため、FRESCでは入居機関が相互に連携・協力することを通じて、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。この中で、国際室でも、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応するなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。また、FRESC内でのスムーズな連携を構築するために、随時、事例検討会や勉強会を行っている。

このほか、民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、緊急性を見極めた上で法テラスの地方事務所を取次ぎを行い、必要に応じて速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。

国際室の業務開始以降の活動内容と実績は、以下のとおりである。



FRESCフロアマップ (FRESC提供)

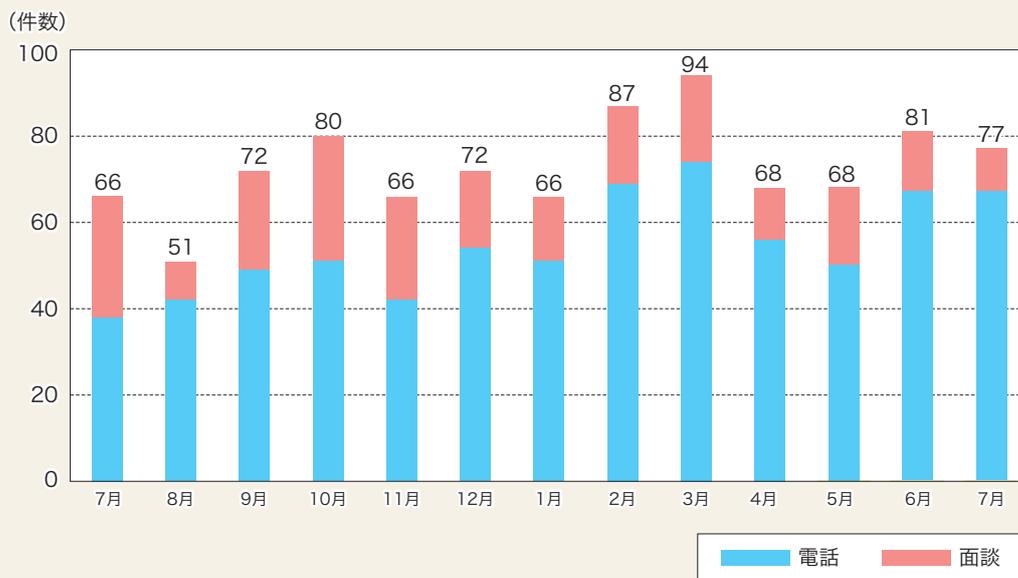


FRESC相談ブース (FRESC提供)

### ア 国際室における問合せ件数の推移

令和2年7月の業務開始時からの法テラス国際室における問合せ件数の推移は、資料 特集3- 3のとおりである。電話による問合せが面談を上回っている。これは地方からの電話による問合せにも対応しているためである。

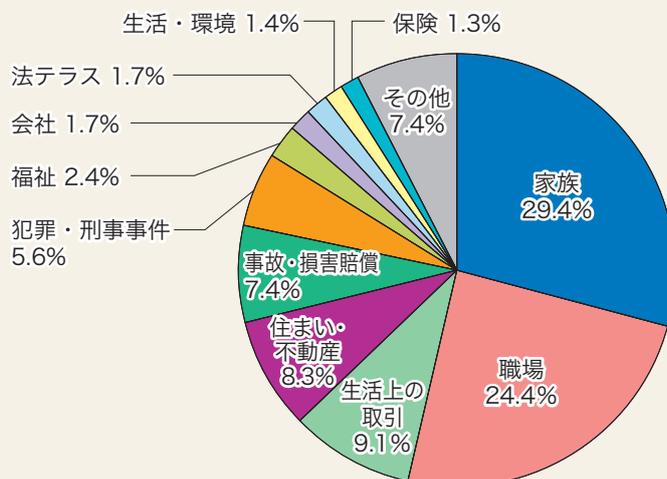
資料 特集3-3 国際室における問合せ件数の推移（令和2年7月～令和3年7月）（速報値）



### イ 国際室における問合せの傾向

家族に関する問合せが最も多く、次いで職場、生活上の取引、住まい・不動産と続いている。家族に関する問合せは離婚に関するもの、職場に関する問合せは解雇に関するものが最も多い。

資料 特集3-4 国際室における問合せ内容分野別内訳(令和2年7月～令和3年7月)(速報値)



## ウ 国際室におけるFRESC内の関係機関との連携対応事例の紹介

国際室では、FRESCに入居している関係機関への取次ぎや同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

(※特定を避けるため、実際のケースをもとに事例を変更しています。)

### 【事例：労働トラブル】

留学のため来日し、語学学校でアルバイトをしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響でシフトが減らされ、生活が困窮するようになった。

→ 休業手当や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を請求できる可能性があることを伝え、FRESC内の東京労働局外国人特別相談・支援室に引き継ぎ、同室より勤務先の所在地を管轄する労働基準監督署へ情報提供を行った。

### 【事例：DV・在留資格】

夫婦ともA国籍。DVの被害に遭って自宅から逃げている。自宅に荷物を全て残してきてしまった。取り返したい。在留資格も今後どうなるか心配である。

→ 東京出入国在留管理局と同席相談を行った。同局からは、相談者の置かれた状況で考えられる在留資格について説明した。法テラスからは、弁護士に代理を依頼し、夫との交渉窓口となってもらうことを勧め、法律相談窓口につないだ。離婚する場合はA国法が準拠法となることも助言した。

## エ 国際室における地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇に伴い住居や在留資格を失うなどの理由で至急の相談対応が必要な場合、民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、法テラスの地方事務所へ取次ぎを行い、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。地方事務所と連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

(※特定を避けるため、実際のケースをもとに事例を変更しています。)

### 【事例：労働・住まい】

会社を急に解雇され、「自己都合退職」の書類を書かされた。社宅も出るように言われている。新型コロナウイルス感染症のせいで帰国のめども立たず、このままではホームレスになってしまう。(電話による問合せ)

→ 弁護士による法律相談が至急必要と判断。民事法律扶助の利用条件を満たしていることを確認した上で最寄りの法テラスにつなぎ、緊急性が高いことを申し添えて、早期の法律相談が実現した。相談者には給与明細等の証拠書類を持参して法律相談を受けるよう助言した。法律相談を経て弁護士が代理援助事件として受任し、会社と交渉を行うこととなった(次の居住先が見つかるまで社宅は退去せずに済んだ)。

## オ 外国人支援者等向けオンラインセミナー(ウェビナー)の開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催している。賃貸借契約、労働、消費者問題、渉外家事など外国人に関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げている。業務を開始した令和2年7月から令和3年7月末まで、計6回にわたるウェビナーを開催し、累計参加人数は約300人となった。

## 第4 各地の現場における取組

### ミニコラム1

#### 群馬地方事務所の取組

群馬県は、人口に占める外国人住民数の割合が高く、特に大企業の工場が立ち並ぶ東毛地区は、製造現場の担い手として、日系ブラジル人をはじめとした外国人が多い地域です。

こうした在留外国人の多い地域において、法律相談を始めとした法的支援の拡充を目指し、令和2年1月、法テラス群馬では、県及び群馬県弁護士会との協議・調整の結果、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を指定相談場所に設定しました。これにより、令和3年2月9日から、同センターにおける民事法律扶助制度を利用した無料法律相談の実施が可能となりました。

法テラス群馬では、これまでも外国人支援に対する課題意識を持って、関係機関との連携強化を図ってきました。例えば、令和元年12月に開催した地方協議会においては、約50名の関係機関職員等を招いて「地域社会における外国人支援」をテーマとして、海外での活躍経験をいかして外国人支援に熱心に取り組む当センターの常勤弁護士による基調講演を実施しました。講演後に行われたパネルディスカッションでは、上記弁護士のほか、群馬県外国人活躍推進課長及び群馬県弁護士会「外国人の権利問題対策委員会」副委員長を交え、地域社会全体として、より良い外国人への支援体制を構築するためには、どのような取組や連携体制を相互に整えることが重要かなど、闊達な意見交換が行われました。

このような取組をいかし、法テラス群馬は、今後も外国人支援体制の拡充に向けて地域社会との連携を図りながら、外国人にとって利用しやすいサービスの提供を目指していきます。

### ミニコラム2

#### 三河地域の外国人支援 — 法律事務所の現場から —

法テラス三河法律事務所 常勤弁護士 松尾 久美

愛知県は、大まかには、名古屋市周辺の尾張地域とその東側の三河地域に分かれます。当職が勤務する法テラス三河法律事務所は、三河地域の岡崎市にあります。三河地域の豊田市には、日本有数の企業である大手自動車メーカーがあり、その周辺には多くの自動車関連企業の工場があります。これらの工場では、多くの外国人、特にブラジルやペルーの日系人などが働いています。

現在、当事務所で注力しているのは、これらの外国人の方々からの法律相談です。当事務所の常勤弁護士が取り扱う事件の半数程度が、外国人の事件です。事件の内容は、離婚、交通事故、労災事故、損害賠償、借金など、日本人から持ち込まれるものとほとんど変わりません。違うのは、外国人には、日本語ができない人が多いということです。三河地域は、外国人のコミュニティが多数あることも特徴で、それらのコミュニティ内では、日本語が話せなくても生活できてしまうのです。最近では、翻訳ソフトも発達してきていますが、それでもプロの通訳・翻訳を必要とする場面は多いです。民事法律扶助においても、費用負担の在り方も含め、通訳・翻訳の仕組みの一層の充実が望まれます。

今後の当事務所としての目標ですが、弁護士会と連携し、三河地域の外国人に対する法律相談援助の実施場所をより一層増やしていきたいと考えています。

# 1. 情報提供業務



## 1-1 令和2年度における業務の概況

### (1) 利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、災害への取組—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」）と地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。サポートダイヤルについては、令和2年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が480万件に到達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けており、令和2年度の問合せ件数は58,000件を超え、前年度と比べ約8,800件増加した。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として、平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続実施した。また、ナビダイヤルによる振分機能（利用者がサポートダイヤルと地方事務所を選択できる機能）の導入を拡大し、利用者の目的に合ったサービスを速やかに提供することが可能となった。さらに、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対して、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認する取組を始めた。平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大し、令和2年度も継続して本取組を実施することで、法律相談への橋渡しを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨への対応では、ホームページに特設ページを開設し、Q&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行うとともに、令和2年7月豪雨の被災者に対しては法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を行った。

### (2) 品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生や令和2年7月豪雨の災害を受け、既存のFAQや関係省庁の対応等を基に新たに被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページに掲載するとともに、令和2年7月豪雨についてはリーフレットを作成して、被災自治体に配布した。また、よく利用されるFAQ1,107件をホームページで継続公開するとともに、775件を更新し、137件を新規作成した。相談窓口情報については、令和2年度中に既存の相談窓口情報約5,300件を更新、新たに約160件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（専門業者が、法テラス職員が実際に対応した通話音声記録（コールログ）を評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図った。

地方事務所においては、FAQ・関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）からの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、サポートダイヤルのオペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所で行うなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。また、各地方事務所においても、オンラインを活用した独自の勉強会を実施するなどした。

### （3）多言語での情報提供 — インドネシア語の追加により、10言語での問合せが可能に —

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。

多言語情報提供サービスが「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（※）の一つであることから、令和2年度は対応言語にインドネシア語を追加した。また、外国語話者（英語、韓国語、ネパール語、タイ語）に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和2年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は5,260件であった。

（※）政府により作成。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。法律トラブル相談等への対応の充実の具体的施策の1つとして当サービスが記載されている。

### （4）法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施 —

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成30年度以降、法テラスが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を令和2年度も引き続き実施した。実施に際しては、一般市民に向けて開かれた企画とするなど、各地において趣向を凝らしながら法教育事業の充実を図った。

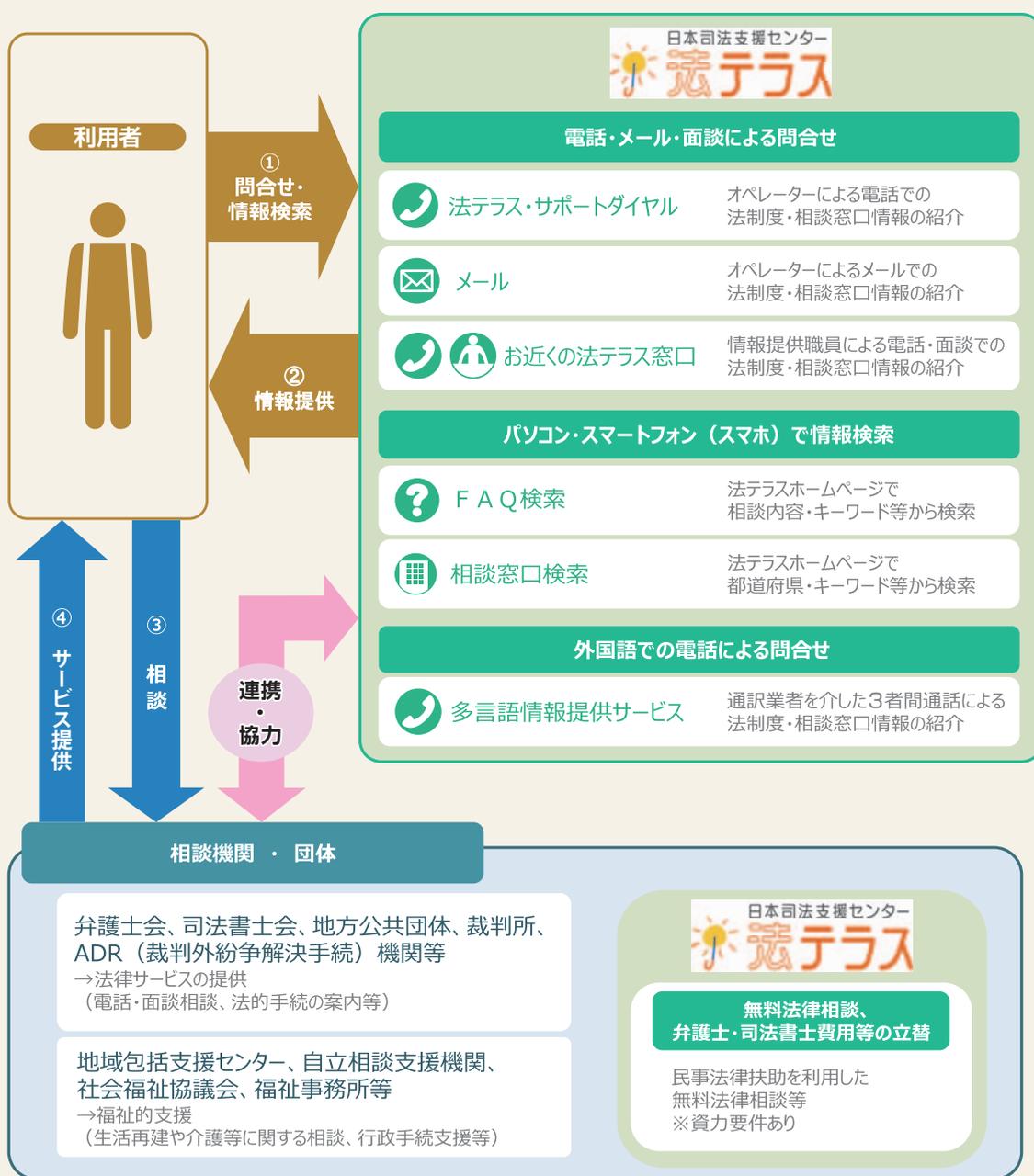
また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、新たにオンライン企画を推奨する等の取組も始めた。

このほか、地方事務所において法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所がこれまでに実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」について、令和2年度に実施したイベントをまとめた最新版を作成するとともに、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させるために作成した「法教育教材」を地方事務所に共有した。

## 1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び、②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないので、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料1-1）が、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



## 1-3 問合せ件数

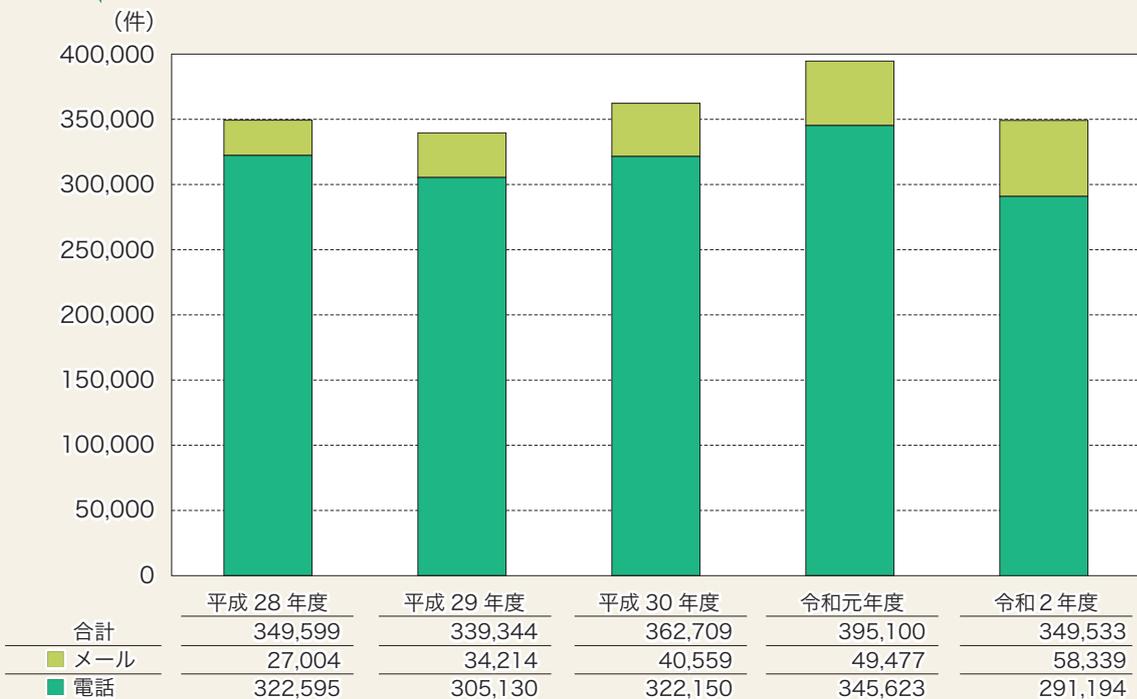
### (1) サポートダイヤル

平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持っていただけるよう、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成28年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度の電話対応件数は、新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小等の影響により減少している。一方、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けており、令和2年度は、58,000件を超え、メール及び電話による累計問合せ件数は、480万件に到達した。

資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



## (2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成28年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

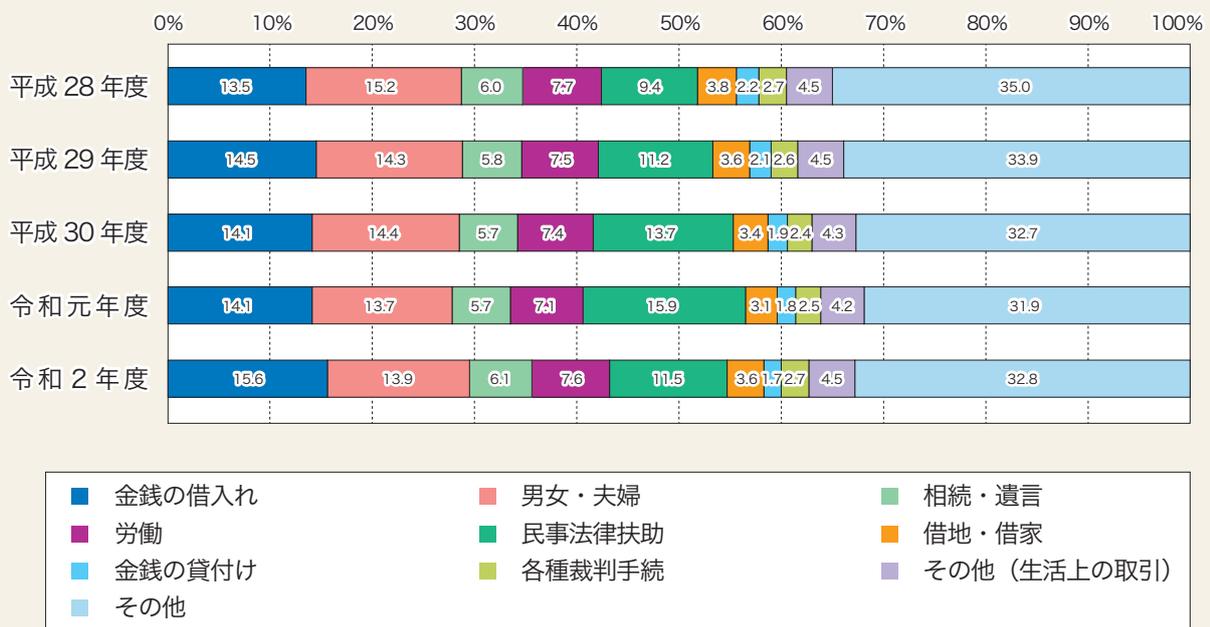


## 1-4 問合せの傾向

### (1) サポートダイヤル

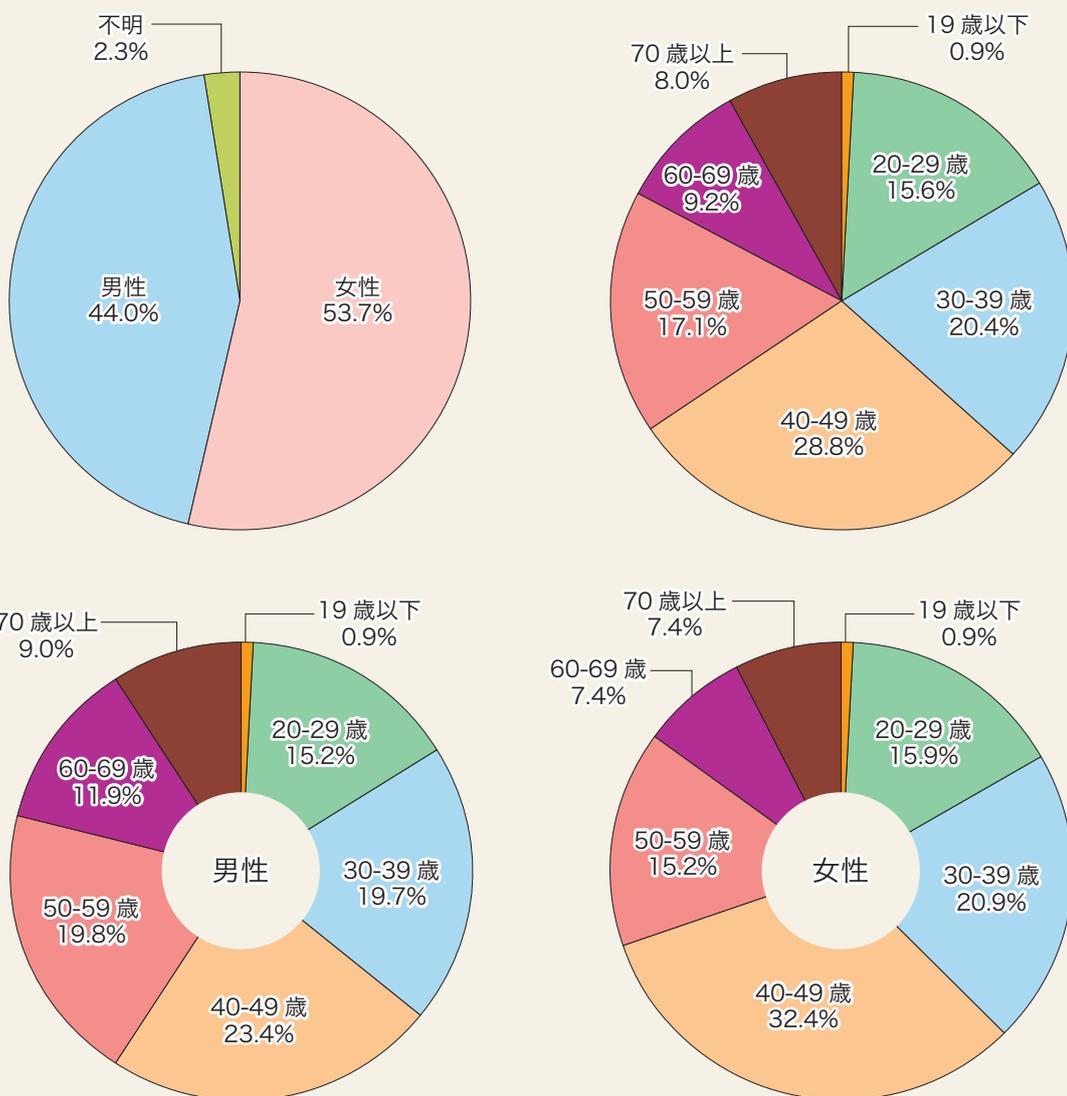
平成28年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-4のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

資料1-4 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



令和2年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別及び年代は、資料1-5のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別に見ると、30代と40代が全体の約半数を占めている。

資料 1-5 令和2年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代



(注) 年代は、令和2年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

問合せ分野ごとの男女比は、資料1-6のとおりである。女性からの問合せが多い分野は、男女・夫婦、家族、子ども、人権などである。一方、金銭の借り入れ、各種裁判手続、損害賠償、賃金・退職金、会社、刑事手続のしくみなどの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-6 令和2年度サポートダイヤル問合せ分野別の男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			割合		
		合計	分野別男女件数		割合	分野別男女比	
			男性	女性		男性	女性
1	金銭の借り入れ	53,164	28,850	24,314	15.6%	54.3%	45.7%
2	男女・夫婦	47,297	12,011	35,286	13.9%	25.4%	74.6%
3	民事法律扶助	39,104	17,851	21,253	11.5%	45.7%	54.3%
4	[参考] 労働に関する問合せ合計 ※注1	26,079	13,114	12,965	7.6%	50.3%	49.7%
5	相続・遺言	20,967	7,683	13,284	6.1%	36.6%	63.4%
6	その他（生活上の取引）	15,344	7,731	7,613	4.5%	50.4%	49.6%
7	借地・借家	12,211	5,840	6,371	3.6%	47.8%	52.2%
8	各種裁判手続	9,344	5,598	3,746	2.7%	59.9%	40.1%
9	その他（職場） ※注1	6,056	3,254	2,802	1.8%	53.7%	46.3%
10	高齢者・障がい者	5,948	2,189	3,759	1.7%	36.8%	63.2%
11	定年・退職・解雇 ※注1	5,871	2,827	3,044	1.7%	48.2%	51.8%
12	金銭の貸し付け	5,849	2,828	3,021	1.7%	48.4%	51.6%
13	犯罪被害者	5,751	2,149	3,602	1.7%	37.4%	62.6%
14	その他（法テラス）	5,696	2,819	2,877	1.7%	49.5%	50.5%
15	いじめ・嫌がらせ ※注1	5,677	2,645	3,032	1.7%	46.6%	53.4%
16	損害賠償	4,765	2,591	2,174	1.4%	54.4%	45.6%
17	その他（家族）	4,467	1,537	2,930	1.3%	34.4%	65.6%
18	その他（犯罪・刑事事件）	4,323	1,804	2,519	1.3%	41.7%	58.3%
19	子ども	4,080	1,171	2,909	1.2%	28.7%	71.3%
20	弁護士	3,549	1,618	1,931	1.0%	45.6%	54.4%
21	賃金・退職金 ※注1	3,177	1,857	1,320	0.9%	58.5%	41.5%
22	その他（人権）	3,080	868	2,212	0.9%	28.2%	71.8%
23	その他の法律事務	3,031	1,607	1,424	0.9%	53.0%	47.0%
24	その他（会社）	2,797	1,875	922	0.8%	67.0%	33.0%
25	刑事手続のしくみ	2,569	1,525	1,044	0.8%	59.4%	40.6%
26	インターネット取引	2,523	1,332	1,191	0.7%	52.8%	47.2%
27	名誉毀損	2,427	1,041	1,386	0.7%	42.9%	57.1%
28	生活福祉	2,389	1,307	1,082	0.7%	54.7%	45.3%
29	その他（住まい・不動産）	2,163	1,021	1,142	0.6%	47.2%	52.8%
30	情報提供	2,095	1,058	1,037	0.6%	50.5%	49.5%

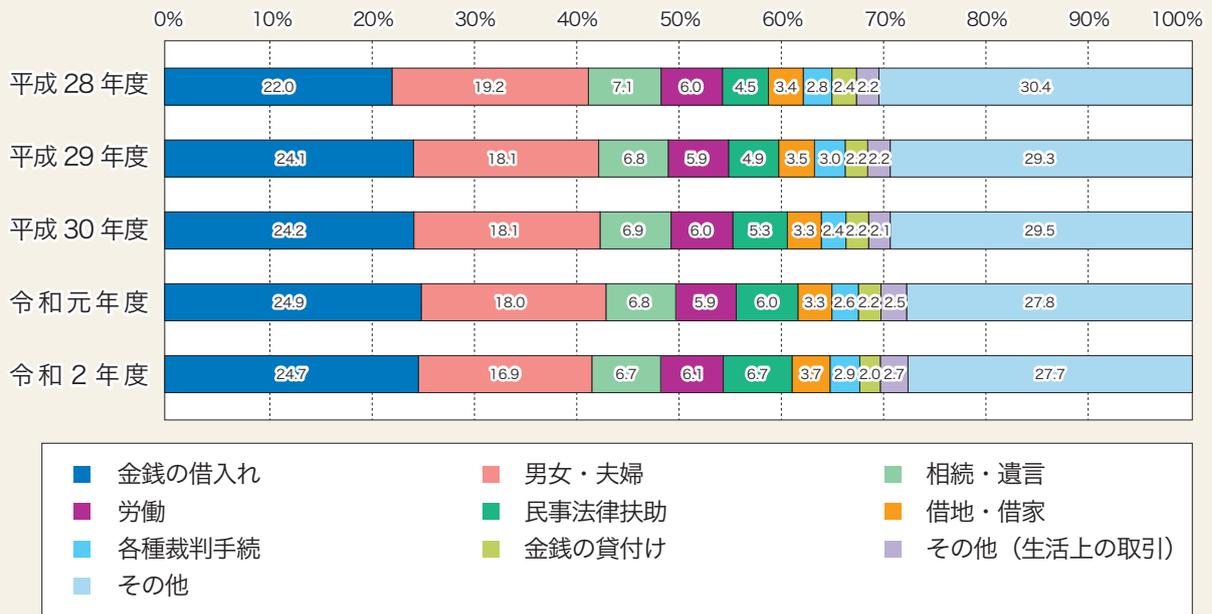
（注1）「労働に関する問合せ合計」は、表中の「その他（職場）」「定年・退職・解雇」「いじめ・嫌がらせ」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、表外の「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

（注2）資料1-5に示した利用者の男女比（男性44.0%、女性53.7%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（54.0%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（63.7%以上）を赤色で表示した。

## (2) 地方事務所

平成28年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-7のとおりである。平成28年度以降は金銭の借入れが最も多い。

資料1-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

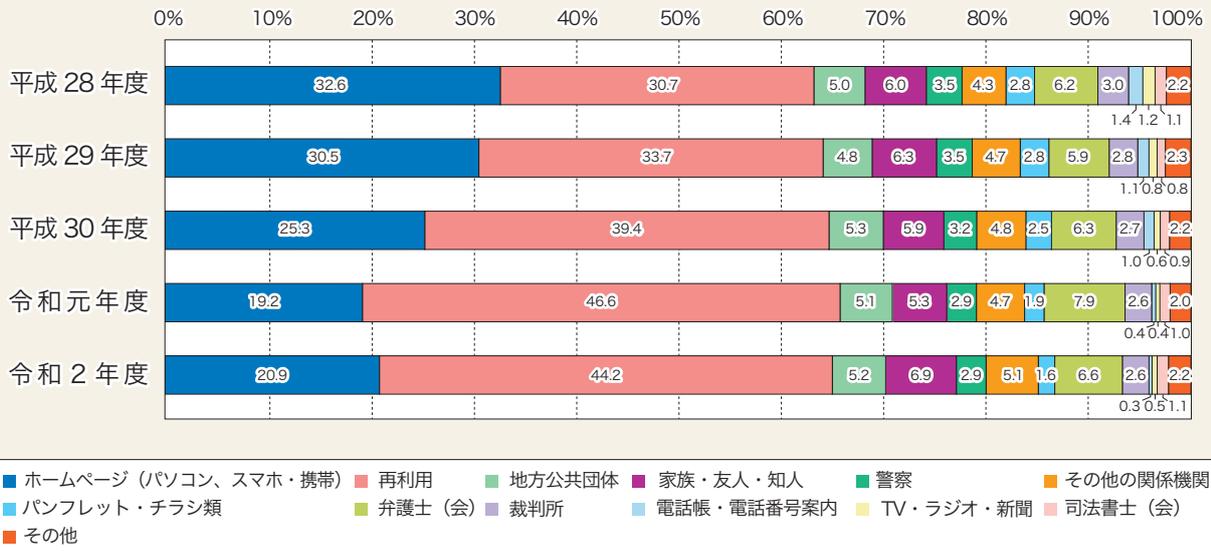


## 1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

平成28年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）内訳は、資料1-8のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料1-8 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移

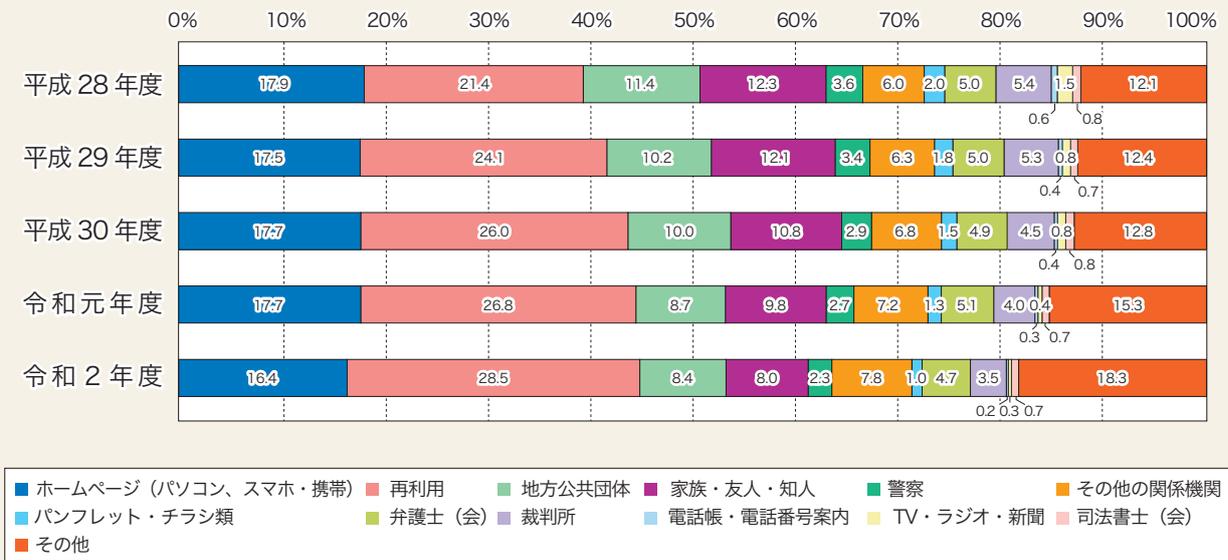


（注）認知媒体は、令和2年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

平成28年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-9のとおりである。サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関や、家族・友人・知人から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-9 地方事務所認知媒体内訳の推移



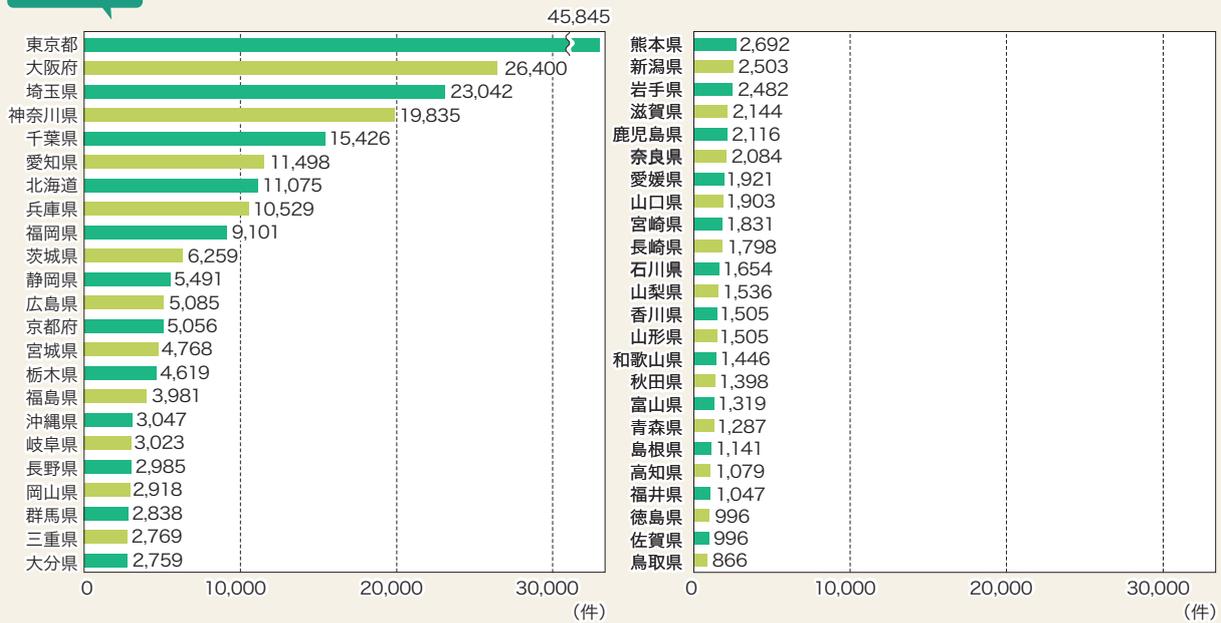
# 1-6 利用者の地域分布

## (1) サポートダイヤル

令和2年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-10のとおりである。東京、大阪、埼玉をはじめとする大都市圏での利用が多い。

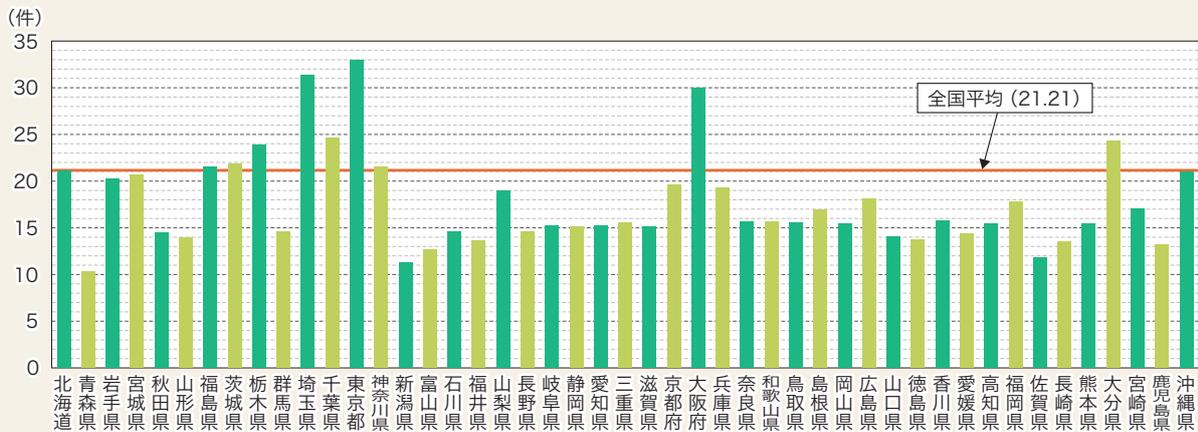
また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-11のとおりである。東京が最も多く、次いで埼玉、大阪の順となっている。

資料 1-10 令和2年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-11 人口1万人あたりの令和2年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）



(注) 人口は、総務省統計局の「令和元年10月1日現在推計人口」データを参照した。

## (2) 地方事務所

令和2年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-12のとおりである。東京、神奈川、愛知を始めとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-13のとおりである。高知、山梨、徳島など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

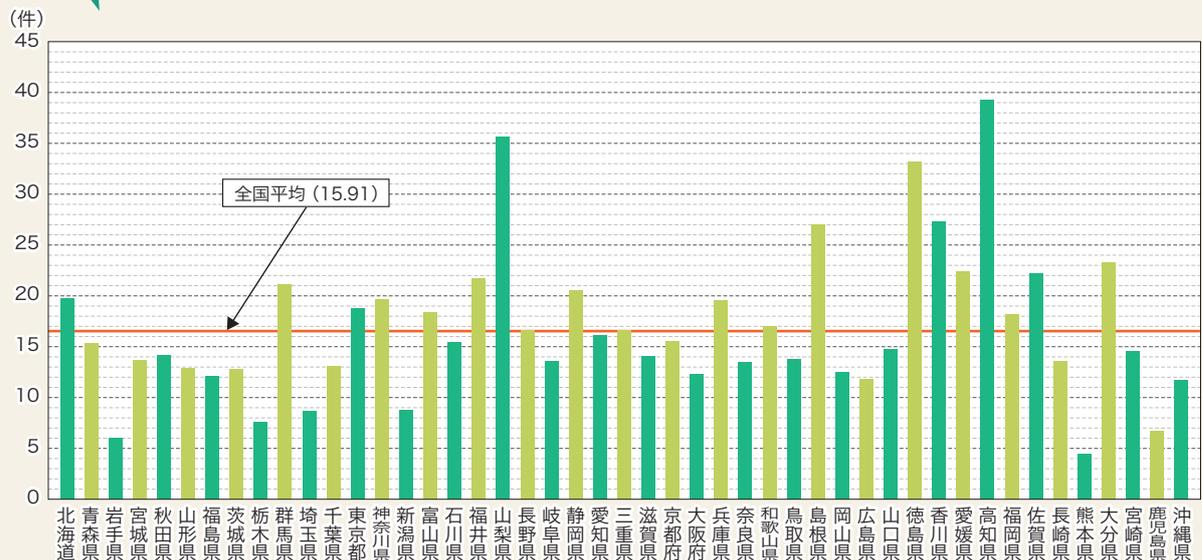
資料 1-12 令和2年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注1) 北海道は札幌(5,316)、函館(1,506)、旭川(1,547)、釧路(1,997)の合計

(注2) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-13 人口1万人あたりの令和2年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

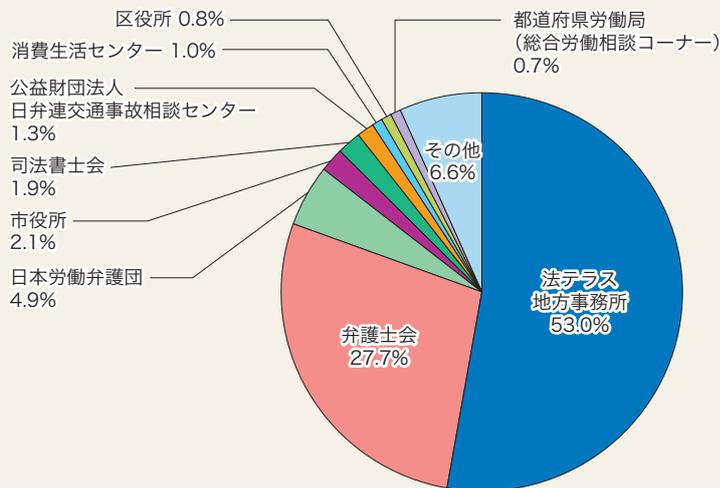


(注) 人口は、総務省統計局の「令和元年10月1日現在推計人口」データを参照した。

## 1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

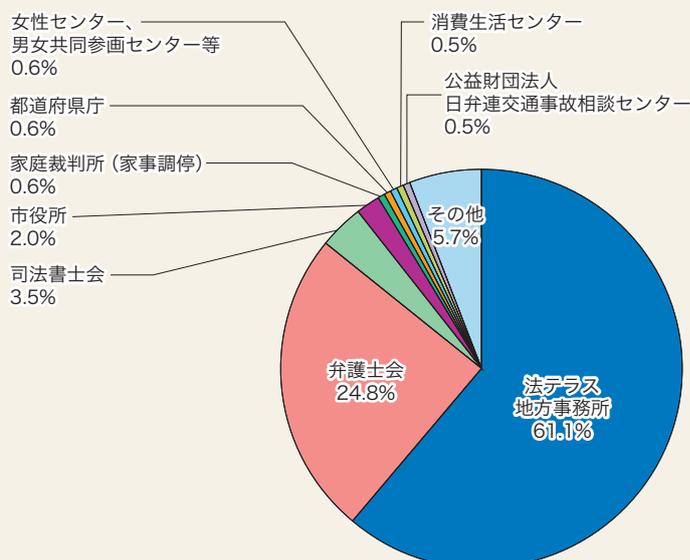
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じて、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、所在地や電話番号などを案内する。令和2年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-14、1-15のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-14 令和2年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-15 令和2年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

## 1-8 多言語情報提供サービス

### (1) サービスの概要

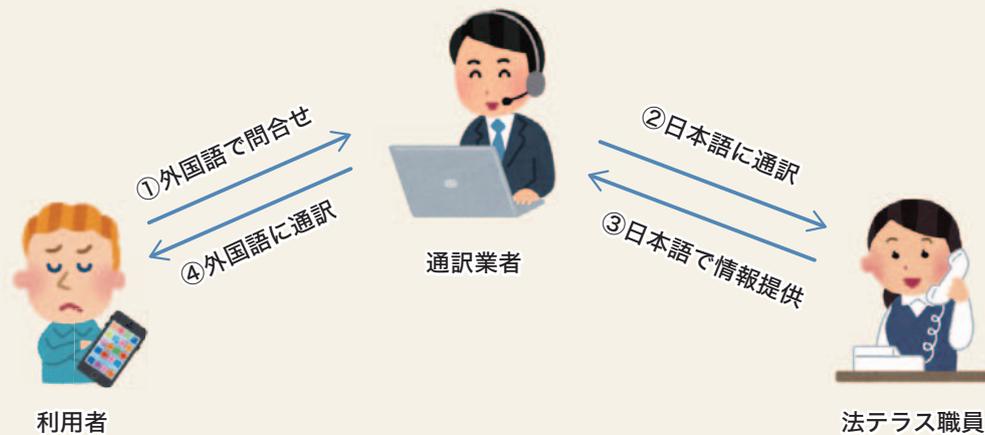
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々にも利用いただけるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、話す言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、令和2年度は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行った。

### (2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナインイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

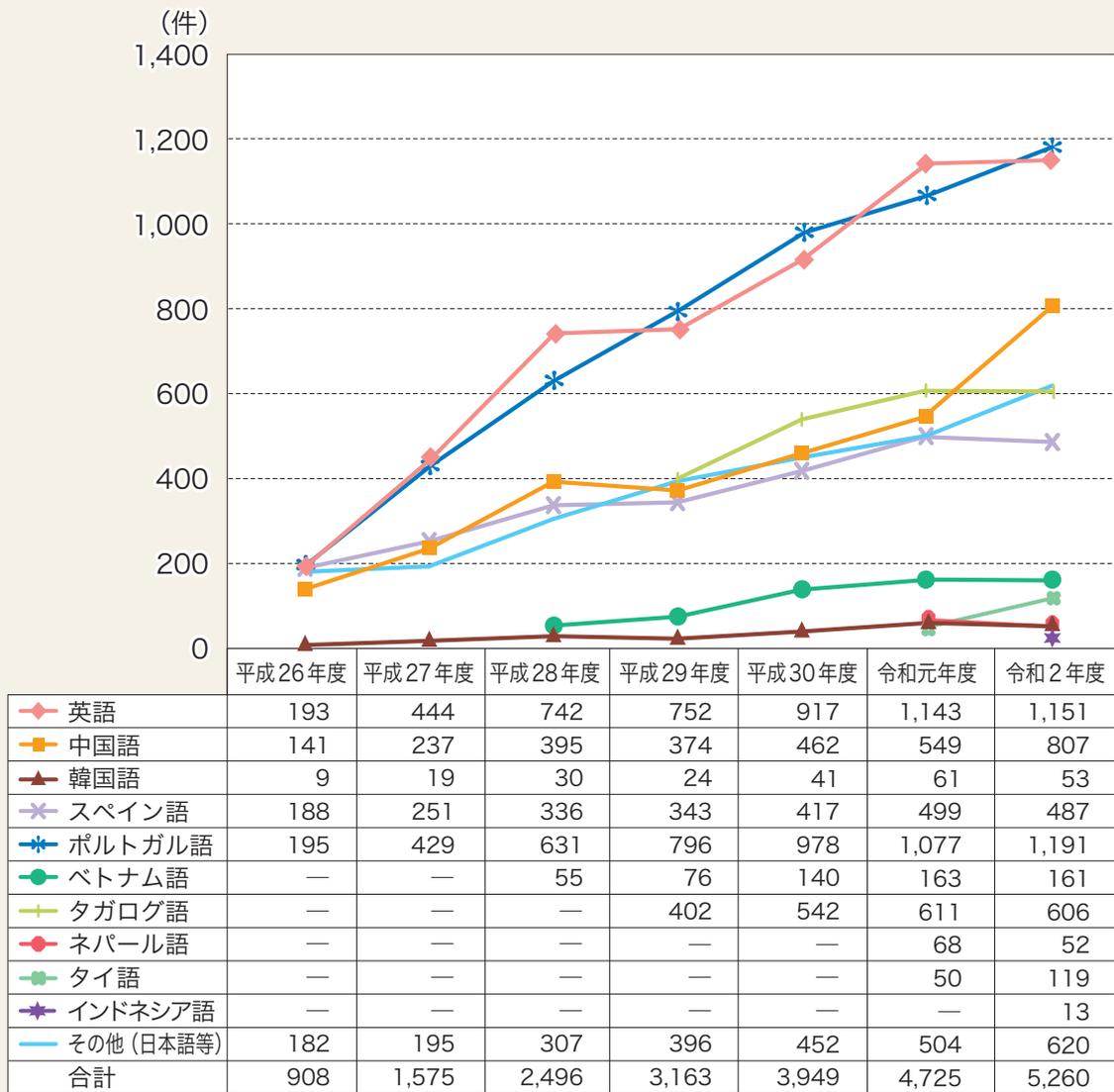
資料 1-16 多言語情報提供サービスの流れ



### (3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料1-17のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成25年度から令和2年度まで増え続けており、今後も増加が見込まれる。言語別にみると、問合せ件数が特に多いのはポルトガル語と英語である。

資料 1-17 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



(注1) タガログ語は平成26年度から28年度の間実施を停止している。

(注2) ベトナム語は平成28年度から対応を開始した。

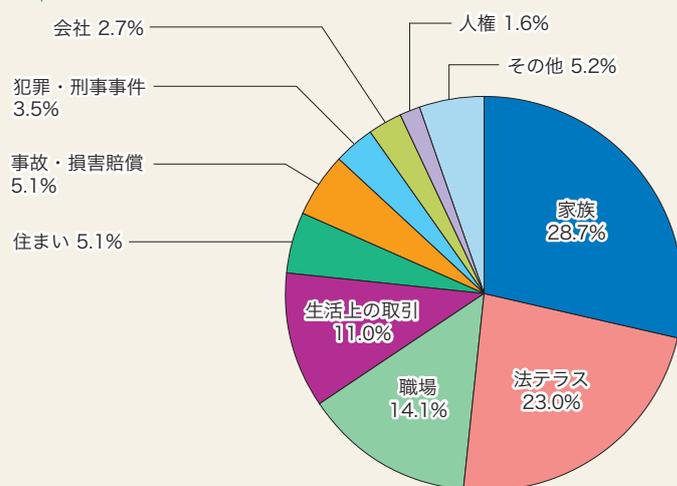
(注3) ネパール語とタイ語は令和元年度から対応を開始した。

(注4) インドネシア語は令和3年1月から対応を開始した。

## (4) 問合せの傾向

令和2年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-18のとおりである。最も問合せが多いのは、離婚や子の親権など家族に関する問合せであり、このほか法テラス地方事務所の電話番号など、法テラスに関する問合せがそれに続いている。

資料 1-18 令和2年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



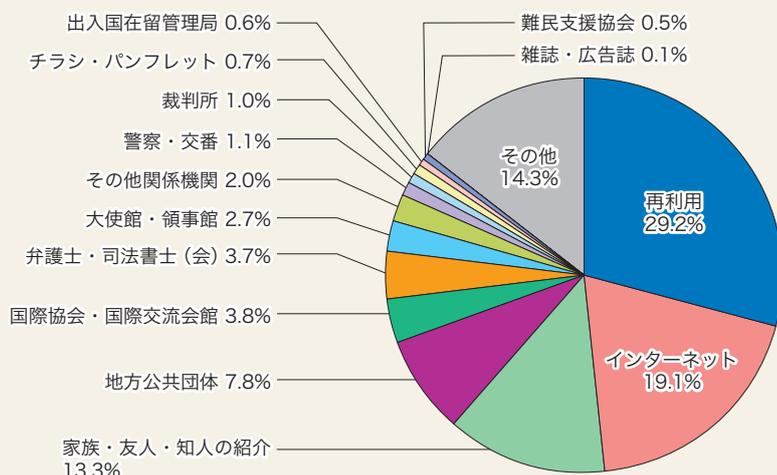
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

## (5) 認知媒体

令和2年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）内訳は、資料1-19のとおりである。再利用の割合が高く、次いで、インターネットとなっている。

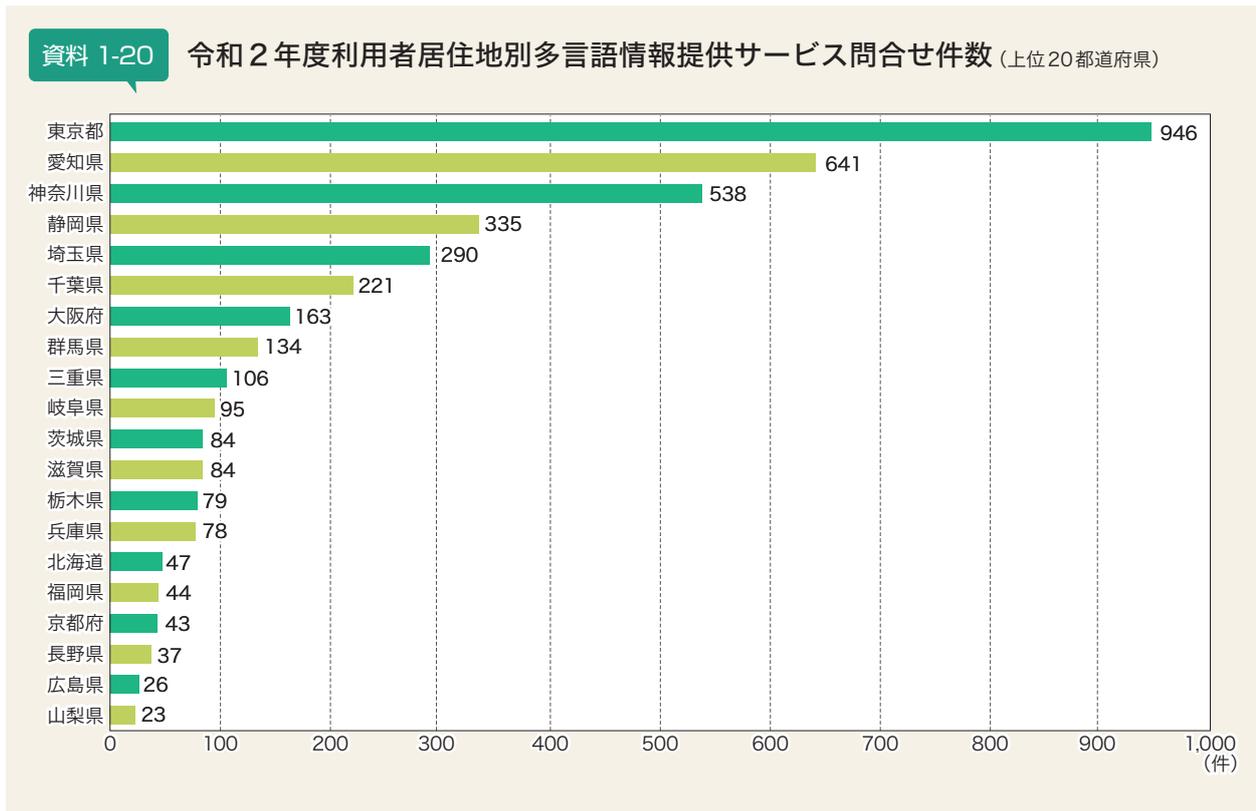
(注) 認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料 1-19 令和2年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



## (6) 利用者の地域分布

令和2年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-20のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。



## 1-9 法教育

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模縮小となったイベントもあったが、全国各地で合計100回の一般市民向け法教育を実施し、参加人数は合計5,425人に上った。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業、そして新たな開催方式としてオンラインでの講義などを企画し、法的トラブルについて具体的事例を取り入れた解説を行うなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントを開催した。

実施イベントの事例は以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの。

### 事例1：大学との共催による法教育

#### 大学生向けオンライン講義

愛媛

愛媛地方事務所では、若年層を対象に、社会生活の中で身近に潜む危険についての認識を深め、法的トラブルの予防及び対応能力を備えることを目的として、愛媛大学の「法学入門」を受講する学生に対し講義を行った。

従前は出張講義の形式であったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、講師となる常勤弁護士等が事前に作成した動画を、大学がYouTubeに限定公開としてアップロードし、大学生が各自視聴するオンライン形式での講義となった。

なお、講義の題材は、「SNSトラブル」「ブラックバイト」「消費者問題」「性暴力被害の裁判例」の4事例を取り上げ、法テラスの組織及び主な業務の説明も行った。

受講した学生からは、「身近に起こり得るトラブルを、具体例を用いて説明していて、大変ためになった」、「法律に関する知識を身につけておくべきだと感じた」などの声が寄せられた。

- [日時] 令和2年10月12日（月曜日）、令和2年10月19日（月曜日）、令和2年11月2日（月曜日）、令和2年11月16日（月曜日）、令和2年12月14日（月曜日）、令和2年12月21日（月曜日）、令和3年1月18日（月曜日）、令和3年2月1日（月曜日）（合計8回）
- [場所] 愛媛大学（オンライン講義）
- [参加人数] 1,160人（全8回分の合計）
- [共催] 愛媛大学

## 事例2：寸劇で分かりやすく伝える法教育

### 相続が争族にならないために ～家族円満のための終活準備～

宮崎

宮崎地方事務所では、宮崎市大塚地区社会福祉協議会と連携して、市民向け終活講座の一環として相続と遺言書をテーマに法教育イベントを開催した。従来の講義形式だけでは興味を持ってもらうことが難しいため、どこの家庭でも起こり得る遺言書にまつわる身近なエピソードを寸劇で解説した。

法テラス宮崎法律事務所の岡田佑太弁護士、佐々木美智弁護士（宮崎県弁護士会所属）と法テラス職員が相続でトラブルになった家族を演じ、遺言書を事前に作成しておくことの大切さや注意点を芝居仕立てで紹介することにより、身近な問題として伝えることができた。

参加者からは、「丁寧な解説で楽しく学ぶことができた」、「寸劇もあって、分かりやすい内容だった」などの声が寄せられた。講師を担当した岡田佑太弁護士は「寸劇で解説することで、興味を持ってもらうことができた。今後も面白い寸劇を交えて分かりやすい解説に努めていきたい」と意欲を見せた。

[日時] 令和3年2月26日（金曜日）

[場所] 宮崎市大塚地区自治公民館

[参加人数] 35人

[共催] 宮崎市大塚地区社会福祉協議会



当日の様子

## 事例3：高齢者向けの法教育

### ～いきいきと楽しく学べる講座を目指して～

#### 「だまされない!! 消費者被害・特殊詐欺への対応法」等

香川

香川地方事務所では、まんのう町社会福祉協議会と連携をして、高齢者活動拠点を回り、高齢者の陥りやすい生活の中の問題を題材とした法教育を開催した。

法テラス香川法律事務所の上原みづほ弁護士（香川県弁護士会所属）による「だまされない!! 消費者被害・特殊詐欺への対応法」と題した講義や、法テラス職員による業務説明を行った。

特に高齢者が巻き込まれやすい詐欺的被害の相談事例を具体的に紹介して、被害に遭わないための対策を「〇×クイズ」用プレートを使用して楽しみながら参加してもらうことで、被害防止につなげることを目指した。

メモを取るなどしながら熱心に受講された参加者からは、「法テラスを初めて知ることができてよかった」、「今後、法的トラブルに遭遇した時に役に立ちそう」、「知らない情報が沢山あって勉強になった」との声が寄せられた。

[日時] 令和3年2月25日（木曜日）、令和3年3月9日（火曜日）、令和3年3月25日（木曜日）

[場所] まんのう町 いきいきふれあいサロン 吉野公民館、神野公民館、四条公民館

[参加人数] 50人（3か所実施の合計）



当日の講座の様子

## 事例4：高校との共催による法教育

### いじめ防止に関する講演会

石川

石川地方事務所では、いじめ防止対策の推進に寄与するため小松市内の公立高校と連携して、いじめ防止に関する弁護士による講演会を開催した。

内容としては「いじめとは何か」、「いじめをすると法律的にどうなるのか」、「いじめをしないための心得」等、ともすれば重くなりがちなものであったが、講演を担当した法テラス石川副所長の高見健次郎弁護士（金沢弁護士会所属）が市内に事務所を開設しており身近な存在であることや、自身が弁護士になったいきさつなどを織り交ぜながら、時には軽妙な語り口で大勢の生徒へ語りかけ、参加した生徒たちは熱心に講演に聴き入っていた。

講演終了後、参加した生徒たちからは、「いじめについて改めて考え直す良い機会になった」との声が寄せられた。

[日時] 令和3年2月2日（火曜日）  
[場所] 小松市内の公立高校  
[参加人数] 196人（参加した教職員含む）

## 事例5：図書館との共催による法教育

### 基礎からの法律講座

インターネットトラブル～消費者被害、SNSによる誹謗中傷等～

兵庫

兵庫地方事務所では、兵庫県立図書館と連携して、暮らしに役立つ身近な法律問題についての県民向け法律講座を例年開催しており、令和2年度は「インターネットトラブル」というテーマで、法テラス阪神法律事務所の藤田洋介弁護士（兵庫県弁護士会所属）が講師を担当した。スマートフォンの普及で格段に上がった利便性の反面、ネット上にあふれる様々な広告による消費者被害やSNS上での誹謗中傷による名誉棄損等について、被害の実例や実際に被害にあったときの対処法などをわかりやすく説明・解説した。

参加者からは、「インターネット上でよく見かける広告のカラクリがよくわかった」、「(SNS上で)誹謗中傷を受けた場合に、相手を訴えることが大変であることがよくわかった」などの声が寄せられた。

[日時] 令和2年7月18日（土曜日）  
[場所] 兵庫県立図書館  
[参加人数] 約10人



当日の講座の様子

## 2. 民事法律扶助業務



### 2-1 令和2年度における業務の概況

#### (1) 法律相談援助及び代理援助の概況

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は毎年度増加していたが、令和2年度においては、290,860件となり、前年度（315,085件）より減少した。代理援助の件数も、令和2年度は105,630件と前年度（112,237件）より減少した。

#### (2) 電話等法律相談援助を開始

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者、相談担当者の感染リスクを回避するため、全国的に面談による法律相談を縮小・中止せざるを得なかった。各方面からこれに替わる相談の仕組みを求められていたところ、関係機関の理解を得られ業務方法書を改正し、令和2年5月から「音声及び動画による法律相談援助（電話等法律相談援助）」を開始した。当初、令和2年9月末までの予定であったが、同感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和4年3月末まで実施期間を延長することとなった（令和3年10月現在）。

#### (3) 令和2年7月豪雨の被災者に対し、被災者法律相談援助を実施

令和2年7月、九州から東北地方にかけて広い範囲で発生した大雨による災害（令和2年7月豪雨）に対して、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法の「被災者法律相談援助」が適用され、令和2年7月14日から令和3年7月2日までの期間において、不動産問題、金銭問題、相続問題など、生活の再建に当たり必要な民事に関する問題全般について、被災者に対する無料の法律相談を実施した。

当援助の実施は、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号（令和2年10月9日まで受付・実施）に続き、第4例目となった。災害発生直後から日本弁護士連合会、災害発生地の弁護士会及び司法書士会と迅速に連携して、円滑に援助業務の運営体制を整え、法テラスの事務所だけでなく市町村役場などの公共施設等にも弁護士・司法書士が出張して法律相談を行うなどしており、令和2年7月の援助開始以降相談件数は累計5千件を超えるに至っている（令和3年6月末日時点）。

（詳細は「6 災害対応」を参照）

#### (4) 特定援助対象者援助事業の状況

平成30年1月24日の援助開始以降、法律相談は月平均53件程度の件数で推移している。当援助は、地方公共団体等関係機関からの申入れがあって初めて手続を進めることになるため、関係機関との連携・協力がより重要となる。毎月一定の相談件数があるのは、そうした連携・協力関係の一端を示すものであり、法テラスがこれまで取り組んできた司法ソーシャルワーク活動の成果の一つといえるものである。

一方、特定援助対象者についてのみ代理援助・書類作成援助の対象となる公的給付にかかる行政不服申立手続は、令和2年度2件の援助実績であった。

## 2-2 業務の概要

### 1 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要に応じて、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務である。刑事事件に関するものは対象にはならない。法律相談援助は、法テラス事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

援助の申込みは法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

法律相談援助を受けるには、援助要件として、①資力（収入・保有資産）に乏しいこと、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の2点を満たすことが必要となる。この場合、相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随して、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で内容証明郵便等の簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合（代理援助）や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合（書類作成援助）は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立替えを行う。審査においては、援助要件①②に加えて、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む）の3点を満たす必要がある。

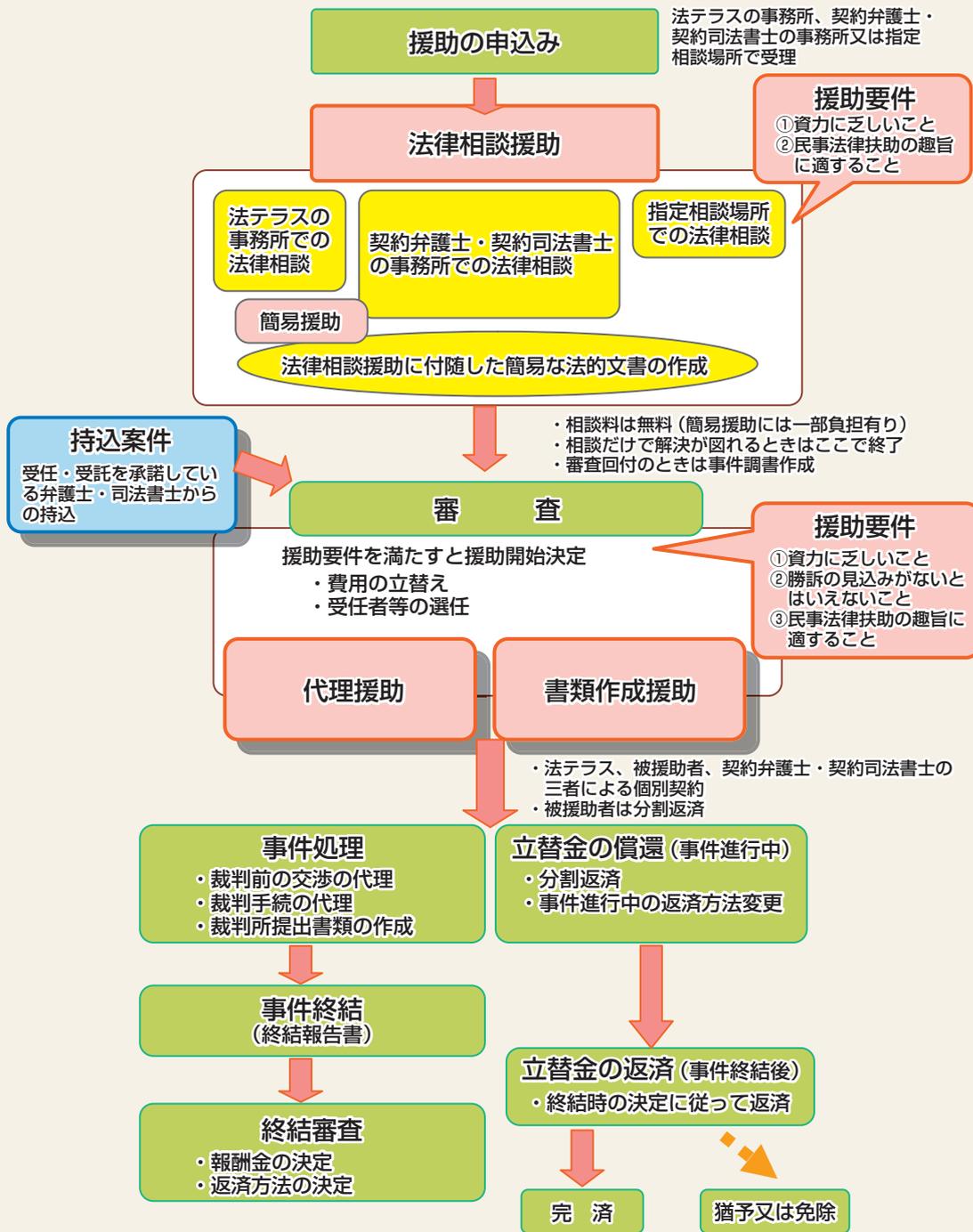
援助開始が決まると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）が決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類、性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められる場合には報酬金が発生する）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から3年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、事件終結まで立替費用の償還を猶予し、事件終結後に本人からの申請により立替費用の償還が免除となる場合がある（事件の相手方等から経済的に利益を得た場合を除く）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

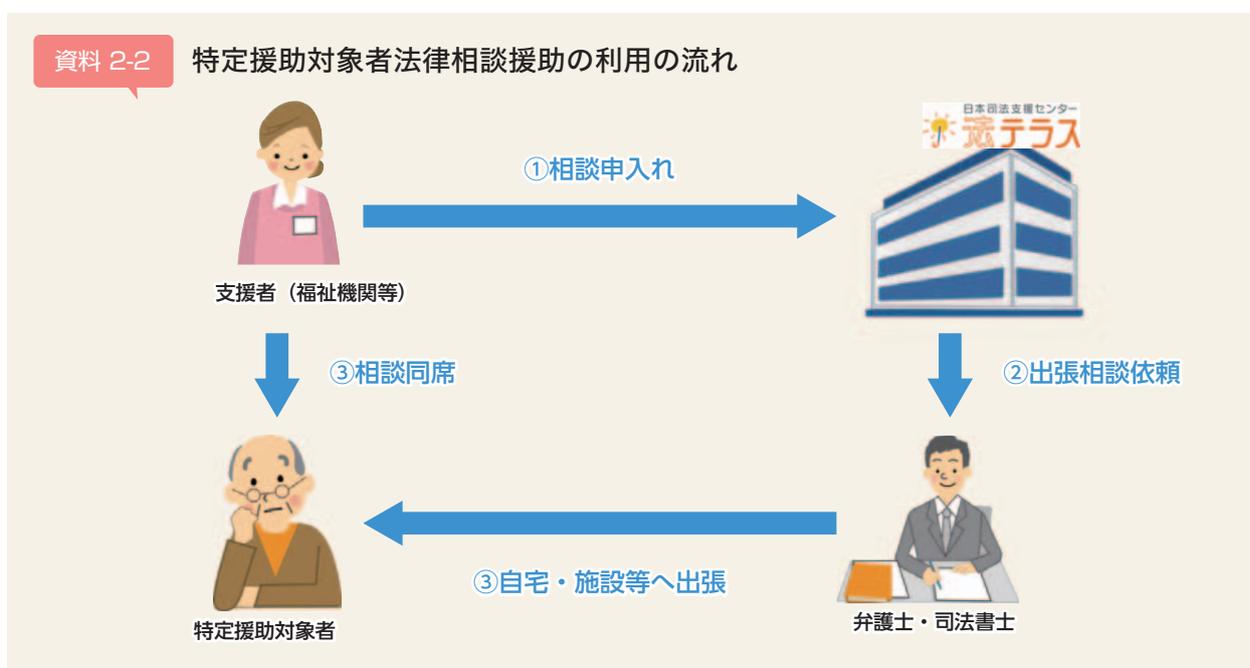


## 2 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始し、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

### (1) 特定援助対象者法律相談援助

当援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申し込みに基づき、対象者の資力の有無にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（但し、対象者に資力がある場合、法律相談料は対象者の負担となる）。申し込めできる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関である（資料2-10参照）。



### (2) 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求または第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条第1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条第1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

## 3 被災者法律相談援助

平成28年7月1日から、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。当援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。

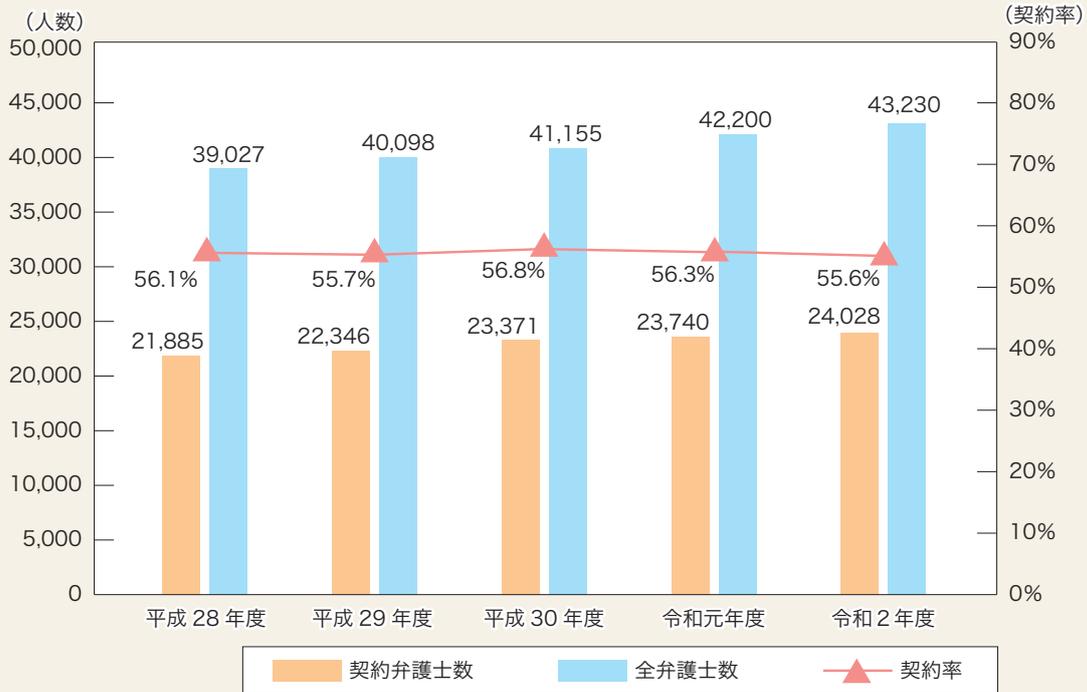
（詳細は、「6 災害対応」を参照）

## 2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は毎年増加しており、令和2年度末には24,028名となった。

資料 2-3 契約弁護士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-1

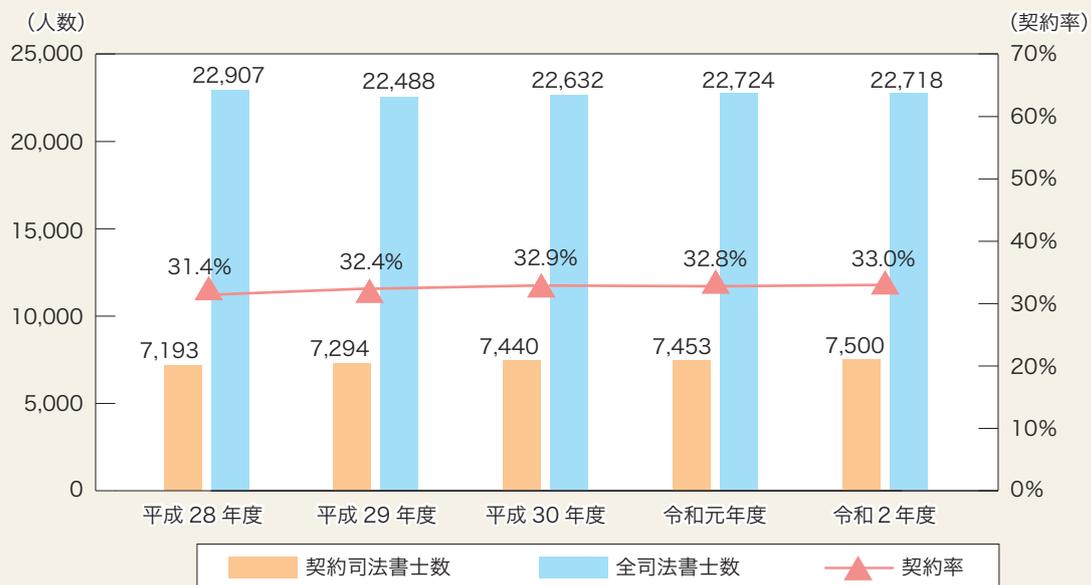


(注1) 平成28年度は、「受任予定者契約弁護士数」である。(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

契約司法書士数も毎年増加しており、令和2年度末には7,500名となった。

資料 2-4 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2



(注) 平成28年度は、「受託予定者契約司法書士数」である。

## 2-4 法律相談援助の状況

### 1 法律相談援助の状況

#### (1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であった。法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成29年度302,410件、平成30年度314,614件（前年度比4.0%増）、令和元年度315,085件（同0.1%増）と毎年増加していたが、令和2年度については、290,860件と減少した。これは新型コロナウイルス感染症が拡大するにつれ、相談者、法律相談担当者双方の感染リスクを回避するため、面談での法律相談は縮小・中止せざるを得なくなったことが相談件数が減少した理由と考えられる。

資料 2-5 法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注1) 法律扶助協会のデータは、(財)法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

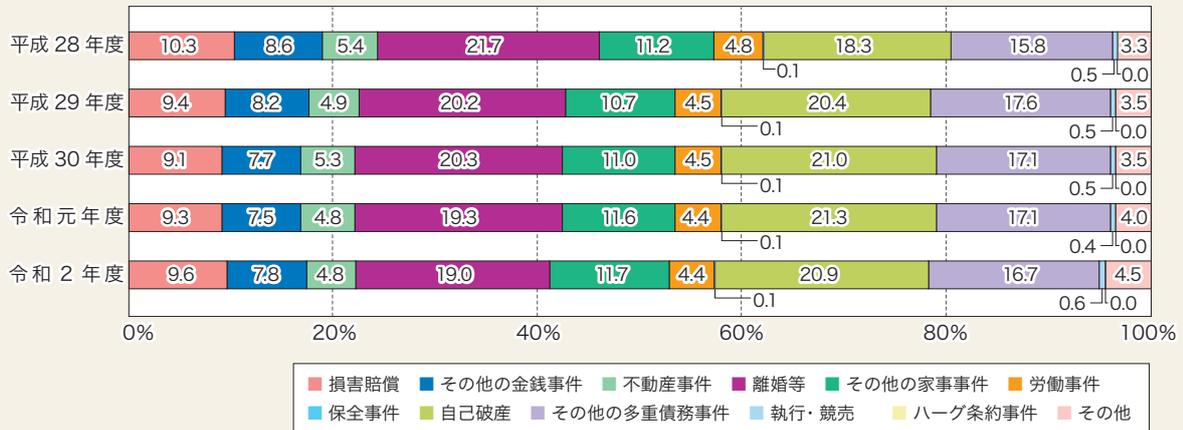
(注2) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法律相談援助の事件別内訳を見ると、令和2年度は自己破産に関する相談が最も多く、20.9%となっており、次いで離婚に関する相談が19.0%となっている。

資料 2-6

法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (令和2年度のみ)



(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法テラス業務開始以降、民事法律扶助の法律相談援助件数の増加に伴い、法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費は増加していたが、令和2年度は、法律相談援助件数減少に伴い相談費も減少し、16億6032万7175円となった。

資料 2-7

法律相談費の推移



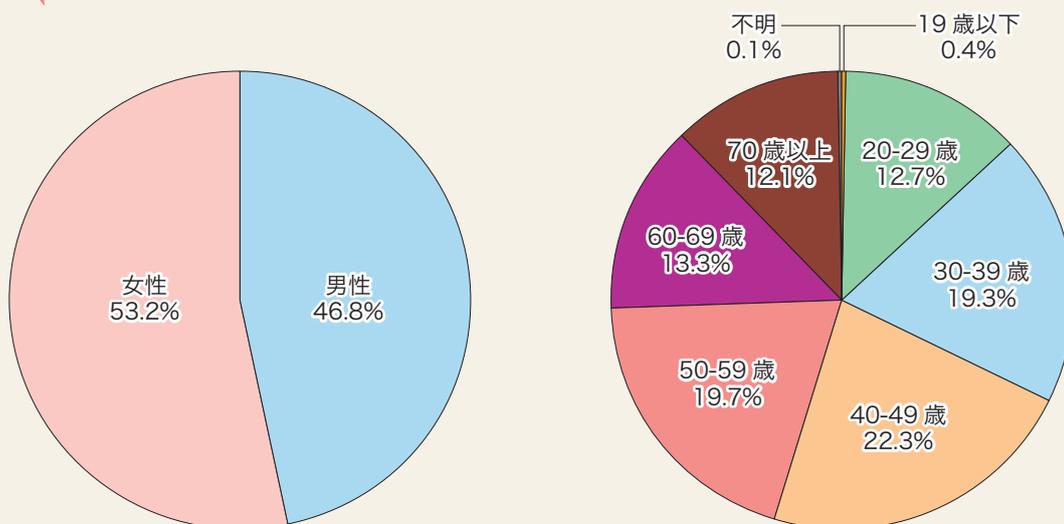
(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

## (2) 法律相談援助利用者の属性

令和2年度に法律相談援助利用者は、女性が53.2%、男性が46.8%と、女性の比率が高くなっている。

年代別に見ると、40代の比率が一番大きく、全体の約5分の1を占める。次いで50代、30代となっている。

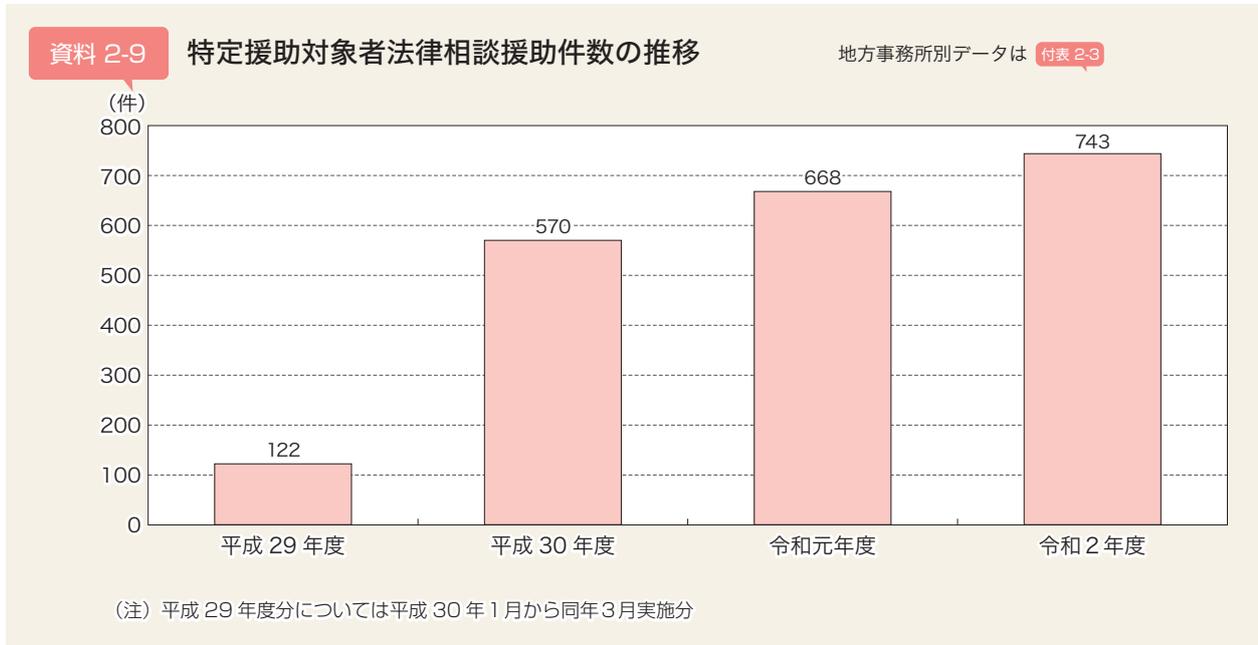
資料 2-8 令和2年度法律相談援助利用者の性別、年代



## 2 特定援助対象者援助事業の状況

### 特定援助対象者法律相談援助の実施状況

平成30年1月24日の制度開始時からの法律相談援助件数の推移は、資料2-9のとおりである。



当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申入れにより援助を開始する。令和2年度は、地域包括支援センターからの申入れが31.1%と最多となっている。申入れ特定援助機関ごとの相談実施件数は、資料2-10のとおりである。

### 資料 2-10 令和2年度特定援助機関別相談実施件数

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者 (注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者 (注1)	児童福祉法上の支援事業者 (注1)	その他 (注2)
743件	162件	108件	231件	112件	18件	0件	112件
100%	21.8%	14.5%	31.1%	15.1%	2.4%	0.0%	15.1%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者

(注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

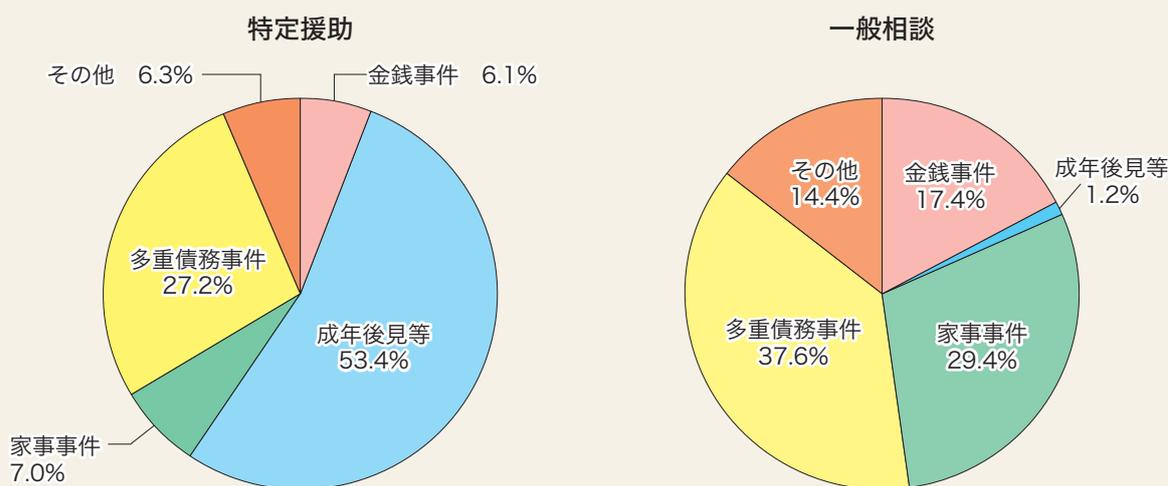
資力の有無にかかわらず法律相談援助制度であるが、申入対象者又はその配偶者が有する現金又は預貯金を合算した額が一定の基準を超える場合は、法律相談料は申入対象者の負担となる。

資料 2-11 令和2年度申入対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
743件	699件 (94.1%)	44件 (5.9%)

令和2年度における事件別内訳を見ると、一般的な民事法律扶助制度による相談では1.2%程度の成年後見等が、当援助では53.4%と最多となっている。

資料 2-12 令和2年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）



### 3 外国人向け法律相談の状況

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13 令和2年度外国人専門相談実施件数

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数 (注)	255	31	112	46	104	72	620

(注) 外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取り扱っている場合がある。

## 2-5 代理援助・書類作成援助の状況

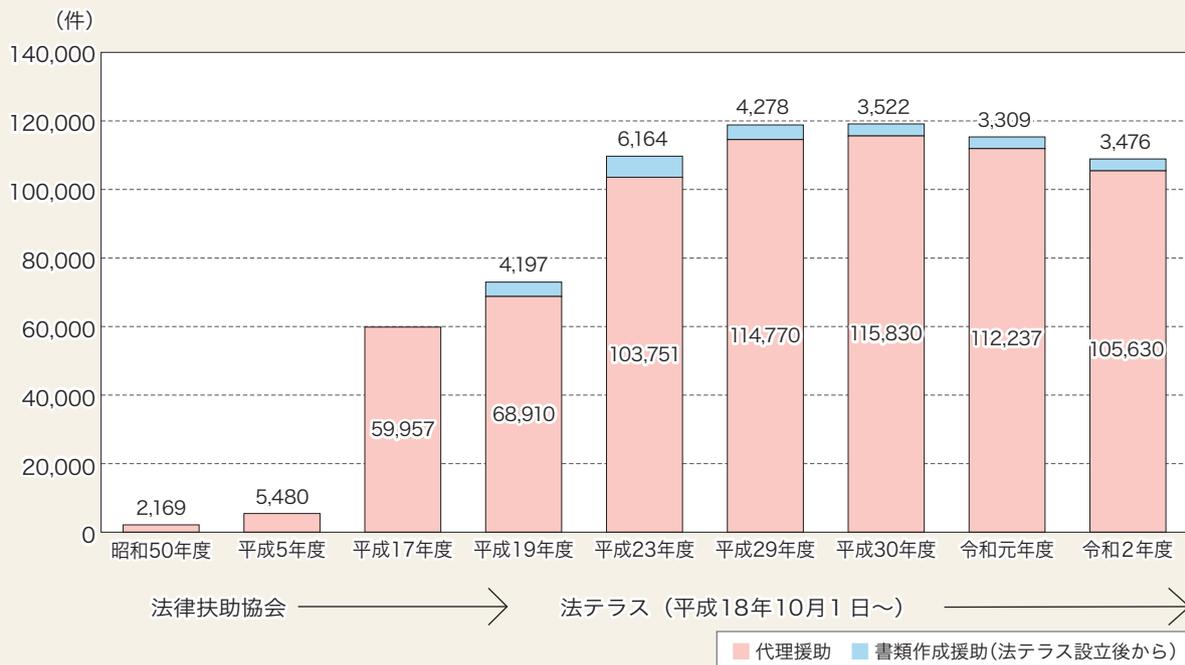
### (1) 実施状況

代理援助・書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に代理援助2,169件、平成5年度代理援助5,480件、平成17年度代理援助59,957件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には代理援助68,910件、書類作成援助4,197件（書類作成援助の統計は法テラス設立後から）と増加し、以後も、平成23年度代理援助103,751件、書類作成援助6,164件、平成29年度代理援助114,770件、書類作成援助4,278件と増加してきたが、平成30年度代理援助115,830件（前年度比0.9%増）、書類作成援助3,522件（同17.7%減）、令和元年度代理援助112,237件（前年度比3.1%減）、書類作成援助3,309件（同6.0%減）、令和2年度代理援助105,630件（前年度比5.9%減）、書類作成援助3,476件（同5.0%増）と令和2年度は代理援助件数は減少したが、書類作成援助件数は増加した。

代理援助件数は、令和2年度は昭和50年度の約49倍、平成19年度の1.5倍を超える件数であり、法テラス設立当初と比較すると、件数は増加している。

資料 2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5



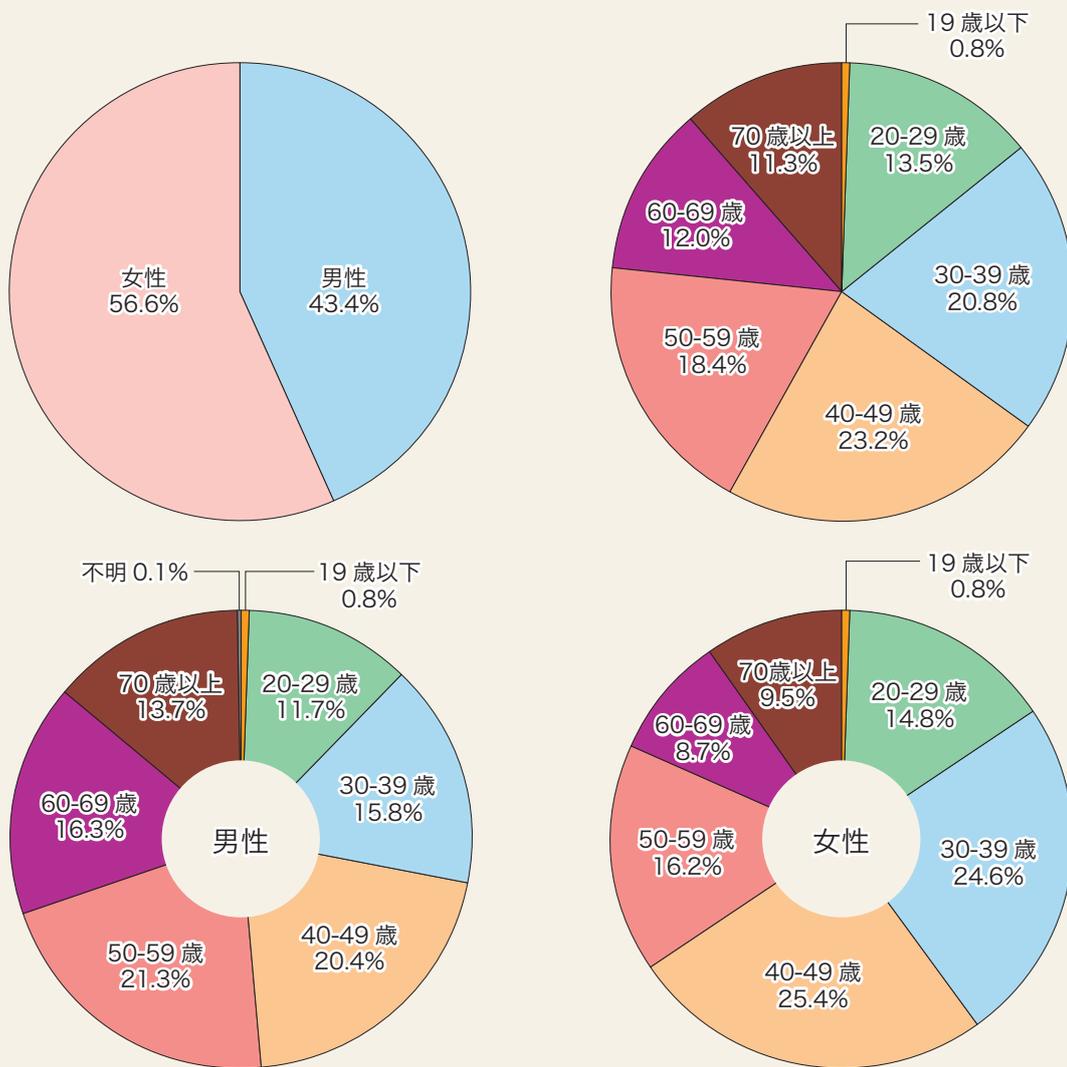
(注) 法律扶助協会のデータは、(財)法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

## (2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性

令和2年度に代理援助・書類作成援助利用者は、女性が56.6%、男性が43.4%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別に見ると、男性は50代、女性は40代が最も多かった。全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では48.7%、女性では65.6%になり、女性のほうが、年齢層が若い傾向がある。

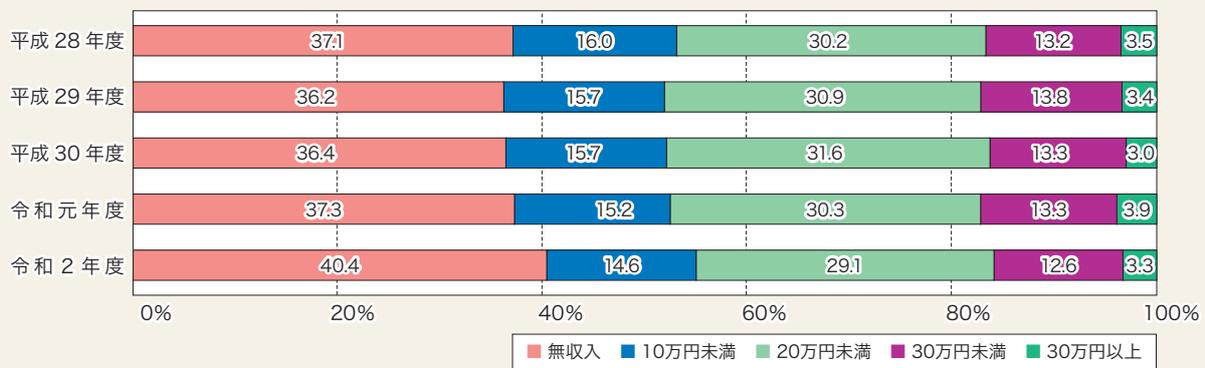
資料 2-15 令和2年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代



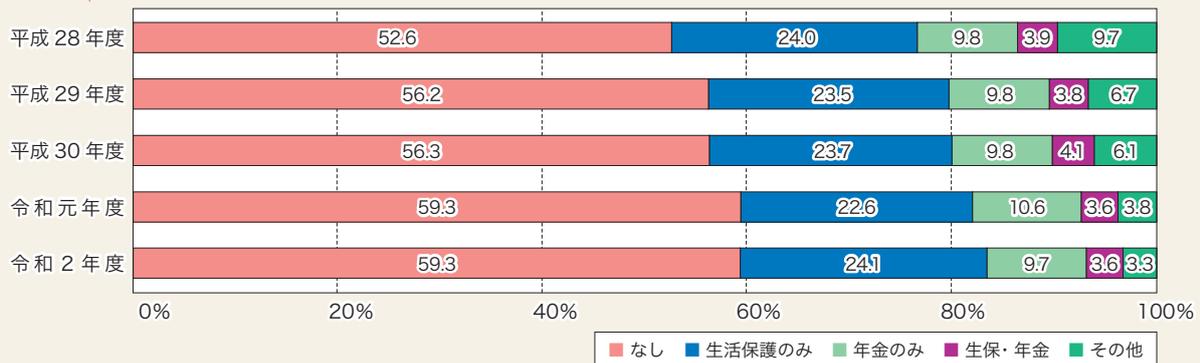
代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入については、無収入が40.4%（前年度比3.1ポイント増）で、月収10万円未満の14.6%と合わせると55.0%（同2.5ポイント増）になる。月収10万円未満の方の利用が援助利用者の半数を超える状況は平成24年度以降続いている。

また、援助利用者の公的給付の受給の有無及びその内容を見ると、平成27年度までは、何らかの公的給付を受給している方の割合が増加していたが、平成28年度からは減少に転じ、公的給付を受けていない方の利用が50%を超えた。令和2年度も同様である。

資料 2-16 代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移



資料 2-17 代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移

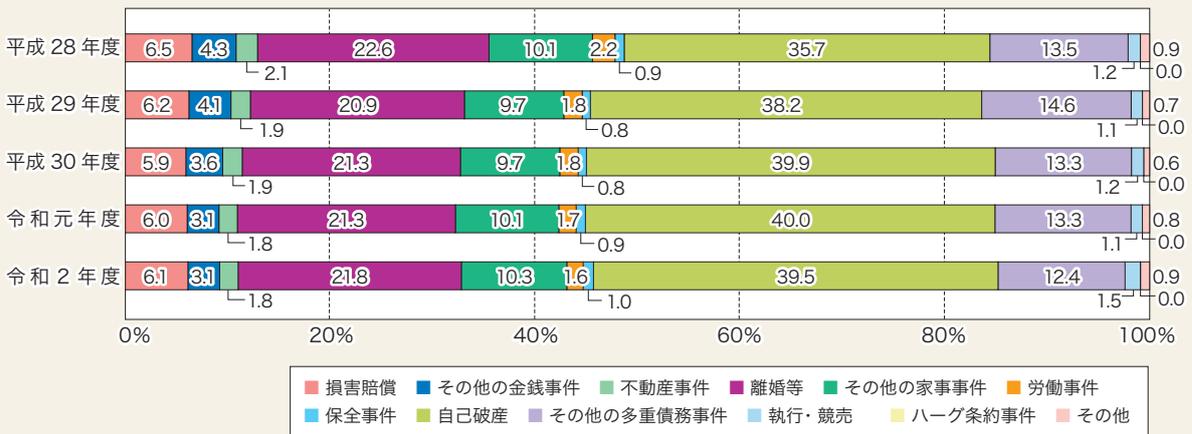


## 2-6 代理援助の状況

代理援助の事件別内訳を見ると、依然として自己破産が最も多く、令和2年度は39.5%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると51.9%となった。平成25年度以降、50%を下回る状態が続いていたが、平成29年度以降は、50%を上回っている。

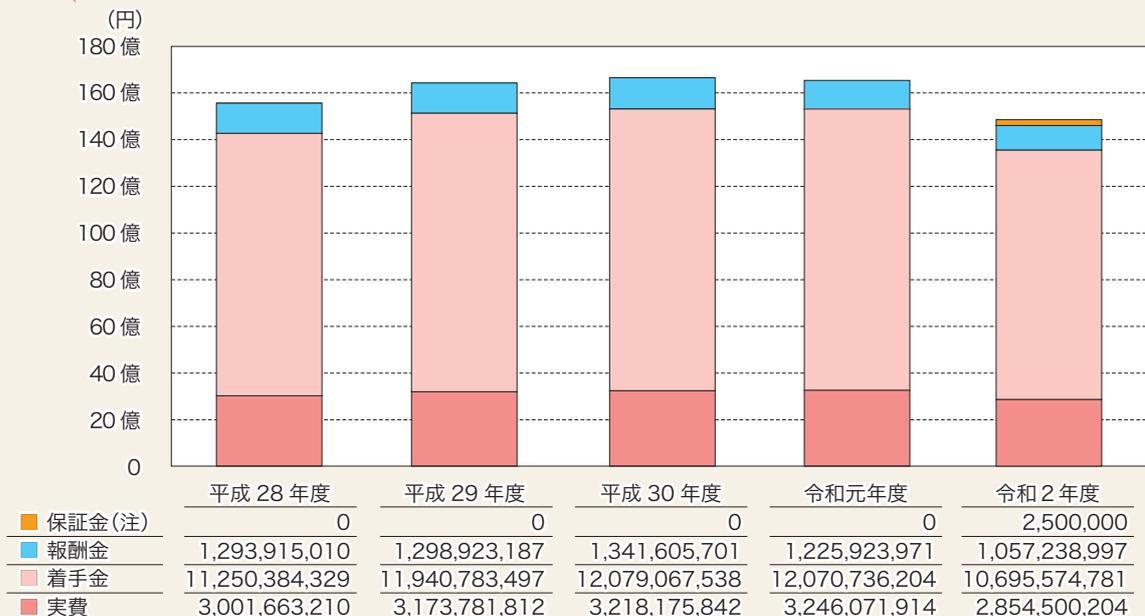
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6 (令和2年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、報酬及び保証金から成り、令和2年度は、合計で146億981万3982円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移

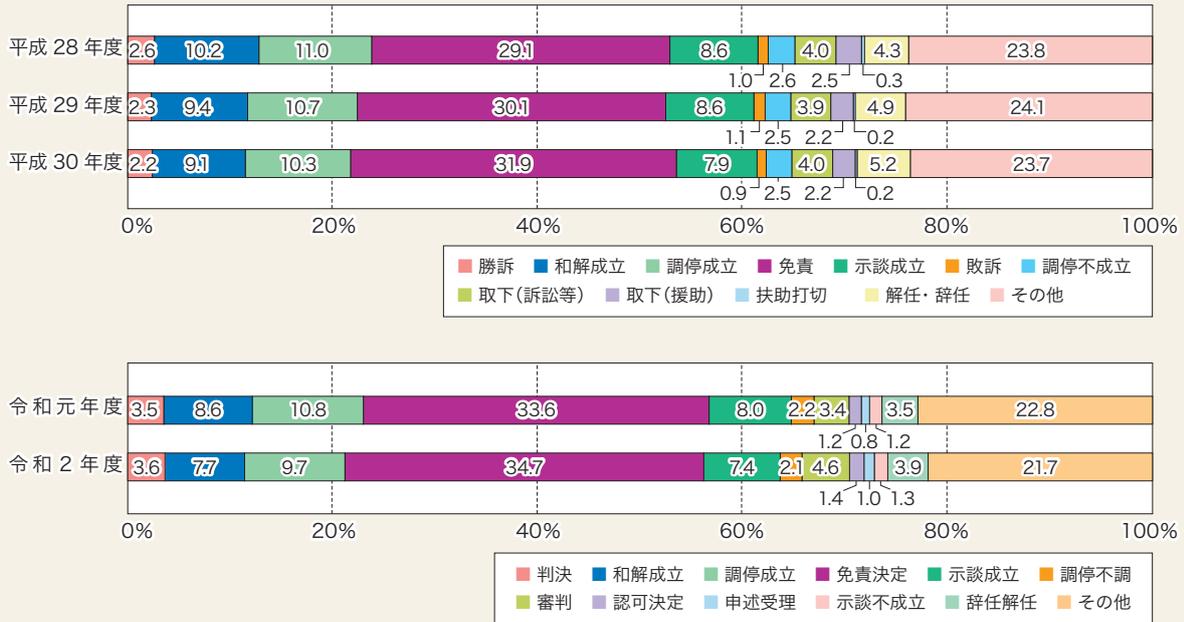


(注) 仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

令和2年度における代理援助事件の結果は、免責・和解成立等により成功裏に終了したものが62.0%と多く、示談不成立は1.3%、調停不調は2.1%である。

資料 2-20 代理援助事件の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 (令和2年度のみ)



	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不調	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和元年度	3.5%	8.6%	10.8%	33.6%	8.0%	2.2%	0.1%	3.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.2%	0.3%	3.5%	22.8%
令和2年度	3.6%	7.7%	9.7%	34.7%	7.4%	2.1%	0.1%	4.6%	1.4%	1.0%	0.0%	1.3%	0.8%	3.9%	21.7%

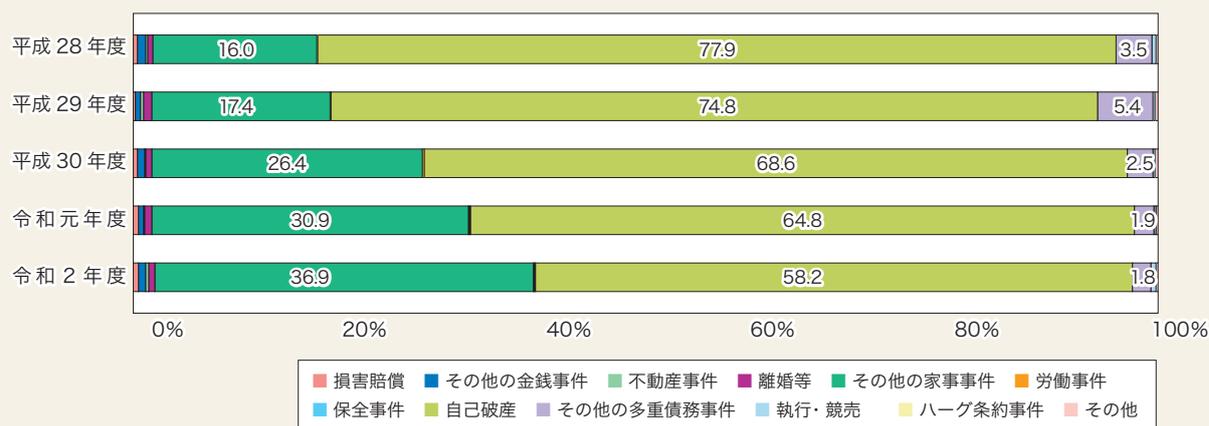
(注) 令和元年度より、事件結果の分類を変更した。

## 2-7 書類作成援助の状況

令和2年度における書類作成援助の事件別内訳を見ると、58.2%が自己破産事件となっている。年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-21 書類作成援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (令和2年度のみ)



	損害賠償	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産	その他の多重債務事件	執行・競売	ハーグ条約事件	その他
平成28年度	0.4%	0.8%	0.2%	0.5%	16.0%	0.1%	0.0%	77.9%	3.5%	0.4%	0.0%	0.2%
平成29年度	0.2%	0.5%	0.3%	0.8%	17.4%	0.1%	0.0%	74.8%	5.4%	0.2%	0.0%	0.3%
平成30年度	0.4%	0.7%	0.1%	0.6%	26.4%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%
令和元年度	0.5%	0.5%	0.1%	0.7%	30.9%	0.1%	0.1%	64.8%	1.9%	0.2%	0.0%	0.2%
令和2年度	0.5%	0.7%	0.3%	0.6%	36.9%	0.1%	0.1%	58.2%	1.8%	0.5%	0.0%	0.2%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬から成り、令和2年度は、合計で3億1664万3335円であった。

資料 2-22 書類作成援助立替金実績の推移



## 2-8 立替金の償還（返済）

### (1) 償還

代理援助・書類作成援助利用者は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士の費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は、資料2-23のとおりである。

資料 2-23 立替金償還実績の推移



### (2) 立替金の免除

代理援助・書類作成援助利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができます。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

資料 2-24 立替金償還免除実績の推移

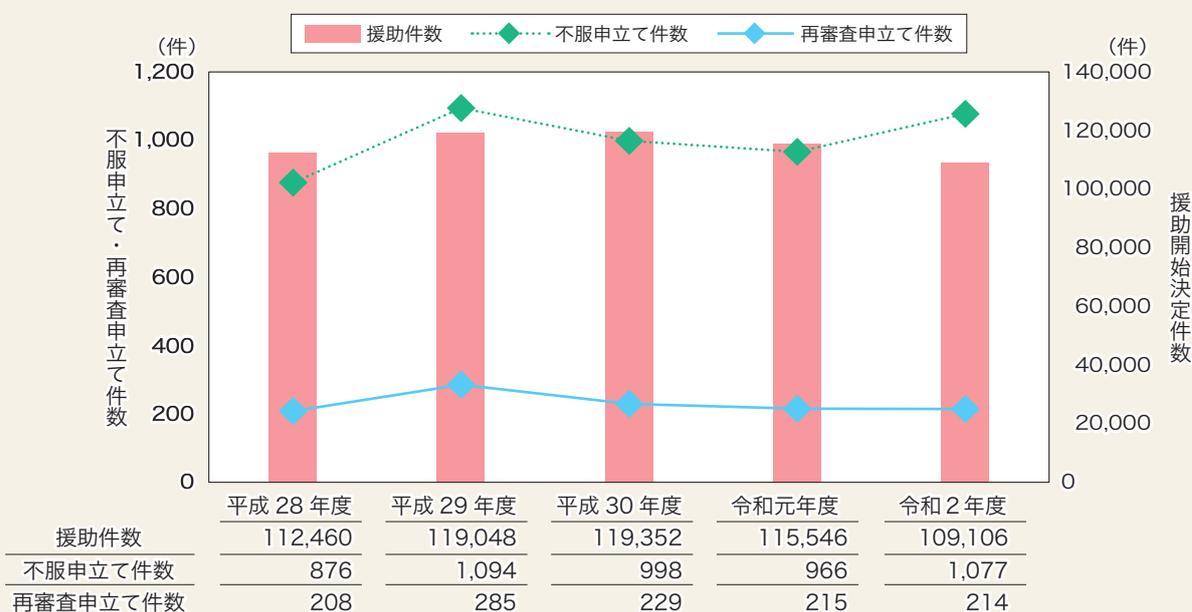


## 2-9 不服申立てと再審査申立て

代理援助・書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた利用者）、法律相談費の不支給決定を受けた法律相談担当者や受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定に更に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

令和2年度の不服申立て件数は1,077件（前年度比11.5%増）、再審査申立て件数は214件（同0.5%減）であった。

資料 2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移



付表 2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成28年度							平成29年度			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	全弁護士数	受任予定者契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札幌	532	605	628	601	772	81.3%	22	646	799	80.9%	22
函館	47	46	47	46	55	85.5%	2	45	56	80.4%	2
旭川	64	69	69	68	76	90.8%	3	68	72	94.4%	3
釧路	64	67	68	68	77	88.3%	10	65	78	83.3%	8
青森	95	97	97	95	120	80.8%	4	96	113	85.0%	4
岩手	91	92	93	89	104	89.4%	2	93	104	89.4%	2
宮城	362	373	378	346	439	86.1%	11	393	453	86.8%	11
秋田	69	70	71	67	79	89.9%	2	73	77	94.8%	2
山形	89	88	88	87	101	87.1%	4	88	97	90.7%	3
福島	177	182	183	179	198	92.4%	10	173	203	85.2%	12
茨城	222	237	237	232	281	84.3%	7	238	288	82.6%	8
栃木	139	156	160	155	218	73.4%	4	161	222	72.5%	6
群馬	208	233	237	231	279	84.9%	7	240	290	82.8%	7
埼玉	513	577	603	569	830	72.7%	16	641	869	73.8%	19
千葉	467	580	600	555	775	77.4%	13	610	799	76.3%	13
東京	5,061	5,058	6,001	5,060	18,255	32.9%	118	6,219	18,880	32.9%	141
神奈川	1,096	1,124	1,180	1,024	1,597	73.9%	26	1,223	1,637	74.7%	27
新潟	243	245	245	242	277	88.4%	10	238	281	84.7%	10
富山	101	98	100	93	122	82.0%	1	101	125	80.8%	2
石川	153	154	153	150	173	88.4%	5	153	174	87.9%	4
福井	92	92	93	85	103	90.3%	2	99	108	91.7%	2
山梨	108	108	107	106	121	88.4%	0	107	122	87.7%	0
長野	201	214	213	209	244	87.3%	4	209	244	85.7%	4
岐阜	140	149	152	135	194	78.4%	6	155	203	76.4%	8
静岡	392	379	387	351	465	83.2%	6	404	481	84.0%	6
愛知	970	1,027	1,205	491	1,924	62.6%	39	1,294	1,963	65.9%	37
三重	140	148	150	128	190	78.9%	0	150	184	81.5%	1
滋賀	125	127	127	121	146	87.0%	2	133	154	86.4%	2
京都	609	587	615	561	754	81.6%	18	613	772	79.4%	18
大阪	2,875	2,959	3,184	1,705	4,461	71.4%	84	3,224	4,566	70.6%	90
兵庫	716	735	744	690	914	81.4%	22	745	933	79.8%	22
奈良	146	149	149	141	169	88.2%	1	147	173	85.0%	1
和歌山	118	125	126	116	143	88.1%	2	130	146	89.0%	2
鳥取	58	59	59	59	64	92.2%	5	55	65	84.6%	4
島根	66	66	66	65	80	82.5%	2	71	82	86.6%	2
岡山	311	309	313	308	397	78.8%	11	308	401	76.8%	15
広島	427	456	466	453	578	80.6%	17	446	583	76.5%	18
山口	146	155	149	149	170	87.6%	10	161	176	91.5%	10
徳島	78	77	76	76	96	79.2%	5	71	93	76.3%	4
香川	110	113	114	114	175	65.1%	1	114	172	66.3%	2
愛媛	91	102	101	97	166	60.8%	4	108	164	65.9%	4
高知	73	70	73	63	89	82.0%	0	68	86	79.1%	0
福岡	852	884	920	871	1,244	74.0%	29	928	1,286	72.2%	29
佐賀	83	93	96	92	103	93.2%	5	97	105	92.4%	4
長崎	135	136	137	134	163	84.0%	9	132	159	83.0%	9
熊本	222	219	220	212	273	80.6%	11	218	281	77.6%	10
大分	140	140	142	141	160	88.8%	12	133	161	82.6%	14
宮崎	120	122	122	122	142	85.9%	15	109	139	78.4%	15
鹿児島	157	162	162	160	207	78.3%	21	163	211	77.3%	21
沖縄	165	176	179	164	264	67.8%	5	190	268	70.9%	8
全国合計	19,659	20,289	21,885	18,076	39,027	56.1%	625	22,346	40,098	55.7%	668

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 平成28年度の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

(注4) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

(人)

地 方 事 務 所	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数
札幌	671	807	83.1%	27	684	812	84.2%	30	693	826	83.9%	29
函館	46	54	85.2%	2	47	54	87.0%	2	47	54	87.0%	2
旭川	66	73	90.4%	4	72	79	91.1%	4	72	79	91.1%	5
釧路	75	81	92.6%	10	73	80	91.3%	11	73	82	89.0%	11
青森	94	113	83.2%	3	93	114	81.6%	4	93	112	83.0%	4
岩手	94	104	90.4%	2	94	102	92.2%	2	94	101	93.1%	2
宮城	395	457	86.4%	13	401	471	85.1%	16	418	483	86.5%	16
秋田	71	77	92.2%	2	69	76	90.8%	2	67	75	89.3%	2
山形	90	99	90.9%	4	94	103	91.3%	3	94	104	90.4%	3
福島	182	201	90.5%	12	178	200	89.0%	12	177	195	90.8%	15
茨城	243	287	84.7%	7	251	300	83.7%	9	253	302	83.8%	9
栃木	163	227	71.8%	6	158	228	69.3%	6	162	227	71.4%	7
群馬	241	295	81.7%	6	249	306	81.4%	7	250	314	79.6%	8
埼玉	664	881	75.4%	18	676	903	74.9%	20	696	926	75.2%	19
千葉	629	816	77.1%	13	644	829	77.7%	14	641	842	76.1%	16
東京	6,531	19,588	33.3%	142	6,638	20,258	32.8%	141	6,732	20,938	32.2%	141
神奈川	1,276	1,657	77.0%	26	1,314	1,695	77.5%	27	1,343	1,738	77.3%	28
新潟	256	289	88.6%	10	259	287	90.2%	11	258	284	90.8%	11
富山	100	122	82.0%	3	99	120	82.5%	3	101	121	83.5%	4
石川	152	173	87.9%	5	154	172	89.5%	5	162	186	87.1%	6
福井	105	113	92.9%	2	106	117	90.6%	4	110	124	88.7%	5
山梨	108	128	84.4%	0	109	128	85.2%	0	109	126	86.5%	0
長野	220	249	88.4%	4	225	255	88.2%	5	229	259	88.4%	4
岐阜	163	204	79.9%	9	166	207	80.2%	10	162	208	77.9%	11
静岡	423	498	84.9%	7	433	503	86.1%	12	439	519	84.6%	13
愛知	1,347	1,996	67.5%	44	1,373	2,039	67.3%	45	1,389	2,076	66.9%	49
三重	153	187	81.8%	1	161	194	83.0%	1	158	193	81.9%	2
滋賀	136	149	91.3%	1	134	155	86.5%	0	136	157	86.6%	0
京都	636	787	80.8%	20	644	813	79.2%	19	658	824	79.9%	19
大阪	3,461	4,652	74.4%	90	3,526	4,717	74.8%	96	3,563	4,790	74.4%	97
兵庫	807	970	83.2%	22	798	978	81.6%	26	803	999	80.4%	25
奈良	153	176	86.9%	1	154	176	87.5%	1	161	184	87.5%	1
和歌山	128	144	88.9%	2	129	145	89.0%	2	130	146	89.0%	3
鳥取	62	66	93.9%	5	65	67	97.0%	5	64	66	97.0%	5
島根	74	85	87.1%	2	75	85	88.2%	2	74	81	91.4%	2
岡山	316	408	77.5%	14	318	410	77.6%	14	321	407	78.9%	14
広島	481	594	81.0%	18	488	607	80.4%	20	479	613	78.1%	19
山口	154	177	87.0%	10	152	176	86.4%	10	159	182	87.4%	10
徳島	75	93	80.6%	5	74	90	82.2%	5	71	85	83.5%	6
香川	115	177	65.0%	2	115	184	62.5%	2	112	188	59.6%	2
愛媛	114	166	68.7%	4	118	165	71.5%	3	116	163	71.2%	5
高知	74	88	84.1%	0	75	90	83.3%	0	78	91	85.7%	0
福岡	955	1,319	72.4%	29	977	1,373	71.2%	35	993	1,414	70.2%	36
佐賀	100	108	92.6%	5	99	107	92.5%	5	98	107	91.6%	5
長崎	131	161	81.4%	9	132	159	83.0%	9	136	163	83.4%	9
熊本	227	282	80.5%	11	229	282	81.2%	13	227	283	80.2%	13
大分	138	156	88.5%	14	139	159	87.4%	18	140	160	87.5%	17
宮崎	116	136	85.3%	17	116	136	85.3%	19	115	138	83.3%	19
鹿児島	171	217	78.8%	21	170	221	76.9%	21	170	219	77.6%	21
沖縄	189	268	70.5%	7	193	273	70.7%	10	202	276	73.2%	10
全国合計	23,371	41,155	56.8%	691	23,740	42,200	56.3%	741	24,028	43,230	55.6%	760

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 平成28年度の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

(注4) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

付表 2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地 方 事 務 所	平成28年度							平成29年度			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全司法 書士数	受任 予定者 契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札幌	177	208	222	224	495	45.3%	5	232	500	46.4%	2
函館	10	12	12	13	43	30.2%	2	12	39	30.8%	3
旭川	23	30	30	31	71	43.7%	0	33	70	47.1%	0
釧路	23	25	25	30	84	35.7%	0	29	84	34.5%	0
青森	36	42	43	47	126	37.3%	2	27	128	21.1%	1
岩手	35	35	34	34	146	23.3%	1	38	144	26.4%	1
宮城	88	97	97	98	330	29.7%	3	102	324	31.5%	4
秋田	53	55	56	63	115	54.8%	0	64	112	57.1%	0
山形	62	71	71	74	156	47.4%	0	75	156	48.1%	0
福島	106	111	110	113	272	41.5%	3	114	270	42.2%	3
茨城	75	105	91	96	332	28.9%	1	103	336	30.7%	1
栃木	62	80	81	81	235	34.5%	0	81	231	35.1%	0
群馬	99	104	104	105	300	35.0%	5	112	296	37.8%	3
埼玉	203	258	257	262	897	29.2%	7	255	899	28.4%	8
千葉	124	154	157	160	763	21.0%	10	159	750	21.2%	9
東京	591	676	707	736	4,277	17.2%	39	755	4,193	18.0%	42
神奈川	322	392	410	422	1,181	35.7%	20	425	1,151	36.9%	18
新潟	74	99	97	102	308	33.1%	3	106	293	36.2%	3
富山	31	47	51	52	166	31.3%	2	55	160	34.4%	2
石川	59	75	77	79	204	38.7%	0	78	203	38.4%	0
福井	23	37	35	48	126	38.1%	2	49	126	38.9%	1
山梨	45	45	45	45	135	33.3%	0	46	132	34.8%	0
長野	106	137	138	147	366	40.2%	1	143	365	39.2%	1
岐阜	66	86	82	92	354	26.0%	4	93	352	26.4%	4
静岡	112	140	143	144	514	28.0%	8	144	500	28.8%	14
愛知	378	432	424	493	1,330	37.1%	19	509	1,300	39.2%	18
三重	80	100	100	100	261	38.3%	2	99	254	39.0%	2
滋賀	66	74	74	79	238	33.2%	3	82	230	35.7%	3
京都	206	236	237	241	595	40.5%	9	239	576	41.5%	10
大阪	517	629	631	640	2,471	25.9%	26	658	2,404	27.4%	29
兵庫	347	417	418	433	1,075	40.3%	7	448	1,057	42.4%	7
奈良	64	72	71	72	218	33.0%	1	71	217	32.7%	2
和歌山	49	54	55	58	164	35.4%	0	59	164	36.0%	0
鳥取	33	46	39	43	100	43.0%	1	45	101	44.6%	1
島根	26	34	34	35	112	31.3%	0	34	112	30.4%	0
岡山	114	127	123	127	383	33.2%	8	129	366	35.2%	8
広島	200	214	211	220	532	41.4%	9	228	519	43.9%	8
山口	74	82	82	89	233	38.2%	3	85	228	37.3%	3
徳島	29	40	40	42	141	29.8%	1	41	139	29.5%	1
香川	70	69	70	73	176	41.5%	1	73	172	42.4%	1
愛媛	43	59	59	64	254	25.2%	3	68	244	27.9%	3
高知	68	68	66	68	123	55.3%	4	69	119	58.0%	4
福岡	284	391	406	416	973	42.8%	16	406	972	41.8%	16
佐賀	43	48	47	48	123	39.0%	6	48	123	39.0%	5
長崎	52	56	56	60	166	36.1%	2	57	157	36.3%	2
熊本	102	126	124	128	335	38.2%	6	134	329	40.7%	4
大分	46	55	52	58	172	33.7%	2	58	166	34.9%	3
宮崎	64	74	72	73	178	41.0%	2	80	179	44.7%	2
鹿児島	118	137	138	145	331	43.8%	4	150	329	45.6%	4
沖縄	45	86	88	90	227	39.6%	3	94	217	43.3%	4
全国合計	5,723	6,847	6,892	7,193	22,907	31.4%	256	7,294	22,488	32.4%	260

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在  
(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。  
(注3) 平成28年度の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

(人)

地方事務所	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札幌	235	497	47.3%	3	236	506	46.6%	4	234	511	45.8%	5
函館	10	37	27.0%	3	10	37	27.0%	2	10	35	28.6%	2
旭川	32	70	45.7%	0	32	74	43.2%	0	32	71	45.1%	0
釧路	27	83	32.5%	0	28	81	34.6%	0	27	81	33.3%	0
青森	27	124	21.8%	2	27	118	22.9%	1	27	121	22.3%	1
岩手	49	141	34.8%	3	51	146	34.9%	3	52	138	37.7%	3
宮城	100	326	30.7%	4	99	328	30.2%	4	102	333	30.6%	4
秋田	55	112	49.1%	1	54	110	49.1%	1	54	109	49.5%	1
山形	76	156	48.7%	0	77	153	50.3%	0	77	156	49.4%	0
福島	115	279	41.2%	3	119	279	42.7%	2	118	272	43.4%	3
茨城	120	335	35.8%	1	114	340	33.5%	0	111	334	33.2%	0
栃木	81	232	34.9%	0	76	227	33.5%	0	74	233	31.8%	1
群馬	106	297	35.7%	6	110	292	37.7%	5	112	291	38.5%	5
埼玉	251	910	27.6%	8	245	901	27.2%	7	248	911	27.2%	7
千葉	161	742	21.7%	8	157	741	21.2%	6	162	747	21.7%	6
東京	764	4,294	17.8%	35	759	4,396	17.3%	31	764	4,395	17.4%	33
神奈川	432	1,189	36.3%	17	450	1,207	37.3%	16	466	1,220	38.2%	16
新潟	104	292	35.6%	5	101	294	34.4%	7	99	292	33.9%	7
富山	55	154	35.7%	2	56	152	36.8%	1	55	150	36.7%	1
石川	78	205	38.0%	0	78	199	39.2%	0	79	200	39.5%	0
福井	50	124	40.3%	2	47	118	39.8%	5	46	118	39.0%	4
山梨	47	133	35.3%	0	47	133	35.3%	1	49	130	37.7%	1
長野	142	367	38.7%	1	143	363	39.4%	1	143	361	39.6%	1
岐阜	93	343	27.1%	4	90	339	26.5%	3	89	330	27.0%	3
静岡	151	500	30.2%	14	160	495	32.3%	13	160	493	32.5%	15
愛知	570	1,298	43.9%	19	572	1,303	43.9%	13	565	1,306	43.3%	14
三重	99	252	39.3%	1	96	248	38.7%	2	94	242	38.8%	2
滋賀	85	233	36.5%	3	82	229	35.8%	4	81	234	34.6%	4
京都	246	572	43.0%	10	252	584	43.2%	9	249	575	43.3%	11
大阪	679	2,406	28.2%	31	686	2,415	28.4%	27	715	2,433	29.4%	28
兵庫	452	1,059	42.7%	7	451	1,055	42.7%	7	458	1,040	44.0%	8
奈良	67	215	31.2%	2	66	211	31.3%	2	65	210	31.0%	3
和歌山	58	168	34.5%	0	59	167	35.3%	0	61	163	37.4%	0
鳥取	49	97	50.5%	1	50	94	53.2%	1	50	92	54.3%	1
島根	31	109	28.4%	0	39	108	36.1%	0	39	107	36.4%	0
岡山	130	368	35.3%	7	132	358	36.9%	7	134	367	36.5%	8
広島	237	536	44.2%	8	234	540	43.3%	8	238	533	44.7%	7
山口	82	226	36.3%	2	78	227	34.4%	2	78	223	35.0%	2
徳島	40	143	28.0%	1	43	144	29.9%	1	40	138	29.0%	1
香川	74	172	43.0%	1	75	172	43.6%	0	73	175	41.7%	0
愛媛	70	240	29.2%	3	70	241	29.0%	2	72	241	29.9%	2
高知	72	116	62.1%	4	67	112	59.8%	4	63	112	56.3%	4
福岡	415	988	42.0%	13	415	985	42.1%	13	410	998	41.1%	14
佐賀	48	123	39.0%	7	49	125	39.2%	7	49	126	38.9%	8
長崎	57	156	36.5%	2	57	162	35.2%	2	59	160	36.9%	2
熊本	138	329	41.9%	7	137	328	41.8%	7	137	334	41.0%	8
大分	61	166	36.7%	3	62	168	36.9%	3	59	164	36.0%	3
宮崎	77	174	44.3%	2	72	167	43.1%	2	75	165	45.5%	2
鹿児島	149	328	45.4%	4	152	329	46.2%	4	160	322	49.7%	4
沖縄	93	216	43.1%	4	91	223	40.8%	5	86	226	38.1%	8
全国合計	7,440	22,632	32.9%	264	7,453	22,724	32.8%	245	7,500	22,718	33.0%	263

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(注3) 平成28年度の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

付表 2-3 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	平成28年度				平成29年度					平成30年度				
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数
札幌	11,903	643	11,260	106	10,993	526	10,467	6	107	11,778	638	11,140	20	105
函館	2,392	1,333	1,059	22	2,467	1,328	1,139	7	27	2,459	1,373	1,086	25	24
旭川	2,417	556	1,861	15	2,671	594	2,077	0	16	2,862	607	2,255	4	27
釧路	3,519	347	3,172	43	3,610	381	3,229	0	62	3,547	370	3,177	2	71
青森	5,000	2,672	2,328	36	4,668	2,517	2,151	3	41	4,819	2,491	2,328	6	67
岩手	1,098	170	928	14	1,242	172	1,070	1	11	1,214	180	1,034	4	5
宮城	2,538	617	1,921	3	2,922	678	2,244	0	4	3,048	761	2,287	2	14
秋田	3,425	1,317	2,108	28	3,250	1,195	2,055	0	40	3,244	1,196	2,048	5	44
山形	2,686	713	1,973	14	3,071	749	2,322	2	37	3,290	733	2,557	3	60
福島	1,089	257	832	10	1,212	254	958	1	6	1,341	305	1,036	7	8
茨城	1,812	167	1,645	21	1,824	137	1,687	3	31	2,110	346	1,764	1	37
栃木	1,988	293	1,695	9	2,234	325	1,909	5	20	2,164	331	1,833	11	17
群馬	3,140	1,927	1,213	7	3,082	1,786	1,296	2	8	3,437	2,081	1,356	18	13
埼玉	12,371	5,728	6,643	91	13,026	5,647	7,379	5	113	13,457	5,656	7,801	36	105
千葉	11,216	5,829	5,387	42	11,672	5,936	5,736	8	43	11,837	5,977	5,860	12	51
東京	38,575	27,301	11,274	108	40,488	27,712	12,776	7	136	40,460	27,173	13,287	30	144
神奈川	15,859	8,385	7,474	78	17,286	8,473	8,813	3	108	17,923	9,053	8,870	34	107
新潟	5,032	2,125	2,907	32	5,162	2,183	2,979	0	28	4,898	1,970	2,928	3	41
富山	1,701	709	992	19	1,731	697	1,034	1	19	1,892	814	1,078	3	33
石川	2,490	777	1,713	18	2,247	721	1,526	1	20	2,318	825	1,493	4	9
福井	1,540	663	877	13	1,549	698	851	1	9	1,604	684	920	6	11
山梨	2,561	1,419	1,142	44	2,311	1,219	1,092	2	31	2,487	1,424	1,063	10	37
長野	4,072	588	3,484	40	4,097	603	3,494	2	38	4,061	677	3,384	4	36
岐阜	3,315	2,107	1,208	22	3,755	2,067	1,688	1	25	4,054	1,928	2,126	5	30
静岡	7,206	4,413	2,793	52	7,037	4,421	2,616	6	49	6,778	4,285	2,493	2	58
愛知	10,494	5,905	4,589	72	10,849	5,975	4,874	8	91	11,013	6,011	5,002	28	68
三重	2,835	1,293	1,542	24	2,880	1,341	1,539	2	31	2,840	1,256	1,584	5	30
滋賀	3,009	1,026	1,983	31	3,040	979	2,061	1	29	3,084	1,052	2,032	28	32
京都	6,570	3,690	2,880	52	6,659	3,470	3,189	1	38	7,201	3,746	3,455	29	40
大阪	24,589	13,881	10,708	73	25,594	14,072	11,522	3	69	25,363	13,580	11,783	37	62
兵庫	12,991	6,056	6,935	72	13,028	6,279	6,749	7	75	13,595	6,170	7,425	7	78
奈良	3,790	1,096	2,694	25	3,887	1,058	2,829	6	24	4,186	1,029	3,157	17	30
和歌山	2,337	1,301	1,036	7	2,509	1,384	1,125	4	9	2,869	1,550	1,319	14	19
鳥取	2,172	744	1,428	17	2,345	898	1,447	0	28	2,453	941	1,512	1	28
島根	2,031	699	1,332	23	2,342	970	1,372	1	45	2,294	955	1,339	5	24
岡山	3,622	1,581	2,041	30	3,822	1,702	2,120	6	34	4,978	2,535	2,443	31	42
広島	8,441	3,204	5,237	61	8,259	3,192	5,067	3	60	12,832	5,000	7,832	15	98
山口	3,175	1,227	1,948	29	2,856	1,087	1,769	0	33	2,717	1,026	1,691	3	28
徳島	2,162	577	1,585	11	2,355	655	1,700	2	20	2,482	726	1,756	5	13
香川	2,032	738	1,294	44	2,518	1,006	1,512	2	64	2,423	1,011	1,412	24	64
愛媛	2,256	960	1,296	19	2,425	948	1,477	1	35	3,025	991	2,034	6	25
高知	2,055	1,003	1,052	30	2,214	1,129	1,085	1	38	2,637	1,216	1,421	5	42
福岡	15,540	7,347	8,193	109	15,795	7,355	8,440	0	130	15,923	7,032	8,891	4	100
佐賀	2,737	716	2,021	33	2,903	658	2,245	0	48	3,072	624	2,448	4	42
長崎	4,305	1,590	2,715	60	4,727	1,840	2,887	1	59	5,098	2,066	3,032	10	107
熊本	11,455	4,689	6,766	76	7,252	2,380	4,872	1	93	6,631	2,067	4,564	10	86
大分	3,779	1,681	2,098	33	4,176	1,873	2,303	3	47	4,094	1,900	2,194	2	36
宮崎	5,233	1,219	4,014	70	4,700	1,371	3,329	1	74	4,666	1,278	3,388	5	93
鹿児島	5,504	1,070	4,434	47	5,526	1,073	4,453	0	63	5,664	1,143	4,521	9	90
沖縄	6,161	3,140	3,021	42	6,142	3,073	3,069	1	56	6,392	3,135	3,257	9	69
全国合計	298,220	137,489	160,731	1,977	302,410	136,787	165,623	122	2,322	314,614	139,918	174,696	570	2,500

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談（特定援助対象者法律相談件数を含む。）の件数を含む。

(注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

(件)

地 方 事 務 所	令和元年度					令和2年度				
	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数
札幌	11,485	682	10,803	40	87	9,921	482	9,439	26	101
函館	2,274	1,182	1,092	35	24	2,366	1,223	1,143	39	39
旭川	2,957	519	2,438	1	24	2,396	380	2,016	3	25
釧路	3,153	334	2,819	1	60	2,859	285	2,574	0	83
青森	4,538	2,332	2,206	5	47	4,158	1,547	2,611	0	77
岩手	1,288	228	1,060	2	7	1,336	252	1,084	4	10
宮城	3,744	1,069	2,675	4	10	4,122	951	3,171	0	10
秋田	3,432	1,252	2,180	5	35	3,011	1,064	1,947	7	37
山形	3,414	736	2,678	0	57	3,926	832	3,094	6	95
福島	1,834	469	1,365	5	18	2,009	341	1,668	5	12
茨城	4,445	407	4,038	5	66	5,291	341	4,950	5	101
栃木	3,297	369	2,928	14	32	3,335	297	3,038	4	40
群馬	3,715	2,016	1,699	7	6	3,633	1,813	1,820	6	11
埼玉	14,474	5,634	8,840	19	112	13,200	3,475	9,725	26	124
千葉	11,510	5,472	6,038	19	51	11,057	330	10,727	20	64
東京	38,807	25,433	13,374	51	130	35,773	9,041	26,732	67	102
神奈川	18,703	9,542	9,161	83	77	17,104	5,659	11,445	90	115
新潟	4,969	1,903	3,066	3	42	4,841	1,655	3,186	0	29
富山	1,924	753	1,171	11	24	1,694	674	1,020	12	25
石川	2,059	732	1,327	9	19	2,056	723	1,333	2	25
福井	1,806	651	1,155	6	23	1,508	429	1,079	5	16
山梨	2,947	1,850	1,097	8	23	3,068	1,630	1,438	7	20
長野	4,327	598	3,729	2	38	4,510	275	4,235	3	33
岐阜	3,841	1,805	2,036	1	23	3,376	1,360	2,016	0	40
静岡	6,804	4,268	2,536	3	56	6,615	3,737	2,878	5	59
愛知	11,503	6,125	5,378	16	93	10,933	4,845	6,088	13	82
三重	3,037	1,225	1,812	6	40	2,764	688	2,076	9	38
滋賀	3,262	1,107	2,155	27	27	2,976	872	2,104	21	27
京都	7,189	3,777	3,412	40	27	6,032	3,020	3,012	63	22
大阪	24,432	13,030	11,402	53	83	20,725	9,699	11,026	57	71
兵庫	13,393	5,849	7,544	19	77	12,078	5,164	6,914	19	60
奈良	3,896	828	3,068	14	23	3,677	666	3,011	22	22
和歌山	2,675	1,399	1,276	13	20	2,429	1,271	1,158	14	17
鳥取	2,364	892	1,472	1	22	1,971	596	1,375	4	20
島根	2,260	853	1,407	12	31	2,223	750	1,473	11	32
岡山	4,833	2,220	2,613	21	46	4,810	2,024	2,786	44	55
広島	10,837	3,946	6,891	21	85	7,876	2,006	5,870	23	80
山口	2,660	896	1,764	4	31	2,450	691	1,759	6	30
徳島	2,477	1,118	1,359	5	16	2,315	998	1,317	6	23
香川	2,375	840	1,535	18	58	2,278	749	1,529	34	63
愛媛	2,994	785	2,209	8	33	2,734	749	1,985	12	37
高知	2,706	1,419	1,287	6	40	2,367	1,115	1,252	2	31
福岡	15,555	6,706	8,849	6	131	14,078	5,804	8,274	6	159
佐賀	3,321	623	2,698	4	35	3,154	589	2,565	2	40
長崎	4,907	1,965	2,942	7	75	4,509	1,631	2,878	15	97
熊本	6,432	1,986	4,446	13	74	6,457	1,816	4,641	8	88
大分	4,101	1,935	2,166	3	41	3,889	1,603	2,286	7	60
宮崎	4,666	1,201	3,465	6	86	3,971	807	3,164	0	98
鹿児島	5,265	1,095	4,170	3	77	5,031	901	4,130	2	64
沖縄	6,198	3,132	3,066	3	73	5,968	2,741	3,227	1	83
全国合計	315,085	135,188	179,897	668	2,435	290,860	90,591	200,269	743	2,692

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談（特定援助対象者法律相談件数を含む。）の件数を含む。

(注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

付表 2-4 令和2年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	9,921	678	695	1,373	482	1,680	1,180	2,860	427	13	2,418	1,852	4,270	42	0	454
函館	2,366	290	234	524	141	392	332	724	76	1	435	403	838	19	0	43
旭川	2,396	189	149	338	104	503	376	879	104	0	399	478	877	17	0	77
釧路	2,859	168	234	402	102	632	384	1,016	121	5	547	525	1,072	18	0	123
青森	4,158	312	230	542	135	724	582	1,306	195	4	862	922	1,784	20	0	172
岩手	1,336	91	63	154	44	229	173	402	43	0	421	231	652	18	0	23
宮城	4,122	386	269	655	206	789	550	1,339	248	2	894	598	1,492	22	0	158
秋田	3,011	321	296	617	130	554	399	953	100	5	482	562	1,044	23	0	139
山形	3,926	360	396	756	169	863	660	1,523	174	12	511	638	1,149	29	0	114
福島	2,009	182	162	344	87	446	290	736	108	0	334	332	666	10	0	58
茨城	5,291	405	488	893	319	990	844	1,834	289	2	1,012	820	1,832	28	0	94
栃木	3,335	328	319	647	154	636	344	980	187	3	529	742	1,271	28	0	65
群馬	3,633	302	244	546	173	806	509	1,315	191	1	681	618	1,299	6	0	102
埼玉	13,200	1,198	918	2,116	569	2,919	1,434	4,353	510	8	3,324	1,809	5,133	72	0	439
千葉	11,057	790	707	1,497	542	1,932	1,381	3,313	478	8	2,569	2,006	4,575	69	0	575
東京	35,773	3,706	2,525	6,231	2,385	5,495	3,473	8,968	1,952	27	7,677	5,646	13,323	153	4	2,730
神奈川	17,104	1,458	1,021	2,479	755	3,146	1,789	4,935	567	13	4,949	2,593	7,542	64	0	749
新潟	4,841	677	389	1,066	190	990	538	1,528	158	11	842	875	1,717	29	2	140
富山	1,694	136	187	323	90	410	189	599	99	1	298	217	515	16	0	51
石川	2,056	190	163	353	64	513	288	801	90	3	310	330	640	28	1	76
福井	1,508	158	134	292	59	394	185	579	40	2	260	205	465	10	2	59
山梨	3,068	281	162	443	143	703	429	1,132	192	10	472	442	914	14	1	219
長野	4,510	576	351	927	191	1,118	480	1,598	225	0	669	749	1,418	37	0	114
岐阜	3,376	366	187	553	163	832	389	1,221	180	23	662	470	1,132	3	0	101
静岡	6,615	616	564	1,180	254	1,535	719	2,254	269	8	1,322	1,062	2,384	34	0	232
愛知	10,933	1,039	815	1,854	484	2,295	1,084	3,379	673	6	2,472	1,702	4,174	52	0	311
三重	2,764	238	255	493	96	601	261	862	108	2	419	646	1,065	25	0	113
滋賀	2,976	264	219	483	83	787	348	1,135	165	0	474	370	844	29	0	237
京都	6,032	603	556	1,159	453	1,081	807	1,888	309	3	1,218	670	1,888	31	0	301
大阪	20,725	2,212	1,697	3,909	920	2,965	1,818	4,783	945	26	5,933	3,202	9,135	119	0	888
兵庫	12,078	1,219	982	2,201	475	2,347	1,385	3,732	479	10	2,558	2,047	4,605	66	0	510
奈良	3,677	391	299	690	159	784	488	1,272	156	3	597	551	1,148	32	0	217
和歌山	2,429	214	161	375	127	539	302	841	92	0	426	491	917	15	0	62
鳥取	1,971	153	145	298	67	446	268	714	89	3	368	278	646	8	0	146
島根	2,223	181	206	387	88	509	388	897	76	0	336	348	684	25	0	66
岡山	4,810	577	485	1,062	266	959	649	1,608	242	14	876	536	1,412	33	0	173
広島	7,876	853	776	1,629	422	1,774	772	2,546	345	7	1,497	1,036	2,533	76	0	318
山口	2,450	243	239	482	93	458	260	718	95	5	430	488	918	23	0	116
徳島	2,315	218	155	373	78	540	309	849	83	11	335	400	735	13	0	173
香川	2,278	253	177	430	73	449	284	733	110	1	437	405	842	16	0	73
愛媛	2,734	176	197	373	74	467	267	734	64	11	604	428	1,032	7	0	439
高知	2,367	208	205	413	100	465	323	788	106	1	320	524	844	11	0	104
福岡	14,078	1,202	1,073	2,275	661	2,438	1,615	4,053	519	18	3,379	2,649	6,028	68	0	456
佐賀	3,154	335	247	582	92	638	344	982	199	0	669	500	1,169	28	0	102
長崎	4,509	526	348	874	247	769	680	1,449	130	1	825	751	1,576	52	0	180
熊本	6,457	648	701	1,349	335	1,080	859	1,939	207	0	627	1,678	2,305	25	0	297
大分	3,889	418	254	672	162	882	355	1,237	187	10	848	593	1,441	7	0	173
宮崎	3,971	424	304	728	167	698	560	1,258	166	9	688	826	1,514	10	0	119
鹿児島	5,031	511	542	1,053	271	961	770	1,731	152	1	797	900	1,697	45	0	81
沖縄	5,968	586	562	1,148	408	995	849	1,844	192	9	666	1,397	2,063	20	0	284
全国合計	290,860	27,856	22,687	50,543	14,052	55,158	33,962	89,120	12,912	313	60,678	48,541	109,219	1,645	10	13,046
割合	100.0%	9.6%	7.8%	17.4%	4.8%	19.0%	11.7%	30.6%	4.4%	0.1%	20.9%	16.7%	37.6%	0.6%	0.0%	4.5%

付表 2-5 代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
札幌	4,873	6,131	5,609	5,365	4,965	75	106	127	113	98
函館	846	909	946	861	923	10	2	8	5	6
旭川	859	993	1,004	1,086	874	14	22	15	12	6
釧路	1,155	1,214	1,201	1,001	956	7	6	3	11	9
青森	1,159	1,355	1,384	1,270	1,265	28	28	25	21	15
岩手	1,115	1,192	1,285	1,210	1,111	46	51	51	46	57
宮城	2,694	3,080	2,862	2,680	2,756	215	305	16	6	9
秋田	906	901	856	867	764	53	42	28	25	25
山形	953	1,126	1,038	1,128	1,054	12	3	9	4	2
福島	995	1,126	1,168	1,197	1,185	16	16	18	18	17
茨城	1,537	1,648	1,700	1,617	1,448	14	33	12	15	12
栃木	1,072	1,212	1,100	1,248	1,084	28	15	18	12	7
群馬	1,246	1,244	1,192	1,219	1,237	55	30	41	35	38
埼玉	4,834	4,836	5,482	5,414	4,905	102	102	74	87	88
千葉	3,857	4,298	4,521	4,304	4,131	47	50	59	46	46
東京	16,663	16,746	16,552	15,136	13,850	170	221	125	118	103
神奈川	6,747	6,929	7,189	6,925	6,762	175	161	151	159	277
新潟	1,646	1,600	1,649	1,642	1,736	51	66	93	121	107
富山	478	588	535	558	469	15	12	21	22	17
石川	988	897	1,039	780	815	16	18	21	17	21
福井	560	551	568	647	557	6	11	6	4	9
山梨	544	533	592	598	638	8	9	8	7	6
長野	1,301	1,343	1,328	1,293	1,282	78	74	46	57	30
岐阜	908	1,037	978	1,009	953	16	17	17	15	8
静岡	2,175	2,211	2,113	2,098	2,121	166	188	225	238	228
愛知	4,350	4,380	4,604	4,397	4,223	123	174	159	113	139
三重	754	811	853	868	877	42	48	40	47	50
滋賀	955	989	1,060	991	1,038	57	39	37	32	37
京都	2,241	2,362	2,388	2,492	2,368	114	123	183	202	217
大阪	11,008	11,398	11,563	10,882	10,086	477	529	471	432	478
兵庫	4,352	4,349	4,451	4,755	4,318	373	393	392	386	415
奈良	1,338	1,354	1,523	1,412	1,263	31	30	14	25	27
和歌山	830	828	980	837	803	23	19	21	14	11
鳥取	645	665	678	638	620	22	12	8	5	4
島根	545	634	638	621	634	10	8	6	7	2
岡山	1,282	1,343	1,392	1,416	1,498	95	168	60	51	56
広島	2,338	2,379	2,421	2,546	2,657	106	117	54	43	52
山口	903	937	997	901	807	11	19	12	13	22
徳島	560	577	690	687	687	25	26	24	28	26
香川	534	707	689	719	614	11	5	4	8	6
愛媛	661	753	785	723	648	21	24	14	15	19
高知	561	638	635	635	630	86	97	95	71	55
福岡	6,012	6,434	6,138	6,233	5,411	408	457	373	296	296
佐賀	821	877	819	916	871	24	23	35	32	20
長崎	1,063	1,214	1,340	1,299	1,100	47	39	12	25	16
熊本	1,409	1,691	1,600	1,475	1,444	54	58	49	53	37
大分	989	1,063	1,117	1,148	1,013	17	11	10	9	9
宮崎	1,511	1,621	1,588	1,555	1,384	29	25	24	20	29
鹿児島	1,523	1,661	1,602	1,494	1,507	96	103	78	72	92
沖縄	1,287	1,405	1,388	1,444	1,288	152	143	130	96	120
全国合計	108,583	114,770	115,830	112,237	105,630	3,877	4,278	3,522	3,309	3,476

付表 2-6 令和2年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーク	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	4,965	265	140	405	88	1,006	521	1,527	82	53	2,092	603	2,695	86	0	29
函館	923	60	37	97	9	151	135	286	10	6	340	164	504	7	0	4
旭川	874	48	29	77	20	210	130	340	14	4	242	151	393	15	0	11
釧路	956	34	29	63	6	173	116	289	14	8	430	128	558	14	0	4
青森	1,265	84	25	109	9	227	106	333	15	10	541	221	762	16	0	11
岩手	1,111	46	21	67	11	247	100	347	10	4	481	169	650	19	0	3
宮城	2,756	172	82	254	52	662	224	886	51	18	1,119	309	1,428	42	0	25
秋田	764	74	27	101	11	131	63	194	10	3	336	96	432	6	0	7
山形	1,054	70	45	115	14	247	142	389	11	4	338	154	492	13	0	16
福島	1,185	71	47	118	18	341	133	474	25	14	375	133	508	16	0	12
茨城	1,448	46	33	79	11	298	116	414	22	19	667	210	877	15	0	11
栃木	1,084	68	38	106	19	240	83	323	23	3	449	139	588	15	0	7
群馬	1,237	78	23	101	13	380	110	490	19	8	446	130	576	22	0	8
埼玉	4,905	236	131	367	71	1,161	405	1,566	45	46	2,213	497	2,710	78	0	22
千葉	4,131	163	65	228	44	804	352	1,156	42	33	2,075	461	2,536	63	0	29
東京	13,850	804	361	1,165	385	2,673	1,190	3,863	306	140	5,930	1,691	7,621	197	10	163
神奈川	6,762	291	157	448	144	1,400	663	2,063	69	54	2,965	856	3,821	93	0	70
新潟	1,736	116	68	184	30	460	217	677	28	11	540	240	780	16	0	10
富山	469	18	15	33	6	131	58	189	12	6	160	51	211	9	0	3
石川	815	59	32	91	7	240	87	327	16	12	232	103	335	23	0	4
福井	557	46	34	80	8	135	68	203	13	6	176	55	231	14	0	2
山梨	638	32	7	39	7	154	89	243	9	6	251	68	319	12	0	3
長野	1,282	119	36	155	12	337	96	433	23	10	467	161	628	17	0	4
岐阜	953	45	23	68	17	240	118	358	16	6	371	97	468	8	0	12
静岡	2,121	118	67	185	24	497	176	673	20	16	890	269	1,159	29	0	15
愛知	4,223	286	130	416	65	1,115	406	1,521	90	31	1,580	423	2,003	60	0	37
三重	877	52	32	84	12	204	87	291	11	3	334	116	450	21	0	5
滋賀	1,038	73	35	108	16	266	131	397	29	12	339	105	444	20	0	12
京都	2,368	151	86	237	85	581	328	909	53	40	761	229	990	37	0	17
大阪	10,086	770	412	1,182	232	1,813	1,029	2,842	183	118	3,875	1,348	5,223	166	5	135
兵庫	4,318	321	142	463	68	1,000	570	1,570	74	51	1,510	486	1,996	65	0	31
奈良	1,263	94	56	150	34	327	178	505	15	16	379	124	503	29	0	11
和歌山	803	47	25	72	10	228	100	328	6	4	272	93	365	12	0	6
鳥取	620	52	18	70	11	144	77	221	9	5	196	77	273	11	0	20
島根	634	32	16	48	7	149	79	228	6	17	216	90	306	14	0	8
岡山	1,498	106	67	173	24	326	200	526	27	14	554	145	699	15	0	20
広島	2,657	207	97	304	39	727	258	985	48	44	892	283	1,175	41	1	20
山口	807	68	28	96	10	187	63	250	11	15	297	109	406	11	0	8
徳島	687	44	13	57	6	196	113	309	6	11	203	70	273	14	0	11
香川	614	52	23	75	8	122	70	192	14	2	252	61	313	6	0	4
愛媛	648	25	25	50	6	115	50	165	11	4	312	74	386	7	0	19
高知	630	48	19	67	13	139	77	216	12	10	226	69	295	4	0	13
福岡	5,411	306	171	477	99	1,071	579	1,650	117	71	2,050	813	2,863	93	0	41
佐賀	871	75	18	93	6	205	77	282	12	7	348	106	454	10	0	7
長崎	1,100	71	30	101	5	198	118	316	14	8	487	152	639	11	0	6
熊本	1,444	96	57	153	19	287	150	437	13	18	552	217	769	18	0	17
大分	1,013	67	25	92	10	234	74	308	8	11	442	128	570	11	0	3
宮崎	1,384	66	36	102	20	254	168	422	18	12	538	239	777	24	0	9
鹿児島	1,507	63	95	158	36	306	171	477	25	12	530	245	775	18	0	6
沖縄	1,288	60	56	116	43	261	209	470	20	16	428	162	590	18	1	14
全国合計	105,630	6,395	3,284	9,679	1,920	23,000	10,860	33,860	1,737	1,052	41,699	13,120	54,819	1,581	17	965
割合	100.0%	6.1%	3.1%	9.2%	1.8%	21.8%	10.3%	32.1%	1.6%	1.0%	39.5%	12.4%	51.9%	1.5%	0.0%	0.9%

付表 2-7 令和2年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）

(件)

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不調	個別契約解除	辞任解任	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	その他
札幌	5,253	149	224	506	1964	595	114	18	325	0	291	67	64	1	28	907
函館	871	11	39	75	307	99	16	5	38	2	65	10	23	0	23	158
旭川	1,116	39	73	94	284	135	30	13	45	0	123	11	13	0	16	240
釧路	1,048	34	81	66	446	60	19	0	56	3	50	18	20	0	9	186
青森	1,326	28	88	124	542	90	20	3	61	0	49	52	15	0	25	229
岩手	1,175	23	120	142	496	38	22	8	45	0	32	39	8	0	3	199
宮城	3,129	90	365	317	1205	150	70	27	181	7	97	58	33	0	6	523
秋田	832	33	120	45	330	25	11	0	40	4	29	26	8	0	9	152
山形	1,034	37	137	123	344	72	27	3	39	0	31	28	6	0	14	173
福島	1,188	43	127	137	340	58	27	6	11	0	47	32	0	2	28	330
茨城	1,454	39	179	143	540	60	27	18	105	2	56	24	14	1	6	240
栃木	1,132	34	72	128	405	107	43	29	52	1	55	18	9	1	14	164
群馬	1,209	44	69	177	385	134	24	15	67	1	49	26	1	0	17	200
埼玉	4,810	171	456	430	1838	199	97	11	77	3	188	32	48	0	29	1231
千葉	3,832	107	379	299	1643	161	53	9	213	0	157	36	41	2	7	725
東京	13,984	547	876	1137	4700	1219	360	417	736	10	459	83	124	3	137	3176
神奈川	6,257	180	584	526	2362	222	113	11	265	5	254	44	75	1	31	1584
新潟	1,576	41	175	210	462	80	30	11	0	0	98	26	12	0	40	391
富山	431	25	33	45	128	29	12	0	19	0	42	11	6	0	8	73
石川	795	47	65	113	216	107	22	1	12	1	39	12	8	0	2	150
福井	574	10	61	68	152	21	13	0	2	0	44	8	3	0	10	182
山梨	708	20	47	90	275	67	27	0	22	0	28	6	8	0	8	110
長野	1,271	27	89	167	411	156	41	0	57	3	54	26	13	0	44	183
岐阜	952	28	64	132	322	92	24	1	36	1	40	19	3	0	22	168
静岡	2,338	81	141	247	781	242	51	53	125	1	86	24	18	0	24	464
愛知	4,961	248	265	726	1378	425	143	48	301	6	231	16	63	0	175	936
三重	902	40	96	101	330	30	20	3	31	2	49	22	9	0	5	164
滋賀	1,033	36	73	114	331	103	20	0	48	1	74	21	9	0	20	183
京都	2,424	123	134	254	794	223	67	8	85	0	176	20	23	0	20	497
大阪	9,739	370	721	728	3442	724	157	44	76	20	452	116	131	3	242	2513
兵庫	4,353	187	254	460	1362	416	97	33	44	1	246	77	49	2	89	1036
奈良	1,366	69	64	141	405	155	24	1	55	1	91	21	22	0	35	282
和歌山	796	22	91	114	247	54	24	9	16	0	40	10	7	0	26	136
鳥取	663	39	93	100	207	25	7	0	1	0	26	17	3	0	2	143
島根	689	32	94	89	224	7	3	0	13	0	20	16	4	1	0	186
岡山	1,474	62	128	164	498	118	36	2	13	0	81	25	15	1	47	284
広島	2,302	103	224	274	662	93	45	12	64	1	91	30	15	1	28	659
山口	817	30	64	77	252	54	24	1	20	1	41	8	0	0	13	232
徳島	683	27	44	100	206	45	21	0	16	0	54	20	6	0	5	139
香川	614	21	33	67	223	47	15	0	21	1	31	9	3	0	9	134
愛媛	745	38	57	56	360	36	11	4	15	1	33	16	2	0	3	113
高知	653	22	26	57	279	64	10	0	33	0	13	34	9	0	11	95
福岡	5,999	206	415	413	1982	453	90	33	408	5	320	137	62	0	52	1423
佐賀	937	31	113	95	335	28	18	3	50	0	38	18	7	0	3	198
長崎	1,435	40	54	109	577	138	13	1	49	5	102	32	15	0	6	294
熊本	1,453	43	183	135	490	10	37	0	1	0	50	13	12	0	0	479
大分	1,159	39	101	114	476	38	32	0	5	2	34	29	8	2	19	260
宮崎	1,547	44	187	126	534	128	10	3	105	1	93	21	16	0	11	268
鹿児島	1,703	49	106	136	660	195	27	0	93	1	44	23	12	0	5	352
沖縄	1,276	50	85	147	383	129	33	0	55	0	69	8	3	0	31	283
全国合計	108,018	3,859	8,369	10,438	37,515	7,956	2,277	864	4,247	93	4,962	1,495	1,078	21	1,417	23,427
割合	100.0%	3.6%	7.7%	9.7%	34.7%	7.4%	2.1%	0.8%	3.9%	0.1%	4.6%	1.4%	1.0%	0.0%	1.3%	21.7%

2 民事法律扶助業務

3 国選弁護等関連業務

4 司法過疎対策・常勤弁護士

5 犯罪被害者支援業務

6 災害対応

7 受託業務

8 その他

付表 2-8 令和2年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	98	0	0	0	0	0	24	24	1	0	72	1	73	0	0	0
函館	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
旭川	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
釧路	9	0	0	0	1	0	3	3	0	0	5	0	5	0	0	0
青森	15	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13	1	14	0	0	0
岩手	57	0	0	0	0	0	8	8	0	0	44	5	49	0	0	0
宮城	9	0	0	0	0	0	2	2	0	0	6	1	7	0	0	0
秋田	25	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	0	24	0	0	0
山形	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
福島	17	0	0	0	0	0	1	1	0	0	14	2	16	0	0	0
茨城	12	0	1	1	0	0	2	2	0	0	6	1	7	2	0	0
栃木	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0
群馬	38	0	1	1	0	3	7	10	0	0	26	1	27	0	0	0
埼玉	88	0	0	0	1	2	10	12	0	0	71	1	72	3	0	0
千葉	46	0	0	0	0	0	23	23	1	0	21	0	21	0	0	1
東京	103	4	1	5	2	0	31	31	0	1	59	3	62	0	0	2
神奈川	277	2	0	2	2	0	71	71	0	0	197	3	200	0	0	2
新潟	107	0	1	1	0	1	53	54	0	0	50	2	52	0	0	0
富山	17	0	0	0	0	0	9	9	0	0	8	0	8	0	0	0
石川	21	0	0	0	0	0	6	6	0	0	14	1	15	0	0	0
福井	9	1	0	1	0	0	3	3	0	0	5	0	5	0	0	0
山梨	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
長野	30	1	0	1	0	1	4	5	0	0	23	0	23	1	0	0
岐阜	8	0	1	1	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0
静岡	228	0	1	1	2	1	52	53	0	0	165	7	172	0	0	0
愛知	139	2	0	2	0	0	26	26	0	0	110	0	110	0	0	1
三重	50	2	0	2	0	0	2	2	0	0	46	0	46	0	0	0
滋賀	37	0	0	0	0	0	19	19	0	1	16	1	17	0	0	0
京都	217	0	2	2	0	0	170	170	0	0	43	2	45	0	0	0
大阪	478	2	0	2	1	2	216	218	0	0	253	3	256	1	0	0
兵庫	415	0	2	2	1	0	280	280	0	0	126	5	131	1	0	0
奈良	27	0	0	0	0	0	11	11	0	0	16	0	16	0	0	0
和歌山	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0
鳥取	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	3	0	0	0
島根	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
岡山	56	0	2	2	0	2	36	38	0	0	15	1	16	0	0	0
広島	52	0	2	2	0	0	17	17	0	0	31	0	31	2	0	0
山口	22	1	1	2	0	0	4	4	0	0	15	1	16	0	0	0
徳島	26	0	0	0	0	0	8	8	0	0	15	2	17	0	0	1
香川	6	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	0	3	0	0	0
愛媛	19	0	2	2	0	0	7	7	0	0	10	0	10	0	0	0
高知	55	0	1	1	0	0	1	1	0	0	51	0	51	2	0	0
福岡	296	1	3	4	0	7	66	73	0	3	197	16	213	2	0	1
佐賀	20	1	0	1	0	0	7	7	0	0	10	2	12	0	0	0
長崎	16	0	0	0	0	0	8	8	0	0	7	1	8	0	0	0
熊本	37	1	0	1	0	1	15	16	0	0	20	0	20	0	0	0
大分	9	0	0	0	0	0	5	5	0	0	4	0	4	0	0	0
宮崎	29	0	1	1	0	0	14	14	1	0	13	0	13	0	0	0
鹿児島	92	1	0	1	0	0	43	43	0	0	46	0	46	2	0	0
沖縄	120	0	2	2	0	0	6	6	0	0	111	1	112	0	0	0
全国合計	3,476	19	24	43	10	20	1,282	1,302	4	5	2,024	64	2,088	16	0	8
割合	100.0%	0.5%	0.7%	1.2%	0.3%	0.6%	36.9%	37.5%	0.1%	0.1%	58.2%	1.8%	60.1%	0.5%	0.0%	0.2%

# 3. 国選弁護等関連業務



## 3-1 令和2年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状が発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

令和2年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

## 3-2 国選弁護関連業務

### (1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

### (2) 国選弁護制度

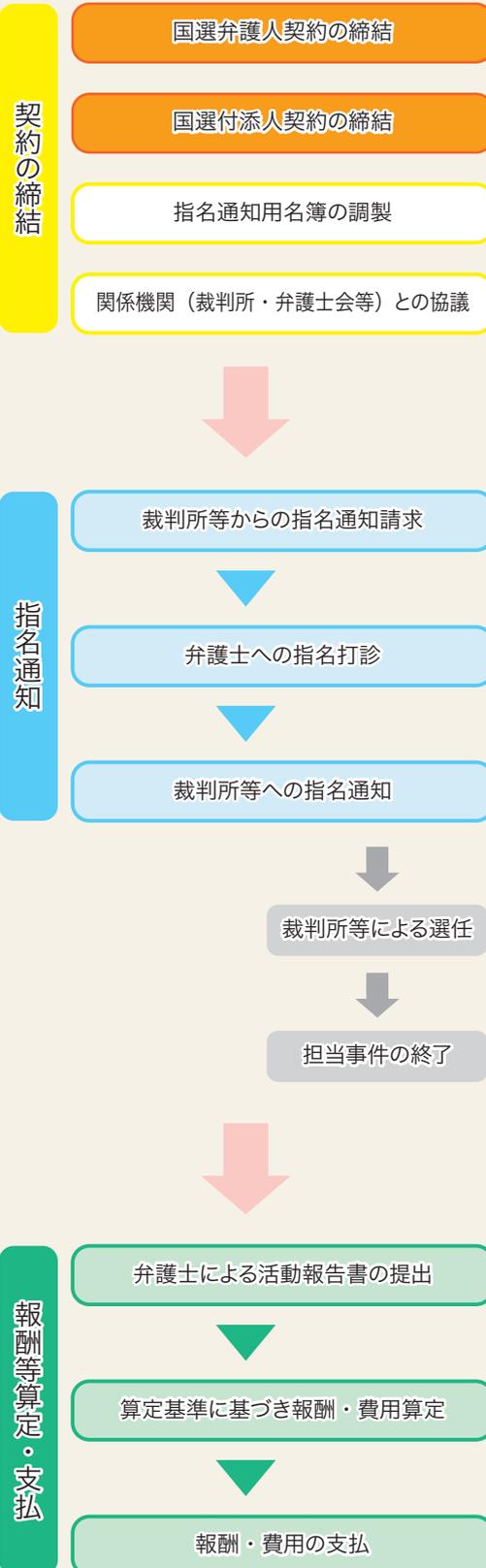
国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和2年に国選弁護人が付された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.6%（注1）、被告人事件については、地裁事件で85.9%、簡裁事件で93.2%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象

#### 資料 3-1 国選弁護等関連業務の概要



事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 令和2年検察統計年報及び令和2年司法統計年報の数値を基に算出

(注2) 令和2年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合

### 資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が付された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②/①
令和2年	87,810	76,012	86.6%

(注) ①は令和2年検察統計年報、②は令和2年司法統計年報を基に作成

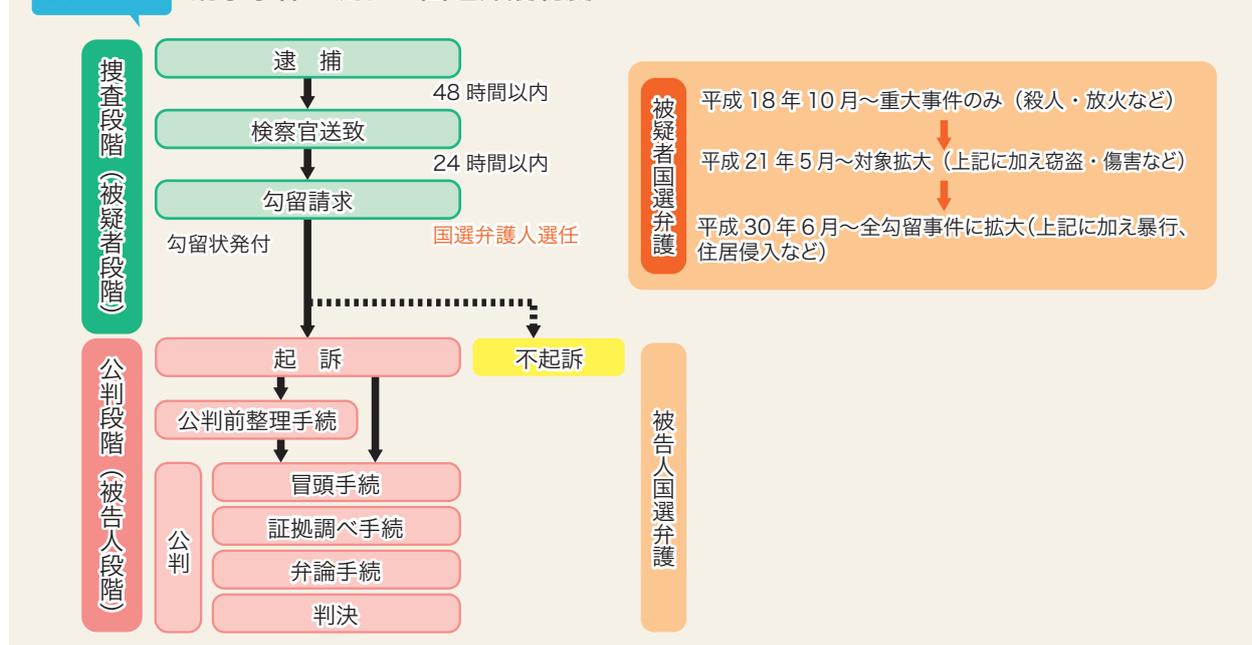
### 資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合

<被告人>

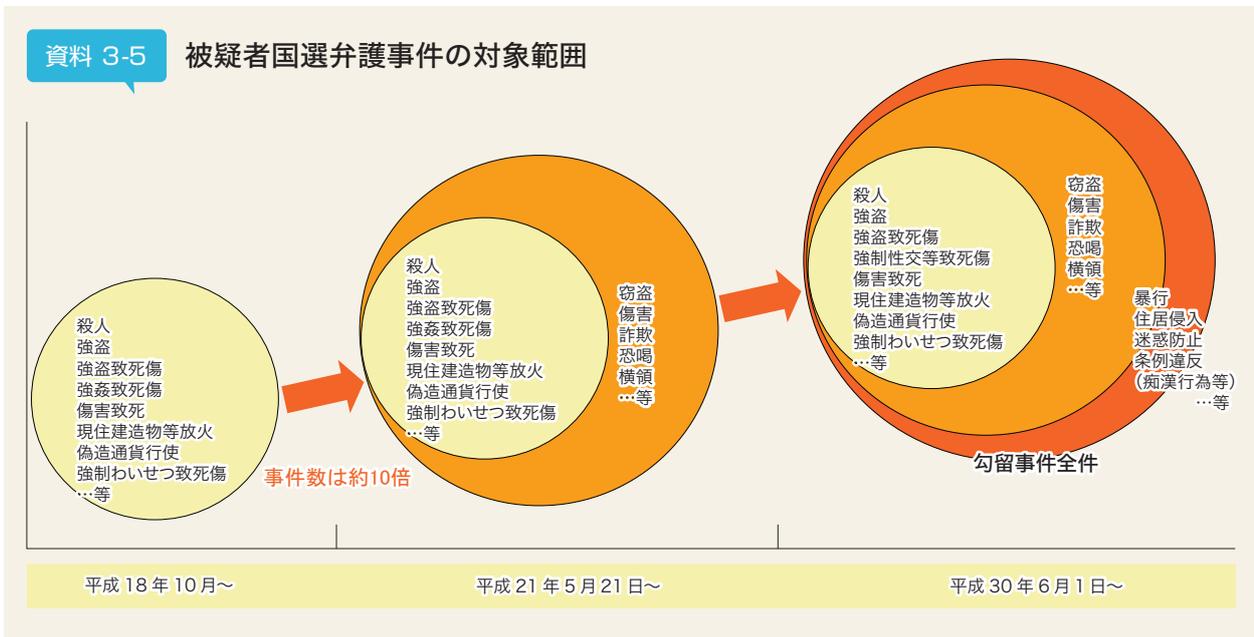
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人		③/②
			②	うち国選 ③	
令和2年	地裁	47,117	46,901	40,276	85.9%
	簡裁	3,900	3,839	3,579	93.2%

(注) ①～③はいずれも令和2年司法統計年報を基に作成

### 資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



### (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

#### ア 契約の種類

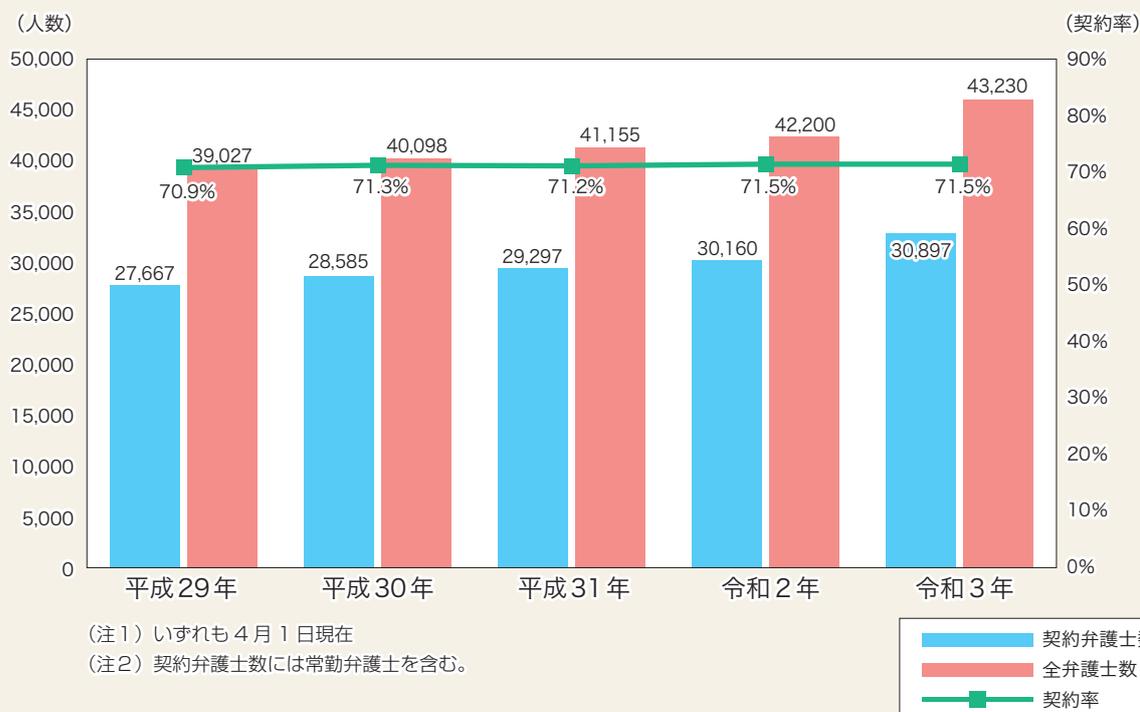
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

#### イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年9月5日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和3年4月1日時点で30,897名となっており、これは全国の弁護士数の約71.5%に当たる。

## 資料 3-6 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移



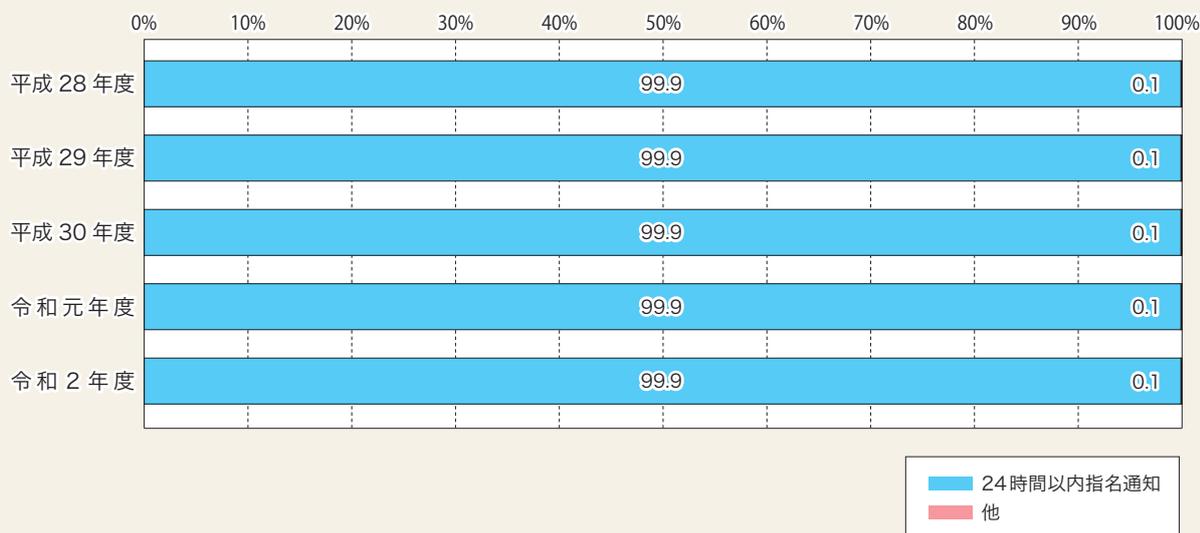
## (4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和2年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和2年4月から令和3年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は76,073件、被告人国選弁護事件は50,076件（合計126,149件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,339件、被告人国選弁護事件は約4,173件（合計約10,512件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約340件、被告人は約245件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったところ、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じたが、令和2年度は前年度より約5.1%減少した。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和2年度は前年度より約5.5%減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受案件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」（全簡裁・全地裁）による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受案件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による（略式起訴人員を含む）。

## (5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

### ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」)に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することとしている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

#### 資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 $20,000円 \times 接見回数$	
	基準接見回数以上の接見をした場合 $20,000円 \times (基準接見回数 - 1) + 26,400円$	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき+3,000円(上限あり)

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することとしている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別(即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件)によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定(縮小認定)されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

#### 資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

#### 資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

#### 資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

#### イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改正を経るごとに複雑化しており、その適用

に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する令和2年4月から令和3年3月までの不服申立件数は、合計301件であり、1か月あたり約25件であって、前年度における1か月あたり平均件数約24件に比べて増加した。

## (6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見と幾つもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円(を上限とする実費)に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書(住民票や戸籍謄本等)の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年2月14日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用(交通費等)なども支給対象となった。

## 3-3 国選付添関連業務

### (1) 業務の概要

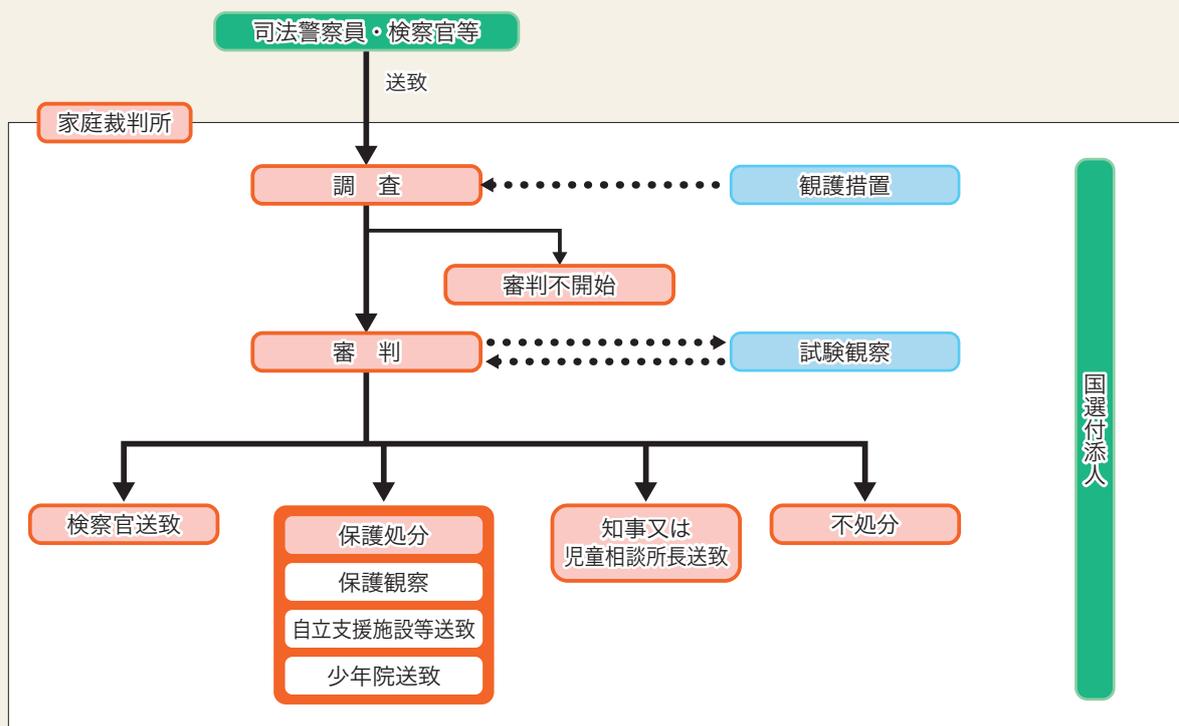
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1参照）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

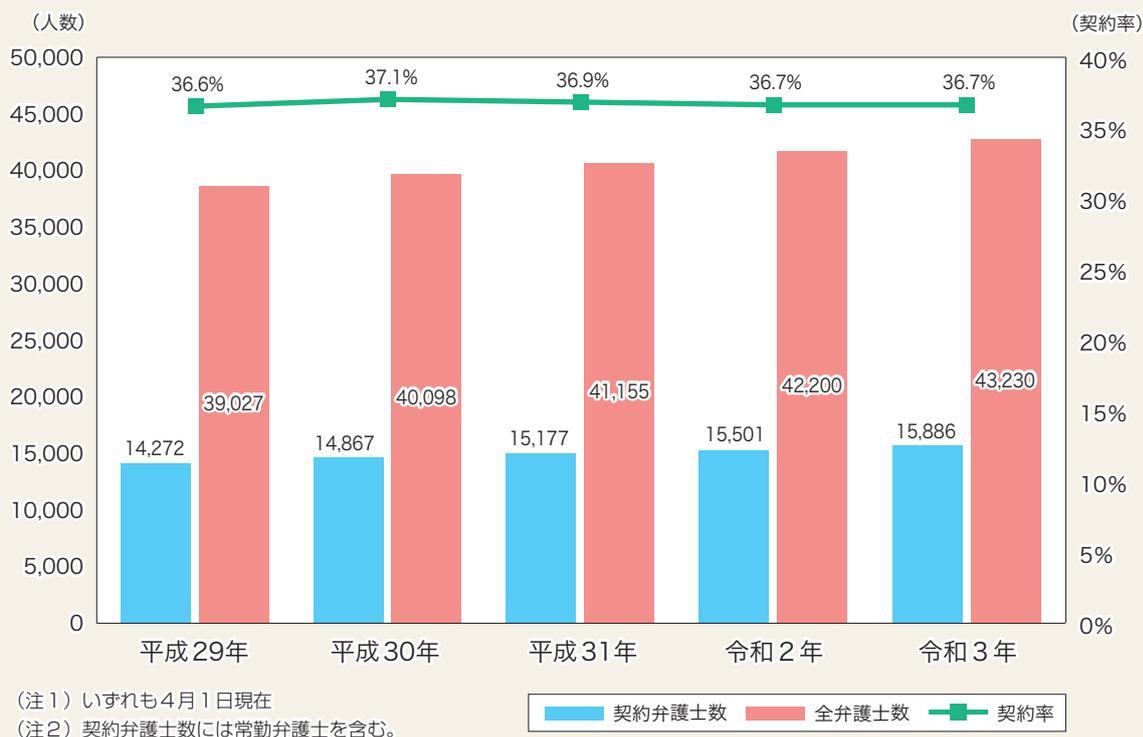
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和3年4月1日時点で15,886名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



令和2年4月から令和3年3月までの国選付添事件の受理件数は合計2,941件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態であったが、令和2年度は前年度より11.5%減少している。国選付添人の選任率は、終局総人員中15.7%、観護措置人員中70.7%、付添人選任数中73.6%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/②	付添人選任数 中の選任率 ④/③
			③	うち国選 付添人あり ④			
令和2年	18,871	4,183	4,020	2,957	15.7%	70.7%	73.6%

(注1) ①②は令和2年司法統計年報を基に作成。③④は最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添人事件受理件数とは異なる。

## (2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添人事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～45分未満	0円	6,400円
	45分～1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	543	772	70.3%	571	799	71.5%	589	807	73.0%	603	812	74.3%	622	826	75.3%
函館	50	55	90.9%	50	56	89.3%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	50	54	92.6%
旭川	71	76	93.4%	68	72	94.4%	67	73	91.8%	73	79	92.4%	71	79	89.9%
釧路	73	77	94.8%	74	78	94.9%	76	81	93.8%	75	80	93.8%	77	82	93.9%
青森	106	120	88.3%	100	113	88.5%	100	113	88.5%	100	114	87.7%	100	112	89.3%
岩手	98	104	94.2%	95	104	91.3%	96	104	92.3%	98	102	96.1%	97	101	96.0%
宮城	377	439	85.9%	396	453	87.4%	398	457	87.1%	407	471	86.4%	421	483	87.2%
秋田	68	79	86.1%	69	77	89.6%	69	77	89.6%	65	76	85.5%	63	75	84.0%
山形	92	101	91.1%	92	97	94.8%	93	99	93.9%	95	103	92.2%	93	104	89.4%
福島	188	198	94.9%	191	203	94.1%	189	201	94.0%	185	200	92.5%	177	195	90.8%
茨城	250	281	89.0%	257	288	89.2%	256	287	89.2%	268	300	89.3%	274	302	90.7%
栃木	179	218	82.1%	183	222	82.4%	188	227	82.8%	188	228	82.5%	193	227	85.0%
群馬	252	279	90.3%	261	290	90.0%	263	295	89.2%	267	306	87.3%	275	314	87.6%
埼玉	696	830	83.9%	732	869	84.2%	754	881	85.6%	756	903	83.7%	776	926	83.8%
千葉	681	775	87.9%	709	799	88.7%	729	816	89.3%	727	829	87.7%	737	842	87.5%
東京	11,220	18,255	61.5%	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%	13,250	20,938	63.3%
神奈川	1,352	1,597	84.7%	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%	1,530	1,738	88.0%
新潟	251	277	90.6%	254	281	90.4%	253	289	87.5%	255	287	88.9%	256	284	90.1%
富山	106	122	86.9%	109	125	87.2%	108	122	88.5%	104	120	86.7%	102	121	84.3%
石川	165	173	95.4%	168	174	96.6%	165	173	95.4%	165	172	95.9%	173	186	93.0%
福井	94	103	91.3%	98	108	90.7%	104	113	92.0%	103	117	88.0%	109	124	87.9%
山梨	112	121	92.6%	113	122	92.6%	118	128	92.2%	119	128	93.0%	120	126	95.2%
長野	228	244	93.4%	230	244	94.3%	236	249	94.8%	236	255	92.5%	237	259	91.5%
岐阜	166	194	85.6%	166	203	81.8%	170	204	83.3%	168	207	81.2%	172	208	82.7%
静岡	410	465	88.2%	422	481	87.7%	430	498	86.3%	427	503	84.9%	439	519	84.6%
愛知	1,612	1,924	83.8%	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%	1,727	2,076	83.2%
三重	178	190	93.7%	166	184	90.2%	166	187	88.8%	173	194	89.2%	164	193	85.0%
滋賀	106	146	72.6%	118	154	76.6%	119	149	79.9%	113	155	72.9%	108	157	68.8%
京都	609	754	80.8%	617	772	79.9%	630	787	80.1%	643	813	79.1%	651	824	79.0%
大阪	2,819	4,461	63.2%	2,920	4,566	64.0%	2,903	4,652	62.4%	2,974	4,717	63.0%	3,033	4,790	63.3%
兵庫	686	914	75.1%	706	933	75.7%	751	970	77.4%	745	978	76.2%	781	999	78.2%
奈良	156	169	92.3%	158	173	91.3%	159	176	90.3%	158	176	89.8%	166	184	90.2%
和歌山	128	143	89.5%	130	146	89.0%	130	144	90.3%	128	145	88.3%	128	146	87.7%
鳥取	64	64	100.0%	64	65	98.5%	66	66	100.0%	67	67	100.0%	64	66	97.0%
島根	73	80	91.3%	74	82	90.2%	76	85	89.4%	75	85	88.2%	73	81	90.1%
岡山	314	397	79.1%	322	401	80.3%	335	408	82.1%	334	410	81.5%	340	407	83.5%
広島	441	578	76.3%	442	583	75.8%	448	594	75.4%	434	607	71.5%	430	613	70.1%
山口	145	170	85.3%	152	176	86.4%	152	177	85.9%	148	176	84.1%	157	182	86.3%
徳島	89	96	92.7%	86	93	92.5%	85	93	91.4%	82	90	91.1%	78	85	91.8%
香川	128	175	73.1%	129	172	75.0%	134	177	75.7%	141	184	76.6%	139	188	73.9%
愛媛	130	166	78.3%	131	164	79.9%	129	166	77.7%	129	165	78.2%	127	163	77.9%
高知	79	89	88.8%	77	86	89.5%	82	88	93.2%	84	90	93.3%	85	91	93.4%
福岡	960	1,244	77.2%	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%	1,078	1,414	76.2%
佐賀	95	103	92.2%	96	105	91.4%	98	108	90.7%	99	107	92.5%	97	107	90.7%
長崎	147	163	90.2%	147	159	92.5%	149	161	92.5%	148	159	93.1%	151	163	92.6%
熊本	230	273	84.2%	237	281	84.3%	236	282	83.7%	231	282	81.9%	234	283	82.7%
大分	143	160	89.4%	141	161	87.6%	140	156	89.7%	140	159	88.1%	142	160	88.8%
宮崎	127	142	89.4%	128	139	92.1%	121	136	89.0%	120	136	88.2%	119	138	86.2%
鹿児島	195	207	94.2%	199	211	94.3%	203	217	93.5%	206	221	93.2%	205	219	93.6%
沖縄	185	264	70.1%	197	268	73.5%	196	268	73.1%	197	273	72.2%	206	276	74.6%
合計	27,667	39,027	70.9%	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%	30,897	43,230	71.5%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	被疑者	被告人								
札幌	1,497	1,379	1,707	1,399	1,701	1,301	1,473	1,229	1,576	1,171
函館	162	147	164	146	220	131	191	121	226	167
旭川	264	230	238	195	305	192	233	171	241	187
釧路	353	312	325	270	358	251	345	253	393	218
青森	324	330	322	363	353	320	426	287	444	272
岩手	411	364	358	327	474	328	481	327	462	294
宮城	1,052	1,006	1,099	834	1,274	821	1,385	867	1,300	848
秋田	338	359	296	313	324	304	276	297	253	228
山形	462	374	333	250	369	255	413	281	404	270
福島	818	739	739	693	891	692	962	625	840	547
茨城	1,456	1,182	1,378	1,343	1,851	1,235	1,769	1,172	1,803	1,128
栃木	1,014	960	1,044	1,015	1,188	968	1,261	906	1,237	894
群馬	1,443	887	1,356	828	1,660	864	1,585	747	1,735	702
埼玉	2,982	2,073	2,739	1,814	3,638	1,741	4,154	2,028	4,428	2,289
川越	664	440	554	369	662	282	905	383	948	447
千葉	2,946	2,420	2,685	2,058	3,459	2,017	3,531	2,186	3,178	1,882
松戸	572	315	610	366	826	364	760	358	786	417
東京	6,881	7,831	6,842	8,260	9,597	8,981	9,773	8,453	8,747	7,549
多摩	1,756	995	1,688	1,025	2,492	1,199	2,478	1,050	2,508	1,101
神奈川	2,563	1,911	2,466	1,827	2,851	1,749	2,798	1,519	2,581	1,519
川崎	597	335	516	321	600	324	681	286	773	342
小田原	632	494	547	492	589	317	527	276	527	292
新潟	943	780	935	730	1,096	781	1,052	714	794	632
富山	298	215	304	200	448	225	333	238	392	281
石川	611	430	445	331	634	402	710	407	612	411
福井	416	230	414	269	455	211	505	222	450	267
山梨	354	364	354	424	518	504	515	499	457	413
長野	622	576	587	563	624	521	647	566	619	545
岐阜	814	584	646	511	902	690	1,122	804	999	695
静岡	572	402	550	376	693	391	743	365	713	351
浜松	750	561	638	431	804	409	803	400	792	325
沼津	800	472	625	459	1,017	433	853	469	804	430
愛知	3,570	2,537	3,499	2,211	4,518	2,191	4,959	2,487	4,515	2,426
三河	1,339	781	1,216	789	1,492	679	1,614	658	1,495	753
三重	769	644	779	644	871	623	947	728	1,042	762
滋賀	693	528	768	530	888	625	823	632	760	551
京都	1,492	1,082	1,495	944	1,809	1,093	1,575	913	1,384	930
大阪	5,474	5,379	5,165	4,964	5,525	4,893	5,846	5,300	5,318	4,587
兵庫	1,582	1,143	1,681	1,323	2,356	1,236	2,289	1,181	2,085	1,074
姫路	807	605	985	669	1,120	560	1,027	572	986	613
阪神	740	538	820	571	980	503	988	499	1,066	549
奈良	802	581	642	472	690	473	761	533	748	524
和歌山	551	425	607	417	583	398	584	372	515	380
鳥取	239	181	254	181	306	224	293	203	341	195
島根	270	301	290	222	377	269	284	247	299	263
岡山	1,011	858	973	860	1,204	852	1,222	781	1,148	820
広島	1,498	1,171	1,431	914	1,836	1,094	1,904	1,081	1,807	848
山口	702	549	743	662	753	749	724	570	628	488
徳島	329	334	305	291	309	280	318	257	235	245
香川	619	800	508	724	585	790	772	746	750	641
愛媛	655	770	541	668	729	661	466	510	440	538
高知	404	441	372	420	419	389	411	331	403	358
福岡	2,383	2,338	2,306	2,111	3,002	2,123	3,026	2,066	2,784	1,899
北九州	951	893	822	674	1,080	743	1,139	753	1,015	675
佐賀	510	406	413	345	373	291	355	274	463	258
長崎	433	403	481	407	499	402	521	349	492	392
熊本	686	611	590	611	725	554	667	539	653	489
大分	383	348	475	347	422	321	417	299	472	309
宮崎	519	365	568	420	497	358	508	354	446	327
鹿児島	637	636	497	422	579	365	513	360	537	336
沖縄	1,164	1,043	1,109	1,040	1,380	920	1,502	909	1,224	732
合計	66,579	56,388	63,839	53,655	78,780	53,862	80,145	53,010	76,073	50,076

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	503	772	65.2%	532	799	66.6%	547	807	67.8%	560	812	69.0%	592	826	71.7%
函館	47	55	85.5%	47	56	83.9%	47	54	87.0%	47	54	87.0%	48	54	88.9%
旭川	65	76	85.5%	63	72	87.5%	62	73	84.9%	68	79	86.1%	66	79	83.5%
釧路	64	77	83.1%	65	78	83.3%	67	81	82.7%	66	80	82.5%	68	82	82.9%
青森	86	120	71.7%	84	113	74.3%	85	113	75.2%	86	114	75.4%	85	112	75.9%
岩手	82	104	78.8%	79	104	76.0%	78	104	75.0%	78	102	76.5%	76	101	75.2%
宮城	298	439	67.9%	316	453	69.8%	320	457	70.0%	330	471	70.1%	346	483	71.6%
秋田	58	79	73.4%	60	77	77.9%	60	77	77.9%	57	76	75.0%	56	75	74.7%
山形	80	101	79.2%	81	97	83.5%	83	99	83.8%	84	103	81.6%	84	104	80.8%
福島	161	198	81.3%	163	203	80.3%	163	201	81.1%	158	200	79.0%	150	195	76.9%
茨城	199	281	70.8%	208	288	72.2%	206	287	71.8%	211	300	70.3%	216	302	71.5%
栃木	134	218	61.5%	137	222	61.7%	141	227	62.1%	144	228	63.2%	147	227	64.8%
群馬	192	279	68.8%	203	290	70.0%	209	295	70.8%	217	306	70.9%	220	314	70.1%
埼玉	458	830	55.2%	491	869	56.5%	508	881	57.7%	514	903	56.9%	532	926	57.5%
千葉	488	775	63.0%	514	799	64.3%	529	816	64.8%	537	829	64.8%	546	842	64.8%
東京	2,723	18,255	14.9%	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%	3,121	20,938	14.9%
神奈川	942	1,597	59.0%	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%	1,075	1,738	61.9%
新潟	178	277	64.3%	178	281	63.3%	178	289	61.6%	180	287	62.7%	183	284	64.4%
富山	86	122	70.5%	90	125	72.0%	85	122	69.7%	84	120	70.0%	85	121	70.2%
石川	119	173	68.8%	125	174	71.8%	124	173	71.7%	126	172	73.3%	136	186	73.1%
福井	86	103	83.5%	89	108	82.4%	95	113	84.1%	95	117	81.2%	100	124	80.6%
山梨	89	121	73.6%	90	122	73.8%	93	128	72.7%	94	128	73.4%	97	126	77.0%
長野	180	244	73.8%	182	244	74.6%	186	249	74.7%	186	255	72.9%	188	259	72.6%
岐阜	125	194	64.4%	128	203	63.1%	132	204	64.7%	131	207	63.3%	136	208	65.4%
静岡	327	465	70.3%	338	481	70.3%	342	498	68.7%	347	503	69.0%	355	519	68.4%
愛知	867	1,924	45.1%	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%	1,037	2,076	50.0%
三重	117	190	61.6%	110	184	59.8%	109	187	58.3%	114	194	58.8%	110	193	57.0%
滋賀	102	146	69.9%	115	154	74.7%	115	149	77.2%	110	155	71.0%	106	157	67.5%
京都	390	754	51.7%	392	772	50.8%	398	787	50.6%	407	813	50.1%	421	824	51.1%
大阪	1,500	4,461	33.6%	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%	1,651	4,790	34.5%
兵庫	503	914	55.0%	543	933	58.2%	591	970	60.9%	598	978	61.1%	636	999	63.7%
奈良	127	169	75.1%	130	173	75.1%	132	176	75.0%	133	176	75.6%	137	184	74.5%
和歌山	91	143	63.6%	95	146	65.1%	93	144	64.6%	94	145	64.8%	98	146	67.1%
鳥取	57	64	89.1%	56	65	86.2%	58	66	87.9%	59	67	88.1%	57	66	86.4%
島根	62	80	77.5%	62	82	75.6%	65	85	76.5%	64	85	75.3%	63	81	77.8%
岡山	256	397	64.5%	262	401	65.3%	272	408	66.7%	270	410	65.9%	275	407	67.6%
広島	326	578	56.4%	329	583	56.4%	341	594	57.4%	340	607	56.0%	338	613	55.1%
山口	126	170	74.1%	135	176	76.7%	137	177	77.4%	132	176	75.0%	139	182	76.4%
徳島	86	96	89.6%	84	93	90.3%	83	93	89.2%	82	90	91.1%	78	85	91.8%
香川	106	175	60.6%	107	172	62.2%	107	177	60.5%	112	184	60.9%	110	188	58.5%
愛媛	100	166	60.2%	102	164	62.2%	103	166	62.0%	98	165	59.4%	95	163	58.3%
高知	64	89	71.9%	65	86	75.6%	71	88	80.7%	73	90	81.1%	73	91	80.2%
福岡	722	1,244	58.0%	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%	802	1,414	56.7%
佐賀	91	103	88.3%	90	105	85.7%	92	108	85.2%	93	107	86.9%	91	107	85.0%
長崎	133	163	81.6%	135	159	84.9%	137	161	85.1%	137	159	86.2%	141	163	86.5%
熊本	185	273	67.8%	190	281	67.6%	192	282	68.1%	187	282	66.3%	189	283	66.8%
大分	104	160	65.0%	103	161	64.0%	101	156	64.7%	102	159	64.2%	109	160	68.1%
宮崎	117	142	82.4%	119	139	85.6%	113	136	83.1%	112	136	82.4%	111	138	80.4%
鹿児島	141	207	68.1%	149	211	70.6%	149	217	68.7%	147	221	66.5%	151	219	68.9%
沖縄	129	264	48.9%	144	268	53.7%	146	268	54.5%	149	273	54.6%	160	276	58.0%
合計	14,272	39,027	36.6%	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%	15,886	43,230	36.7%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
札幌	32	48	59	59	44
函館	9	6	6	12	7
旭川	12	2	9	13	8
釧路	15	10	11	8	5
青森	9	17	17	10	12
岩手	11	23	15	16	17
宮城	41	32	36	30	26
秋田	9	8	5	4	5
山形	8	9	17	8	9
福島	31	30	33	16	16
茨城	106	76	88	73	68
栃木	52	47	69	42	43
群馬	49	50	41	69	37
埼玉	167	177	147	136	136
川越	46	47	39	43	23
千葉	146	147	163	99	112
松戸	56	34	34	25	26
東京	170	194	200	214	187
多摩	105	98	135	111	121
神奈川	183	257	215	252	168
川崎	39	60	45	53	46
小田原	49	30	42	39	37
新潟	44	55	47	42	24
富山	21	21	18	19	13
石川	19	7	17	15	12
福井	15	4	0	15	4
山梨	22	30	14	29	25
長野	26	27	36	23	29
岐阜	45	42	31	42	30
静岡	20	20	11	14	13
浜松	21	15	29	28	21
沼津	33	16	36	33	22
愛知	142	234	209	195	147
三河	73	64	56	72	66
三重	41	23	42	40	39
滋賀	25	48	51	55	34
京都	81	63	64	66	89
大阪	373	333	474	479	398
兵庫	111	131	105	103	96
姫路	46	40	39	35	64
阪神	52	46	46	47	59
奈良	29	34	31	26	21
和歌山	24	28	14	16	17
鳥取	7	13	10	10	12
島根	12	7	13	9	11
岡山	73	71	47	51	37
広島	95	91	84	74	55
山口	23	33	36	31	20
徳島	13	25	13	15	14
香川	33	33	34	29	32
愛媛	40	26	32	12	18
高知	8	17	17	16	17
福岡	182	143	135	121	98
北九州	53	40	43	38	52
佐賀	37	24	14	13	13
長崎	29	33	13	26	10
熊本	25	20	42	26	27
大分	24	13	15	26	21
宮崎	40	43	26	14	30
鹿児島	44	38	42	26	38
沖縄	81	64	77	62	60
合計	3,427	3,417	3,489	3,325	2,941

# 4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



## 4-1 令和2年度における業務の概況

### (1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークにも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

### (2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者、生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークに関する業務の担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている。令和2年度における具体的取組としては、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力して、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践した。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務の拡充に向けて、様々な取組を行っていく予定である。

### (3) 被災地での活動

令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定された際には、被災地を管轄する事務所に配置されていた常勤弁護士が被災者法律相談援助の担当者となるなどの活動をした。

## 4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（綜合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を取り扱わせている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

## 4-3 常勤弁護士の配置

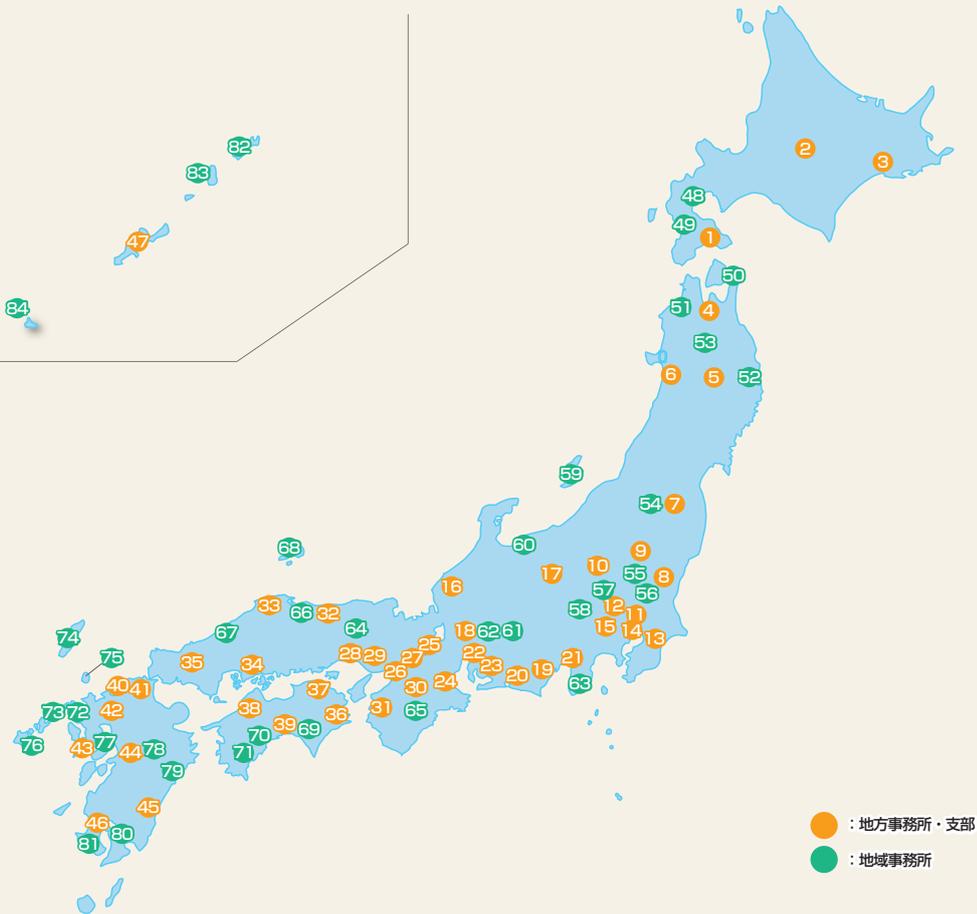
### (1) 配置

常勤弁護士は、令和3年3月31日現在、合計194名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（令和3年3月31日現在）



●：地方事務所・支部  
●：地域事務所

(人)

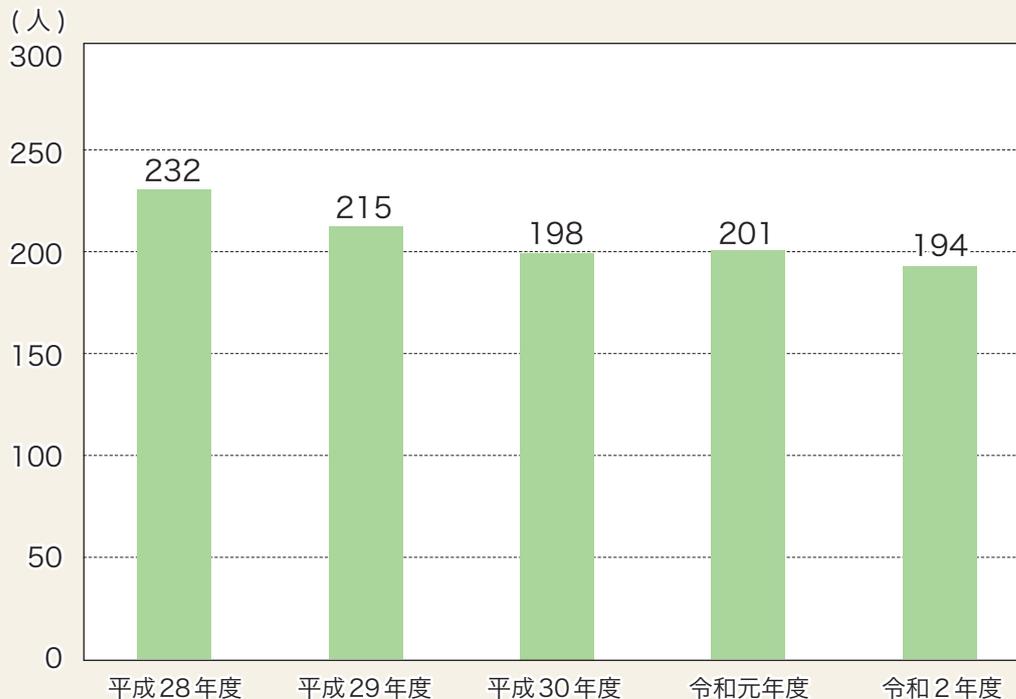
地方事務所（40か所）・支部（7か所）			
1	函館地方事務所	2	25 滋賀地方事務所
2	旭川地方事務所	1	26 大阪地方事務所
3	釧路地方事務所	2	27 京都地方事務所
4	青森地方事務所	1	28 兵庫地方事務所
5	岩手地方事務所	1	29 兵庫地方事務所阪神支部
6	秋田地方事務所	2	30 奈良地方事務所
7	福島地方事務所	1	31 和歌山地方事務所
8	茨城地方事務所	4	32 鳥取地方事務所
9	栃木地方事務所	2	33 島根地方事務所
10	群馬地方事務所	2	34 広島地方事務所
11	埼玉地方事務所	5	35 山口地方事務所
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36 徳島地方事務所
13	千葉地方事務所	5	37 香川地方事務所
14	東京地方事務所	17	38 愛媛地方事務所
15	東京地方事務所多摩支部	7	39 高知地方事務所
16	福井地方事務所	1	40 福岡地方事務所
17	長野地方事務所	1	41 福岡地方事務所北九州支部
18	岐阜地方事務所	2	42 佐賀地方事務所
19	静岡地方事務所	4	43 長崎地方事務所
20	静岡地方事務所浜松支部	2	44 熊本地方事務所
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45 宮崎地方事務所
22	愛知地方事務所	4	46 鹿児島地方事務所
23	愛知地方事務所三河支部	3	47 沖縄地方事務所
24	三重地方事務所	2	

(人)

地域事務所（37か所）			
48	八雲地域事務所	2	67 浜田地域事務所
49	江差地域事務所	2	68 西郷地域事務所
50	むつ地域事務所	2	69 安芸地域事務所
51	鱒ヶ沢地域事務所	1	70 須崎地域事務所
52	宮古地域事務所	1	71 中村地域事務所
53	鹿角地域事務所	1	72 佐世保地域事務所
54	会津若松地域事務所	1	73 平戸地域事務所
55	下妻地域事務所	2	74 対馬地域事務所
56	牛久地域事務所	1	75 沓岐地域事務所
57	熊谷地域事務所	3	76 五島地域事務所
58	秩父地域事務所	3	77 雲仙地域事務所
59	佐渡地域事務所	2	78 高森地域事務所
60	魚津地域事務所	2	79 延岡地域事務所
61	中津川地域事務所	1	80 鹿屋地域事務所
62	可児地域事務所	1	81 指宿地域事務所
63	下田地域事務所	3	82 奄美地域事務所
64	福岡山地域事務所	1	83 徳之島地域事務所
65	南和地域事務所	3	84 宮古島地域事務所
66	倉吉地域事務所	1	

(注) 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



## (2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）に定める契約期間内において比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

この制度により、令和2年度は21名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

## 4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットを募集要項などとともに配布し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。

司法修習終了直後の常勤弁護士を確保するため、司法試験会場付近において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行い、採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計5回開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計6回）や大学生向けのイベントへの参加（1回）、法科大学院などの講義への常勤弁護士の派遣（合計10回）、各地の法律事務所での事務所訪問の受入れなど、常勤弁護士の業務内容などを周知するための活動を行った。

また、法曹として一定の実務経験を有する応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人情報に常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。あわせて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

さらに、常勤弁護士への関心を促すために、法科大学院生を対象とした業務説明会を合計12回開催した。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの学生を広く受け入れ、各地の法テラスの法律事務所では法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

その他、法テラスのホームページ等においても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

## 4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地方裁判所支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口や、民事・刑事の事件数、各地の弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般の法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

## 4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

### (1) 実務研修

#### ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した法テラス法律事務所へ赴任前の養成常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要である。そのため、法テラス本部主催の研修については、1月から1年間の勤務契約の期間終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

#### イ その他の研修

全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

## 資料 4-4 常勤弁護士に対する研修実施状況

## 1 本部主催研修

## (1) 養成常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年1月14日～15日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等関連業務の手続、受託業務の手続、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、模擬相談演習、ビジネスマナー講習、先輩常勤弁護士からのアドバイス等
令和2年9月17日～18日 令和3年3月11日～12日	【定期業務研修】 民事演習、刑事演習、弁護士倫理、先輩弁護士との座談会、情報交換会等
令和2年11月19日～20日	【常勤弁護士赴任前研修】 民事法律扶助について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、後見事件の実務、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント・法律事務所職員との関わり方）、司法ソーシャルワークの実践、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

## (2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年8月20日 令和2年12月11日	【裁判員裁判事例研究研修】 量刑判断における基本問題・争点、類型証拠開示請求、殺意の有無、正当防衛
令和2年10月16日	【裁判員裁判専門研修】 類型証拠開示、主張関連証拠開示、整理手続に付されていない事件での証拠開示

## (3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和2年7月14日～15日	【赴任4年目業務研修（令和元年度延期分）】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、情報交換会等
令和2年10月13日	【赴任1年目業務研修】 民事実務研修、講義「常勤弁護士としての基礎知識」、意見交換会等
令和2年10月29日～30日	【赴任2年目業務研修】 民事（労働）演習、刑事演習等
令和3年2月4日～5日	【赴任4年目業務研修（令和2年度分）】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント・ヒヤリハット等
令和2年12月22日 令和3年1月12日	【外国人労働者に対する法的支援研修】 技能実習制度のしくみ、解雇無効と残業代請求の相談解説等
令和3年3月16日	【在留外国人に対する法的支援研修】 在留資格問題に関する事例検討等

## 2 ブロック別研修

### 各ブロックの地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

#### 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
令和2年11月20日	認知症専門医による認知症をテーマとする講義、常勤弁護士による事例報告・検討会

#### 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
令和2年9月18日	聴覚障がいを持つ弁護士による「聴覚障がいと弁護士活動」をテーマとする講義、医療観察法上の付添人活動等に取り組む弁護士による「自由を奪われた障がい者と弁護士の活動」をテーマとする講義

#### 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
令和2年度は実施なし	

#### 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
令和2年7月20日～21日	各法律事務所の運営・取組についての報告、常勤弁護士による事例検討・意見交換会
令和2年12月15日～16日	後見センター職員（社会福祉士）による後見センター設立の経緯や活動等に関する講義、常勤弁護士による事例報告

#### 中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
令和2年11月6日	常勤弁護士が取り扱った民事事件・刑事事件の経験談、各法律事務所の現状報告

#### 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
令和2年8月31日	各法律事務所の現状報告、常勤弁護士の活動・取組等の報告、ブロック内の事項に関する協議

北海道・東北ブロック合同：福島・山形・岩手・秋田・青森・函館・旭川・釧路

実施日	研修内容
令和2年度は実施なし	

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
令和2年7月10日	常勤弁護士の取組に関する発表と意見交換、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等の報告・検討、その他業務に関する意見交換

## (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士などを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。さらに、養成常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどし、かつ、赴任1年目の常勤弁護士等に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

# 5. 犯罪被害者支援業務



## 5-1 令和2年度における業務の概況

### (1) 犯罪被害者支援業務の概況

令和2年度は、犯罪被害者等基本法の要請を受け策定された、第3次犯罪被害者等基本計画の最終年度に当たる。法テラスは、同基本計画で求められる、損害回復・経済的支援等への取組や精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組など、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、令和2年度においても、これらの支援のための体制整備に取り組んできた。

被害者の支援に関する法制度や関係機関の情報提供は、コールセンターに設置した犯罪被害者支援ダイヤルに加え、全国の地方事務所でも実施しているところ、令和2年度の間合せ件数（犯罪被害者支援ダイヤル・地方事務所の合計）は約2万5千件、業務開始からの累計間合せ件数は約35万件となった。

その他の支援制度としては、業務開始当初から犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは「被害者参加人への旅費等支給業務」、平成30年1月からは「DV等被害者法律相談援助業務」を開始した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛期間が長期化しDV被害の深刻化が取り沙汰される一方で、相談場所まで赴くこともままならない状況であったところ、業務方法書の改正に伴い、令和2年5月11日からは電話等を利用したDV等被害者法律相談援助が可能となった。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である契約弁護士等の確保にも努めるとともに、関連する支援機関・団体と連携してニーズに応じたサービスの提供を目指し、より適切な援助実施に向けた検討を行った。

### (2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

「DV等被害者法律相談援助」は、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれのある方を対象に法律相談を実施するものである。前述のとおり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による相談ニーズの高まりや電話等による法律相談が可能となったことにより、前年度に比べ約18.1%増の983件と、これまでで最も多い利用実績となった。

一方で、児童虐待に関する法律相談については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることなどから利用件数が伸び悩んでおり、そのような児童に対しての制度周知が一層重要である。そこで、昨年度に引き続き、児童向けに虐待に関する法律相談ができることを分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-19）を作成して周知する取組を広げ、令和2年度は新たに4つの県内にある全小中学校や公立図書館等に配布した。

### (3) 研修等の実施

令和2年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、同支援を行っている関係機関での支援方法を学ぶ研修を実施し、同研修における講義を全国の地方事務所でも視聴できるようにした。また、児童虐待の被虐待児に対する初期対応技術に関する研修を実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する事例を利用したロールプレイ方式での研修や、関係機関・団体が開催する各地の犯罪被害者支援に関するオンライン形式による研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図った。

## 5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

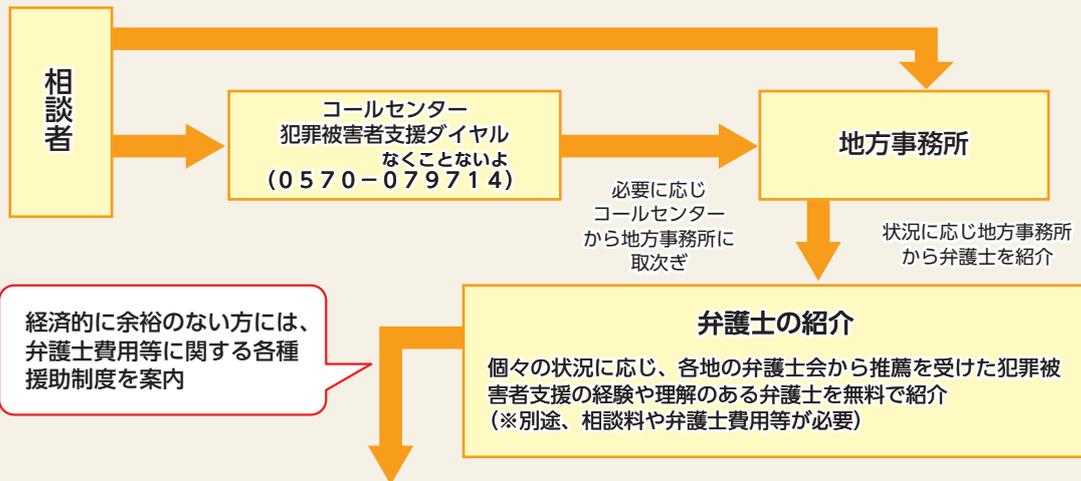
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の流れ



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



**弁護士費用等に関する援助制度**

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

**民事法律扶助** (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度

(例) ・ 損害賠償命令制度の利用  
・ 損害賠償請求 (訴訟等)  
・ 保護命令申立て など

**DV等被害者法律相談援助** (民事/刑事/行政手続)

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度 (平成30年1月24日開始)

**被害者参加人のための国選弁護** (刑事手続)

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方 (被害者参加人) の援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) の費用等を国が負担する制度

**【日本弁護士連合会委託援助】**

**犯罪被害者法律援助** (刑事/行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度

(例) ・ 被害届提出  
・ マスコミ対応  
・ 少年審判傍聴付添 など

**子どもに対する法律援助** (行政/法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度

(例) ・ 行政機関 (児童相談所等) や施設との交渉代理  
・ 訴訟代理 など

## 5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

### (1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害に遭われた方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、被害の回復・軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

#### ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-3のとおりである。令和2年度は前年度から減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、一時的に犯罪被害者支援ダイヤルの受付時間を縮小して営業したことや、刑法犯認知件数の減少などが影響しているものと考えられる。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



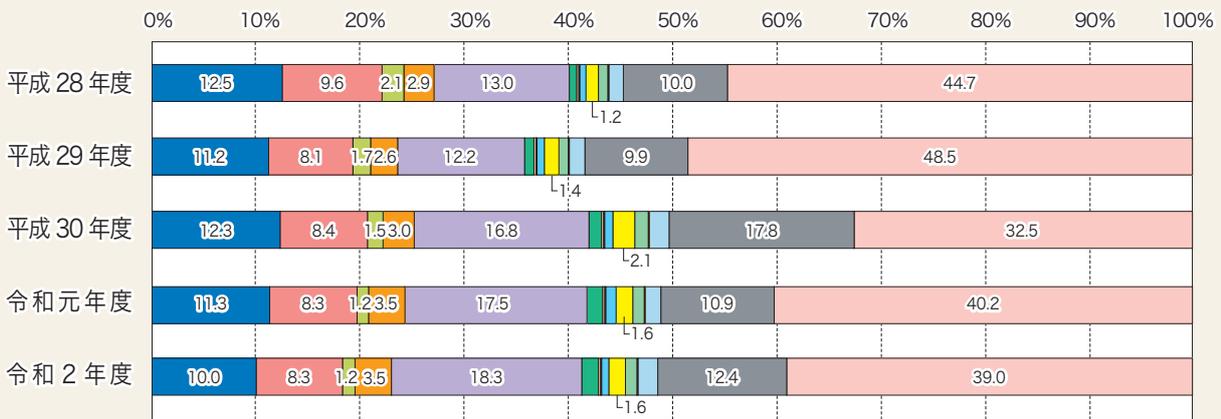
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和2年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	168,041 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和2年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-4のとおりである。DVに関する問合せの割合が増加傾向にある。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



- 生命・身体犯被害
- 性被害
- 交通犯罪
- ストーカー
- DV
- 児童虐待
- 高齢者虐待
- 障害者虐待
- いじめ・嫌がらせ(子供・学生)
- いじめ・嫌がらせ(職場)
- セクシャル・ハラスメント
- 民事介入暴力
- 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)
- 刑事手続・犯罪の成否等
- その他(消費者被害等)

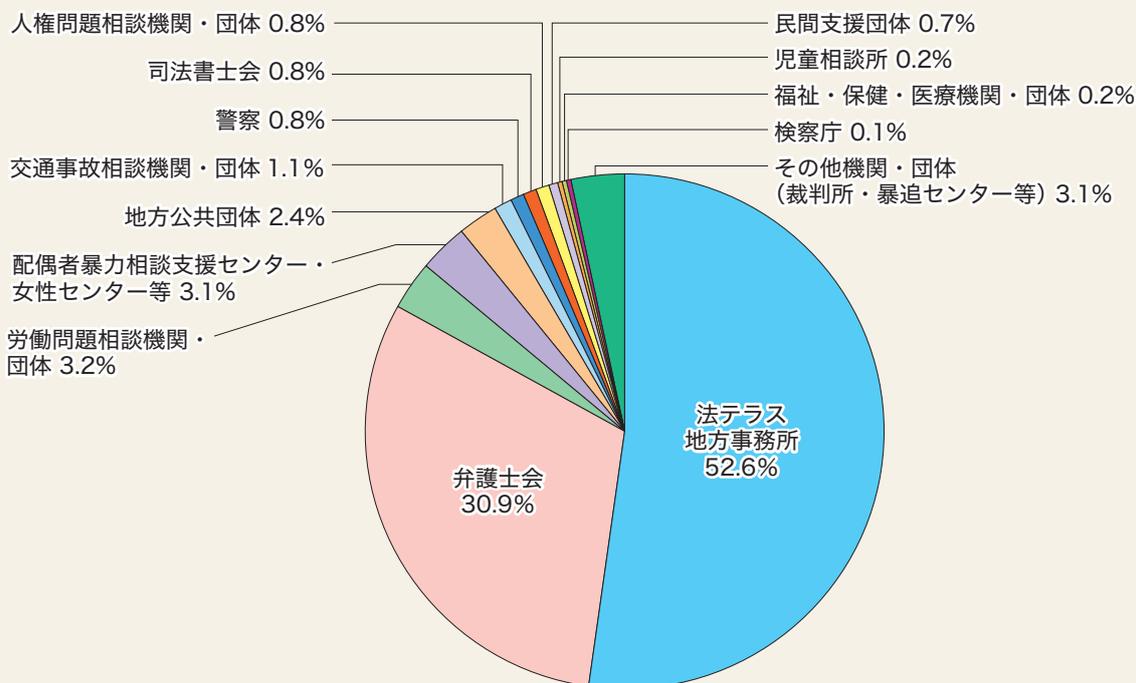
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%

## ウ 紹介先

令和2年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く52.6%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が30.9%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関や、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センターなど、法的支援以外の支援が必要な場合に被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5

令和2年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

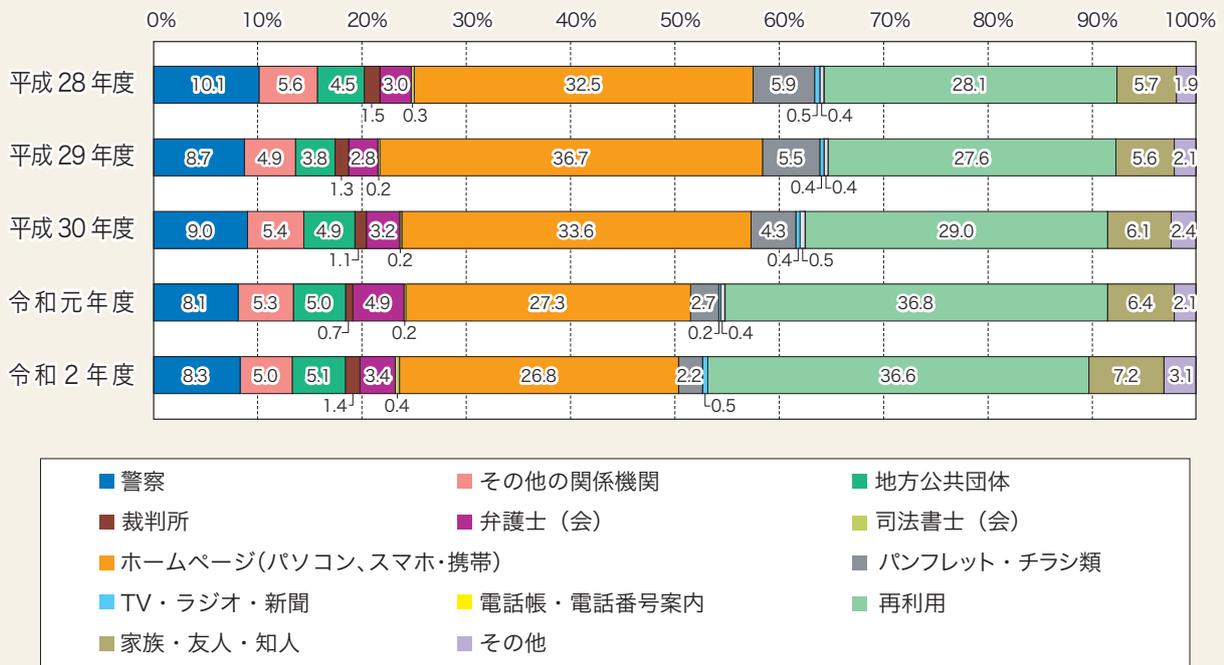


エ 認知媒体

令和2年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、例年どおり、ホームページが高い割合を占めている。また、家族・友人・知人の割合が拡大傾向にあるとともに、再利用の割合も高く、利用者の高い満足度がうかがえる結果となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



## (2) 地方事務所

全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

### ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-7のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

令和2年度は前年度から減少しているが、これは、犯罪被害者支援ダイヤルと同様に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、一時的に地方事務所の受付窓口を縮小営業した影響などが考えられる。

資料 5-7 地方事務所問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和2年度末の問合せ累計(件)

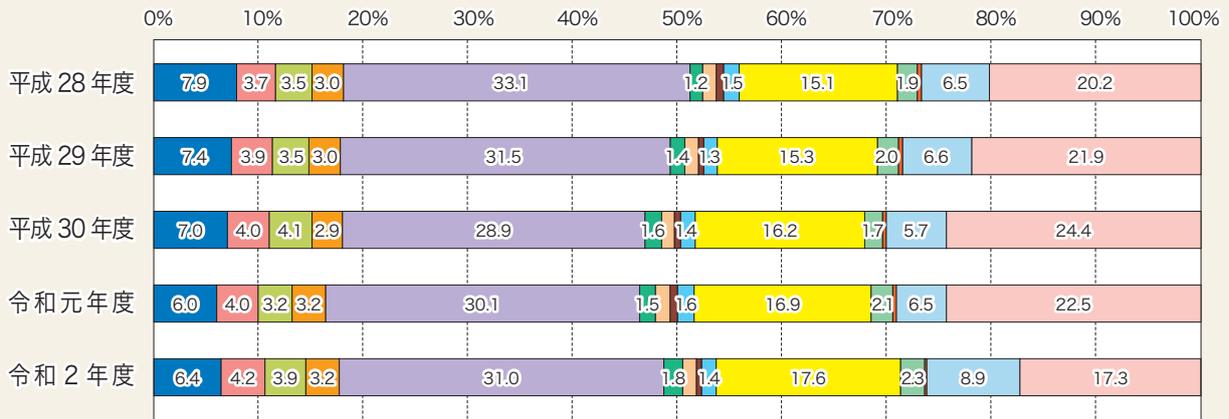
地方事務所 (件数)

181,565 件

イ 問合せ内容

令和2年度の問合せ分野別内訳は、資料5-8のとおりである。DVに関する割合が依然として高く、全体の31.0%を占めている。このほか、いじめ・嫌がらせ（職場）の割合が増加傾向にある。

資料5-8 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



- 生命・身体犯被害
- 性被害
- 交通犯罪
- ストーカー
- DV
- 児童虐待
- 高齢者虐待
- 障害者虐待
- いじめ・嫌がらせ(子供・学生)
- いじめ・嫌がらせ(職場)
- セクシャル・ハラスメント
- 民事介入暴力
- 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)
- その他

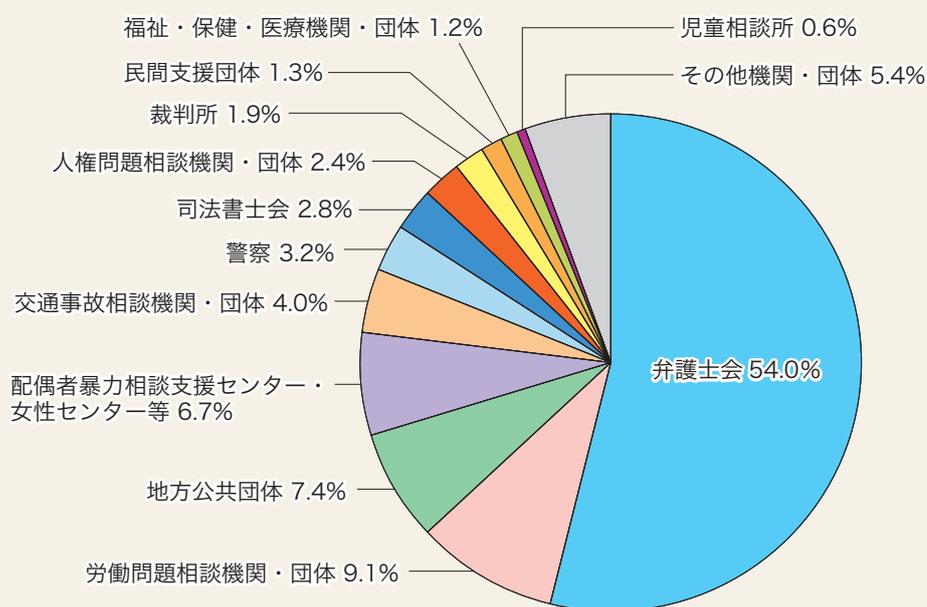
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%

## ウ 紹介先

令和2年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が54.0%と最も高く、過半数を占めている。これまでは、次いで割合の高い紹介先が地方公共団体であったところ、令和2年度はパワハラ・セクハラ等の被害に関する紹介先として、労働問題相談機関・団体が9.1%と2番目に高い割合になった。

資料5-9

令和2年度地方事務所紹介先関係機関内訳



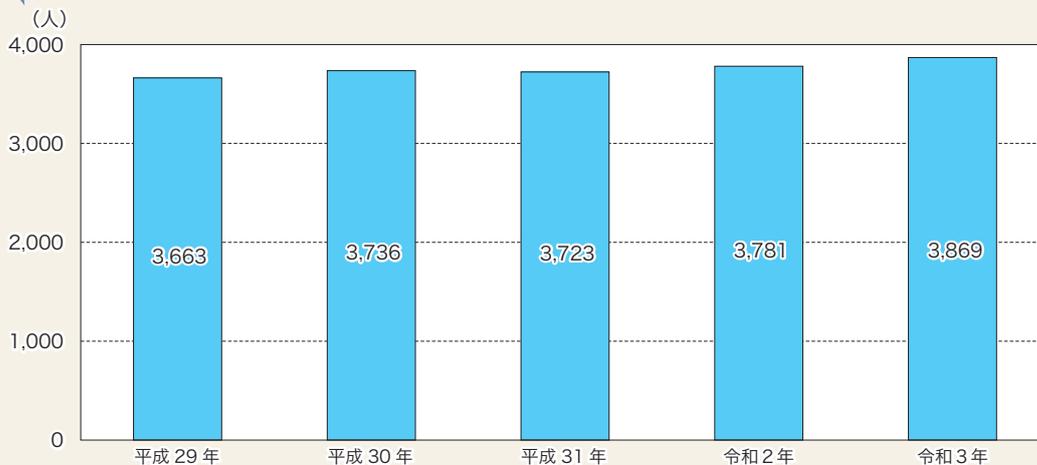
エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士と相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和3年4月1日現在で3,869名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
札幌	166	186	204	217	218
函館	28	34	34	35	32
旭川	14	14	14	14	15
釧路	33	35	35	32	32
青森	45	39	27	26	25
岩手	27	28	28	25	25
宮城	75	84	43	55	56
秋田	40	39	39	37	35
山形	54	64	56	61	60
福島	42	47	48	47	44
茨城	78	77	77	75	75
栃木	62	59	58	57	58
群馬	47	43	43	43	43
埼玉	41	41	41	43	45
千葉	85	93	85	80	101
東京	370	372	379	385	404
神奈川	204	210	213	211	214
新潟	72	78	78	88	88
富山	22	22	29	30	31
石川	46	58	55	42	28
福井	42	43	43	45	45
山梨	36	37	35	35	35
長野	152	152	163	159	159
岐阜	42	41	40	40	40
静岡	103	68	74	79	80
愛知	143	149	150	156	160
三重	57	42	41	41	44
滋賀	22	22	33	33	31
京都	164	194	202	209	215
大阪	219	219	210	222	223
兵庫	110	108	107	126	157
奈良	36	40	43	30	32
和歌山	41	32	32	42	42
鳥取	23	23	23	23	21
島根	27	21	23	24	25
岡山	33	35	35	36	42
広島	42	44	44	45	44
山口	42	56	53	36	39
徳島	52	46	43	42	41
香川	51	46	41	39	44
愛媛	51	60	58	64	63
高知	33	30	36	33	38
福岡	258	245	251	270	277
佐賀	48	50	52	51	50
長崎	59	57	57	57	55
熊本	35	39	40	41	41
大分	65	65	61	62	61
宮崎	32	35	35	29	30
鹿児島	52	52	50	46	42
沖縄	42	62	62	63	64
合計	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869

(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む

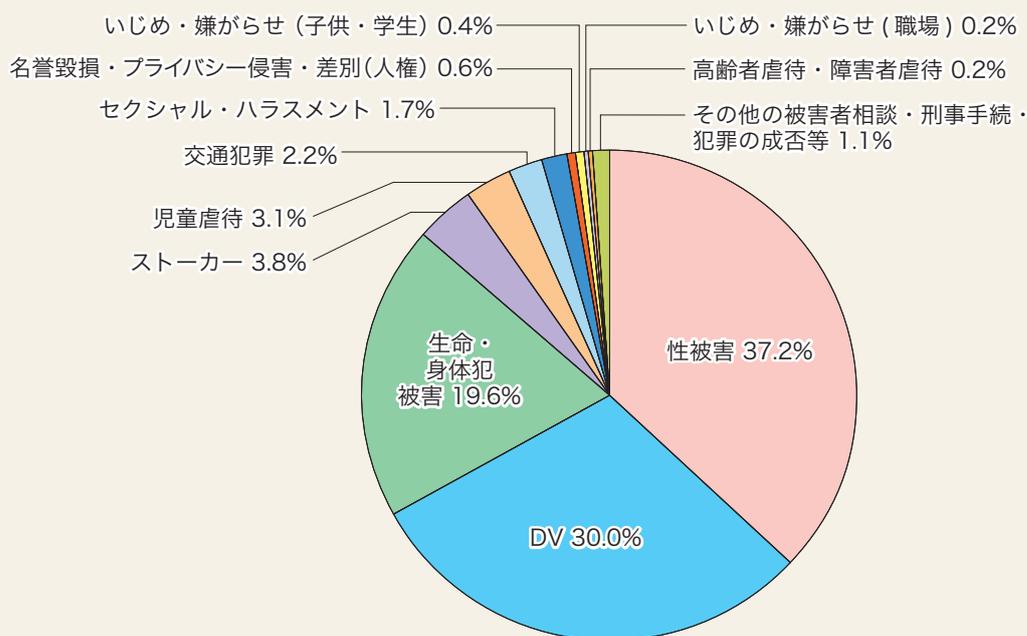
### (イ) 弁護士紹介件数

令和2年度の弁護士紹介件数は1,252件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の86.8%を占めている。

資料 5-12 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-13 令和2年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



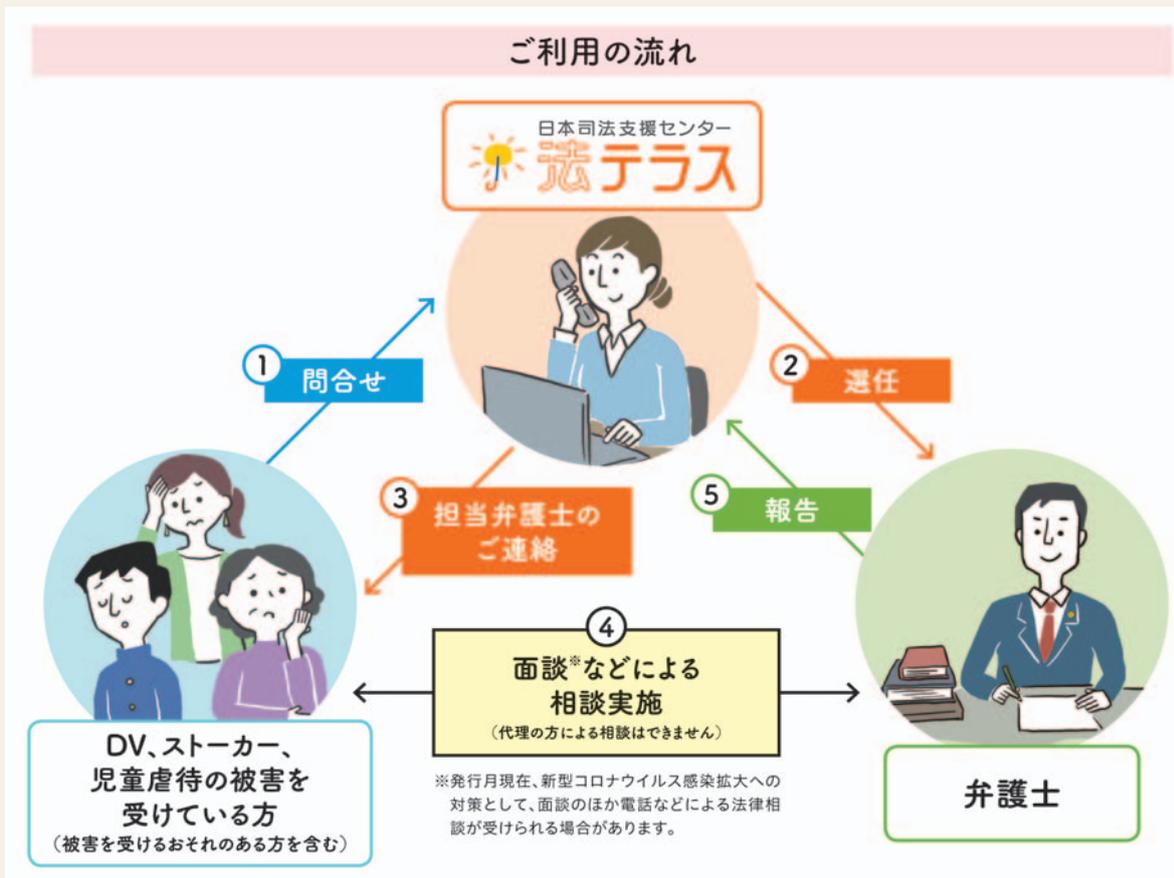
## 5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれがある方を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

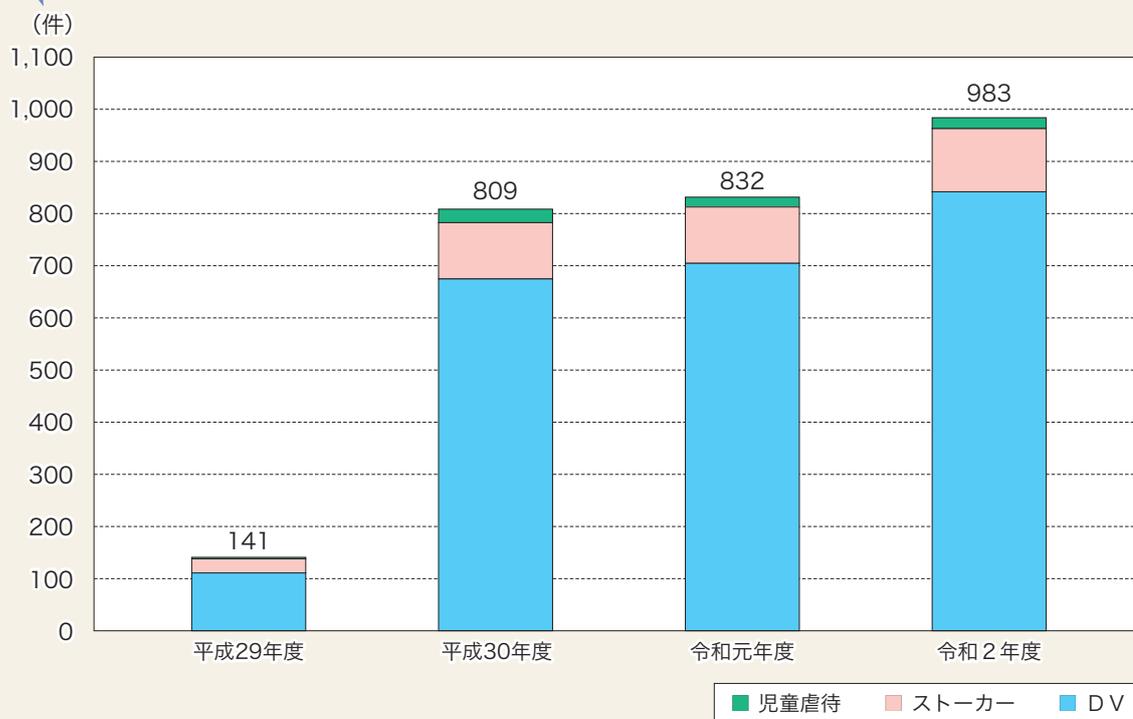
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつなぎ法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。

資料5-14は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別件数の推移は資料5-15のとおりである。

資料 5-14 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



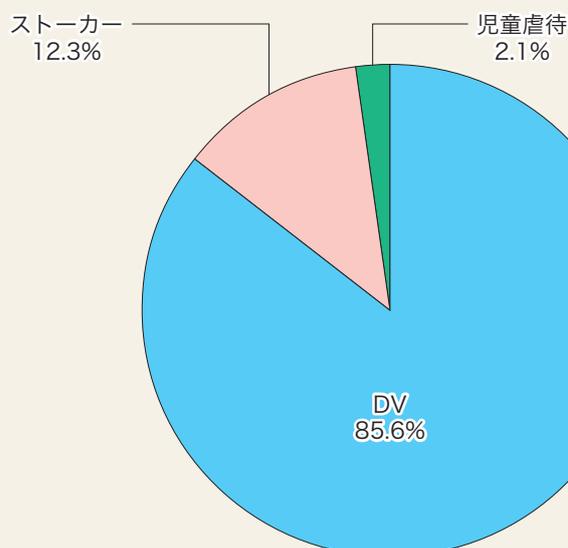
## 資料 5-15 DV等被害者法律相談援助件数の推移



(注) 平成29年度分については平成30年1月から同年3月実施分

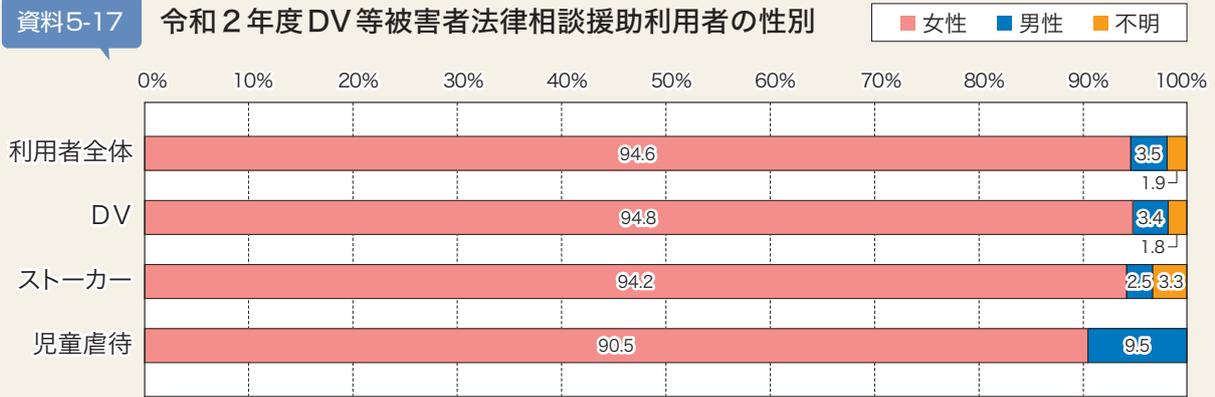
被害種別内訳は、資料5-16のとおりである。例年DVの割合が特に高く、令和2年度は全体の85.6%を占めた。DV被害の相談の中には、児童虐待被害が含まれるケースも見られた。

## 資料 5-16 令和2年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳

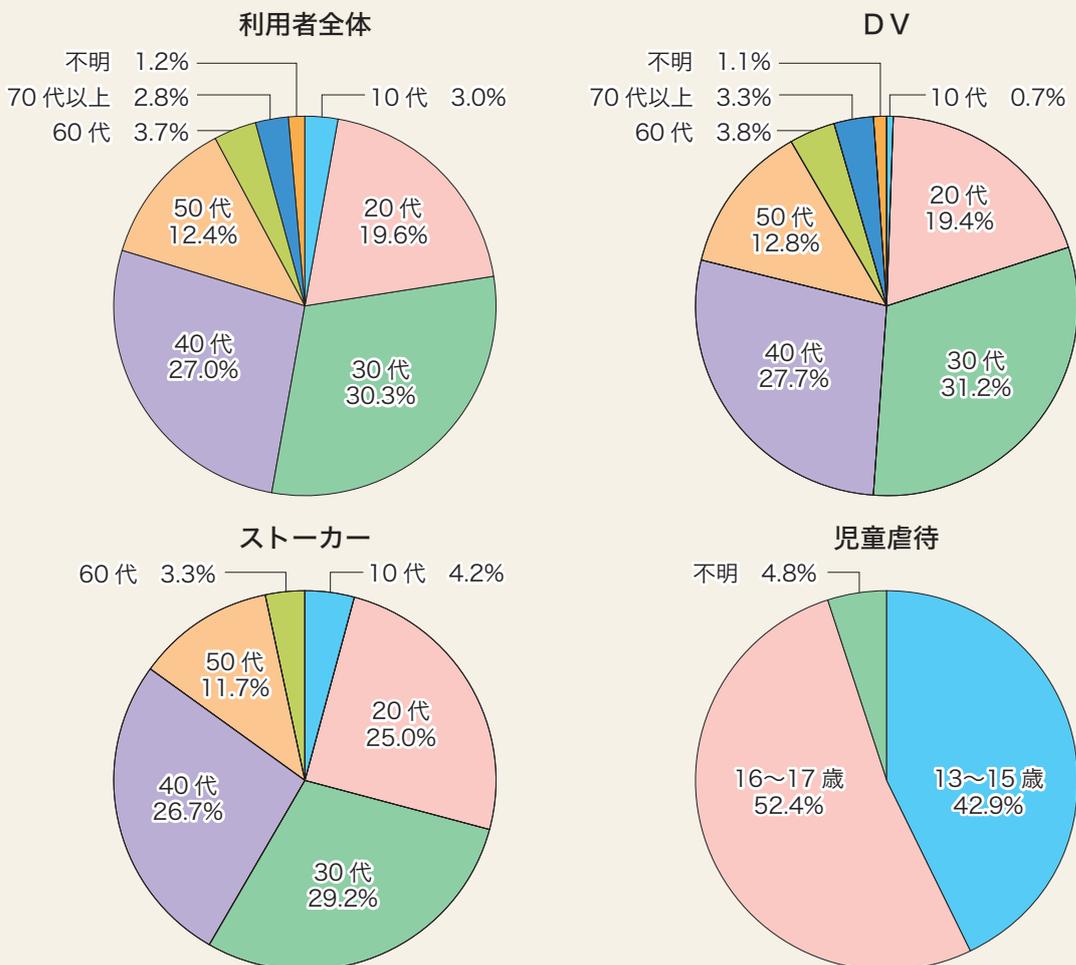


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-17及び資料5-18のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、児童虐待を除いて20代から40代が多数を占めた。

資料5-17 令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料5-18 令和2年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料5-19 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-20 DV等被害者援助弁護士数（地方事務所別）

地方事務所名	人数
札幌	100
函館	18
旭川	25
釧路	35
青森	22
岩手	30
宮城	48
秋田	11
山形	39
福島	38
茨城	37
栃木	11
群馬	27
埼玉	55
千葉	47
東京	289
神奈川	93

地方事務所名	人数
新潟	43
富山	21
石川	54
福井	30
山梨	31
長野	32
岐阜	23
静岡	60
愛知	86
三重	14
滋賀	21
京都	42
大阪	71
兵庫	36
奈良	43
和歌山	30
鳥取	22

地方事務所名	人数
島根	15
岡山	41
広島	24
山口	29
徳島	21
香川	27
愛媛	18
高知	19
福岡	115
佐賀	29
長崎	46
熊本	33
大分	47
宮崎	17
鹿児島	18
沖縄	14
合計	2,097

(注1) 令和3年4月1日現在 (注2) 上記弁護士数に常勤弁護士は含まない。

## 5-5 被害者国選弁護関連業務

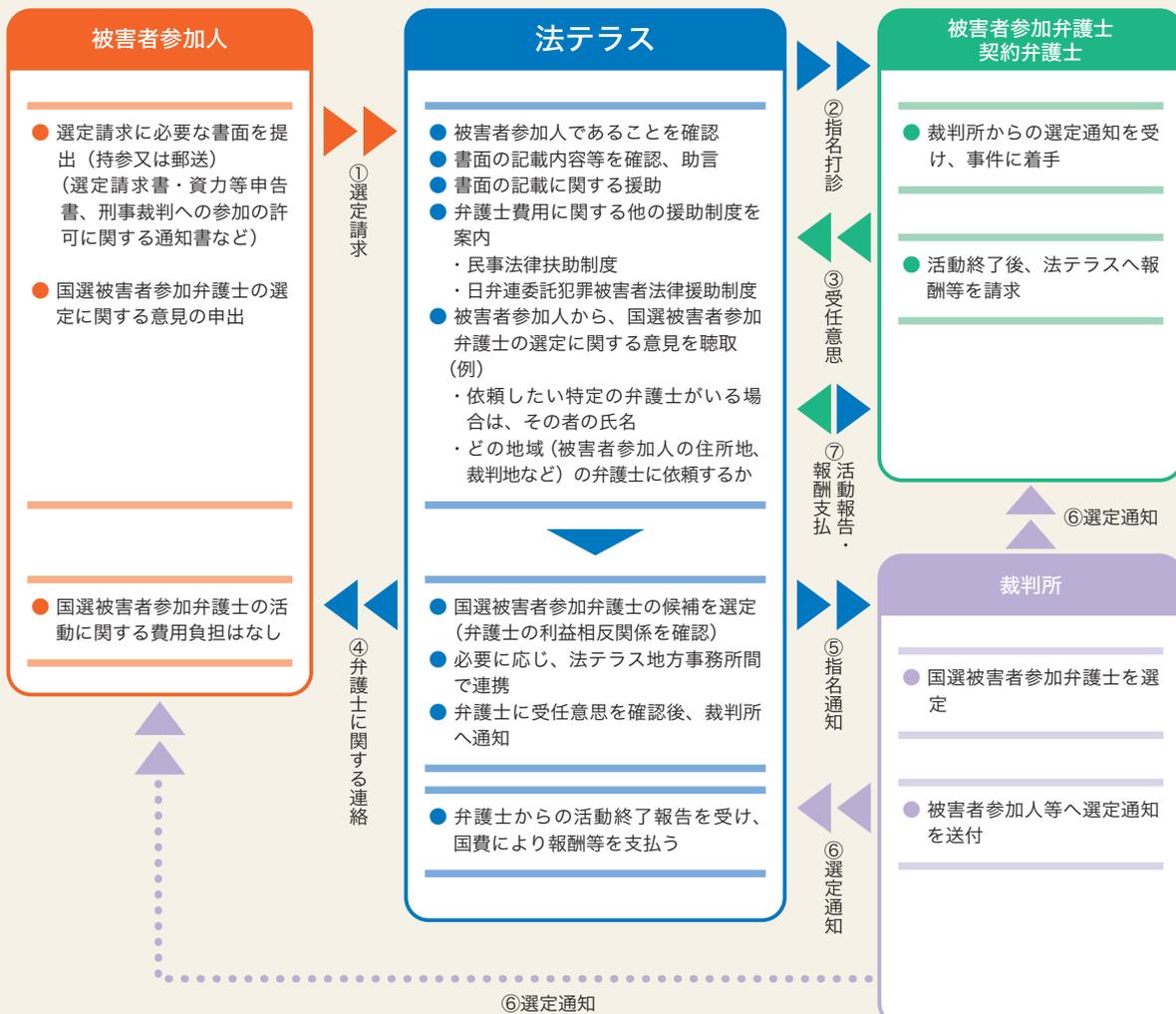
### (1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-21 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



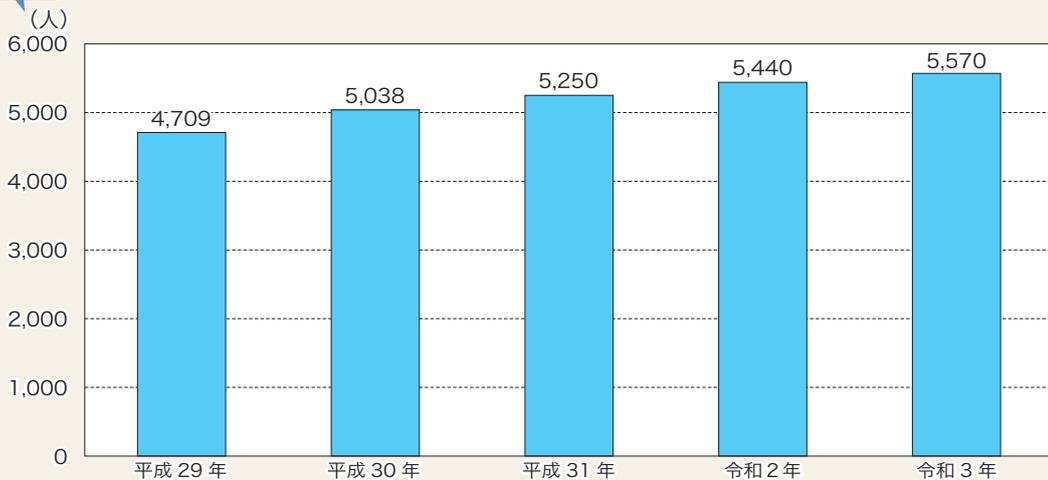
## (2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

### ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和3年4月1日現在で前年度より130名増加の5,570名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-22 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在 (注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数 (人)					地方事務所名	人数 (人)				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
札幌	183	204	219	235	236	愛知	152	161	187	183	184
函館	34	34	34	35	35	三重	59	58	56	57	60
旭川	59	57	53	57	58	滋賀	37	37	38	43	41
釧路	45	48	50	51	51	京都	178	173	169	186	198
青森	27	27	27	27	29	大阪	199	215	229	276	297
岩手	32	34	36	37	37	兵庫	127	136	157	156	162
宮城	81	98	100	100	102	奈良	34	76	79	80	85
秋田	26	28	27	26	25	和歌山	41	35	34	56	60
山形	52	52	55	56	54	鳥取	42	36	36	39	37
福島	50	54	56	54	50	島根	42	35	39	42	42
茨城	131	140	142	144	146	岡山	72	74	77	77	85
栃木	74	84	80	82	82	広島	145	144	152	154	156
群馬	71	68	76	75	78	山口	95	102	103	99	105
埼玉	71	79	83	89	88	徳島	52	53	50	50	50
千葉	240	252	258	252	251	香川	36	36	37	38	43
東京	552	673	708	752	780	愛媛	39	46	48	48	47
神奈川	234	245	251	261	269	高知	38	39	45	48	50
新潟	113	114	119	120	120	福岡	263	268	279	301	314
富山	27	35	35	36	40	佐賀	71	64	70	71	71
石川	52	63	59	58	55	長崎	81	85	90	89	92
福井	49	54	58	59	60	熊本	139	135	136	130	132
山梨	40	41	42	43	44	大分	80	80	75	73	72
長野	117	121	144	145	146	宮崎	96	98	97	92	90
岐阜	35	35	34	37	37	鹿児島	55	55	55	54	45
静岡	91	104	114	114	115	沖縄	50	53	52	53	64
						合計	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570

(注1) いずれも4月1日現在  
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和2年度は691件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和3年3月までに受け付けた選定請求は累計5,396件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等等の割合が最も高く、またその件数は毎年度増加を続け、令和2年度は367件に上っている。

資料 5-24 選定請求件数及び罪名内訳

(件)

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
殺人(殺人未遂)	57	58	79	74	61	( 8.8%)
傷害	65	71	73	66	75	(10.9%)
傷害致死	25	34	31	14	26	( 3.8%)
強制わいせつ, 強制性交等等	249	273	295	316	367	(53.1%)
危険運転致死傷	14	19	12	13	14	( 2.0%)
業務上過失致死傷	3	1	2	2	1	( 0.1%)
重過失致死傷	2	0	1	0	2	( 0.3%)
過失運転致死傷等	66	58	75	54	72	(10.4%)
逮捕・監禁等	10	7	10	9	11	( 1.6%)
略取・誘拐等	2	5	10	12	8	( 1.2%)
人身売買	0	0	0	0	0	( 0.0%)
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	17	25	40	19	40	( 5.8%)
その他刑法犯	1	6	7	13	13	( 1.9%)
特別法犯	0	4	0	3	1	( 0.1%)
合計	511	561	635	595	691	

資料 5-25 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と  
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

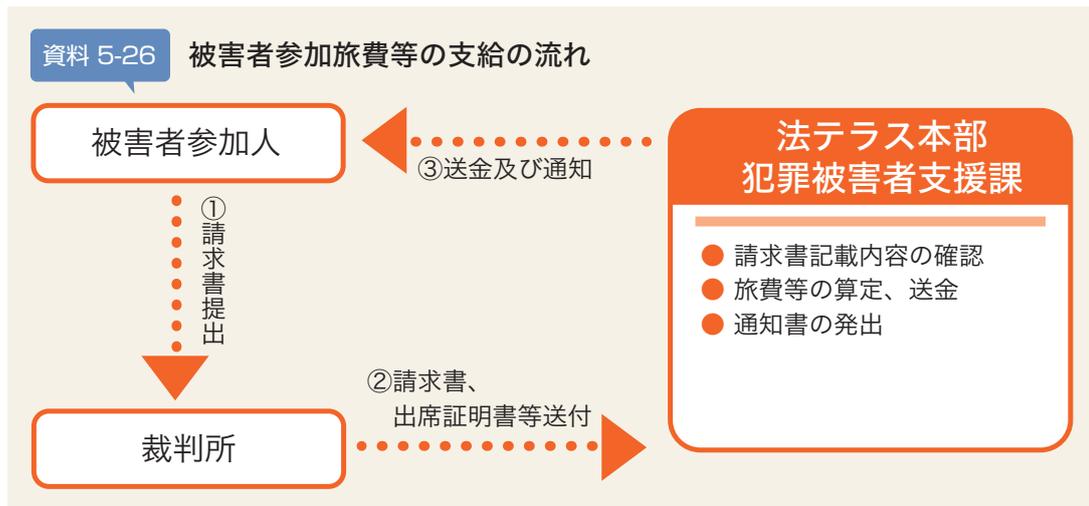
(人)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	合計(A)	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	130	94	150	140	132	646	80	44	89	79	74	366	56.7%
傷害	137	126	114	120	125	622	68	65	70	64	65	332	53.4%
傷害致死	92	48	67	49	16	272	48	36	43	24	7	158	58.1%
強制わいせつ, 強制性交等等	290	321	344	350	360	1,665	213	239	276	271	296	1,295	77.8%
危険運転致死傷	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0.0%
業務上過失致死傷	26	29	18	58	28	159	8	11	0	7	0	26	16.4%
重過失致死傷	4	5	3	2	3	17	1	0	0	0	1	2	11.8%
自動車運転過失致死傷	29	10	4	2	1	46	5	1	0	0	0	6	13.0%
逮捕・監禁等	7	16	16	8	11	58	4	8	10	7	6	35	60.3%
略取・誘拐等	2	14	8	21	8	53	2	7	4	13	7	33	62.3%
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	54	56	28	58	59	255	30	31	14	33	40	148	58.0%
その他刑法犯	18	26	28	20	11	103	10	21	20	13	6	70	68.0%
道路交通法違反	44	47	49	43	35	218	11	14	11	8	8	52	23.9%
自動車運転過失傷処罰法違反	559	585	652	591	585	2,972	98	75	110	83	104	470	15.8%
その他特別法犯	3	3	4	4	3	17	2	1	2	0	0	5	29.4%
合計	1,400	1,380	1,485	1,466	1,377	7,108	580	553	649	602	614	2,998	42.2%

## 5-6 被害者参加旅費等支給業務

### (1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

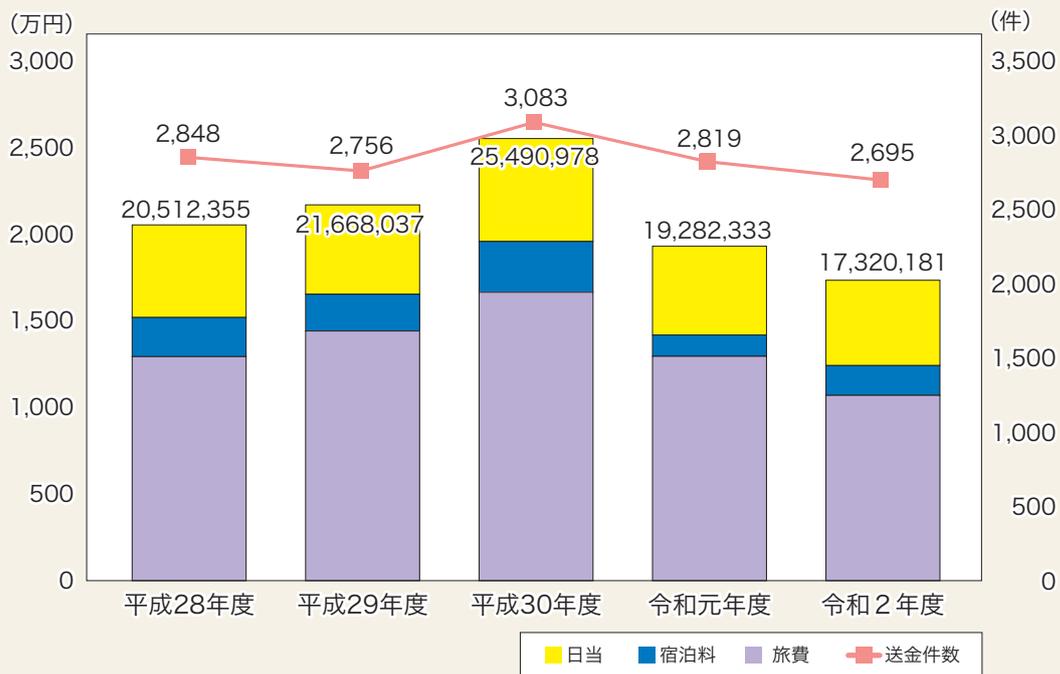
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



## (2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和2年度は被害者参加人から2,758件の請求を受け、計1732万181円の旅費等を送金した。今後とも裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-27 被害者参加旅費等支給実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 28 年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成 29 年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成 30 年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和 2 年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
計	14,284	14,201	104,273,884	13,783	67,560,484	13,852	26,464,400	649	10,249,000

# 6. 災害対応



## 6-1 法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

### 1 東日本大震災への対応

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」）直後、被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていた。しかしながら、民事法律扶助業務においては、被災者であっても資力要件を満たす必要がある点や、費用の立替えの対象となる事件が限定されていることなどが、被災者への法的支援にはそぐわないとして疑義が呈された。

そこで、平成24年3月23日、被災者の実情により即した法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなった。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

このほか、法テラスは、平成23年10月から平成25年3月までの間に、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設した。被災地出張所は、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。

なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込の受付を終了し、7か所のうち5か所の被災地出張所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等の中で、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行っていく。

※被災地出張所に関する詳細は、「特集1 東日本大震災と被災地出張所―被災者と司法をつなぐ架け橋に―」参照。

## 2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通して、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度特例法を制定するのでは即応性の点で不十分である、というものである。そして、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決の迅速な道筋をつけられるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」）が、法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、被災者法律相談援助が政令により平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後、第2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風、以下「台風第19号」）、第4例目として令和2年7月豪雨に適用された。

## 3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報を含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-1 法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年度 (平成31年度)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年度	7月3日～7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖

資料 6-2

災害時に利用できる制度の比較

令和3年3月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法の一部を改正 する法律(改正総合法律支援 法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日
	(第30条1項1号)	(第30条1項2号)	(第30条1項4号)	(第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供(電話や メール等)、ホームページに 災害特設ページを設け、災 害に関するQ&A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて 情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、 「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルに遭った際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に居住していた方 に對し、無料で法律相談を行う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(現金・預貯金) が一定額以下であること	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京都 を除く)に平成23年3月11日 に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての 災害 ②法テラス災害ダイヤル：東 日本大震災、平成28年熊本 地震、平成30年7月豪雨、 令和元年台風第19号、令和 2年7月豪雨 ③よろず相談：東日本大震災	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適合すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京都 を除く)に平成23年3月11日 に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む) [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解 の交渉(東京電力(株)に対す る請求書提出等) [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
	立替費用の 返済	原則として事件の開始時から毎月返済		事件の終結後から毎月返済

## 6-2 令和2年度における災害対応

### 1 令和2年度の災害

近年、日本列島では毎年度立て続けに各地で大規模な自然災害が発生し、その被害は激甚化している。平成30年度には、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年度には、台風第15号及び第19号と続き、令和2年度も激しい豪雨が全国各地を襲った。

令和2年7月豪雨では、同年7月3日から活発化した梅雨前線が本州付近に停滞した影響により、大雨が西日本から東日本の広範囲に及び約1か月という長期間にわたって断続したことが特徴的であった。特に九州北部地方では、複数箇所で48時間降水量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の値となるなどの記録的な大雨となり、熊本県の球磨川や福岡県の筑後川などの大河川の氾濫が相次いだ。その後も、梅雨前線は活発な状態のまま本州へ上陸し、長野県と山形県で合わせて100件を超える土砂災害が発生するなど、被害は甚大であった。これに対し、気象庁は、同月4日から8日にかけて九州地方と中部地方の計7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けた。

この豪雨により、九州地方を中心に86名の死者・行方不明者、80名の重軽傷者などの人的被害が生じたほか、全国各地で954件にも及ぶ土砂災害、1万6,000棟を超える住家が倒壊するなどの被害に見舞われた。また、河川氾濫による住宅の浸水や道路崩壊等に伴い、約4,000世帯もの孤立集落が発生し、ボートやヘリコプターで救出される住民の様子が連日報じられた。

また、令和2年7月豪雨は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で生じた災害でもあったことから、多くの避難所が感染拡大防止対策に追われた。避難住民の定員調整や十分な避難スペースの確保、県外等からのボランティアの受入れ制限などが必要となったほか、避難してきた被災者においても被災者同士の交流等が限られる中、感染に対する不安やストレスを感じながらの避難生活を余儀なくされた。



毎日新聞（令和2年7月9日）紙面の一部を抜粋



提供：読売新聞社（令和2年7月7日）

## 2 令和2年7月豪雨への対応

法テラスでは、令和2年7月豪雨発生後、被災者の生活再建に役立つ情報提供の一環として、速やかにホームページ上に被災者支援のためのQ&Aを掲載し、サポートダイヤルにおける情報提供を開始した。

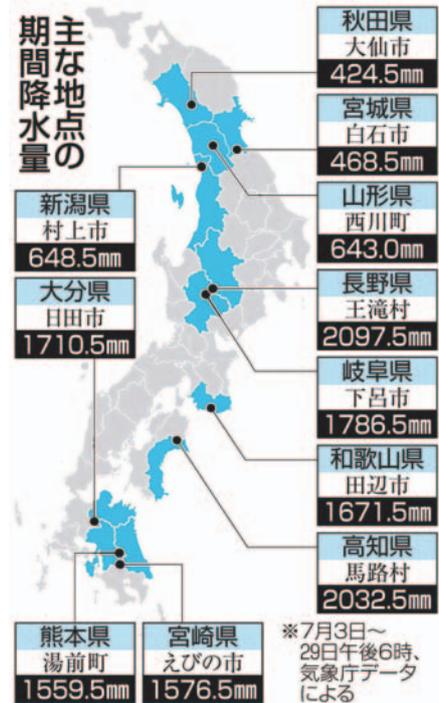
7月14日には、政府により、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための各政令が閣議決定された。これにより法テラスでは、当時令和元年台風第19号の被災者を対象として実施していた無料法律相談（被災者法律相談援助）に加え、令和2年7月豪雨の被災者も同相談援助の対象とし、法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）も並行して利用可能とした。

この援助制度の実施は、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年台風第19号に続く第4例目となるものであり、これまでに蓄積した各関係機関との連携を活かし、スムーズな援助実施に努めた。

なお、法テラスでは、令和2年7月豪雨において、最終的に9県98市区町村に及んだ災害救助法適用地域の地方公共団体に対してQ&Aリーフレット及びチラシを送付し、報道機関向けにプレスリリースを行うなどして、当制度の速やかな周知を図った。

被災各地の法テラス地方事務所においては、それぞれ地方公共団体、弁護士会・司法書士会等の関係機関に対する制度説明に努め、特に被害の大きかった熊本県では、平成28年熊本地震発生時の対応において培った経験を活かした被災者支援を行った。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として既に実施可能となっていた電話等による法律相談援助のスキームを活用し、地方公共団体や弁護士会との連携の下、協働して相談ニーズへの迅速な対応を図った。さらに、被害の大きかった地域は法専門家の少ない司法過疎地域でもあったことから、道路や鉄道の寸断等によって身動きが取れなくなった被災者に対し、直接弁護士が相談に向く巡回相談を精力的に実施した。

また、巡回相談の実施に当たっては、当該災害が新型コロナウイルス感染症の影響下において生じた災害であったため、地方公共団体に対し、あらかじめ弁護士会や県の災害対策本部を通じて巡回相談に対するニーズ調査や受入れ態勢の確認を行うなど、感染症拡大防止への最大限の配慮を行った。



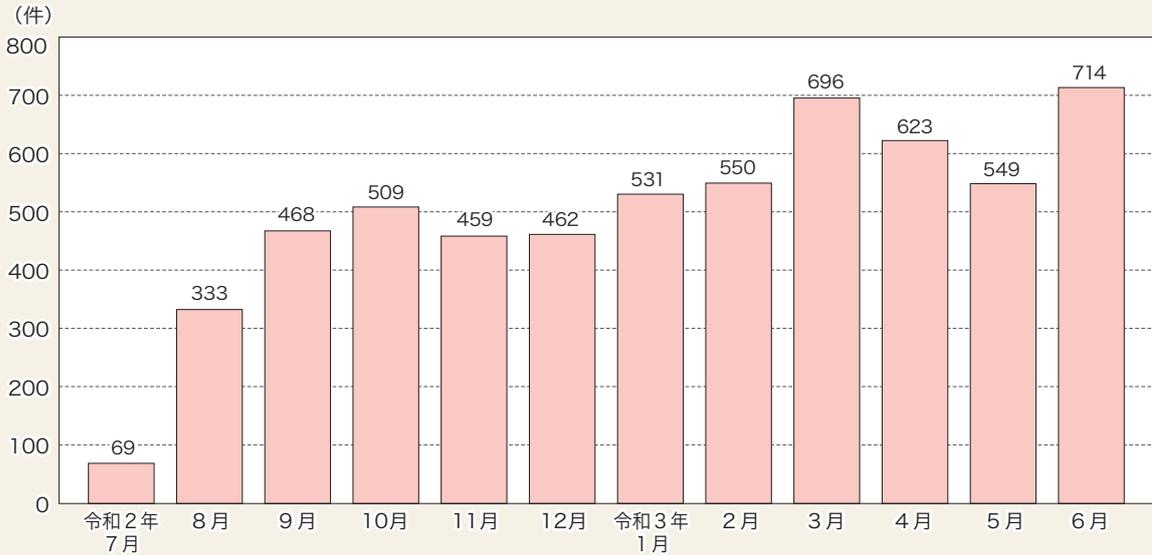
提供：共同通信社（令和2年7月30日）

## (1) 令和2年7月豪雨における被災者法律相談援助業務の実施状況

### ア 全体の件数及び推移（月別）

令和2年7月12日の業務開始以降、当援助による法律相談の実施件数は、増加傾向が続いている。

資料 6-3 令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の月別件数の推移



(注1) 令和2年7月～令和3年6月実施分

(注2) 令和3年4月以降は速報値

### イ 事務所別件数

山形と熊本の2地方事務所ですべての8割以上を占めている。令和2年7月3日から8日にかけては九州地方、26日から28日にかけては西日本から東北地方という広地域での記録的な大雨となり、被害は甚大であった。

資料 6-4 令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の事務所別件数

地方事務所名	件数
山形	2,912
長野	448
岐阜	168
島根	45
福岡	96

地方事務所名	件数
佐賀	1
熊本	1,959
大分	71
鹿児島	252
その他	11
合計	5,963

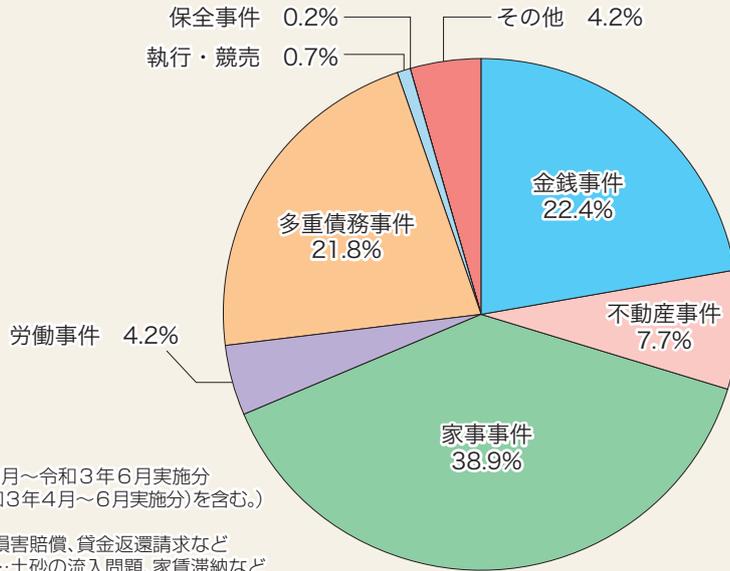
(注1) 令和2年7月～令和3年6月実施分（速報値（令和3年4月～6月実施分）を含む。）

(注2) 「その他」は、令和2年7月豪雨に係る災害救助法適用区域を有していない3事務所での合計件数

ウ 相談内容の傾向

相談内容を事件別にみると、離婚や相続など家族に関するトラブル、損害賠償請求などの金銭事件、借金やローンなどの多重債務問題が大きな割合を占めている。

資料6-5 令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の事件別内訳



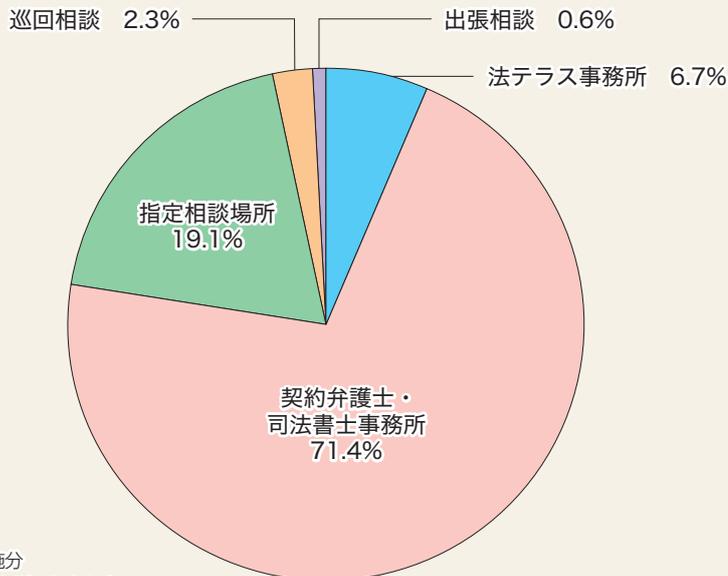
(注1) 令和2年10月～令和3年6月実施分  
(速報値(令和3年4月～6月実施分)を含む。)

(注2) 金銭事件…損害賠償、貸金返還請求など  
 不動産事件…土砂の流入問題、家賃滞納など  
 家事事件…離婚、相続問題など  
 労働事件…未払賃金、職場でのトラブルなど  
 多重債務事件…住宅ローン滞納、連帯保証債務など  
 執行・競売…不動産の強制競売など  
 保全事件…不動産の仮差押など

エ 相談を実施した場所の傾向

当援助による法律相談の約7割が、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われている。

資料6-6 令和2年7月豪雨被災者法律相談援助の実施場所別内訳



(注) 令和2年7月～令和3年6月実施分  
(速報値(令和3年4月～6月実施分)を含む。)

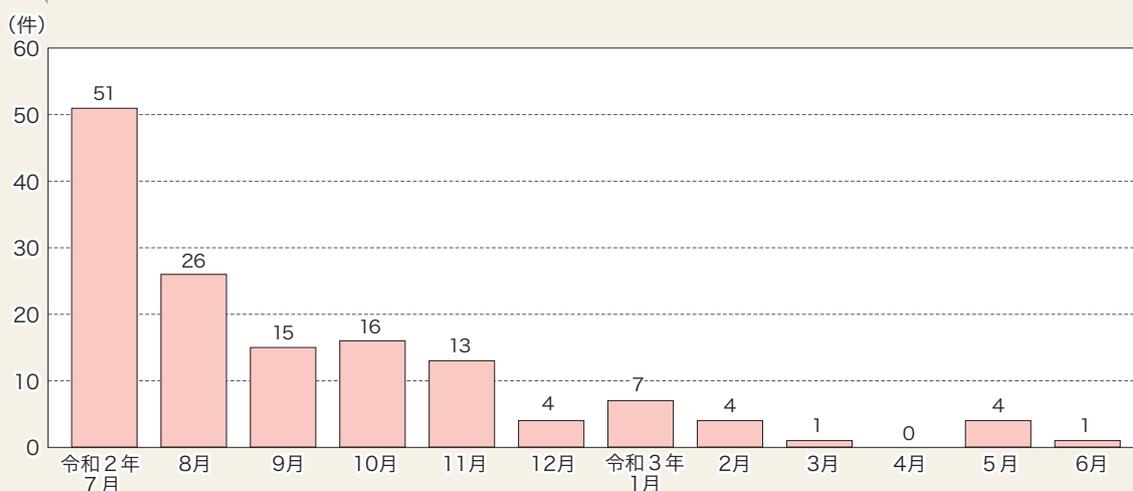
## (2) 令和2年7月豪雨における情報提供業務の実施状況

法テラスでは、ホームページに「令和2年7月豪雨Q&A」を掲載した。また、令和2年7月14日から、法テラス災害ダイヤルで、令和2年7月豪雨の被災者からの問合せも受付を開始した。

### ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は、法テラス災害ダイヤルで受付を開始した令和2年7月に51件に達し、これまでに140件を超える問合せがある。

資料 6-7 令和2年7月豪雨に関する問合せ月別件数の推移



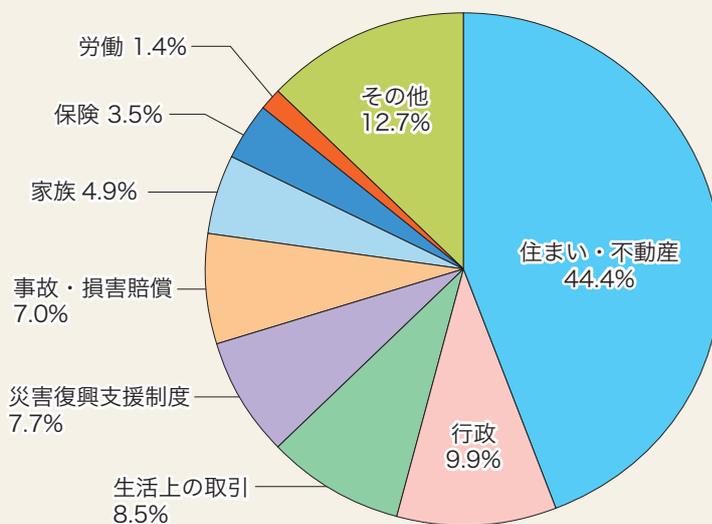
(注1) 令和2年7月～令和3年6月法テラス災害ダイヤル（サポートダイヤル受付分一部含む）問合せ受付分

(注2) 令和3年4月以降は速報値

### イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで行政、生活上の取引と続いている。

資料 6-8 令和2年7月豪雨に関する問合せ分野別内訳



(注) 令和2年7月～令和3年6月法テラス災害ダイヤル（サポートダイヤル受付分一部含む）問合せ受付分（速報値（令和3年4月～6月実施分）を含む。）

問合せ例として、「隣家から自動車が流れてきて自宅建物が損傷した。補償を求めることはできないのか。」「借りている建物が床上浸水の被害にあった。管理会社に消毒を依頼したが、建物を建て替えるため立退きを求められた。応じなくてはならないのか。」などがある。

### 3 令和元年台風第15号及び第19号への対応

令和元年10月18日から、令和元年台風第19号被災者を対象とした無料法律相談（被災者法律相談援助）を実施し、令和2年10月9日をもって申込みの受付を終了した。

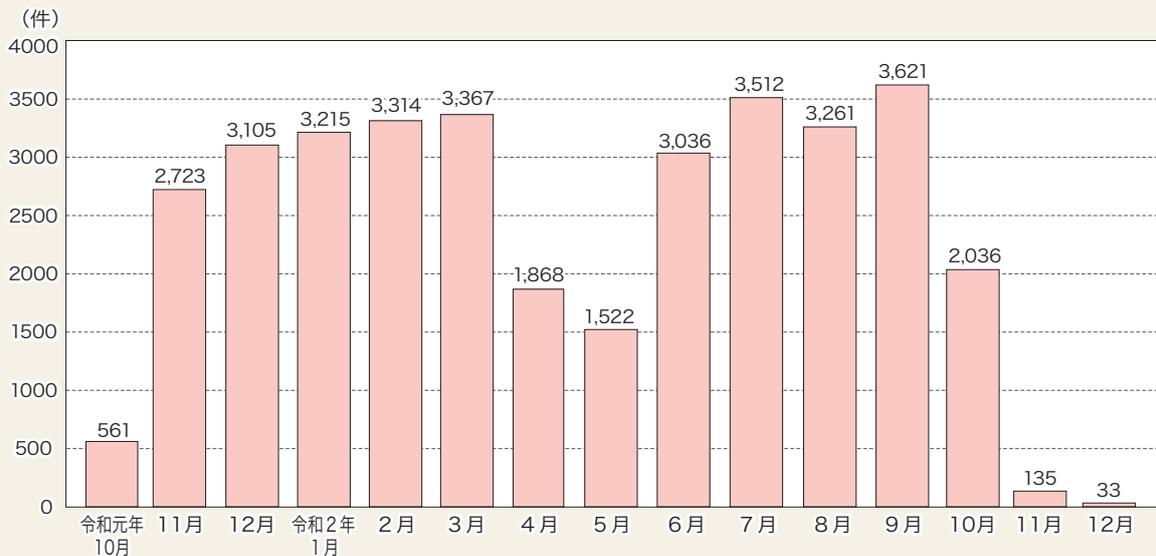
また、法テラス災害ダイヤルでは、令和元年台風第15号・第19号被災者に対し、電話による情報提供を実施した。

#### (1) 令和元年台風第19号における被災者法律相談援助業務の実施状況

##### ア 全体の件数及び推移（月別）

業務開始以降、当援助による法律相談の実施件数は、増加傾向が続いていたところ、新型コロナウイルス感染症の拡大により相談業務に支障が生じて一時減少したものの、その後は再び増加傾向を示した。

資料 6-9 令和元年台風第19号被災者法律相談援助の月別件数の推移



(注) 令和元年10月～令和2年12月実施分

なお、令和2年10月9日までに相談申込があれば以降においても実施可能であるため、11月・12月にも実績がある。

## イ 事務所別件数

東京、埼玉、千葉、茨城など首都圏の地方事務所で全体の約8割を占めた。

他の地域においても台風被害は甚大なものであったが、首都圏は多数の人口を抱えており、被災者相談の適用を受けた被災者も多かったことから、全体の大半を占める相談数になったものと考えられる。

資料 6-10 令和元年台風第19号被災者法律相談援助の事務所別件数

地方事務所名	件数
岩 手	344
宮 城	2,648
福 島	1,614
茨 城	6,363
栃 木	2,579

地方事務所名	件数
群 馬	2,465
埼 玉	5,935
千 葉	3,037
東 京	6,467
神 奈 川	875

地方事務所名	件数
新 潟	38
山 梨	601
長 野	2,095
静 岡	68
そ の 他	180
合 計	35,309

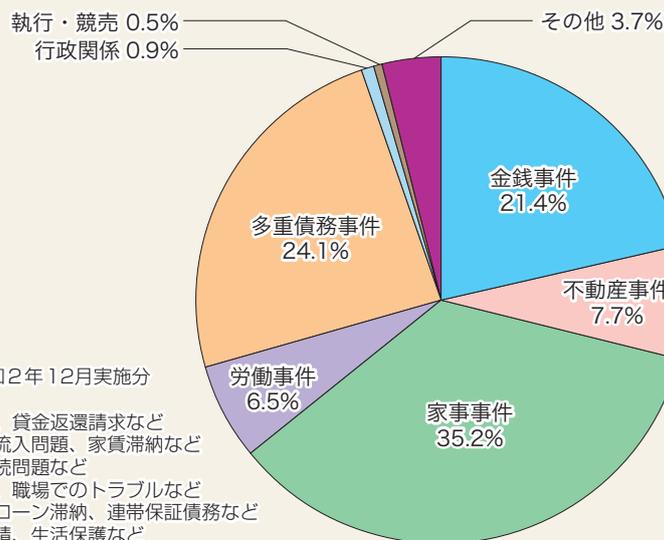
(注1) 令和元年10月～令和2年12月実施分

(注2) 「その他」は、令和元年台風第19号に係る災害救助法適用区域を有していない11事務所での合計件数

## ウ 相談内容の傾向

相談内容を事件別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、借金やローンなどの多重債務問題、損害賠償請求などの金銭事件が大きな割合を占めた。

資料 6-11 令和元年台風第19号被災者法律相談援助の事件別内訳



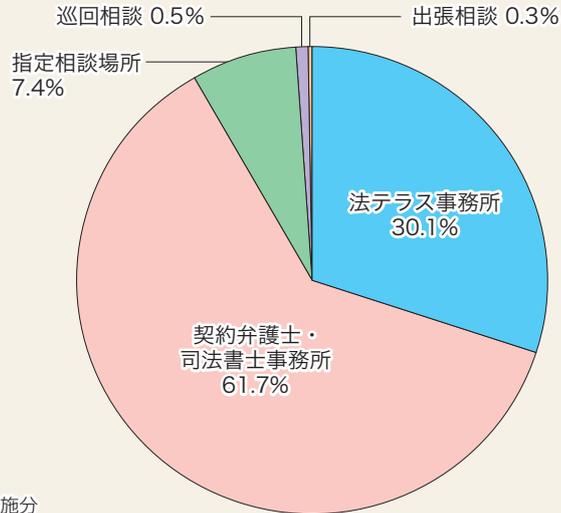
(注1) 令和元年10月～令和2年12月実施分

(注2) 金銭事件…損害賠償、貸金返還請求など  
 不動産事件…土砂の流入問題、家賃滞納など  
 家事事件…離婚、相続問題など  
 労働事件…未払賃金、職場でのトラブルなど  
 多重債務事件…住宅ローン滞納、連帯保証債務など  
 行政関係…支援金申請、生活保護など  
 執行・競売…不動産の強制競売など

## エ 相談を実施した場所の傾向

当援助による法律相談の6割以上が、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われた。

資料 6-12 令和元年台風第19号被災者法律相談援助の実施場所別内訳



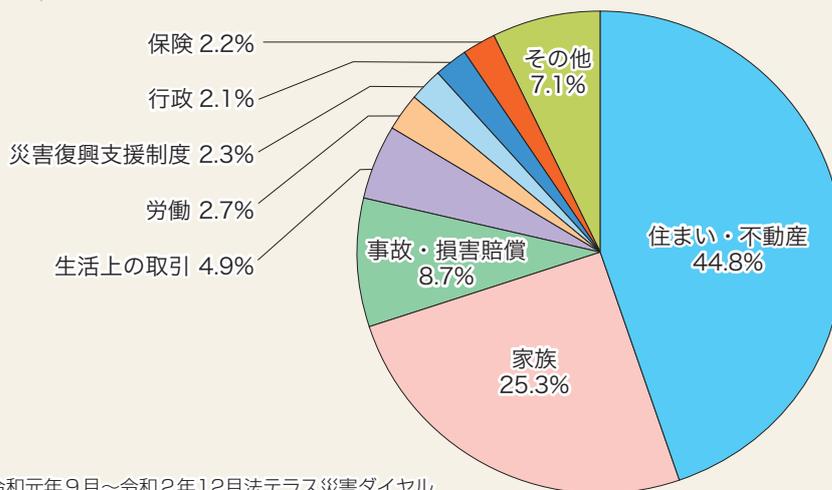
(注)令和元年10月～令和2年12月実施分

## (2) 令和元年台風第15号・第19号における情報提供業務の実施状況

法テラスでは、ホームページに「令和元年台風第15号Q&A」及び「令和元年台風第19号Q&A」を掲載した。また、令和元年10月18日からは、法テラス災害ダイヤルで、台風第19号の被災者からの問合せも受け付けた。

問合せ件数は、法テラス災害ダイヤルで受付を始めた令和元年10月に271件に達し、これまでに1000件を超える問合せがあった。住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで家族、事故・損害賠償と続いた。

資料 6-13 令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ分野別内訳



(注)令和元年9月～令和2年12月法テラス災害ダイヤル(サポートダイヤル受付分一部含む)問合せ受付分

問合せ例として、「隣家の屋根材が飛んできて、所有する自動車が損傷した。どのように対応すればよいか。」「マンションの階下の部屋に水漏れ被害を与えてしまった。どの程度弁償しなければならないのか。」などがある。

## 6-3 東日本大震災対応

前述のとおり、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、2度の延長を経て、令和3年3月31日に失効した。

東日本大震災への対応としては、法テラス震災特例法に基づく「東日本大震災法律援助業務」のほか、被災地7か所（令和3年3月31日時点）に設置した被災地出張所での「よろず相談」及び「法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）」（通話料無料）における全国各地の被災者への情報提供を実施している。

なお、令和3年3月31日の法テラス震災特例法の失効に伴い、7か所の被災地出張所のうち、法テラス大槌（岩手県）、法テラス東松島・法テラス山元・法テラス南三陸（宮城県）及び法テラス二本松（福島県）の5か所を同日付けで閉鎖した。一方、法テラス気仙（岩手県）及び法テラスふたば（福島県）は、令和3年4月1日以降も、被災者や近隣住民への法的サービスを提供する。

### 1 震災法律援助業務の実施状況

#### (1) 業務の状況

震災法律相談援助は、平成24年度の業務開始以降、平成30年度の54,765件をピークに、毎年度4万件を超え、9年間で456,754件の実績があった。

震災代理援助は、平成28年度以降減少傾向にあったが、令和2年度は、前年度より大きく件数が増加し、9年間で10,578件の実績があった。

震災書類作成援助は、9年間で173件の実績があった。

資料 6-14 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助件数の推移

地 方 事 務 所	震災法律相談援助										震災代理援助									
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
札幌	0	2	0	3	2	0	1	0	0	1	8	0	1	0	0	1	0	0		
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
旭川	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
釧路	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		
青森	160	167	148	229	262	413	517	475	338	2	3	3	0	0	0	0	0	1		
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	8,777	8,402	74	37	27	20	23	20	11	4	3		
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	20,568	18,888	323	203	113	89	51	30	30	15	13		
秋田	10	3	1	0	3	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山形	235	452	234	126	68	21	27	8	15	119	1,087	957	413	111	51	42	33	600		
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	11,112	10,982	390	174	279	231	106	62	30	22	27		
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	7,329	6,263	45	19	10	4	6	3	1	2	1		
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	1,997	1,628	3	4	3	3	2	0	0	0	0		
群馬	1	5	4	3	0	0	4	1	0	0	4	1	3	0	0	0	0	0		
埼玉	44	15	12	9	6	6	4	1	5	1	10	6	2	0	1	0	2	1		
千葉	164	310	332	380	505	504	401	364	315	7	0	1	0	0	0	0	0	0		
東京	258	80	64	58	37	32	64	56	14	1,694	366	24	1,260	144	45	92	13	3		
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	1	0	5	3	1	0	0	0	1	0	0		
新潟	306	248	299	220	255	194	250	238	241	1	314	329	74	20	4	0	1	2		
富山	4	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
福井	4	2	0	0	0	0	2	0	0	11	1	0	0	0	0	1	1	0		
山梨	14	5	4	1	0	1	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0		
長野	1	0	0	2	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡	2	3	2	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0		
愛知	1	4	0	7	1	6	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0		
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
滋賀	3	2	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
京都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0		
大阪	14	9	1	1	1	0	0	2	1	2	2	0	0	1	0	2	0	1		
兵庫	6	5	2	3	1	0	0	0	1	3	2	5	1	1	0	0	0	0		
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
鳥取	0	7	2	2	0	0	0	1	1	0	5	1	3	0	0	0	0	0		
島根	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山	8	2	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島	11	8	5	8	3	1	1	3	0	6	3	7	5	0	0	0	4	1		
山口	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0		
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	18	13	4	0	0	0	25		
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
熊本	3	0	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
大分	9	5	4	1	2	0	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0		
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄	8	5	8	1	4	6	8	0	2	1	1	2	0	0	1	4	0	0		
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	50,944	47,101	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	100	678		

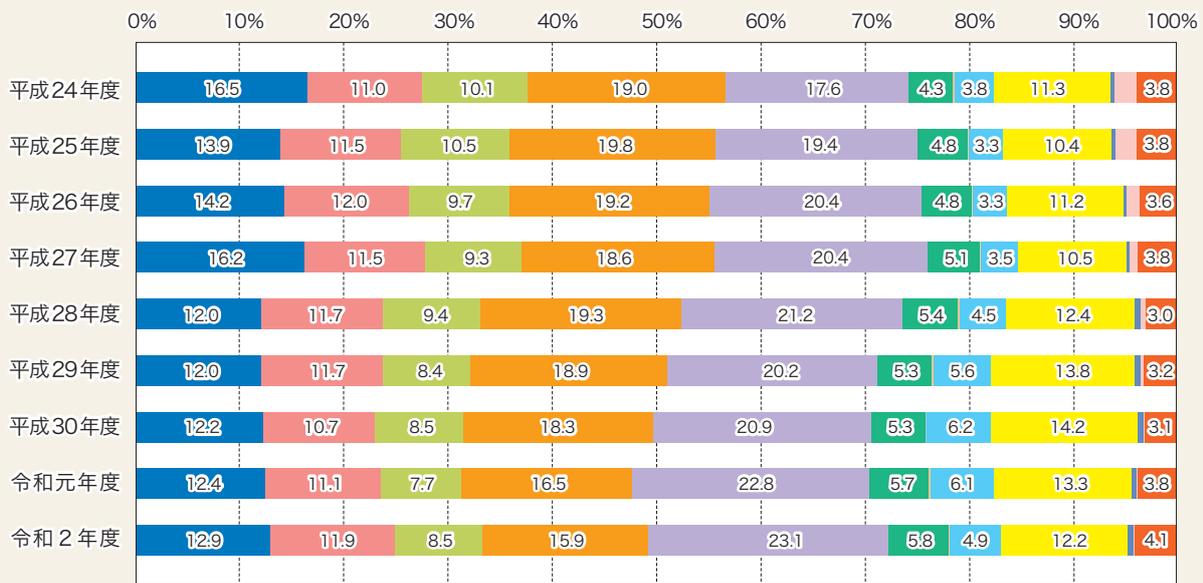
(件)

地方事務所	震災書類作成援助									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	4	2	2	37	26	14	0	0	0	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	2	6	5	5	1	6	0	36	4	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛知	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
三重	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	4	8	0	0	0	
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全国合計	8	13	9	43	31	29	0	36	4	

震災法律相談援助を事件内容別に見ると、9年間を通して家事事件が最も多く、次いで金銭事件であり、合わせて全体の約6割を占めていた。

震災代理援助を事件内容別に見ると、おおむねADR申立手続事件の割合が最も多いが、平成27年度と令和2年度は、前年度に比べ損害賠償請求事件の割合が大きく増加している。これはADR申立手続事件が示談不成立となり損害賠償請求事件として訴訟提起された事案の割合が平成27年度に多かったこと、訴訟提起された損害賠償請求事件が控訴事件となった事案の割合が令和2年度に多かったことが主な要因であると推測される。

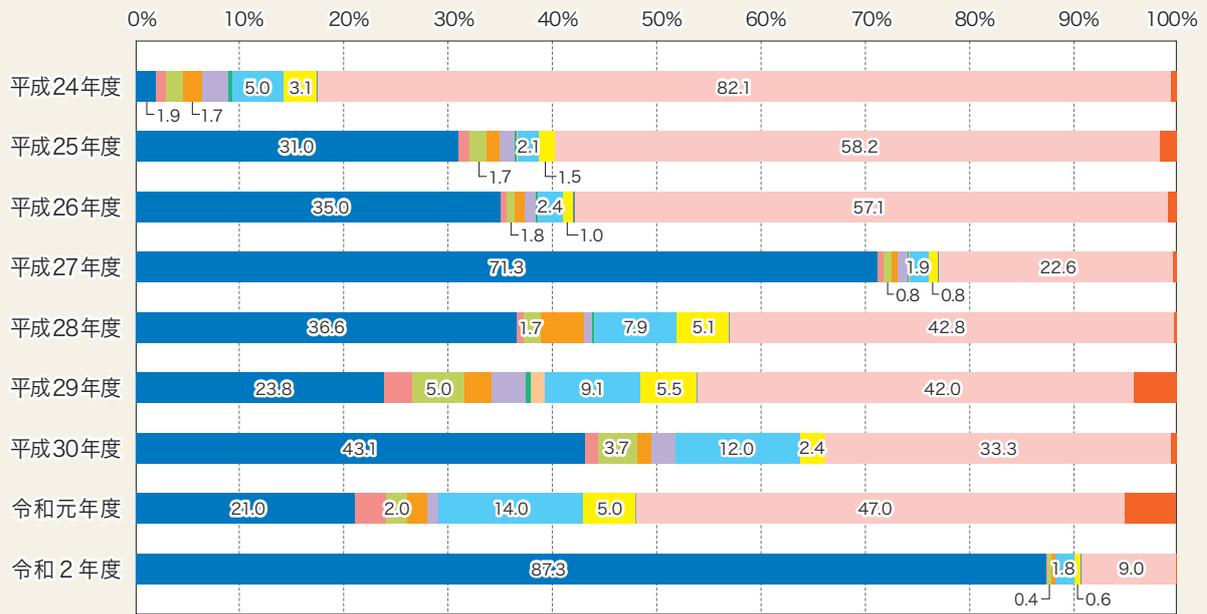
資料 6-15 震災法律相談援助の年度別事件別内訳の推移



■ 損害賠償 ■ その他の金銭事件 ■ 不動産事件 ■ 離婚等 ■ その他の家事事件 ■ 労働事件  
 ■ 保全事件 ■ 自己破産 ■ その他の多重債務事件 ■ 執行・競売 ■ ADR申立手続 ■ その他

	金銭事件		不動産事件	家事事件		労働事件	保全事件	多重債務事件		執行・競売	ADR申立手続	その他
	損害賠償	その他の金銭事件		離婚等	その他の家事事件			自己破産	その他の多重債務事件			
平成24年度	16.5%	11.0%	10.1%	19.0%	17.6%	4.3%	0.1%	3.8%	11.3%	0.3%	2.2%	3.8%
平成25年度	13.9%	11.5%	10.5%	19.8%	19.4%	4.8%	0.1%	3.3%	10.4%	0.4%	2.1%	3.8%
平成26年度	14.2%	12.0%	9.7%	19.2%	20.4%	4.8%	0.1%	3.3%	11.2%	0.3%	1.2%	3.6%
平成27年度	16.2%	11.5%	9.3%	18.6%	20.4%	5.1%	0.1%	3.5%	10.5%	0.3%	0.7%	3.8%
平成28年度	12.0%	11.7%	9.4%	19.3%	21.2%	5.4%	0.1%	4.5%	12.4%	0.5%	0.5%	3.0%
平成29年度	12.0%	11.7%	8.4%	18.9%	20.2%	5.3%	0.1%	5.6%	13.8%	0.5%	0.3%	3.2%
平成30年度	12.2%	10.7%	8.5%	18.3%	20.9%	5.3%	0.0%	6.2%	14.2%	0.5%	0.1%	3.1%
令和元年度	12.4%	11.1%	7.7%	16.5%	22.8%	5.7%	0.1%	6.1%	13.3%	0.4%	0.1%	3.8%
令和2年度	12.9%	11.9%	8.5%	15.9%	23.1%	5.8%	0.1%	4.9%	12.2%	0.5%	0.1%	4.1%

資料 6-16 震災代理援助の年度別事件別内訳の推移



■ 損害賠償 ■ その他の金銭事件 ■ 不動産事件 ■ 離婚等 ■ その他の家事事件 ■ 労働事件  
■ 保全事件 ■ 自己破産 ■ その他の多重債務事件 ■ 執行・競売 ■ ADR申立手続 ■ その他

	金銭事件		不動産事件	家事事件		労働事件	保全事件	多重債務事件		執行・競売	ADR申立手続	その他
	損害賠償	その他の金銭事件		離婚等	その他の家事事件			自己破産	その他の多重債務事件			
平成24年度	1.9%	0.9%	1.7%	1.8%	2.5%	0.4%	0.0%	5.0%	3.1%	0.1%	82.1%	0.5%
平成25年度	31.0%	1.0%	1.7%	1.2%	1.5%	0.1%	0.1%	2.1%	1.5%	0.0%	58.2%	1.6%
平成26年度	35.0%	0.6%	0.8%	0.9%	1.1%	0.2%	0.0%	2.4%	1.0%	0.1%	57.1%	0.8%
平成27年度	71.3%	0.5%	0.8%	0.6%	0.9%	0.1%	0.1%	1.9%	0.8%	0.1%	22.6%	0.3%
平成28年度	36.6%	0.6%	1.7%	4.1%	0.8%	0.2%	0.0%	7.9%	5.1%	0.0%	42.8%	0.2%
平成29年度	23.8%	2.7%	5.0%	2.7%	3.2%	0.5%	1.4%	9.1%	5.5%	0.0%	42.0%	4.1%
平成30年度	43.1%	1.3%	3.7%	1.4%	2.3%	0.0%	0.0%	12.0%	2.4%	0.0%	33.3%	0.5%
令和元年度	21.0%	3.0%	2.0%	2.0%	1.0%	0.0%	0.0%	14.0%	5.0%	0.0%	47.0%	5.0%
令和2年度	87.3%	0.1%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.6%	0.1%	9.0%	0.1%

## (2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士・司法書士は、民事法律扶助契約と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度から再び増加したものの、令和2年度においては、顕著な増減は見られなかった。

契約司法書士数についても、令和元年度に増加したが、令和2年度においては、顕著な増減は見られなかった。

資料 6-17 震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

(人)

地 方 事 務 所	震災法律援助契約弁護士数									震災法律援助契約司法書士数								
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
札幌	166	180	181	191	197	201	207	212	214	36	34	34	33	33	33	33	33	33
函館	15	17	26	20	22	22	22	22	22	3	3	3	3	3	3	3	3	3
旭川	15	16	19	23	27	27	26	28	27	4	4	4	4	4	4	4	4	4
釧路	16	17	20	19	19	20	20	20	19	3	4	4	4	4	4	4	4	4
青森	32	38	52	45	44	44	43	47	47	9	10	12	11	11	9	7	7	7
岩手	76	83	87	85	87	87	88	89	89	16	25	28	32	33	35	44	46	47
宮城	322	343	370	384	391	407	403	411	433	50	55	56	61	59	65	66	68	73
秋田	43	48	49	46	46	47	46	46	45	15	17	17	17	17	18	17	17	17
山形	60	66	69	70	72	67	68	71	70	25	28	28	29	30	31	31	31	31
福島	151	155	170	175	180	175	180	184	182	56	63	68	70	72	74	74	81	81
茨城	148	170	202	198	216	218	225	225	228	12	37	45	47	49	51	52	55	56
栃木	69	75	88	88	87	99	100	101	101	2	3	5	5	6	6	6	6	6
群馬	49	51	53	52	50	48	47	46	45	27	27	27	26	25	25	25	25	25
埼玉	25	39	65	47	50	54	57	58	57	15	17	17	17	17	18	19	19	18
千葉	79	112	125	138	144	154	159	162	158	22	26	31	36	38	40	40	40	43
東京	339	399	538	526	537	547	558	556	541	75	110	119	122	127	129	129	132	132
神奈川	49	51	55	59	61	68	69	70	70	18	21	20	18	19	19	18	19	19
新潟	93	103	111	110	115	116	118	120	119	24	25	25	25	26	29	28	27	27
富山	9	10	13	10	12	12	11	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
石川	39	39	40	43	41	41	38	37	36	22	24	24	24	24	24	24	24	23
福井	21	25	27	27	26	26	27	27	27	6	6	6	6	6	6	6	5	4
山梨	18	18	22	21	21	20	19	19	19	14	16	16	16	16	16	16	16	16
長野	2	2	5	5	8	9	10	11	10	23	24	25	25	27	28	28	28	28
岐阜	18	30	38	29	29	29	30	29	28	5	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡	64	69	91	78	86	88	90	90	89	57	56	56	57	58	55	55	54	53
愛知	8	11	16	13	16	17	18	17	17	57	62	74	86	85	85	83	82	81
三重	35	35	37	33	32	32	31	31	31	20	20	24	20	20	20	19	17	17
滋賀	25	25	30	25	25	25	26	26	26	3	3	3	3	3	3	3	3	3
京都	66	67	71	65	65	67	66	66	67	21	21	22	22	22	22	21	21	21
大阪	11	15	30	21	24	24	25	25	26	80	80	79	81	83	89	88	94	95
兵庫	11	18	23	20	25	26	27	26	25	5	5	5	5	5	5	5	5	5
奈良	10	10	16	15	15	15	19	20	23	6	6	6	6	6	5	5	5	5
和歌山	33	41	47	45	41	41	41	41	42	8	8	8	8	8	7	7	7	7
鳥取	2	2	4	2	2	4	4	5	5	1	2	1	1	1	1	1	1	1
島根	3	3	9	6	6	6	6	6	7	3	3	3	3	3	2	2	2	2
岡山	42	42	43	42	41	40	39	39	38	22	21	19	19	19	19	16	16	16
広島	14	29	34	29	30	30	30	29	28	40	37	35	34	33	32	33	33	33
山口	12	16	20	15	15	15	13	13	13	23	25	26	27	29	28	28	28	26
徳島	20	20	21	19	19	19	18	18	18	0	4	4	4	4	4	4	4	4
香川	6	7	12	6	7	7	7	7	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4
愛媛	2	3	6	2	3	6	6	5	5	7	8	8	8	9	11	11	11	11
高知	6	6	13	4	4	4	4	4	4	8	7	7	8	9	11	12	12	12
福岡	12	13	24	15	18	18	18	18	18	96	94	92	89	84	80	78	76	75
佐賀	18	18	22	21	20	19	19	19	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	6	6	16	7	8	8	8	8	8	5	5	5	3	3	3	3	3	3
熊本	48	53	57	53	55	54	51	51	49	13	14	13	13	14	14	13	13	12
大分	25	28	34	39	41	41	41	42	44	7	7	7	7	6	6	6	7	6
宮崎	4	5	8	5	5	5	5	5	5	14	13	13	13	12	12	12	12	12
鹿児島	20	20	25	18	15	14	14	13	13	9	9	9	9	9	9	9	9	9
沖縄	30	32	39	34	34	34	34	34	34	15	15	15	15	14	14	11	11	11
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	3,197	3,231	3,259	3,260	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205	1,224	1,219	1,236	1,237

(注1) いずれも各年度末現在 (注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

## 2 被災地出張所における「よろず相談」

被災地出張所では、弁護士・司法書士による法律相談だけでなく、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応してきた。相談を開始してから令和2年度までの各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-18のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産、行政の割合が高い地域が多い。

被災地出張所全体の件数としては、相談開始から令和2年度まで一定の実績を上げており、被災者のニーズに応じてきたことがうかがえる。

なお、前述のとおり令和3年3月31日をもって、法テラス気仙と法テラスふたばを除く被災地出張所は閉鎖した。「よろず相談」については、法テラスふたばのみ令和3年度も継続して実施する。

### 資料 6-18

### 被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。

(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

### 〈岩 手〉

#### 法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	「よろず相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	12	190	150	59	47	30	30	41	44	40	643	34.1%
住まい・不動産	13	215	187	84	37	40	35	41	29	23	704	37.3%
生活上の取引	0	17	23	12	11	9	6	10	6	5	99	5.2%
保険	0	6	2	4	0	0	0	0	2	1	15	0.8%
医療・年金・福祉	3	17	19	9	11	4	0	2	1	1	67	3.6%
事故・損害賠償	0	2	1	4	2	1	1	5	0	0	16	0.8%
動産	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	4	0.2%
労働	0	6	10	9	8	3	1	5	3	2	47	2.5%
行政	3	84	35	32	23	15	7	6	6	2	213	11.3%
災害復興支援制度	3	10	1	1	0	1	0	0	0	0	16	0.8%
その他（津波・原発・その他）	0	6	11	11	12	6	6	4	6	1	63	3.3%
合計	34	555	439	226	151	109	86	115	97	75	1,887	100.0%

#### 法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	「よろず相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	-	4	122	83	101	69	50	43	55	45	572	36.4%
住まい・不動産	-	1	124	69	48	25	12	24	11	21	335	21.3%
生活上の取引	-	0	17	6	12	8	10	18	13	10	94	6.0%
保険	-	0	3	1	0	0	0	0	1	0	5	0.3%
医療・年金・福祉	-	0	14	12	14	10	10	8	8	5	81	5.2%
事故・損害賠償	-	1	0	0	9	0	1	0	4	3	18	1.1%
動産	-	0	3	2	0	1	0	1	1	0	8	0.5%
労働	-	0	6	11	9	8	3	6	5	0	48	3.1%
行政	-	0	47	56	60	41	38	36	28	33	339	21.6%
災害復興支援制度	-	0	4	4	3	1	0	1	1	0	14	0.9%
その他（津波・原発・その他）	-	0	12	4	13	6	2	6	10	3	56	3.6%
合計	-	6	352	248	269	169	126	143	137	120	1,570	100.0%

## 〈宮 城〉

法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	「よるす相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	51	112	87	63	121	93	66	98	56	53	800	24.5%
住まい・不動産	76	173	144	80	104	74	57	36	26	18	788	24.1%
生活上の取引	5	8	9	20	53	29	29	39	34	13	239	7.3%
保険	2	1	1	3	6	13	10	6	6	0	48	1.5%
医療・年金・福祉	27	53	36	34	42	34	39	12	10	8	295	9.0%
事故・損害賠償	0	7	4	4	19	8	13	11	13	1	80	2.4%
動産	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0.4%
労働	3	12	17	10	17	18	9	24	16	6	132	4.0%
行政	42	117	79	50	88	57	41	20	9	17	520	15.9%
災害復興支援制度	9	9	5	7	3	2	2	2	0	0	39	1.2%
その他（津波・原発・その他）	21	13	19	23	79	56	44	38	15	9	317	9.7%
合計	244	507	403	294	532	384	310	286	185	125	3,270	100.0%

法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	「よるす相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	32	118	92	66	70	64	76	89	102	63	772	29.2%
住まい・不動産	57	149	97	46	34	37	53	40	27	21	561	21.3%
生活上の取引	13	23	13	13	15	11	31	20	27	21	187	7.1%
保険	7	1	1	1	0	4	2	1	2	3	22	0.8%
医療・年金・福祉	20	36	36	31	30	30	31	27	28	19	288	10.9%
事故・損害賠償	3	6	3	1	10	5	8	3	17	13	69	2.6%
動産	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3	0.1%
労働	1	11	6	4	7	9	6	9	12	6	71	2.7%
行政	40	106	76	56	50	32	50	32	31	16	489	18.5%
災害復興支援制度	9	16	4	1	1	0	1	1	0	0	33	1.3%
その他（津波・原発・その他）	10	9	7	8	19	22	20	18	22	10	145	5.5%
合計	192	475	335	227	237	215	278	240	269	172	2,640	100.0%

法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	「よるす相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	53	217	184	160	199	189	187	267	213	194	1,863	28.9%
住まい・不動産	79	289	212	130	98	108	67	87	67	79	1,216	18.8%
生活上の取引	8	14	34	28	58	59	72	106	77	98	554	8.6%
保険	5	6	3	15	11	5	8	7	5	1	66	1.0%
医療・年金・福祉	23	84	77	79	77	96	101	136	101	52	826	12.8%
事故・損害賠償	2	7	18	21	27	29	30	60	41	40	275	4.3%
動産	1	2	0	0	0	1	1	0	1	2	8	0.1%
労働	8	52	29	36	33	45	39	61	50	33	386	6.0%
行政	71	186	144	120	88	95	87	83	87	58	1,019	15.8%
災害復興支援制度	5	4	8	6	5	0	1	2	0	0	31	0.5%
その他（津波・原発・その他）	8	19	21	26	24	26	19	20	27	21	211	3.3%
合計	263	880	730	621	620	653	612	829	669	578	6,455	100.0%

## 〈福島〉

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	「よろず相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	-	36	117	100	155	197	212	267	287	259	1,630	30.8%
住まい・不動産	-	37	135	122	121	137	125	187	124	116	1,104	20.8%
生活上の取引	-	14	29	12	37	54	86	120	99	106	557	10.5%
保険	-	3	2	4	3	0	6	8	4	5	35	0.7%
医療・年金・福祉	-	10	37	31	43	44	38	47	37	35	322	6.1%
事故・損害賠償	-	5	4	10	17	21	38	65	55	49	264	5.0%
動産	-	0	3	0	2	0	0	2	2	3	12	0.2%
労働	-	21	34	22	37	33	59	59	41	46	352	6.6%
行政	-	22	47	45	73	51	52	90	62	50	492	9.3%
災害復興支援制度	-	1	0	0	0	1	1	4	0	1	8	0.2%
その他（津波・原発・ その他）	-	38	38	26	31	73	84	76	84	70	520	9.8%
合計	-	187	446	372	519	611	701	925	795	740	5,296	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

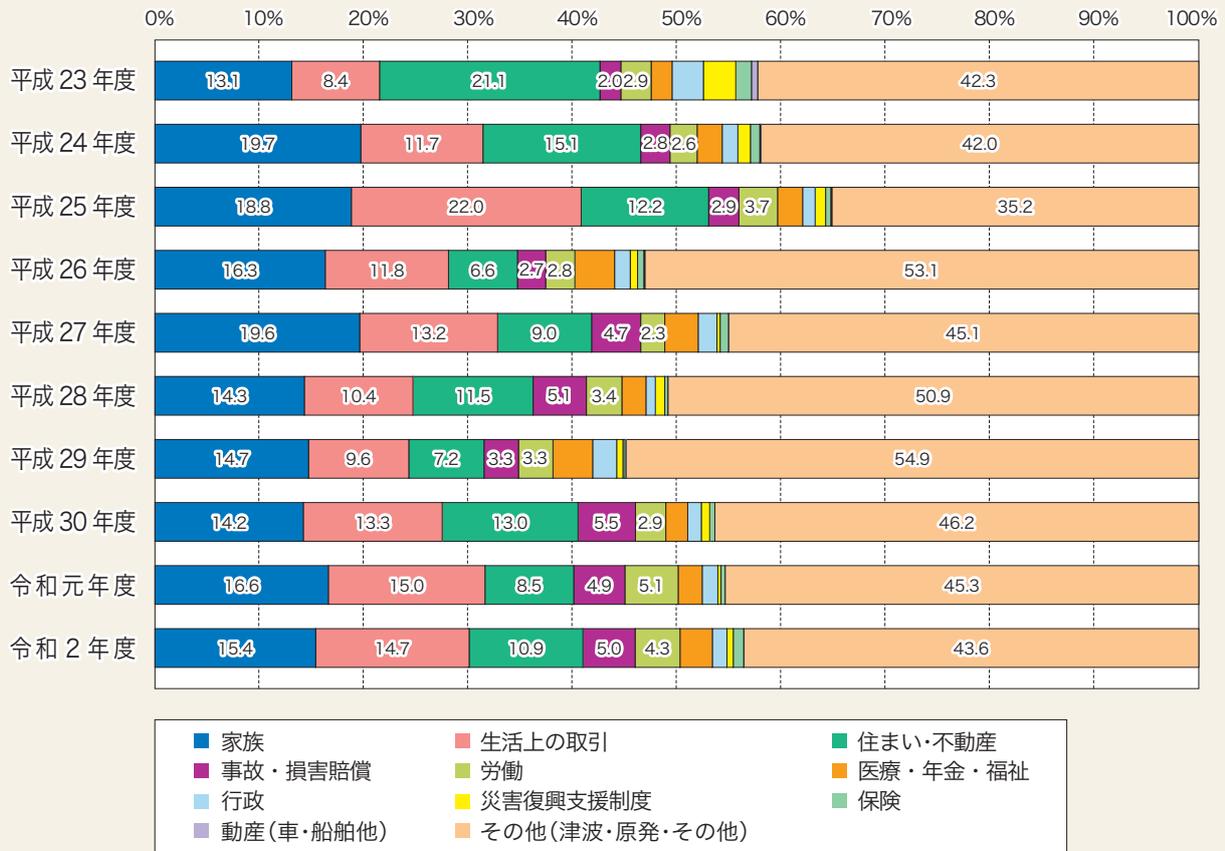
相談内容	「よろず相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
家族	-	3	42	68	69	80	76	79	91	87	595	35.9%
住まい・不動産	-	1	49	24	34	45	34	25	49	20	281	16.9%
生活上の取引	-	2	7	8	7	17	16	50	67	60	234	14.1%
保険	-	0	1	2	0	0	0	1	1	2	7	0.4%
医療・年金・福祉	-	0	7	5	3	5	8	3	6	9	46	2.8%
事故・損害賠償	-	0	5	1	2	4	3	11	6	26	58	3.5%
動産	-	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.1%
労働	-	1	2	9	11	13	18	11	18	13	96	5.8%
行政	-	0	15	42	45	50	38	28	26	9	253	15.3%
災害復興支援制度	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	4	0.2%
その他（津波・原発・ その他）	-	0	24	10	4	7	7	11	13	7	83	5.0%
合計	-	7	153	171	175	221	200	219	279	234	1,659	100.0%

### 3 法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）

法テラスでは、平成23年11月に法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル・当時）を開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて、情報提供を行っている。

ダイヤル開設当初は、住まい・不動産や家族についての問合せが多く、また災害復興支援制度についての問合せも一定割合あったが、令和2年度になると、災害復興支援制度についての問合せはごくわずかとなり、生活上の取引、事故・損害賠償、労働についての問合せが増加している。

資料 6-19 法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）問合せ内訳の推移



	家族	生活上の取引	住まい・不動産	事故・損害賠償	労働	医療・年金・福祉	行政	災害復興支援制度	保険	動産(車・船舶他)	その他(津波・原発・その他)	合計(件数)
平成23年度	13.1%	8.4%	21.1%	2.0%	2.9%	2.0%	3.0%	3.1%	1.5%	0.6%	42.3%	1,143
平成24年度	19.7%	11.7%	15.1%	2.8%	2.6%	2.4%	1.5%	1.2%	0.9%	0.1%	42.0%	2,981
平成25年度	18.8%	22.0%	12.2%	2.9%	3.7%	2.4%	1.2%	1.0%	0.5%	0.1%	35.2%	4,952
平成26年度	16.3%	11.8%	6.6%	2.7%	2.8%	3.8%	1.5%	0.7%	0.6%	0.1%	53.1%	3,743
平成27年度	19.6%	13.2%	9.0%	4.7%	2.3%	3.2%	1.8%	0.3%	0.8%	0.0%	45.1%	1,897
平成28年度	14.3%	10.4%	11.5%	5.1%	3.4%	2.3%	0.9%	0.9%	0.3%	0.0%	50.9%	1,573
平成29年度	14.7%	9.6%	7.2%	3.3%	3.3%	3.8%	2.3%	0.6%	0.2%	0.1%	54.9%	1,070
平成30年度	14.2%	13.3%	13.0%	5.5%	2.9%	2.1%	1.3%	0.8%	0.5%	0.0%	46.2%	759
令和元年度	16.6%	15.0%	8.5%	4.9%	5.1%	2.3%	1.5%	0.3%	0.4%	0.0%	45.3%	895
令和2年度	15.4%	14.7%	10.9%	5.0%	4.3%	3.1%	1.4%	0.6%	1.0%	0.0%	43.6%	900

(注) 東日本大震災に関する問合せ件数である。

# 7. 受託業務



## 7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和2年3月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

### 日本弁護士連合会委託援助業務

#### (1) 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

## (2) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと見えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

## (3) 業務実績（資料7-2、7-3、7-4参照）

令和2年度は、10,688件の援助申込みを受理した。

平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大により、刑事被疑者弁護援助は年々減少し、令和2年度は、改正法施行前の平成29年度実績の30.3%まで減少した。さらに、少年保護事件付添援助も改正少年法に基づく国選付添制度の拡大により年々件数の減少が進んでおり、令和元年度実績の83.7%まで減少した。また、難民認定に関する法律援助については、新型コロナウイルス感染症の影響からか、令和元年度実績の59.6%まで減少し、外国人に対する法律援助は78.1%まで減少した。これら以外の援助項目は、多少の増減はあるが、ほぼ横ばいで推移している。令和元年度と比較すると、全体で1,686件の減少（前年度比13.6%減）であった。

令和2年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-2のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、改正法施行前の平成29年度では刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助で全体の70%を占めていたが、前述の要因から令和2年度は合わせて50.2%まで減少した。平成28年度から令和2年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

## (4) 援助費用

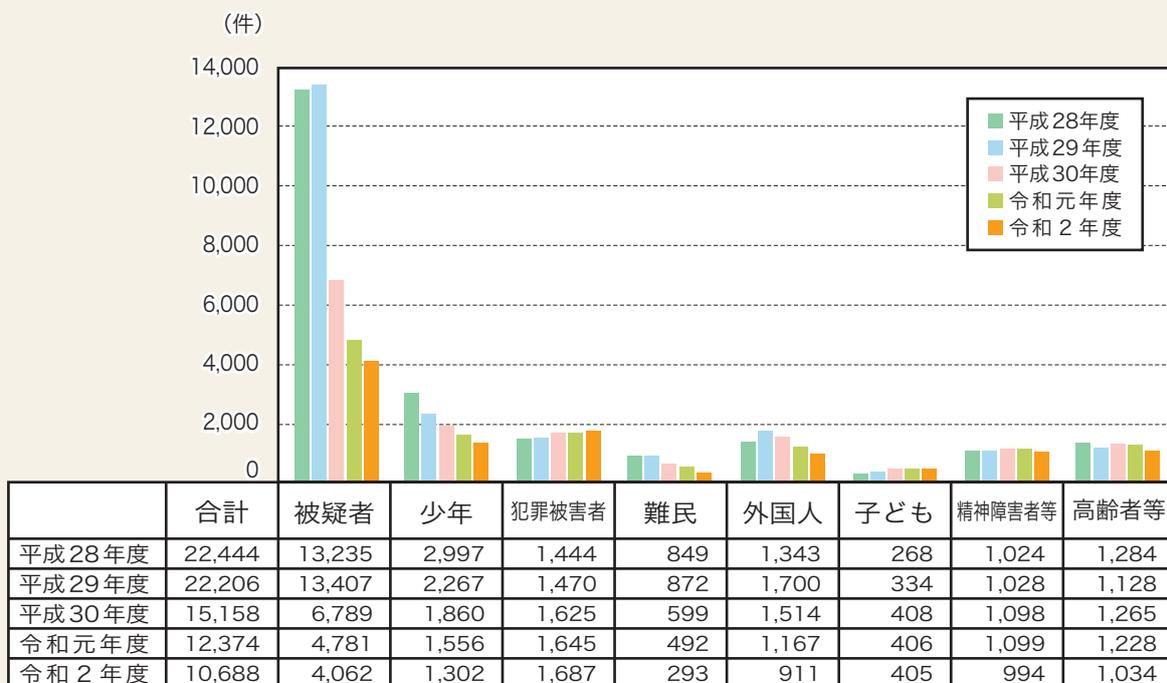
令和2年度の援助費用は全体で7億2892万7335円であった。刑事被疑者弁護援助等の減少により、令和元年度と比較すると6012万8772円減少（前年度比7.6%減）した。援助費用の内訳を項目別に見ると、件数は減少したものの刑事被疑者弁護援助が16.3%、少年保護事件付添援助は21.6%を占め、この2つの援助で費用全体の37.9%を占めた。平成28年度から令和2年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-2 令和2年度申込受理件数(地方事務所別)

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札幌	521	338	22	44	0	0	14	91	12
函館	68	43	0	17	0	1	1	6	0
旭川	40	31	1	1	0	1	5	0	1
釧路	14	2	8	4	0	0	0	0	0
青森	28	4	5	11	0	0	0	3	5
岩手	30	7	3	4	0	0	2	12	2
宮城	150	55	19	35	2	1	4	20	14
秋田	10	4	3	2	0	0	0	0	1
山形	14	2	4	3	0	2	1	0	2
福島	27	7	10	6	0	0	1	1	2
茨城	76	5	12	5	16	31	2	1	4
栃木	60	20	14	4	2	2	0	1	17
群馬	63	11	21	2	4	13	3	0	9
埼玉	486	132	57	93	12	63	5	16	108
千葉	353	97	53	74	2	49	15	2	61
東京	2,889	1,438	148	336	183	444	85	40	215
神奈川	492	47	83	258	0	30	31	22	21
新潟	65	4	17	26	0	1	15	0	2
富山	35	26	3	1	0	0	0	0	5
石川	105	23	8	13	1	1	4	44	11
福井	44	27	1	9	0	0	1	1	5
山梨	20	1	5	6	0	0	1	0	7
長野	33	4	6	3	0	8	2	2	8
岐阜	28	1	21	1	0	0	2	0	3
静岡	132	43	32	28	2	8	3	2	14
愛知	393	64	91	52	10	86	19	10	61
三重	65	5	39	10	0	4	2	0	5
滋賀	51	7	9	12	0	3	4	6	10
京都	256	137	23	45	1	3	10	12	25
大阪	1,465	881	164	90	43	76	54	54	103
兵庫	274	36	91	74	2	13	12	5	41
奈良	59	4	18	27	2	0	0	1	7
和歌山	34	5	6	11	0	0	10	0	2
鳥取	37	6	6	4	0	17	1	0	3
島根	38	5	7	13	0	0	0	2	11
岡山	112	11	33	33	0	0	19	5	11
広島	225	52	45	42	1	9	13	50	13
山口	21	2	11	3	0	0	3	0	2
徳島	19	1	2	14	0	0	0	0	2
香川	145	6	22	44	0	1	2	1	69
愛媛	37	6	11	19	0	0	0	0	1
高知	50	11	8	18	0	1	6	3	3
福岡	979	256	84	77	9	33	16	398	106
佐賀	82	35	9	10	0	0	3	18	7
長崎	38	4	5	14	1	4	4	2	4
熊本	72	12	6	29	0	0	1	14	10
大分	64	34	4	11	0	0	4	5	6
宮崎	77	17	11	11	0	0	6	31	1
鹿児島	87	3	14	8	0	2	0	60	0
沖縄	225	90	27	30	0	4	19	53	2
合計	10,688	4,062	1,302	1,687	293	911	405	994	1,034

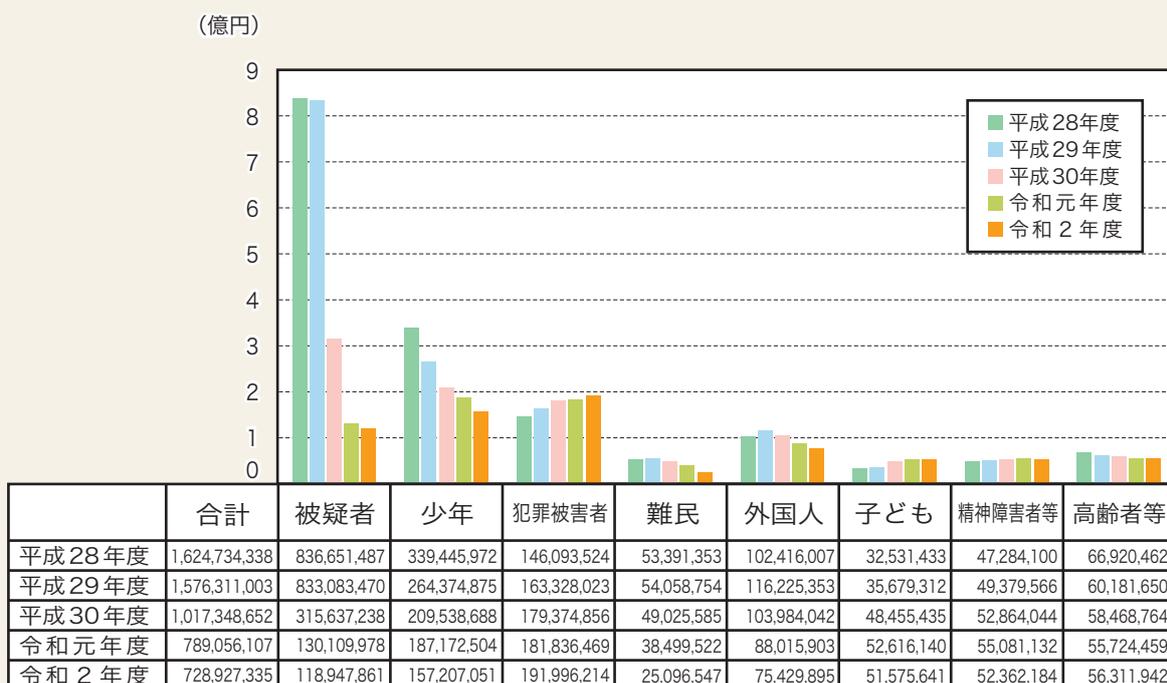
(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

# 8. その他



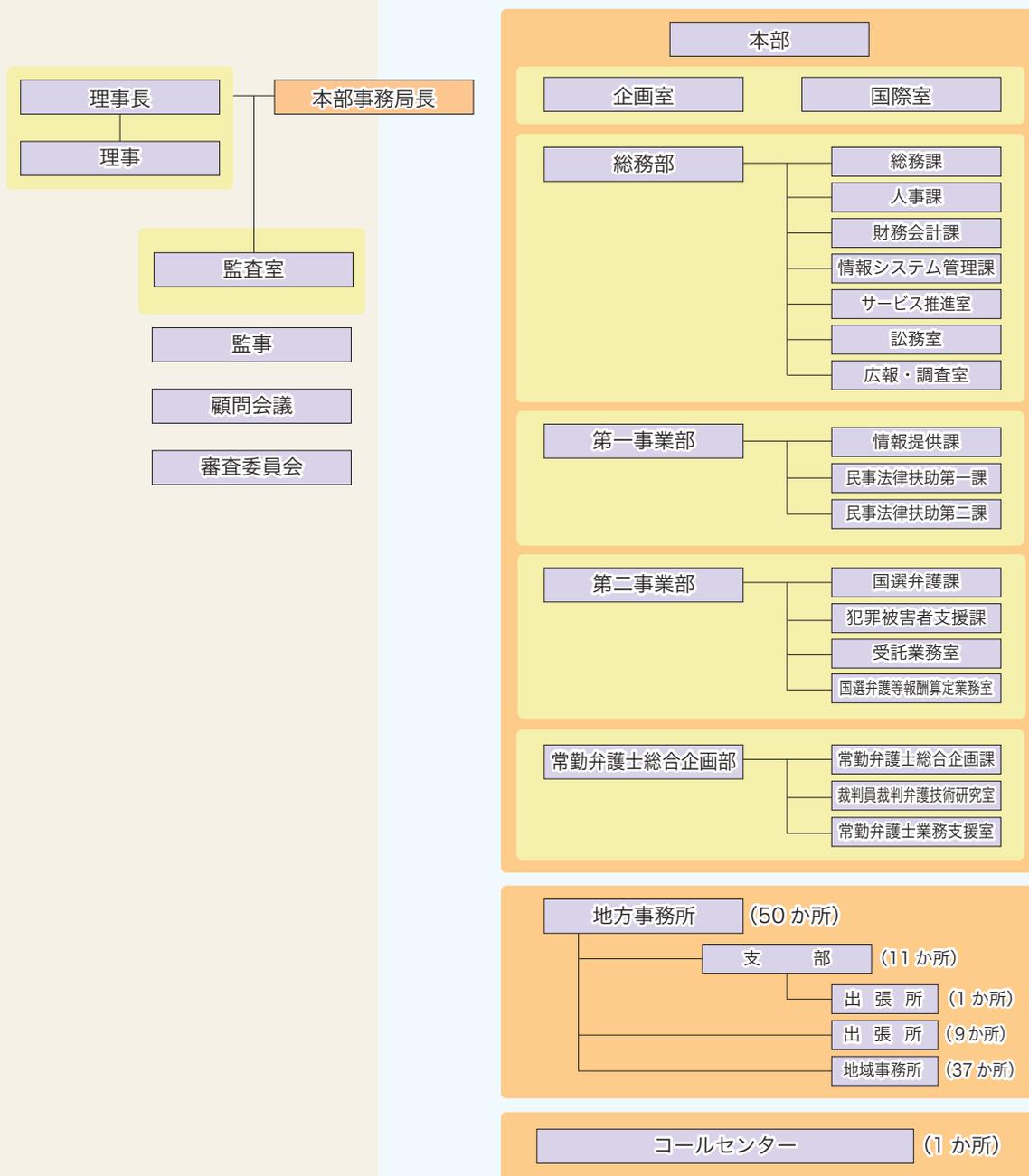
## 8-1 組織

### (1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(令和3年3月31日現在)



## (2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地 (令和3年3月31日現在)

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5560
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町中歌町199-5	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 T Kフロンティアビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0503383-1402
大槌出張所 (注1)	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
東松島出張所 (注1)	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
山元出張所 (注1)	989-2203	宮城県亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213
南三陸出張所 (注1)	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所 (注1)	964-0904	福島県二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0503381-3803
ふたば出張所 (注2)	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 セナムビル1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央1-12-37 I R I Xビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町1485-1 長野市もんげんぶら座4F	0503383-5415
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0503383-5400
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町1-11	0503383-5405
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	0503383-5440
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0045	山口県山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	0503383-5490
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町2-3-26	0503383-5579
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎MSビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 ハードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1 NTT平戸ビル本館 2F	0503383-0468
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
杵岐地域事務所	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 雲仙市小浜総合支所 3F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 UMK祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 AISビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
<b>本部</b>			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
国際室	164-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0570-011000
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0503383-0062

(注1) 令和3年3月31日をもって閉鎖

(注2) 令和3年4月1日以降、住所等に変更あり。詳細はホームページなどをご確認ください。

### (3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

### (4) 主務大臣

法務大臣

### (5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

### (6) 役員の状況

令和3年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	板東久美子	平成30年4月10日就任
理事	丸島 俊介	平成29年10月1日就任
同	山崎 学	平成28年4月10日就任
同	北原斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	新保 美香	平成30年4月10日就任
監事	松並 孝二	令和2年8月31日就任
同	山下 泰子	平成24年9月3日就任

### (7) 職員の状況

令和3年3月31日現在の職員の総数は1,517名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

## 8-2 法テラスの認知状況

### (1) 認知状況の推移

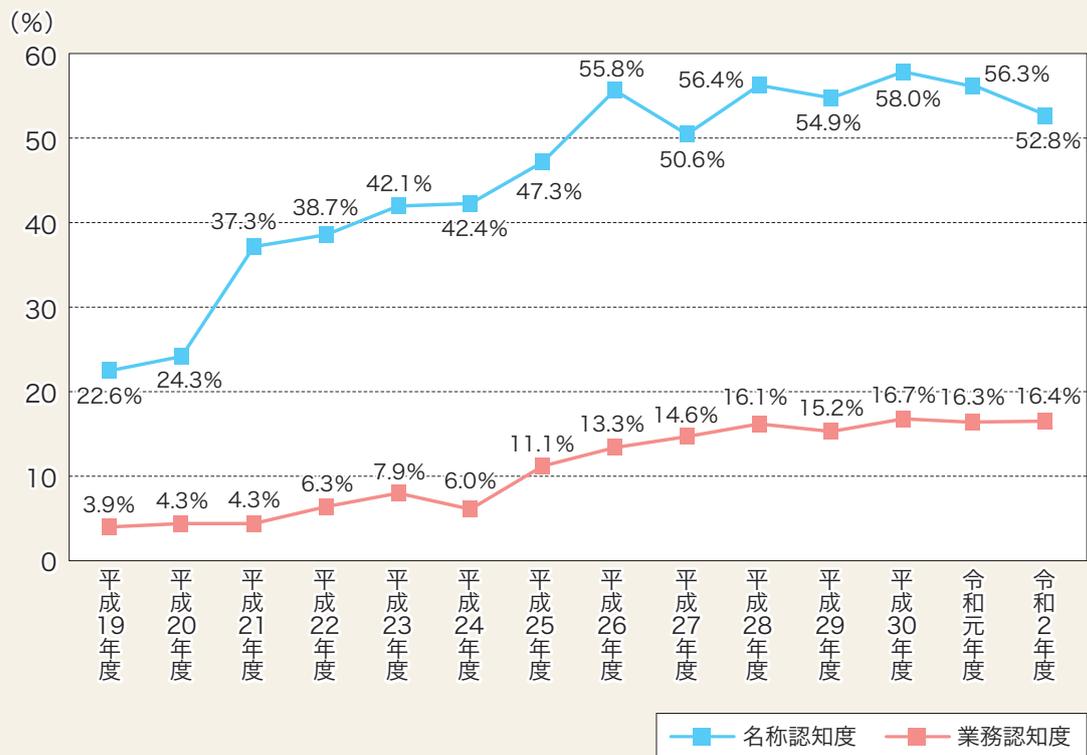
法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査（※1）で、平成26年度以降はインターネットによる調査（※2）である。

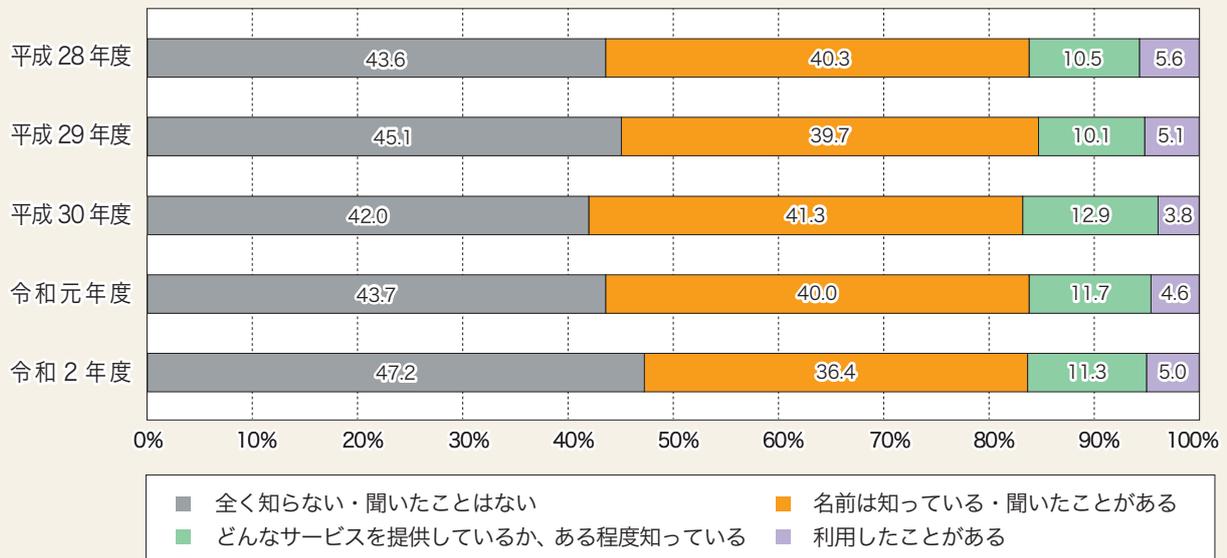
（※1） サンプルは20代以上の男女1,100名。

（※2） 平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名。

資料8-3 名称認知度及び業務認知度の推移



資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて5割を超え、以降は5割以上を維持し、令和2年度は52.8%であった。

業務認知度（※3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となった。以降、微増傾向を維持し、令和2年度は16.4%であった。

（※3）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

## （2）性別・年代別認知度

令和2年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは女性60代以上、業務認知度が最も高かったのは男性20代であった。

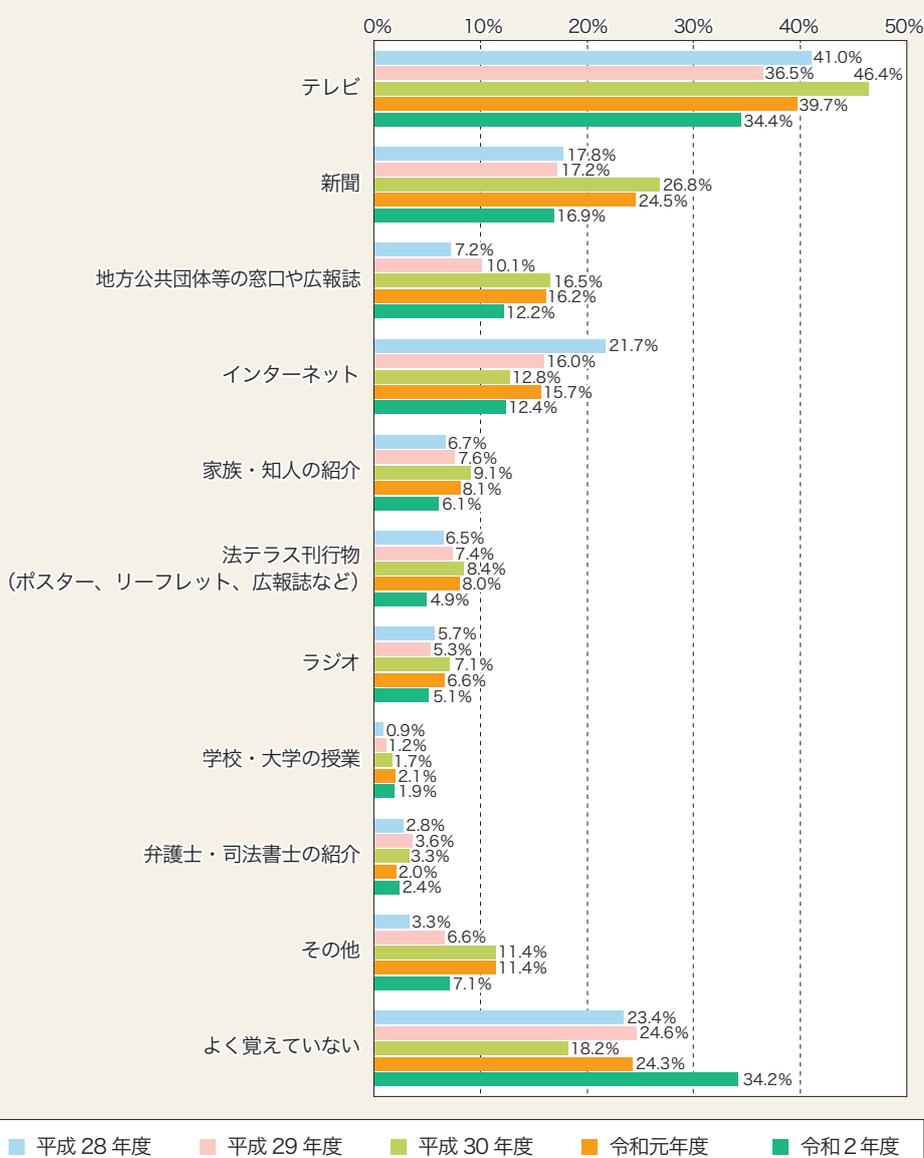
他方、女性20代は名称認知度・業務認知度ともに最も低く、同性の他の年代と比較しても著しく低くなっている。

### (3) 認知経路

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「新聞（新聞記事・新聞広告）」であった。

令和2年度は、ほとんどの認知経路について数値が低下しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や行動意識の変化も影響したものと考えられる。

資料 8-5 認知経路の内訳の推移



(注1) 回答は複数回答である。

(注2) 令和2年度の「その他」には、「政府広報3.0%」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告1.3%」、「イベント(街頭・図書館・各種勉強会など) 1.0%」なども含まれる。

## 8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話や書面、メールなどで様々な苦情や御意見・御要望（以下「苦情等」）が寄せられている。

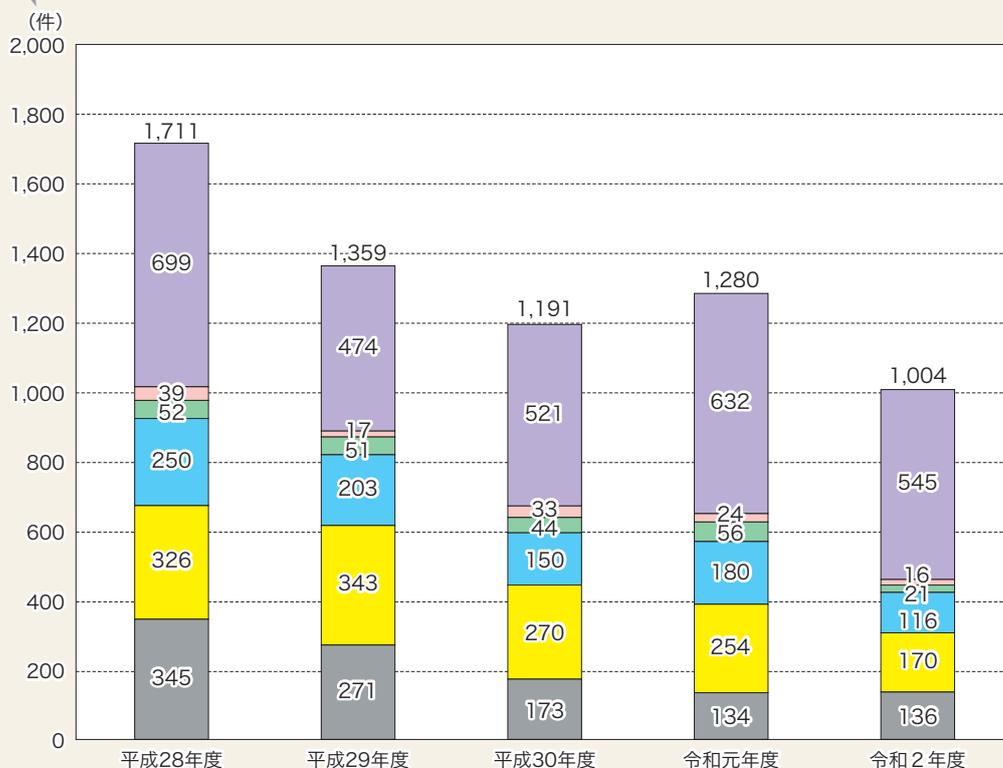
令和2年度の苦情等の受付件数は1,004件で、令和元年度の件数1,280件から、約21.6%（276件）減少した。（資料8-6）

最も多く寄せられた苦情等は、地方事務所への電話が混み合っていない等といった「電話に関するもの」である。件数は、令和元年度の632件から13.8%（87件）減少して545件となっている。地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているほか、地方事務所の代表電話にナビダイヤルの振分機能を導入することにより、「電話が混み合っていない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めている。

また、その他の苦情等としては、多い順に「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関する御意見等）」となっている。（資料8-6、8-7）

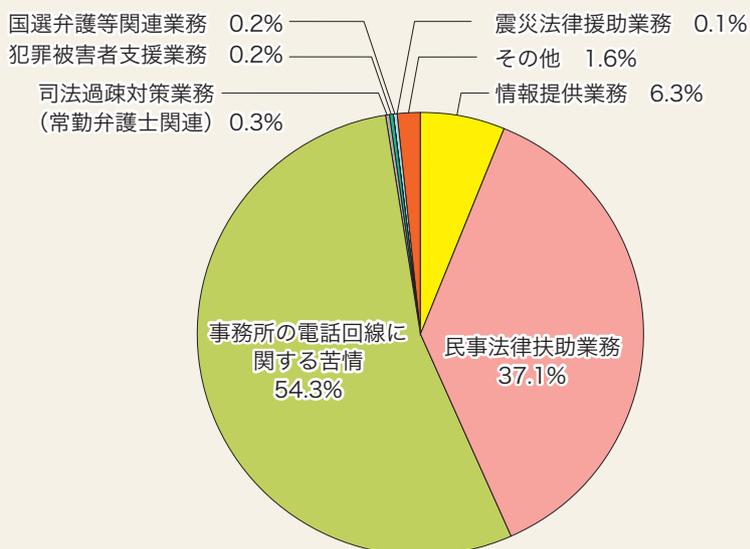
これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

資料 8-6 苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移

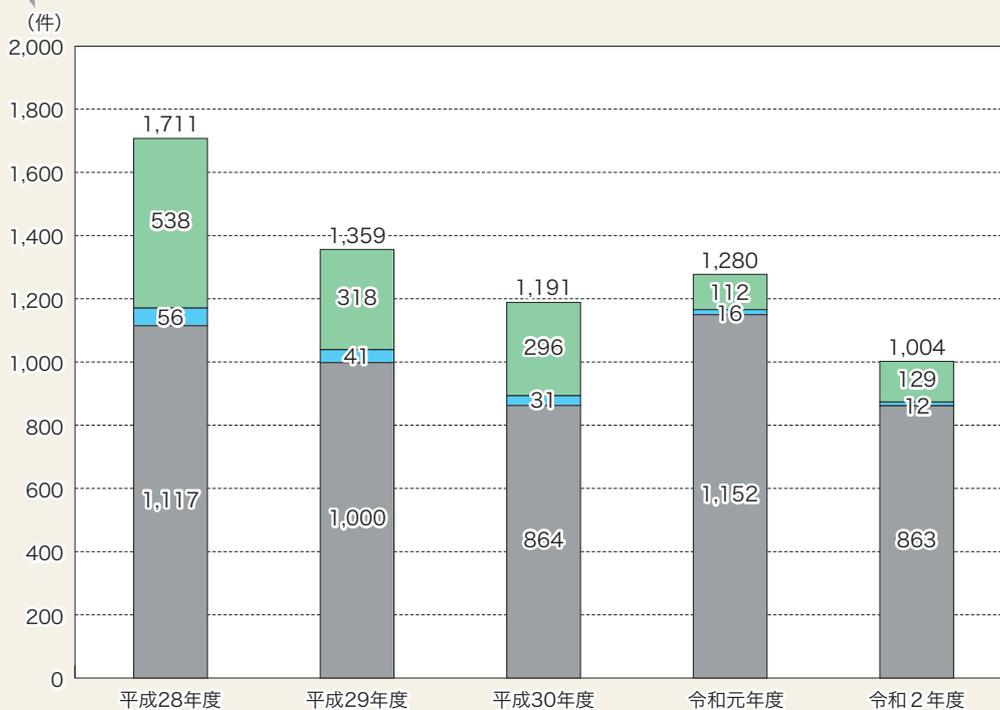


- 電話に関するもの (地方事務所の電話が混み合っている等)
- その他 (関係機関に関する御意見等)
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所の職員に関するもの
- 契約弁護士・司法書士に関するもの
- 制度・業務等に関するもの

資料 8-7 令和2年度業務別苦情内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

## 資料 8-9 令和2年度「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介

	皆様からの声	→	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	<p>当事者の家族の知人だが、サポートダイヤルに電話をし、「当事者が今できることは何か」を質問しているのに、オペレーターは「本人でないとお答えできない」というような回答を繰り返した。当事者が法律相談の申込みをしなければならないことはわかっているが、同じ回答を繰り返すのではなく、地方事務所の電話番号や申込方法を教えてほしいかった。</p>	→	<p>対応したオペレーターは、利用者が苦言を呈しているにも関わらず、当事者本人ではないため、情報提供に慎重になっていた。そのため、スーパーバイザーにおいて改めて利用者に情報提供を行うとともに、当該オペレーターに対して、当事者本人でなくても可能な限り利用者の心情に沿った情報提供を心掛けるようフィードバックを行った。</p>
	<p>法テラスのホームページからメールで問合せをし、返信があったのでメールに記載されている地方事務所に電話をしたところ、電話に出た担当者から「今届いているメールは自動配信メールなので、後日改めてメールが来ます」と言われたので待っていたが返信がなかった。 届いたメールのとおり電話したのに、職員の誤った案内のために法律相談の予約を取るのが遅くなってしまった。</p>	→	<p>電話に対応した地方事務所の職員は、利用者が受け取ったメールの内容をよく確認せずに「自動返信である」と誤った案内をしてしまった。当該職員には、利用者が受け取ったメールをよく確認した上で対応するよう指導した。また、メールによる情報提供に関する誤った案内を防ぐために、法専門家による法律相談を勧める必要性が高い事案に関しては、法専門家による相談の有用性を利用者に分かりやすく伝えるよう、担当部署に伝えた。</p>
【民事法律扶助業務】	<p>法テラスで法律相談したいと思い電話をしたところ、対応した地方事務所の職員の対応が悪く、理解できない専門用語が使われた。 以前家族が法テラスを利用したことがあったので、利用条件を知っていたが、初めて問合せする人にとっては説明が不足している。利用者の立場に寄り添った対応をしていない。</p>	→	<p>職員の対応で不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 職員には、利用者にとって分かりやすい説明や対応を心掛けるよう注意喚起した。</p>
	<p>法テラスの代理援助を利用しているが、受任弁護士と一年以上連絡が取れなくなっている。法テラスの職員から、弁護士の苦情は弁護士会に伝えるよう案内されたが、弁護士会に連絡したところ、担当の方から「法テラスに連絡してください」と言われ、たらい回しの状態になっており困っている。</p>	→	<p>法テラスの利用に際し、不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 利用者から弁護士を変更したいという申出があったため、解任手続を案内した。後日、利用者から解任届を受領し、解任による終結決定を行った。 その後、後任の弁護士が見つかり、援助開始決定となった。</p>
【その他】	<p>法律相談を受けようと思い、法テラスのホームページを見たところ、「お近くの法テラスで受け付けています。お電話するか、窓口にお越しください。」と書いてあったので、法テラスの法律事務所に行ったところ、法律事務所の職員から「ここでは予約は取れません」と言われて無駄足になった。ホームページでは「地方事務所とは異なります。注意してください。」と書いてあったが、予約ができないとは書いていないので分かりづらかった。</p>	→	<p>法テラスの利用に際し、不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 申出を受けて、法テラス法律事務所のホームページを見直し、「法テラス法律事務所では新規の相談及び相談の予約は承っておりません。」というお断りと地方事務所の電話番号を掲示した。</p>
【感謝の言葉】	<b>皆様からの声</b>		
	<p>事件の被害に遭ったことについて地方事務所に相談し、弁護士に取り次いでもらいました。何もわからない中で力になってもらい、非常に助かりました。職員にお礼を伝えてほしい。</p>		
	<p>私は障がい者で生活保護を受けていますが、地方事務所の職員が親切丁寧に制度の説明と手続をしてくれました。法テラスのおかげで弱者にも優しい社会になっていることをうれしく思います。心から感謝いたします。</p>		

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

### 基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

## 8-4 審査委員会

### (1) 審査委員会とは

#### ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

#### イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第1項）

#### ウ 構成（資料8-10参照）

最高裁判所推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第2項）。

#### エ 委員の任期

2年（総合法律支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第4項）。

#### 資料8-10 日本司法支援センター審査委員会委員名簿（令和3年3月31日現在）

委員長	高橋宏志	東京大学名誉教授
委員	飯室勝彦	前中京大学文学部教授
委員	岡本直美	日本労働組合総連合会顧問
委員	小林利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	作間功	弁護士（福岡県弁護士会）
委員	竹内寛志	最高検察庁検事
委員	永淵健一	東京地方裁判所判事
委員	谷萩陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委員	山本一宏	司法書士（三重県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

## (2) 審査委員会の審議事項

### ア 審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第8項第2号）。

### イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

### ウ 審査委員会の開催頻度等

令和2年度は、毎月1回程度開催した。

### エ 審査委員会議決の内訳（資料8-11参照）

### オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成28年度	2	1	2	3	2	11	3	13	34	37
平成29年度	8	1	1	6	0	10	2	18	37	46
平成30年度	11	4	0	8	1	10	1	9	29	44
令和元年度	4	0	2	7	1	8	4	0	22	26
令和2年度	4	3	2	4	2	6	1	7	22	29

## 8-5 顧問会議

### (1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和2年度は下記のとおり1回開催し、令和2年度の業務実績（概況）について報告を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応や外国人に対する取組について意見を聴取した。

### (2) 顧問会議メンバー（令和3年3月31日現在、敬称略）

＜座長＞	片山 善博	早稲田大学公共経営大学院教授
	高木 剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
	津島 雄二	弁護士
	坂東 真理子	昭和女子大学理事長・総長
	中山 弘子	元新宿区長
	村木 厚子	元厚生労働事務次官
	長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授

### (3) 顧問会議の開催状況

第19回 令和3年3月2日（火）

#### 【報告案件】

・令和2年度業務実績（概況）について

#### 【協議案件】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応
- ・外国人に対する取組について

## 8-6 地方協議会

### 開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、高齢者・障がい者対策及び特定援助対象者法律相談援助に重点を置くとともに、外国人対応など昨今の問題を踏まえた議題とした。制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。

令和2年度は、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方事務所においてオンライン形式にて開催したほか、資料及びアンケートを送付して、関係機関・団体の意見の把握に努めるなどの工夫も行った。地方事務所ごとの主な内容は資料8-12のとおりであり、令和2年度中の延べ開催数は全国で57回となった。

#### 資料 8-12 令和2年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和3年1月	・特定援助対象者法律相談援助について	28名
函館	令和3年1月	・司法ソーシャルワークについて ・法教育事業について	74名
旭川	令和3年3月	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・新型コロナウイルス感染症の影響による法的トラブルについて	146名
釧路	令和2年11月	・業務認知度について ・ケース会議援助プログラムについて ・成年後見制度等について	183名
青森	令和3年3月	・司法ソーシャルワークについて ・ケース会議援助プログラム及び保健医療福祉機関と弁護士との連携等について	397名
岩手	令和2年10月21日	・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	65名
	令和3年1月29日	・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	22名
宮城	令和3年3月	・特定援助対象者法律相談援助について ・新型コロナウイルス感染症の影響による法的トラブルについて ・出張所の閉鎖及び震災特例法失効について	286名
秋田	令和3年1月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	65名
山形	令和3年2月5日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・ケースの問題への気づきとその解決に向けて	23名
福島	令和2年9月	・司法ソーシャルワークについて	16名
	令和2年10月	・司法ソーシャルワークについて	17名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
栃木	令和3年3月12日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	24名
埼玉	令和3年2月17日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者への対応について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 自然災害対応について ・ 外国人対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	94名
千葉	令和2年11月	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者への対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラス千葉令和元年度活動報告	176名
東京	令和2年10月	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者への対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	52名
東京 (多摩支部)	令和3年2月4日	・ 高齢者・障がい者への対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	12名
神奈川	令和3年1月25日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者への対応について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 弁護士・司法書士による法的支援の事例紹介	66名
新潟	令和2年10月29日	・ DV等被害者法律相談援助について ・ 中越地域の弁護士の活動状況について	22名
富山	令和3年2月	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 法テラス業務説明	50名
福井	令和2年11月	・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラス業務説明 ・ 今後の連携ニーズについて	85名
	令和2年12月	・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラス業務説明 ・ 今後の連携ニーズについて	27名
山梨	令和3年3月	・ 司法ソーシャルワークについて ・ 生活困窮者自立支援制度について	27名
長野	令和2年11月	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 常勤弁護士の活動報告について	24名
岐阜	令和3年2月	・ 司法ソーシャルワークについて ・ ケース会議援助プログラムについて	48名
静岡	令和2年12月	・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 生活困窮者の抱える総合的な問題解決について	520名
	令和3年1月20日	・ 外国人対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ その他（業務実績報告、業務説明）	32名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
愛知	令和3年2月	・外国人対応について	54名
三重	令和3年2月3日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について	26名
滋賀	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・情報提供、民事法律扶助、新型コロナウイルス感染症に関する取組	159名
京都	令和2年10月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	48名
大阪	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて	734名
兵庫	令和3年3月19日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・法テラスと関係機関の連携について	157名
奈良	令和2年12月	・司法ソーシャルワークについて	112名
和歌山	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について	74名
鳥取	令和3年1月	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・民事法律扶助等の説明について	17名
島根	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	411名
岡山	令和2年9月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について	74名
広島	令和2年12月2日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・法テラスとの関係・利用状況、各機関における法テラスの広報状況、各機関ごとの取組、法テラスとの連携方法について	4名
山口	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	214名
徳島	令和3年3月3日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・情報提供、民事法律扶助について	4名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
香川	令和2年10月	・福祉機関向けのホットラインについて	41名
	令和2年12月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・福祉機関向けのホットラインについて	21名
愛媛	令和2年12月2日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	11名
	令和2年12月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	8名
	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	26名
高知	令和3年2月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について	23名
福岡	令和3年2月18日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	24名
福岡 (北九州支部)	令和3年2月24日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・債権法改正について	19名
佐賀	令和2年12月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・司法ソーシャルワークについて	16名
長崎	令和3年3月11日	・電話等法律相談援助について	9名
熊本	令和3年3月	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について	157名
大分	令和2年11月	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者への対応について ・DV等被害者法律相談援助について ・自然災害対応について ・外国人対応について	66名
宮崎	令和2年11月	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・オンラインを活用した新たな連携方法について	219名
鹿児島	令和3年3月	・法テラス業務の認知度や利用経験について ・法テラス鹿児島に対するニーズ調査について ・関係機関のリモート環境確認について	190名
沖縄	令和2年11月	・司法ソーシャルワークについて	88名

# 法テラス用語の解説

## 総務

### 1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として行われた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）において、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書内の「国民の期待に応える司法制度の構築」において、「司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」とされ、法テラスの設立につながった。

### 2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

### 3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

### 4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行う全ての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの主要業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。被災地出張所は7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖、「よろず相談」は福島県を除き、令和3年3月31日限りで終了している。

## 情報提供業務

### 5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

### 6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみなイナイ）」

### 7 法テラス災害ダイヤル(震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。  
※令和3年4月1日に「法テラス災害ダイヤル」と名称変更

### 8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和3年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

### 9 よろず相談

東日本大震災をきっかけに、宮城、福島、岩手3県に設けられた被災地出張所において実施。被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるよう、弁護士、司法書士のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる相談会を実施してきた。被災地出張所は7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖、「よろず相談」は福島県を除き、令和3年3月31日限りで終了している。

## 民事法律扶助業務

### 10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

### 11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士又は司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定して、法律相談援助を行う場所

### 12 資力要件

収入や保有資産が一定の基準を超えていないこと。法律相談援助、代理援助・書類作成援助を利用するには、当該要件に該当する必要がある。

### 13 法律相談援助

民事法律扶助業務で最も一般的な法律相談。収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士又は司法書士による無料法律相談を行う。

### 14 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行  
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対して、支援機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張法律相談を行う。  
対象者の収入や資産が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

### 15 被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行  
政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う。  
これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。

### 16 電話等法律相談援助

新型インフルエンザ等緊急事態の発生により、面談での法律相談の実施が困難となった場合に、その代替措置として、一定の実施期間を定めて、電話やインターネット上のWeb 会議ソフト等を用いて法律相談を行う。

### 17 震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。  
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

### 18 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行う。
- 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。  
いずれも立替金の償還は原則として事件の開始時から始まる。

### 19 震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士の費用の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。  
いずれも立替金の償還は事件の終結後から始まる。  
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

### 20 簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

### 21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払い方法などを決定する。

### 22 立替金(着手金・実費・報酬金)

弁護士・司法書士費用等について、法テラスが被援助者に代わって一時的に立替払いした金員。被援助者は原則毎月法テラスに返済する。以下の金員を立て替える。

- 着手金：弁護士が事件の依頼を受けたときに支払いを受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士が受け取るもの。
- 実費：弁護士が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など。
- 報酬金：弁護士が一定の成果を得られたときに支払いを受ける金員。

# 法テラス用語の解説

## 23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

## 24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。  
いずれも、一定の要件等がある。

## 25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助事業を行っている。

## 26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

## 国選弁護等関連業務

## 27 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された人が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約(国選弁護人契約)を結んだ弁護士(国選弁護人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

## 28 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約(国選付添人契約)を結んだ弁護士(国選付添人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

## 29 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する(指名通知請求)。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し(指名打診)、承諾を得て裁判所に通知する(指名通知)。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する(選任)。

## 司法過疎対策・常勤弁護士

## 30 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士。司法過疎対策、民事法律扶助及び国選弁護等の重要な担い手である。

## 31 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者(以下「弁護士等」という。)がその地域にいないことその他の事情により、当該地域の居住者が、弁護士等に対して、法律事務の取扱いを依頼することが困難な状況にある地域。

## 32 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。当該司法過疎地域の居住者等の依頼に応じ、民事法律扶助や国選弁護を利用する案件のほか相当の対価を得て、常勤弁護士が法律事務を取り扱う。

## 33 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て法律事務を行う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において常勤弁護士が取り扱っているが、司法過疎地域事務所以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

## 34 隣接法律専門職者

弁護士及び弁護士法人以外のものであって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

## 35 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者・生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

## 36 養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任するために、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」という。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、養成期間中の常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

## 犯罪被害者支援業務

### 37 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。

必要に応じて法テラス地方事務所へ支援の引き継ぎを行う。

電話番号は「0570-079714（なくことないよ）」。

### 38 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行

特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

### 39 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

### 40 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

### 41 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

## 42 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料(宿泊が必要と認められる場合)を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

## 法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

# 法テラスの刊行物

## 法テラスを利用したい方へ

## 組織概要を知りたい方へ



日本司法支援センター  
**法テラス**

誰に相談したらいい？  
弁護士、司法書士の費用が心配。  
こんなこと聞いていいのかな？  
犯罪の被害にあってしまった...

まずは**法テラス**へ。

ほしめておられる方は  
まず法テラスウェブチャットから相談ください。  
**0570-078374**  
※休曜日から含む。03-6745-6600

法テラスは、国が設立した公的法人です。

一般リーフレット



法テラス申込みの流れ  
(ご利用のためのしるし)

【任意】法律相談センター  
経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立て替える制度です。

申込み  
●収入・家賃減額(減額・返還)申請  
●収入・家賃の滞り(滞り・返還)申請  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う

費用  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う

審査  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う

補助開始決定  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う

案件終了  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う  
●滞りなく支払う

詳しくは、お近くの法テラスにご相談ください。  
法テラスHP <https://www.houtetsu.or.jp>



日本司法支援センター  
**法テラス**

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害…  
こんなとき、まずは**法テラス**へ。

身近な法的トラブル  
お気軽にお問合せください。

法テラスは、国が設立した公的法人です。  
法テラスホームページ <https://www.houtetsu.or.jp>

パンフレット



法テラス白書  
令和元年度版

日本司法支援センター(法テラス) 編纂

法テラスは、国が設立した公的法人です。

白書



日本司法支援センター  
**法テラス**

法テラスは、国が設立した公的法人です。

法人パンフレット

## 利用対象者別パンフレット



日本司法支援センター  
**法テラス**

高齢者・知的障害者・犯罪被害者  
トラブルにあったら、  
まずは**法テラス**へ

よかった、  
法テラスに電話して。

**0570-078374**  
**0570-079714**

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00  
【法テラス】が国が設立した公的法人です。

高齢者支援パンフレット



日本司法支援センター  
**法テラス**

知的障害者  
トラブルにあったら、  
まずは**法テラス**へ

この法律上のトラブルの悩み  
誰に相談したらいいかわからない？

みんなが知っている、  
法テラスに  
ご相談ください。

あなたに合った支援を  
ご提供します！

**0570-078374**  
**0570-079714**

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00  
【法テラス】が国が設立した公的法人です。

知的障害者支援  
パンフレット



日本司法支援センター  
点字パンフレット

点字パンフレット

## 犯罪被害者支援リーフレット



日本司法支援センター  
**法テラス**

犯罪被害者支援

一人で悩まないで、  
犯罪被害者支援センター  
に相談してください。

**0570-079714**

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00  
【法テラス】が国が設立した公的法人です。



日本司法支援センター  
**法テラス**

犯罪被害者支援  
Q & A

法テラスは、国が設立した公的法人です。



日本司法支援センター  
**法テラス**

犯罪被害者支援Q&A  
ドメスティック  
バイオレンス(DV)

法テラスは、国が設立した公的法人です。



日本司法支援センター  
**法テラス**

犯罪被害者支援Q&A  
ストーカー

法テラスは、国が設立した公的法人です。



日本司法支援センター  
**法テラス**

犯罪被害者支援Q&A  
児童虐待

法テラスは、国が設立した公的法人です。



## 法律相談Q&Aシリーズ

## 広報誌



シリーズ内容  
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、成年後見、身近なトラブル

## 調査報告書

## 紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書



法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書



総合法律支援論叢

## 法テラス白書 令和2年度版

---

令和3年10月発行

編著・発行者 日本司法支援センター  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
電話 0503383-5333  
<https://www.houterasu.or.jp>

印刷・製本 若越印刷株式会社



法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し  
**0570-078374**

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ  
**0570-079714**

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

(震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)

お な や み レスキュー  
**0120-078309**

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス 携帯サイト

<https://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト



携帯サイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)